

学校管理下における 危機管理マニュアル

- 危機管理の手引
- 事象別危機管理の要点

令和7年3月改訂
三重県教育委員会

「学校管理下における危機管理マニュアル」について

「学校管理下における危機管理マニュアル」（以下危機管理マニュアルという）は、学校管理下で事故等が発生した際、教職員が的確に判断し円滑に対応できるよう、教職員の役割等を明確にし、児童生徒等の安全を確保する体制を確立するために必要な事項についてまとめたものです。

各学校においては、危機管理マニュアルを参考に、学校の特性に応じたマニュアルの作成や研修、訓練などを実施し、一人ひとりの教職員の危機に対する意識を高めるとともに、組織としての危機管理を推進していただきますようお願いいたします。

なお、災害対策基本法第2条第1号で規定する災害については、三重県地域防災計画や市町の地域防災計画に基づき対応することとされています。また、学校における防災教育及び防災対策については、「学校における防災の手引」をご活用ください。

危機管理に関する手引等の位置付け

<危機管理全般及び個別の事件事故の対策と対応>

学校管理下における危機管理マニュアル
○危機管理の手引
○事象別危機管理の要点
○資料編

<防災>

学校における防災の手引 ……（地震及び風水害への対応）

【参考】

災害対策基本法第2条第1号で規定する災害

「暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。」

学校保健安全法（抜粋）

第3条〔国及び地方公共団体の責務〕

2 国は、各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、学校安全の推進に関する計画の策定その他所要の措置を講ずるものとする。

3 地方公共団体は、国が講ずる前項の措置に準じた措置を講ずるように努めなければならない。

第29条（危険等発生時対処要領の作成等）

学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領（次項において「危険等発生時対処要領」という。）を作成するものとする。

も く じ

I	学校の危機管理について	1
1	「危機管理」とは.....	1
	(1) リスク	
	(2) 危機	
	(3) 本マニュアルで考える「危機管理」	
2	対象とする危機.....	1
3	学校における危機管理の方針.....	3
II	学校の危機管理体制	4
1	危機管理体制の整備.....	4
	(1) 危機管理責任者（校長）	
	(2) 危機管理推進者	
	(3) 学年、学科、校務分掌等の危機管理推進担当者	
	(4) 危機管理委員会	
	(5) 教職員	
	(6) 教育委員会事務局、近隣の学校等との連携	
	(7) 保護者や地域等との連携	
	(8) 関係機関等との連携	
2	危機対策本部の設置.....	6
	(1) 設置	
	(2) 設置基準	
	(3) 組織	
	(4) 所掌事項	
III	具体的な取組	7
1	平常時の取組（未然防止の取組）.....	7
	(1) リスクの把握・対策の検討・実施	
	(2) 連絡体制の整備	
	(3) 危機管理マニュアルの作成及び見直し	
	(4) 危機管理に関する文書の整理等	
	(5) 訓練・研修	
	(6) 児童生徒への教育・啓発等	
2	危機発生時の対応.....	10
	(1) 情報の収集と事態の見極め	
	(2) 初動体制の確立	
	(3) 応急対策の実施	
	(4) 推移予測と対策の検討・実施	
3	再発防止に向けた取組と事後の評価.....	13
	(1) 原因や背景の分析	
	(2) 危機管理対応の評価	
IV	学校管理下の事故と学校の対応	14

V 事象別危機管理の要点 18

〔授業等における事故〕

1	体育の授業中（陸上競技）における心肺停止	18
2	体育の授業中（武道：柔道）の事故による意識不明	20
3	体育の授業中（水泳）の心肺停止	22
4	体育の授業中（器械運動）・体育祭の練習中（組み体操）に起きた骨折	24
5	授業中（調理、溶接、食品加工等実習中）のやけど	27
6	理科の授業中（実験中）のガラス器具破裂	29
7	インターンシップ中の事故	31
8	校外学習中の蜂刺され	33
9	修学旅行におけるバス移動中の交通事故	35
10	校内での転落事故	37
11	生徒の自死への対応	40
12	インターネット検索による不適切な画像の閲覧	42

〔部活動中の事故〕

13	運動部活動中の事故による意識不明	44
14	運動部活動中の熱中症	46

〔問題行動〕

15	いじめ	51
16	インターネットの掲示板上での誹謗中傷	55
17	学校内における生徒間暴力	58
18	学校外における暴力事件による生徒の逮捕	60
19	性暴力・性犯罪被害（盗撮事案）	62

〔人権侵害（差別事象）〕

20	学校における人権侵害（差別事象）	66
----	------------------	----

〔不審者〕

21	不審者の侵入	71
22	児童等の殺傷予告	73
23	下校途中の児童連れ去り	75

〔交通事故〕

24	下校途中の交通事故	77
----	-----------	----

〔参考〕スクールバス運行に当たっての安全管理について

		79
--	--	----

〔健康被害〕

25	学校給食による食中毒	81
26	学校における感染症	88
27	食物アレルギーによるアナフィラキシー	92
28	学校給食への異物混入発生	101
29	学校給食における窒息事故	103

〔災害〕

30	大地震・津波	105
31	集中豪雨	108
32	学校が避難所となったときの対応	113

〔個人情報等の情報流出〕

33	個人情報記載文書等の盗難	115
34	ネットワークからの情報流出（情報セキュリティ対策）	117
35	個人情報記載文書の誤配付・誤送付	119

〔相談・苦情への対応〕

36	相談・苦情への対応	123
----	-----------	-----

〔爆破予告・テロ・弾道ミサイル対応〕

37	学校施設の爆破予告	125
38	学校周辺におけるテロの発生	127
39	弾道ミサイル発射に係る対応	129

〔イベント等〕

40	学校が主催するイベント等における危機管理	133
----	----------------------	-----

〔心のケア〕

41	災害及び事件・事故発生後の心身への影響（心のケア）	138
----	---------------------------	-----

〔参考〕	「学校事故対応に関する指針」に基づく事故発生時の報告について	140
------	--------------------------------	-----

○資料編（別冊）

資料1～資料15は三重県ホームページ

(<http://www.pref.mie.lg.jp/KYOIKU/HP/17743018746.htm>) に掲載しています。

I 学校の危機管理について

1 「危機管理」とは

学校における「危機管理」は、学校安全や教職員の不祥事防止などさまざまな観点から述べられる場合が多い。本マニュアルで考える「危機管理」は学校で起こりうるあらゆる事件・事故等を対象にした取組であり、危機管理体制の整備、未然防止、危機発生時の対応、再発防止の取組までを含んだものである。

(1) リスク

損失や事故が発生する可能性のことであり、まだ具体的な損失や事故は起きておらず、起こる可能性にある状態のものをいう。

(2) 危機

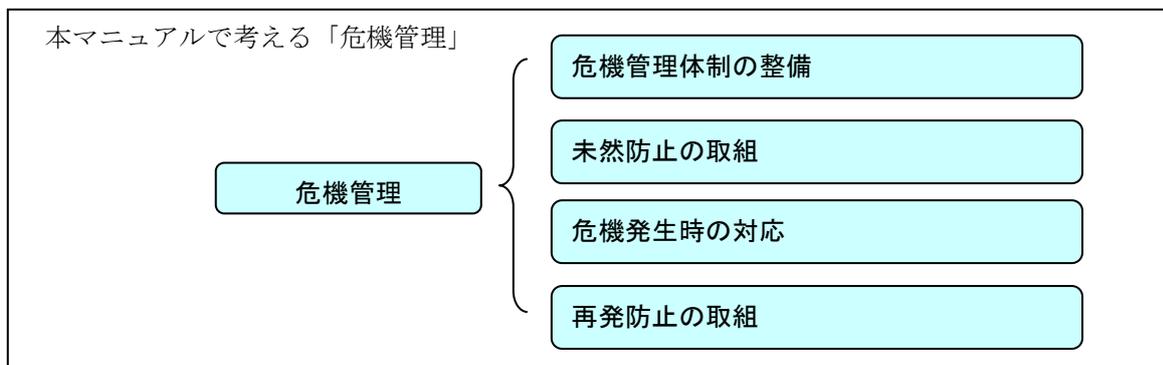
リスクが顕在化し、具体的な事象となったものを危機という。また、ここでいう危機は、予告なしに突然発生し被害が深刻または甚大なもの、警察等関係機関の協力が必要なもの、報道が行われるなど学校の通常の対応では解決し得ないものを中心に考える。

(3) 本マニュアルで考える「危機管理」

一般的に、危機がなるべく起こらないように対処する活動をリスクマネジメントと呼び、危機的な状況が発生した後の活動を危機管理（クライシスマネジメント）と呼ぶ。

しかし、リスクマネジメントには、危機時の体制やマニュアルの整備等の危機に関する対応事項が含まれている場合もあり、また危機管理も危機を発生させない活動も含めて危機管理と呼ぶ場合もある。

このように両者の差異は必ずしも明確ではないことから、本マニュアルでは、危機管理体制の整備、危機の発生を未然に防止するための事前対策、危機発生時の対応や再発防止に向けた対策を含めた幅広い局面に対応していく取組を「危機管理」とする。



2 対象とする危機

学校は児童生徒等が日々、学習をはじめとする諸活動を行う場であることから、まず対処していく必要があるのは児童生徒等にとっての危機である。また、学校が諸活動を進めるうえでは児童生徒や保護者、県民等から信頼されていることが必要である。そのため、対象とする危機を、発生すれば児童生徒等に好ましくない影響を及ぼす事態から、学校経営上の問題等、保護者や県民の批判や不信感を招き学校の信頼性を損なう事態まで幅広くとらえるものとする。

次頁に、対象とする危機について例示する。危機についてはいろいろな観点から分類できるが、ここでは、被害の対象と原因により分類する。

大分類	中分類	小分類	危機の例示
児童生徒等に好ましくない影響を及ぼす事態	学習活動等	学習活動(各教科等)	運動時、実習・実験、校外活動中の事故
		特別活動	修学旅行、現場学習等での事故
		部活動	熱中症による入院、運動時の事故
		社会教育等活動	イベント・大会等参加中の事故
		その他	学校施設利用中の事故
	交通	交通事故	登下校時の死傷事故
	健康	感染症	新型インフルエンザ等への児童生徒の集団感染
		学校給食等にかかる事故	集団食中毒や異物混入、窒息事故
		アレルギー	アナフィラキシーショック(重篤なアレルギー症状)
	人権	人権侵害	差別事象
	問題行動等	街頭犯罪	児童生徒による恐喝、ひったくり
		暴力行為	児童生徒間の傷害行為
		いじめ	いじめに起因する傷害・自死
	犯罪	不審者	不審者による殺傷、連れ去り
		インターネット犯罪	SNS を利用した誹謗中傷
	その他	自然災害	地震・津波、台風などによる児童生徒の死傷、校舎の損壊
		テロ・有事	水道への毒物混入、弾道ミサイルの発射、学校に対する犯罪予告
		その他	光化学スモッグ、野生生物の出没、その他
学校の信頼性を損なう事態	教職員	不祥事	教職員その他学校に関わる職員による不祥事
		健康管理	心身の不調による業務への影響
		事故	交通事故
	教育計画	教育課程	未履修
	施設設備	施設設備	施設の保守管理、修繕の不備等に起因する人身事故
	財務	資金管理	公金の遺失
		会計処理資金運用	不適正な公金支出、部費の不適切な執行
	情報	個人情報	個人情報の漏洩
		情報システム	システムダウンによる影響、ウイルスによる影響
	文化財	文化財保護	指定文化財の盗難や毀損
	業務執行	学校運営	保護者に対する不適切な対応による信用失墜
		社会教育等施設運営	施設利用者に対する不適切な対応による信用失墜
		広報・報道	不適切な報道対応による信用失墜・情報提供不備による不信感
	その他	その他	その他

3 学校における危機管理の方針

各学校においては、次の「学校における危機管理の方針（例）」を参考に、危機管理の方針を定め、危機管理を推進する。

学校における危機管理の方針（例）

1 基本理念

学校では、児童生徒等に好ましくない影響を及ぼす事態や三重の教育の信頼を損なう事態を危機ととらえ、児童生徒等や保護者等の安全・安心の確保をめざし、危機発生時の未然防止から危機発生時の対応、再発防止からなる「危機管理」を推進していきます。

このため、教職員一人ひとりが「危機管理は学校経営のベースである」ことを認識し、日々の教育活動や業務に取り組んでいきます。

2 基本方針

学校では、児童生徒・保護者・県民の視点を重視し、「知る」・「備える」・「行動する」の3つをキーワードに、学校をあげて危機管理に取り組んでいきます。

（知る）

- ・危機に対する感性を磨いていくとともに、危機の兆候を積極的に察知していきます。

（備える）

- ・危機発生時の未然防止に努めます。
- ・危機発生時に迅速かつ的確に対処することが可能な体制を整備します。
- ・研修や訓練をとおして、教職員一人ひとりの危機管理に関する意識や資質の向上を図ります。

（行動する）

- ・危機が発生した場合、教職員は児童生徒等の生命及び身体の安全を確保することを最優先し、迅速かつ的確な対応を行い、児童生徒等への影響をできる限り少なくしていきます。

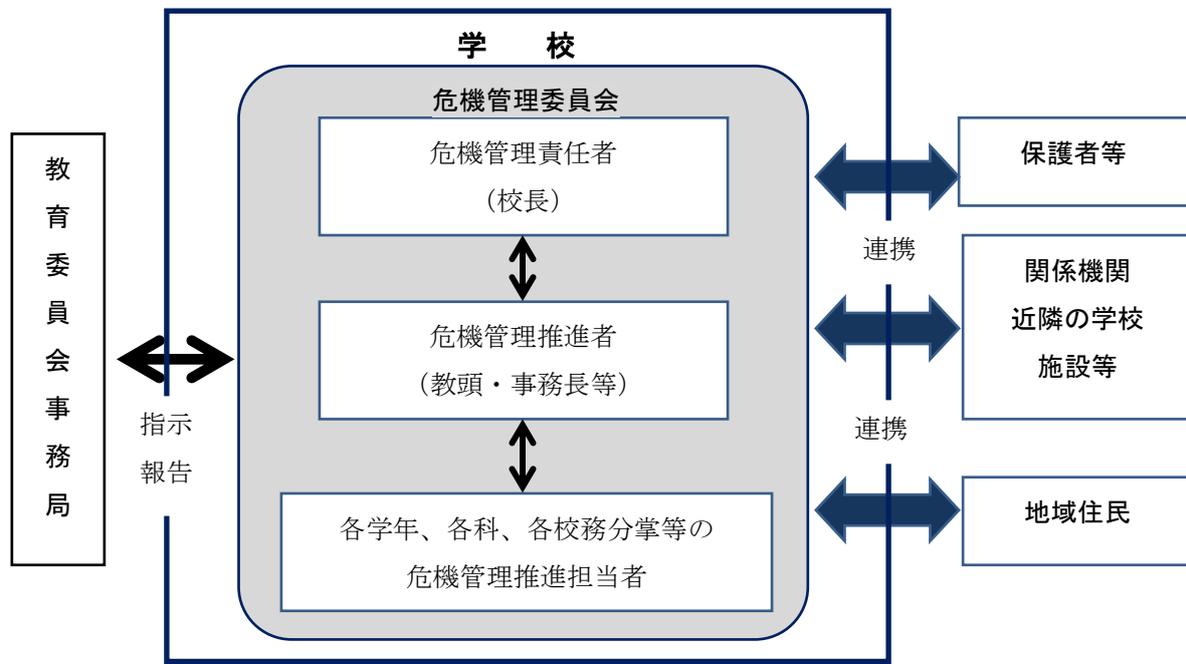
3 教職員行動方針

- （1）教育活動や業務等に潜んでいる問題点や課題等を対話により把握し、危機への備えを行います。
- （2）常に危機管理意識をもって教育活動や業務を推進するとともに、危機管理に関する目標を設定し、進行管理を行います。
- （3）自由に意見が言える風通しのよい職場をつくり、問題が発生したら直ちに管理職に報告し、迅速な対応を行います。
- （4）総合力を発揮した危機管理を行うことができるように、保護者や地域、関係機関等との連携を密接に行っていきます。
- （5）危機発生時の役割を常に認識し、迅速かつ的確な対応ができるようにしていきます。

II 学校の危機管理体制

1 危機管理体制の整備

学校が保有する多様なリスクを体系的にとらえ、未然防止の取組や危機発生時の対応など組織的に危機管理を行うために、学校の規模等に応じて危機管理責任者、危機管理推進者、危機管理委員会などの組織体制を整備する必要がある。以下に学校における危機管理体制を例示する。



(1) 危機管理責任者（校長）

校長は学校における危機管理の最高責任者として、児童生徒等の安全・安心の確保を第一に考え、学校における危機管理体制の確立に万全を期すとともに、平常時のリスク低減対策や危機発生時の迅速かつ的確な対応を行う。また、関係機関等との連絡調整の責任者並びに情報収集、情報提供及び情報発信の責任者となる。

(2) 危機管理推進者

危機管理推進者は、校長の指示に基づき、平常時には、リスクの体系的な把握、危機管理マニュアル・連絡体制の整備、研修訓練の企画・実施など危機管理の進行管理を行う。危機発生時には校長の方針に基づき対応を行う。

また、関係機関との連絡調整や校内の調整を行う。

(3) 学年、学科、校務分掌等の危機管理推進担当者

危機管理推進担当者は、教育活動や業務等が有するリスクを把握するとともに、危機発生を未然に防止するための活動を行う。また、危機発生時には校長の方針に基づき対応を行う。

(4) 危機管理委員会

危機管理を推進するための学校内の連絡調整機関として、危機管理委員会を設置する。危機管理委員会は、校長を委員長とし、危機管理推進者等必要な人員で構成する。

危機管理委員会は学校の危機管理を推進し、危機管理に関する情報収集、分析、及び情報共有を行い、全校的な対応が必要な危機発生時における対応方針の検討及び学校内の連絡調整を行う。

(5) 教職員

教職員は、日常の教育活動や業務を遂行するにあたり、リスクについて常に関心を持ち、リスクが顕在化しないようリスクの内容、対策等について校長又は危機管理推進者と絶えず相談するものとする。また、危機発生時には校長の方針に基づき対応する。

(6) 教育委員会事務局、近隣の学校等との連携

発生した危機によっては、学校内の対応だけでなく、地域や県全体など広い範囲での対応や小中学校と県立学校、私立学校などの校種や設置者が異なる学校、幼稚園や保育所等も含めた対応が必要な場合がある。そのため、各学校と当該教育委員会事務局の速やかな情報の伝達や交流、対策の実施などの連携を行う。また、必要に応じて近隣の学校等に情報を提供する。

(7) 保護者や地域等との連携

学校の危機管理を進めるうえで、保護者や地域等から情報や意見、さまざまな協力を得ることが重要であり、日頃から信頼関係を築くよう努める。

(8) 関係機関等との連携

学校で発生する危機は、学校だけで解決できない場合も多くある。危機が発生してからでなく、日頃から警察や青少年健全育成関係団体など関係諸機関等と緊密な連携を行うものとする。

【校長及び危機管理推進者の行動ポイント】

1 聴く・伝える

- ① 教職員から報告・連絡・相談がなされたら、きちんと聴く時間を必ずとるようにする。
- ② 教職員からの報告や連絡等の機会を利用して、さまざまなアドバイスや意識的な質問などを行うことによって、相手の状況を把握し、教職員一人ひとりの教育活動や業務の進捗状況などを把握する。
- ③ 自分の考えや判断、見通しを積極的に語り、教育活動や業務の進め方について教職員一人ひとりと共有する。

2 サポートする

- ① 教職員に対し、問題やトラブルが発生したら、直ちに管理職に報告するように徹底するとともに、問題点や間違いに気づいた時には、タイミングよく注意・指導するようにする。
- ② 率先してトラブル解決のための行動を起こす。

3 意識づける

- ① 教職員の細かな「ミスや失敗」をサポートし、アドバイスを行うよう心がけることにより、教職員が「ミスや失敗」の経験を次に活かせるようにする。
- ② 他の学校、自治体、企業等で発生した不祥事や事故情報を活用し、機会あるごとに、教職員と話し合うようにする。

4 つくる

- ① 「どんな意見も自由に言える」風通しの良い職場をつくる。

※「校長及び危機管理推進者の行動ポイント」チェックリスト（資料1）を用いて点検するとよい。

【教職員の行動ポイント】

- 1 「本当にこれで大丈夫だろうか」という意識を持って教育活動や業務に取り組み、疑問に思ったら躊躇せず校長又は危機管理推進者に報告する。
- 2 職場で困難な問題やトラブルが発生したら、決して一人で抱え込まず、校長又は危機管理推進者に相談し解決を図る。
- 3 常日頃から、「迷ったら報告」「取りあえず第一報」「悪い情報ほど早く」を実践する。

※「教職員の行動ポイント」チェックリスト（資料1）を用いて点検するとよい。

2 危機対策本部の設置

きわめて重大な危機が発生した場合、指揮系統を明確にし、情報収集や対応の決定等を迅速に行うために危機対策本部を設置する。

(1) 設置

発生した危機がきわめて重大である場合は、学校に危機対策本部を設置する。

(2) 設置基準

- ① 被害が深刻な場合や拡大が予測される場合。
- ② 学校経営に与える影響が甚大な事態が発生した場合、又は発生するおそれがある場合。
- ③ その他校長が必要と認めた場合。

例

- ・大量の個人情報の流出
- ・学校へ侵入した不審者による児童生徒等の殺傷
- ・修学旅行中の事故による死傷者発生

(3) 組織

- ① 対策本部には、本部長（校長）、副本部長（危機管理推進者）及び本部員（関係教職員、危機管理推進担当者等）をおく。
- ② 対策本部には、必要に応じて総括班、広報班等を設置する。
- ③ 現場があり、応急対策を迅速かつ的確に実施するために必要な場合は、現地対策本部を設置する。

(4) 所掌事項

- ① 対策の決定及び実施に関すること。
- ② 情報収集及び関係機関等との情報共有・連絡調整に関すること。
- ③ 広報等に関すること。
- ④ その他必要なこと。

【対策本部設置の概要】

設置基準	・被害が深刻な場合や拡大が予測される場合 ・学校経営に与える影響が甚大な事態が発生し、又は発生するおそれがある場合 ・その他校長が必要と認めた場合
本部長	危機管理責任者（校長）
副本部長	危機管理推進者
本部員	関係教職員 危機管理推進担当者
所掌事項	① 対策の決定及び実施に関すること。 ② 情報収集及び関係機関等との情報共有・連絡調整に関すること。 ③ 広報等に関すること。 ④ その他必要なこと。

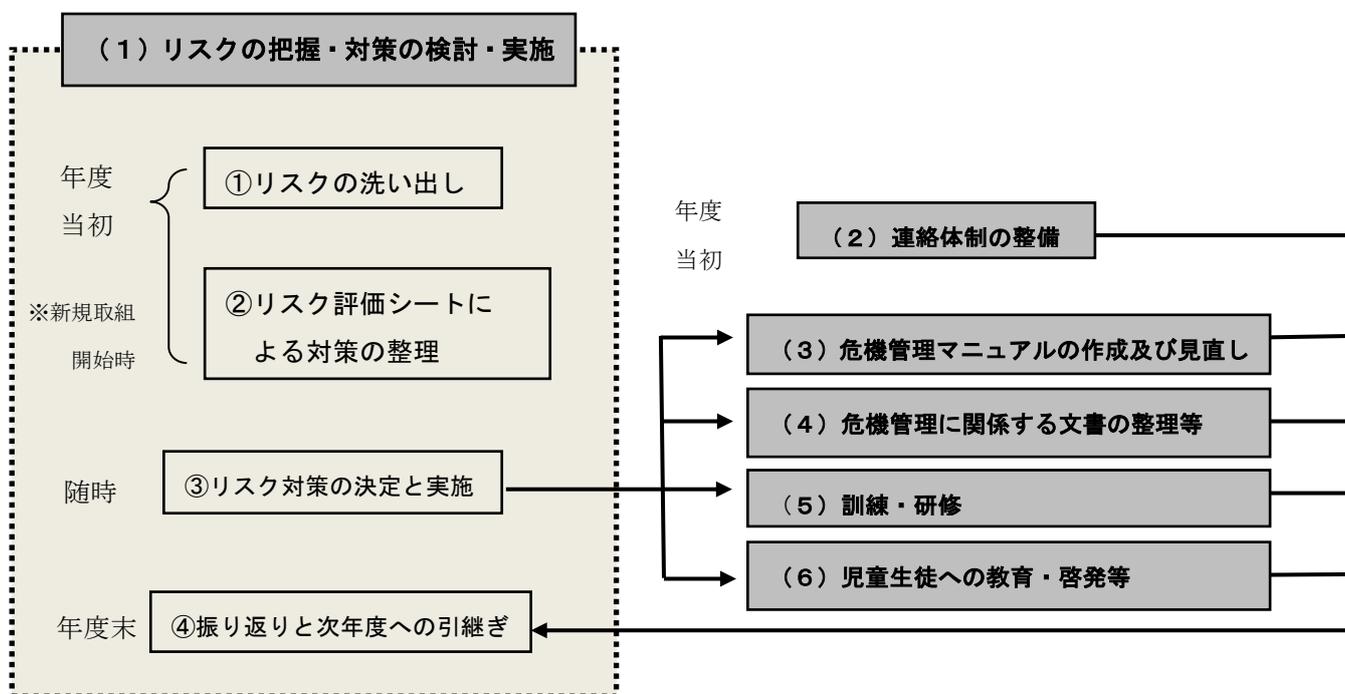
Ⅲ 具体的な取組

1 平常時の取組（未然防止の取組）

事件や事故が発生すると、その被害を回復するには多大な時間・労力が必要である。リスクが顕在化する（危機となる）前にいち早く察知し、対策を実施して危機の発生を未然に防止することが重要である。

重大な事故が発生するまでには、軽微な事故等の前兆があり、これらの前兆を見逃さないことが重要である。教職員一人ひとりが、教育活動や事業に潜むリスクを把握し、未然防止策を講じるとともに、研修や訓練をとおしてリスクに対する感性を磨き、危機の前兆を見逃さず的確に対応するものとする。

危機管理の年間の流れ



(1) リスクの把握・対策の検討・実施

未然防止対策を徹底するため、毎年度当初と新しい教育活動や業務を始める際に、学校内で対話を行いながら、教育活動や業務に潜んでいるリスクの把握を行う。

また、校長は、リスクに対する対策を決定し、危機管理推進者は校長の指示に基づき、対策の進行管理を行う。

校長は、必要に応じて、重点的に取り組むリスク低減対策を学校マネジメントシートの「本年度の行動計画と評価」等の学校評価の目標や行動計画に位置づける。

① リスクの洗い出し（実施時期：年度当初）

教職員は「学校における重要リスク発見作業フロー（資料2）」を参考に、想像力を十分に働かせ、教育活動や業務の中で起こりうるリスクを洗い出す。

【洗い出しの観点】

- ア 教育活動や業務上改善する必要があると思っているが、できていないこと
 - イ 教育活動や業務上よく起きているトラブル
 - ウ 全国の学校で発生した事件・事故や最近話題になっている事件・事故等
 - エ 保護者や県民の信頼を失う事態
- ※「自分の学校ではきっと起こらないだろう」という思い込みは払拭して、最悪の事態を想定することが大切である。

② リスク評価シートによる対策の整理（実施時期：年度当初、新しい教育活動や業務を始める際）

対話を行いながら、教職員は洗い出したリスクを「リスク評価シート（資料3）」に整理する。その際、「学校における危機管理チェックリスト（資料4）」を参考にする。なお、新しい教育活動や業務を始める際には、「新しい教育活動や業務に取り組む際のチェックリスト（資料5）」を参考にする。また、危機管理推進者はリスク評価シートの作成を進行管理し、校長に報告する。

(1) リスク概要

- ・洗い出したリスク毎に「リスク評価シート（資料3）」を作成する。
- ・洗い出したリスクについて、実際にどのような被害や影響が生じるかを「想定されるリスク」欄に記入する。
- ・リスクが発生する原因を「具体的な原因」欄に記入する。

(2) リスク評価

- ・危機の発生しやすさ、被害の大きさ・影響度を「リスク評価」欄に記入する。

(3) リスクへの対応

- ・洗い出したリスクに対し、既に講じている対策があれば、「これまでの対応状況」欄に記入する。
- ・対応が行われていなかったり、十分でなかったりする事項を、「これまでの対応状況における課題」欄に記入する。
- ・「これまでの対応状況における課題」を踏まえ、新たに実施することが必要な対策を検討し、「新たに実施する対策」欄に記入する。

③ リスク対策の決定と実施（実施時期：随時）

校長は、リスク評価シートに基づき対策を決定する。危機管理推進者は対策の実施を進行管理し、その進捗状況、課題等、定期的に校長に報告する。教職員は校長の方針及び「学校における危機管理チェックリスト（資料4）」に留意し教育活動及び業務を進める。

④ 振り返りと次年度への引継ぎ（実施時期：年度末）

- ・教職員は、年度内に発生した危機事案や「学校における危機管理チェックリスト（資料4）」を参考に、「リスク評価シート（資料3）」に基づき問題点及び改善策を整理する。
- ・危機管理推進者は職員会議や研修会、各教職員との対話をとおして、業務上の問題点と改善策を整理し、「リスク評価シート（資料3）」を用いて校長に報告する。
- ・校長は危機管理推進者の報告をもとに、1年間の学校の危機管理の結果を評価するとともに、職員会議や研修会において、教職員に1年間の危機管理の評価について周知する。また、校長は「リスク評価シート（資料3）」を次年度の校長に引き継ぐ。

(2) 連絡体制の整備

危機管理推進者は、危機が発生した場合に情報伝達や意思決定、関係機関等への連絡を効率的に行うために、毎年度当初に連絡体制を整備する。なお、休日夜間の場合も連絡ができるようにしておくものとする。

【学校において整備する連絡先】

- ① 教職員の連絡先
- ② 保護者の連絡先
- ③ 教育委員会事務局の連絡先
- ④ 関係機関等の連絡先 等

(3) 危機管理マニュアルの作成及び見直し

危機管理推進者は、危機管理推進担当者等と協力して、危機発生に備えた体制の整備、訓練の実施など事前対策の実施、危機発生時の情報収集・伝達や被害拡大を防ぐための応急対策の実施、被害者に対するフォローなど事後対策の実施等について定めた個々のリスクについての危機管理マニュアルを作成して、教職員に周知徹底する。

① 作成

作成にあたっては「**個々の事案に対するマニュアルの例（資料6）**」等を参考とする。

② 点検・見直し

毎年度、危機管理推進者が危機管理推進担当者等と協力して、危機管理マニュアルの点検・見直しを行う。

③ 管理

個々のリスクについての危機管理マニュアルは「令和〇〇年度 〇〇学校危機管理マニュアル一覧（資料7）」にて、点検・見直しが行われているか管理する。

(4) 危機管理に関する文書の整理等

危機管理推進者は、想定されるリスクに対して、国、県等から発出された安全点検や注意喚起等の危機管理に関する文書を1カ所に整理しておく。また、教職員に周知・徹底する。

(5) 訓練・研修

危機管理推進者は危機管理マニュアルやさまざまな想定に基づき、学校内の訓練・研修を企画・実施する。特に、実践的な研修を行うよう努めるものとする。

〔例〕訓練：教職員連絡網に基づく休日・夜間等の連絡訓練

不審者侵入を想定した避難訓練、**テーブル訓練（資料8）** 等

研修：危機管理マニュアルの確認、学校が保有するリスクと対策の確認 等

校内のヒヤリハット事案や他校で起こった事案に基づく事案検討 等

また、校長は機会をとらえて教職員を各種危機管理研修へ参加させるものとする。

(6) 児童生徒への教育・啓発等

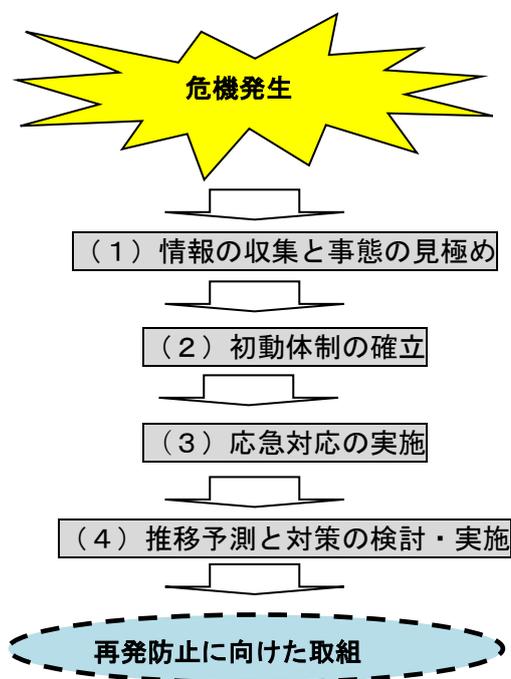
危機管理推進者は、児童生徒の危機回避能力や防災対応能力を育成するため、関係校務分掌と連携し、生活安全（防犯を含む）・交通安全・災害安全（防災）を内容とした安全教育が発達段階に応じて実施されるよう努める。また、感染症対策や情報モラル等、今日的な課題に対する教育も計画的に実施されるように努める。

なお、必要に応じて保護者への啓発も実施する。

2 危機発生時の対応

危機が発生した場合、「児童生徒等の安全・安心の確保」を最優先として、被害拡大の防止、復旧等を目的とした対応策を検討し実施する。

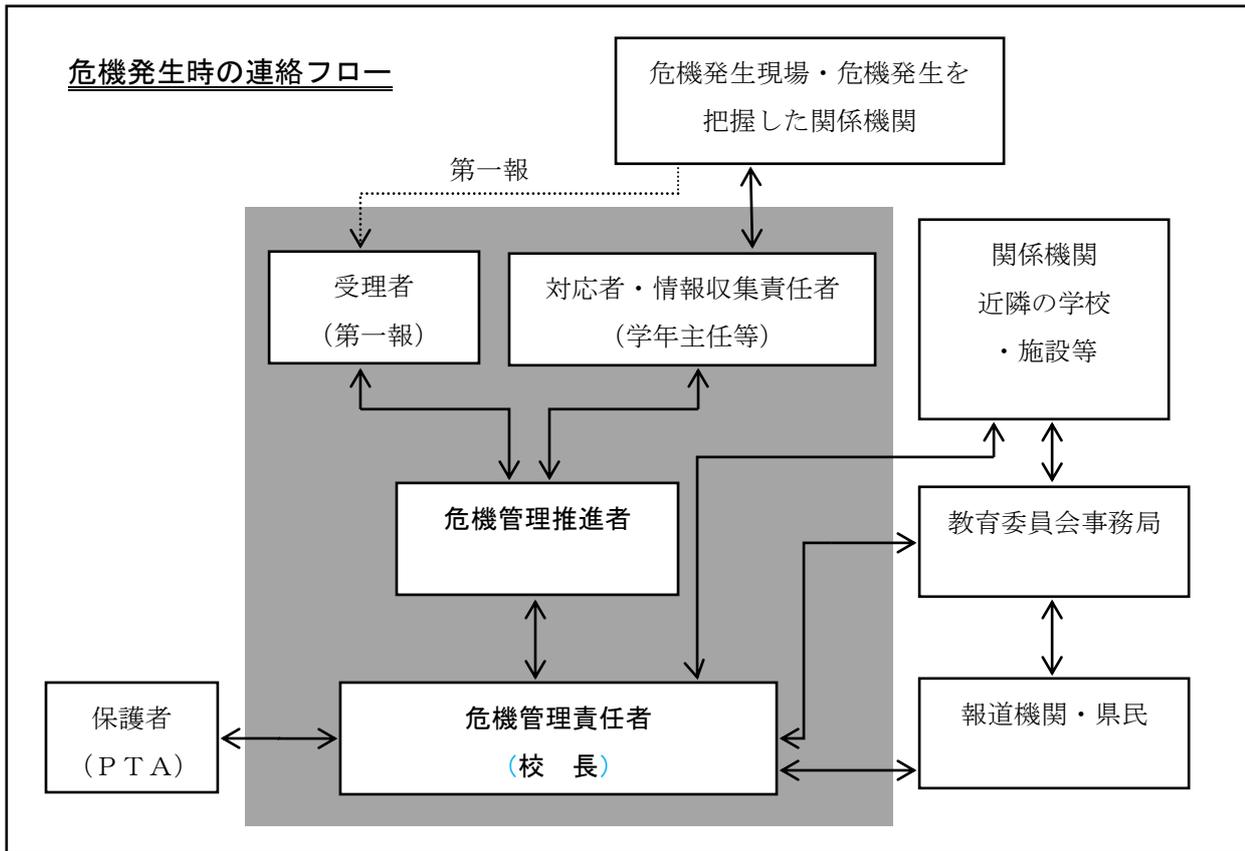
危機発生時の取組の流れ



(1) 情報の収集と事態の見極め

危機が発生した場合、迅速かつ的確に情報の収集・記録・伝達・分析・共有を行い、事態を見極める。

- ① 危機発生を把握した教職員もしくは、危機発生の報告を受理した教職員は、危機の詳細が分からなくても、危機管理推進者まで速やかに報告する。報告は正確を期するため、口頭での報告とともに、文字による報告を行う。また、学校外の場合は、電話での報告とともに、メールやFAX等による報告を行う。(※送信先を誤らないよう注意する)
- ② 報告を受けた危機管理推進者は、現在どのような状況にあるのかを認識したうえで、直ちに校長に報告する。
- ③ 校長は被害の大きさ、関係機関による対応の必要性、報道の可能性、教育委員会事務局による支援の必要性等を判断基準に、速やかに教育委員会事務局の該当課に報告する。なお、詳細が不明な場合、第一報は概要を報告し、第二報以降で詳細を報告する。
※ 校長や危機管理推進者が出張等で不在の際も緊急連絡ができるようにしておくこと。万が一連絡がつかない場合は教職員が教育委員会事務局や関係機関へ速やかに報告ができるようにしておくこと。
- ④ 校長は学校内で情報収集責任者を定め、更なる情報収集と記録、定期的な報告の指示を行う。
- ⑤ 校外活動等において危機が発生した際、校長が必要と判断した場合は速やかに担当者を決定のうえ、現地に派遣し現場での情報収集や対応を行わせる。



(2) 初動体制の確立

危機発生への報告を受けた危機管理推進者は、校長に報告する。校長は入手した情報をもとに初動対応体制を立ち上げる。

【初動体制】

〔責任者等〕

- 責任者 危機管理責任者（校長）
- 副責任者 危機管理推進者
- 対応者 関係学年、学科、校務分掌の長

〔対応の内容〕

情報収集と記録（連絡体制の確保）、関係者の洗い出し、報道対応の準備、事態の見極め、被害の拡大予測、応急対策の実施 等

(3) 応急対策の実施

危機管理推進者は校長の指示のもと二次災害や危機の拡大を抑制するための応急対策を講じる。応急対策を行う際には、「学校における危機発生時の対応チェックリスト（資料9）」を参考に、実施すべき対応に漏れがないようにする。

(4) 推移予測と対策の検討・実施

発生した危機に対して的確な実態把握、今後の推移予測、対策の検討を行い、決定した対策を実施する。

① 情報の確認

危機管理推進者は、現状での情報を事実と推測とに区分して整理して、記録する。また、判断のために必要な重要情報で、不明確な情報について確認を行う。

② 学校としての対応方針の明示

校長は、児童生徒等の安全・安心の確保を最優先に対応を行うことを明確にする。

③ 状況推移の予測と体制の決定

危機管理推進者は事態が今後どう進展（児童生徒等への影響や学校経営への影響等）していくかを予測し、緊急に対応すべきものを選び出す。校長はその優先順位を決め、発生した危機がきわめて重大である場合は、学校に危機対策本部を設置する。

④ 対策案の検討

危機管理推進者は校長の指示のもと以下の4点を実施する。

- (1) 危機管理推進者は③をもとに対策を検討する。
- (2) 危機管理推進者はその対策を実施するための準備や業務の検討を行う。
- (3) 危機管理推進者は関係機関、教育委員会事務局、保護者やPTAに対し誰が、いつ、どのような連絡・調整を行うのかを決める。
- (4) 危機管理推進者は各対策、業務の担当部所（担当者）を決める。

⑤ 対策の決定

危機管理推進者はそれぞれの対策について、その対策を実施した場合のリスクと実施しなかった場合のリスクを比較し、実施の是非を検討し、校長に報告する。校長は対策を決定し、実施を指示する。

⑥ 学年間、学科間、分掌間の連絡・調整

危機管理推進者は学年間、学科間、分掌間の調整を行う。

⑦ 保護者への説明、マスコミへの広報

校長は保護者や県民との信頼関係を構築するため、教育委員会事務局の担当部所と協議のうえ、学校通信やホームページ、報道機関への資料提供による積極的な情報提供に努める。また、問い合わせや苦情等に的確に対応する。

- (1) できるだけ早く事実を公表する。

※公表する内容をわかりやすくまとめた配布用資料（A4、1枚程度）を準備する。「報道発表資料の例（資料10）」

- (2) 情報提供を積極的に行う。
- (3) 最初の公表の時期は次の事項が把握できた時を目途とする。
発生日時、発生場所、状況、被害程度（被害者の有無）、当事者の状況、被害拡大の可能性
- (4) 危機発生の広報を行う際には、教育委員会事務局の担当部所と協議を行うものとする。
- (5) 広報や問い合わせ、相談等の窓口は一つにし、対応者を決めておく。

⑧ 教育再開に向けた対応

事態が収束した後、児童生徒の心のケア、施設設備の復旧等が必要になる。教育委員会事務局と連携し、学校の安全・安心の確保を行い、速やかに教育が再開されるよう対応する。

3 再発防止に向けた取組と事後の評価

極めて重大な危機が発生した場合及び校長が必要と認める場合、危機管理推進者は発生した危機への反省及び教訓を踏まえ、その発生原因や背景の分析を行い、再発防止のための適切な措置を講じる。

(1) 原因や背景の分析

- ① 危機管理推進者は、関係者等から情報を収集し、その内容の確認を行う。
 - ・いつ、どこで、何があったのか。(事実の確認)
 - ・それはどの程度、どのように発生したのか。(事態(被害)の状況確認)
 - ・その問題に対し、どのようなタイミングで、どのような対応を行ったのか。
 - ・その問題に対し、児童生徒や保護者、県民、報道機関からの評価はどうだったのか。
- ② 原因の分析及び対応策の検討を行うため、危機管理推進者は、関係者を招集して再発防止検討会議を開催する。
- ③ 危機管理推進者は再発防止の観点をもって、危機発生の原因を分析し、以下のとおり「**原因分析シート(資料11)**」に整理する。
 - (1) 危機は何故発生したのか、その直接的な要因について、キーワードを参考に整理を行う。「**原因分析シートの記載要領①(資料12)**」
 - (2) (1)を引き起こした要因は何であったかについて、「人的要因」と「システムの要因」の両面から分析を行う。「**原因分析シートの記載要領②(資料12)**」
 - (3) 教職員の意識や組織風土等に何か問題がなかったかなど、②で分析を行った要因を生み出した背景にある問題点について分析を行う。「**原因分析シートの記載要領③(資料12)**」
- ④ 危機管理推進者は整理した結果を校長に報告し、校長の指示のもと前項により整理された発生原因を踏まえ、再発防止のために必要な措置の検討を行う。
- ⑤ 危機管理推進者は校長の指示のもと再発防止のための措置を講じる。なお対応が複数の学年・学科・分掌にわたる場合にあっては、相互に協力し、再発防止に努めるものとする。
- ⑥ 再発防止策を講じた危機管理推進者は、校長に、対応状況等についての報告を行う。
- ⑦ 再発防止策を実施した学年、学科、分掌等の担当者は、実施後次の事項について確認を行い、危機管理推進者に報告する。
 - ・再発防止策は計画どおり実施されているか。
 - ・対策の効果は出ているか。

(2) 危機管理対応の評価

校長は危機への対応に関する反省・教訓を踏まえ、今後の対応のあり方について、下記の観点で見直しを行う。

【見直しの観点】

<初動体制等について>

- ・初動体制は迅速に立ち上がったか。
- ・関係教職員が業務手順や命令系統を知っていたか。
- ・危機管理マニュアルに従って行動されていたか。
- ・緊急連絡体制に問題はなかったか。
- ・教職員の配備は適切であったか。
- ・応急対策は適切であったか。

<情報収集等について>

- ・情報は正確かつタイムリーに収集・報告されていたか。
- ・関係教職員に情報が共有されていたか。
- ・適切な情報分析が行われていたか。

<他組織等との連携について>

- ・教育委員会事務局と緊密な連携ができていたか。
- ・関係機関と緊密な連携ができていたか。
- ・広報活動は適切に行われていたか。

<その他>

- ・重要でない問題に翻弄されることはなかったか。
- ・備品は適切であったか。
- ・被害者へのフォローは適切に行われていたか。
- ・その他何か問題が確認されなかったか。

IV 学校管理下の事故と学校の対応

不慮の事故が発生したとき、混乱することなく、迅速かつ的確に対応ができるよう、全教職員の共通理解と協力のもとに万全の体制を確立しておくことが大切である。

○学校の管理下となる場合（独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第5条第2項）

- 一 児童生徒等が、法令の規定により学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合
- 二 児童生徒等が学校の教育計画に基づいて行われる課外指導を受けている場合
- 三 前二号に掲げる場合のほか、児童生徒等が休憩時間中に学校にある場合その他校長の指示又は承認に基づいて学校にある場合
- 四 児童生徒等が通常の経路及び方法により通学する場合
- 五 前各号に掲げる場合のほか、これらの場合に準ずる場合として文部科学省令で定める場合

○学校の基本的な対応

－ 事前措置 －

● 教職員の研修

- ・ 教職員の危機管理に関する校内研修を実施し、状況に応じた的確な判断力や機敏な行動力等、危機への対応能力を高める。

● 児童生徒への安全教育

- ・ 事故発生時の未然防止の観点から、児童生徒への安全教育を実施する。
- ・ 安全教育の指導計画を立て、意図的、計画的に推進する。
※「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」（平成31年3月改訂 文部科学省）参照

【安全教育の目標】「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」より

日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、自他の生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるような資質・能力を次のとおり育成することをめざす。

- さまざまな自然災害や事件・事故等の危険性、安全で安心な社会づくりの意義を理解し、安全な生活を実現するために必要な知識や技能を身に付けていること。（知識・技能）
- 自らの安全の状況を適切に評価するとともに、必要な情報を収集し、安全な生活を実現するために何が必要かを考え、適切に意思決定し、行動するために必要な力を身に付けていること。（思考力・判断力・表現力等）
- 安全に関するさまざまな課題に関心を持ち、主体的に自他の安全な生活を実現しようとしたり、安全で安心な社会づくりに貢献しようとしたりする態度を身に付けていること。（学びに向かう力・人間性等）

● 安全点検の実施（安全管理の徹底）

- ・ 学校の施設及び設備等の安全点検を計画的に実施し、必要に応じて補修・修繕等の措置を講ずる。

● 各種マニュアルの策定・見直し

- ・ 事故発生時に適切な応急手当、救急体制がとれるよう危機管理マニュアルを策定するとともに、全ての教職員に周知し、共通理解に基づいた体制を推進する。
- ・ 毎年度、訓練等の結果をふまえて、絶えず検証・見直しを行い、実効性のあるマニュアルに改訂する。

- 緊急時対応に関する体制整備
 - ・ 迅速に対応してもらえる医療機関を確保するとともに、そこへの移送方法をあらかじめ決めておく。
 - ・ 日頃より、事故発生時の緊急連絡網、保護者の緊急連絡先等を用意しておく。
 - ・ 出張や学校外での活動時等、教職員体制が通常と違う場合の役割分担や連絡の取り方、事故対応の手順について、あらかじめ定めておく。
- 保護者や地域住民、関係機関等との連携
 - ・ 家庭、地域、関係機関等と連携し、学校安全活動の活性化と充実を図る。

－ 事故発生時の対応 －

<事故発生直後の取組>

- 応急手当の実施、管理職への報告
 - ・ 応急手当を適切に行う。（原則として第一次的には発見者、第二次的には養護教諭等）
 - ・ 管理職へ事故発生を報告を行う。
 - ・ 状況に応じて、医療機関への搬送（救急車の手配）を行う。また、必要に応じて学校医等へ連絡し、指示を受ける。
 - ・ 児童生徒の動揺を防ぎ、二次災害を阻止するための安全確保を行う。
- 保護者への連絡
 - ・ 被害児童生徒の保護者に対し、事故の発生（第一報）を可能な限り早く連絡する。
 - ・ 保護者への連絡はできるだけ速やかに、予測や推測を交えず、事実を正確に伝え、誠意を持って対応する。
 - ・ 医療機関へ搬送する際には、緊急の場合を除き、保護者が希望する医療機関の有無を確かめる。
 - ・ 被害の詳細等、ある程度の情報が整理できた段階で、第二報の連絡を行う。
- 現場に居合わせた児童生徒への対応
 - ・ 加害児童生徒や事故を目撃した児童生徒にも、相当な心的負担がかかっていることに留意し、心のケアを十分に行う。

<初期対応時（事故発生直後～事故後1週間程度）の取組>

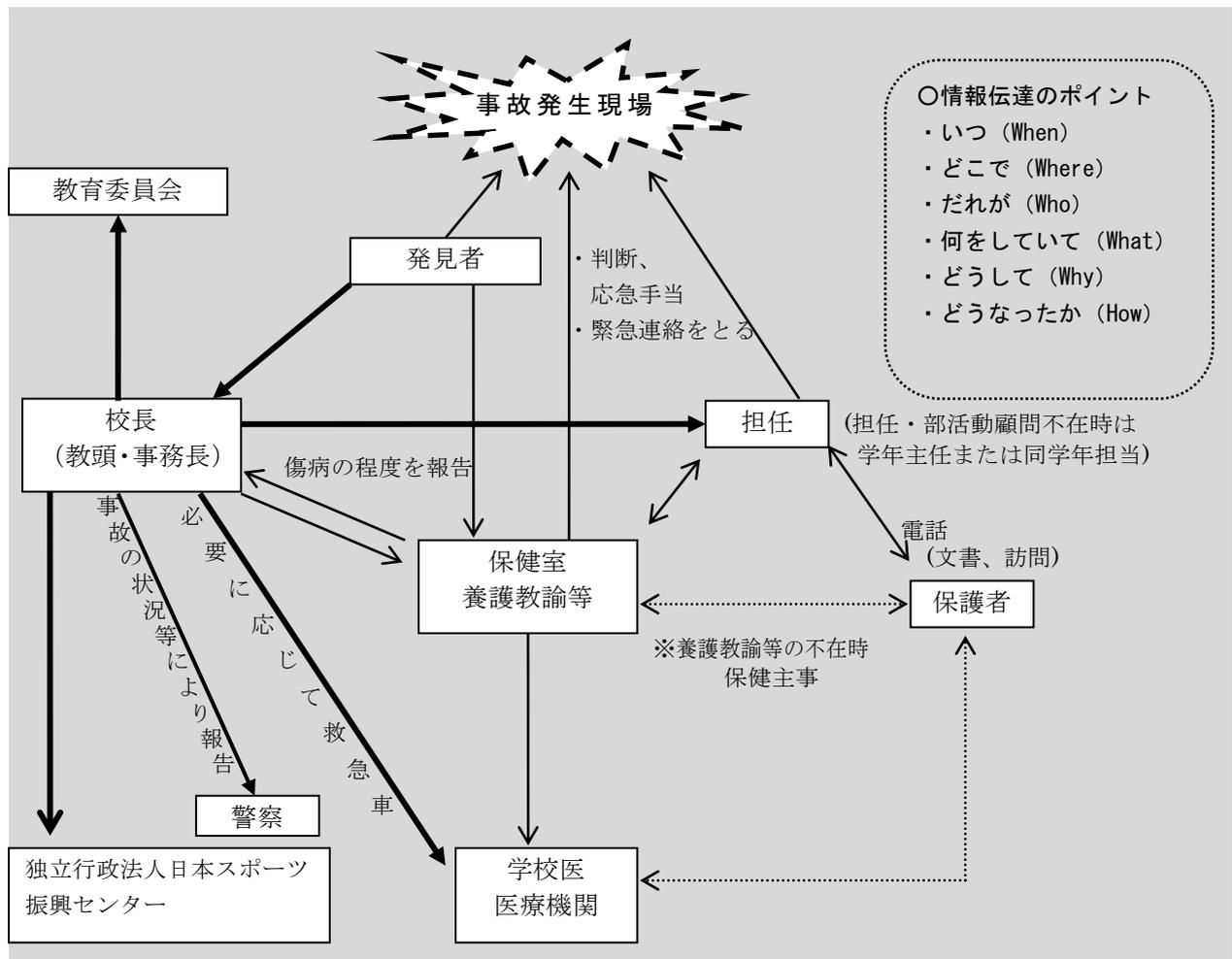
- 危機対応の態勢整備
 - ・ 事故の程度や状況に応じ、校内に危機対策本部を設置する。
 - ・ 校長のリーダーシップの下、保護者対応、報道対応等、チームとして対応する。
 - ・ 教職員全員が事故についての共通理解を持つ。
- 被害児童生徒の保護者への対応
 - ・ 保護者の要望や状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を紹介し、相談・支援を受けられるようにする。
- 教育委員会等への報告、支援要請
 - ・ 事故の程度や状況に応じ、教育委員会への報告を速やかに行うとともに、必要な人員の派遣や助言等の支援を要請する。
 - ・ 必要に応じて、警察等の関係機関への報告や情報提供を行う。

- 全体の保護者への説明
 - ・ 状況に応じて保護者説明会等を開催し、正確な情報提供を行うことにより、憶測に基づいた誤った情報が保護者間に広がることを防ぐ。
 - ・ あらかじめ被害児童生徒等の保護者の意向を確認し、説明内容についての承諾を得ておく。
- 情報の公表及び対応
 - ・ 教育委員会と協議のうえ、必要に応じて報道機関へ資料提供をする。
 - ・ 報道など外部への対応は、情報が混乱することのないよう窓口を一本化し、管理職が対応する。
 - ・ あらかじめ被害児童生徒等の保護者の意向を確認し、報道内容についての承諾を得ておく。

－ 事故後の対応 －

- 被害児童生徒や保護者への関わり
 - ・ 被害児童生徒や保護者に寄り添い、誠意を持って対応する。
 - ・ 人事異動等で担当が変わる場合も、継続的な支援が行えるよう、情報共有と引継ぎの体制を構築する。
- 児童生徒、保護者、教職員の心のケア
 - ・ 健康観察等により速やかに児童生徒の異変に気づき、必要に応じて保護者等と連携を密にとり、担任や養護教諭をはじめ、校内組織と連携して組織的に支援に当たる。
 - ・ 心のケアを必要としているのは児童生徒だけではないことを理解し、被害児童生徒の保護者や教職員に対しても継続的な心のケアを行う。
 - ・ 教職員は、児童生徒のために自分の心身のケアが後回しになることがあるため、早めに自分の心身の不調に気づき、休息したり、相談したりすることが児童生徒の支援にとっても重要であることを理解する。
- 災害共済給付の請求
 - ・ 保護者に対し、学級担任等から独立行政法人日本スポーツ振興センターへの医療費等の支払い請求手続きを説明し、請求もれのないようにする。
- 再発防止策の実施
 - ・ 事故発生からの状況の推移及び対応を、簡潔かつ正確に記録しておく。
 - ・ 全教職員で事故の原因やその対応について分析し、学級活動や日常における安全指導を徹底し、事故防止を図る。
 - ・ 事故の原因となった施設等を点検し、速やかに改善する。
 - ・ 遊具等で事故が起きた場合は、原因を明らかにし、使用停止、改修等の措置を講じたり、児童生徒に使い方等の指導を徹底したりする。

医療行為の必要な事故が発生した場合の連絡体制（例）



(特に留意すべきこと)

- ・ 生命の維持を最優先し、全教職員が適切な応急手当、救急体制がとれるよう周知しておく。
- ・ 冷静で的確な判断と指示を行う。
- ・ 救急車の手配は事故の状況を把握したうえで、校長の承諾を得て要請する。
(緊急を要する場合、校長不在の場合は、発見者等が直接救急車を手配する。)
- ・ 医療機関へ運ぶときは、緊急の場合を除き、保護者が希望する医療機関の有無を確かめる。
- ・ 保護者に事故発生状況、程度、今後の対応など、詳細に納得のいく説明をする。
- ・ 学校管理下での災害の場合は、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付金の対象となる可能性があるため、状況を把握次第、不明な点は問合せをしたうえで、保護者に連絡し、速やかに請求手続きを行う。
- ・ 教頭は、経過及び対応等を簡潔かつ正確に記録しておく。

V 事象別危機管理の要点

1 体育の授業中(陸上競技)における心肺停止

高等学校1年生の体育の授業で、準備運動を行った後、1000mのタイム測定を行った。700mほど走ったところで急に生徒Aのフォームが乱れ、うずくまるようにして倒れた。担当教員が駆けつけたところ、顔面蒼白で意識を喪失、呼吸及び脈拍がなく危険な状態であった。

○事故発生からの対応のポイント

状況把握とその対応

- ① 意識障害の確認（開眼・会話・記憶・明らかな運動麻痺・嘔吐の有無等）、外傷部位、顔色、呼吸、脈拍などの状況を迅速に把握し、救命処置（心肺蘇生とAEDの使用）や応急手当等をする。
- ② 救急車の要請と校長への連絡、教職員の応援を依頼する。そのため、他の教職員または生徒に職員室と保健室への連絡を指示する。
- ③ 傷病者を運搬する場合は、傷病者を安静にすることが必要である。その際、体位、保温、環境の整備について配慮する。
- ④ 救急車には、教職員が同乗する。医療機関で医師から傷病の状況、診断、治療等を聞き、校長に報告する。また、保護者が到着した後、校長の指示があるまでは生徒につき添い続ける。
- ⑤ 事故を目撃した生徒に対し、聴き取りを行う。また、混乱や動揺を抑えるとともに、噂や憶測により誤った情報が伝わらないよう十分な指導を行う。

保護者への連絡、教育委員会への報告

- ① 担任（不在時は学年主任など他の教職員）から保護者へ事故の発生を連絡する。事故への対応の経過や生徒の状況、搬送先などを伝える。
- ② 管理職と担当教員は、速やかに医療機関に駆けつけるとともに、保護者に状況を詳しく説明する。
- ③ 管理職は、事故の概要の第一報を電話で県教育委員会に入れ、文書にて事故報告を行う。
- ④ 必要に応じて、学校医へ連絡する。また、事故の程度・状況により警察へも連絡する。
- ⑤ 管理職は、県教育委員会と協議のうえ、必要に応じて報道機関へ資料提供を行う。

事後措置

- ① 保護者に事故発生の状況、独立行政法人日本スポーツ振興センターの手続き等についての説明を行う。
- ② 事故の経緯を簡潔かつ正確に記録するとともに、校長は情報を整理して県教育委員会へ事故報告を行う。
- ③ 外部への情報を提供する場合、窓口を一本化し、複数の異なる情報が交錯し、それにより混乱することがないように配慮する。
- ④ 生徒の心のケアに努める。
- ⑤ 事故の原因をもとに、事故防止対策や安全点検等を見直し、事故の再発防止に取り組む。

○安全指導（教育）の充実

保健体育科の授業における事故防止

- ① 生徒の健康診断（メディカルチェック）や、当日の生徒の体調の把握を適切に行う。
- ② 生徒に自己の体調管理及び体調が悪化したときの対処法を指導する。
- ③ 教員の観察だけでなく、生徒に自分の身体は自分で守るという意識を持たせ、準備運動時に体調の自己チェックを行わせる。

事故発生に備えた学校の体制の確立

- ① 年度当初に事故発生時の教職員の役割分担を定め、全員が理解しておくとともに、職員室、保健室及び事務室等の見やすい場所に掲示しておく。
- ② 緊急な場合に連絡する消防署、医療機関、関係諸機関の所在地及び電話番号などを、職員室、保健室及び事務室等の見やすい場所に掲示しておく。
- ③ 救命処置（心肺蘇生とAEDの使用）や応急手当等に関する講習を行うなど、実際の対応ができるようにしておく。

○関係法令

- ・ 国家賠償法第1条、第3条（賠償責任）
- ・ 学校保健安全法第27条（学校安全計画の策定等）
- ・ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法第3条（センターの目的）、第15条（業務の範囲）
- ・ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第5条（学校の管理下における災害の範囲）

Q AEDとは？

AED（Automated External Defibrillator：自動体外式除細動器）とは、さまざまな原因で心臓が痙攣を起こしている傷病者（患者）の心電図を測定・解析を行い、必要に応じて電気ショックを与え、血液を送り出すための正常なリズムに戻すための医療機器です。

Q AEDはなぜ必要か？

心臓が停止すると時間の経過とともに、1分間におよそ7～10%ずつ蘇生のチャンスは失われていきます。したがって、いかに早く処置を開始するかが救命の鍵となります。

Q 誰でも使用できるのか？

平成16年7月に厚生労働省から出された「非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用について」の中で、救命の現場に居合わせた一般市民をはじめとする非医療従事者によるAEDの使用は、医師法違反にならないという見解が示されました。

また、AEDの使用に関する講習については、救命の現場に居合わせてAEDを使用する一般市民が心停止者の安全を確保した上で積極的に救命に取り組むため、その受講が推奨されるものであることとされています。

Q 「死戦期呼吸」とは？（「救急蘇生法の指針2020」より）

突然の心停止直後にはしゃくりあげるような途切れ途切れの呼吸がみられることも少なくありません。これは「死戦期呼吸」と呼ばれるもので、「普段どおりの呼吸」ではありません。ただちに胸骨圧迫を開始してください。

反応はないが普段どおりの呼吸がある場合には、様子を見ながら応援や救急隊の到着を待ちます。とくに呼吸に注意して、呼吸が認められなくなったり、呼吸が普段どおりではなくなった場合には、心臓が止まったとみなして、ただちに胸骨圧迫を開始してください。

○参考資料

- ・ 「ストライカー」ホームページ
<https://www.stryker.com/jp/ja/index.html>
- ・ 「非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用について」
（平成16年7月1日 平成25年9月27日最終改正 厚生労働省）
- ・ 救急蘇生法の指針2020（厚生労働省）

2 体育の授業中(武道:柔道)の事故による意識不明

中学校1年生の体育で武道(柔道)の授業中に、2人1組による膝車の基本練習で、生徒Aが生徒Bに技をかけたところ、生徒Bが畳で頭を打った。生徒Bは、自分で立ち上がったものの、ぼーとした状態であったため、担当教員はすぐに養護教諭に連絡を取るとともに、生徒Bをその場に寝かせたが、次第に生徒Bの意識が低下し始めた。

○事故発生からの対応のポイント

状況把握とその対応

- ① 意識障害の確認(開眼・会話・記憶・明らかな運動麻痺・嘔吐の有無等)、外傷部位、顔色、呼吸、脈拍などをすばやく観察し、傷病者の状況を迅速に把握する。
傷病者を安静にすることが必要である。その際、体位、保温、現場の環境に配慮する。
- ② 救急車の要請と校長への連絡、教職員の応援を依頼する。そのため、他の教職員または生徒に職員室と保健室への連絡を指示する。
- ③ 救急車には、教職員が同乗する。医療機関で医師から傷病の状況、診断、治療等を聞き、校長に報告する。また、保護者が到着した後、校長の指示があるまでは生徒につき添い続ける。
- ④ 事故を目撃した生徒に対し、聴き取りを行う。また、混乱や動揺を抑えるとともに、噂や憶測により誤った情報が伝わらないよう十分な指導を行う。

保護者への連絡、教育委員会への報告

- ① 担任(不在時は学年主任など他の職員)から保護者へ事故の発生を連絡する。事故への対応の経過や生徒の状況、搬送先などを伝える。
- ② 管理職と担当教員は、速やかに医療機関に駆けつけるとともに、保護者に状況を詳しく説明する。
- ③ 管理職は、事故の概要の第一報を電話で市町等教育委員会に入れ、文書にて事故報告を行う。
- ④ 必要に応じて、学校医へ連絡する。また、事故の程度・状況により警察へも連絡する。
- ⑤ 管理職は、市町等教育委員会と協議のうえ、必要に応じて報道機関へ資料提供を行う。
- ⑥ 必要に応じて、市町等教育委員会は、県教育委員会に報告する。

事後措置

- ① 保護者に事故発生の状況、独立行政法人日本スポーツ振興センターの手続き等についての説明を行う。
- ② 事故の経緯を簡潔かつ正確に記録するとともに、校長は情報を整理して事故の原因を調査し、市町等教育委員会へ事故報告を行う。
- ③ 外部へ情報を提供する場合、窓口を一本化し、複数の異なる情報が交錯し、それにより混乱することがないように配慮する。
- ④ 生徒の心のケアに努める。
- ⑤ 事故の原因をもとに、事故防止対策や安全点検等を見直し、事故の再発防止に取り組む。

○安全指導(教育)の充実

体育の授業における事故防止

武道の指導にあたっては「中学校保健体育科における武道の指導について」(平成24年3月15日 三重県教育委員会)、「学校体育実技指導資料第2集 柔道指導の手引(三訂版)」(平

成25年3月 文部科学省) 」に基づき安全に実施する。

また、以下の点について十分留意し、事故防止に努める。

- ① 安全面に十分配慮しながら、生徒の実態に即した指導計画を立て、個々の能力・適性や興味・関心等に応じた学習指導に努める。
- ② 生徒が常に安全に注意して活動する能力、態度及び習慣を育成する。
- ③ 使用する施設、器具等については、日常の安全点検を行うとともに、それらの使用上の注意等についての指導を徹底し、事故防止に努める。
- ④ あらかじめ、活動に支障のある既往症等の有無を把握するとともに、日常の健康観察を十分に行い、これに基づいて適切な指導を行う。
- ⑤ 休み時間等に、学習した技などを用いてふざけることがないよう、事故の危険性を踏まえ、生徒への指導を徹底する。

特に、柔道の指導にあたっては、「中学校における柔道の事故防止について」(平成24年1月27日 三重県教育委員会 以下(ア)～(エ))に十分留意する。

- (ア) 指導の前に生徒の健康状態について把握するとともに、指導中の体調の変化等に気を配ること。また、生徒が自身の体調に異常を感じたら運動を中止することを徹底させること。
- (イ) 指導にあたっては、生徒の技能の段階に応じた指導とすること。特に初心者には、受け身を安全にできるよう指導を十分に行うとともに、その動作に注意を払うなど、十分な配慮を行うこと。
また、「投げ技」の指導はもとより、「固め技」の指導においても、十分な安全配慮を行うこと。
- (ウ) 施設や用具等の安全点検を行うなど練習環境に配慮すること。
- (エ) 事故が発生した場合の応急処置や緊急連絡体制など対処方法の確認と関係者への周知を徹底すること。

事故発生に備えた学校の体制の確立

- ① 年度当初に事故発生時の教職員の役割分担を定め、全員が理解しておくとともに、職員室、保健室及び事務室等の見やすい場所に掲示しておく。
- ② 緊急な場合に連絡する消防署、医療機関、関係諸機関の所在地及び電話番号など、職員室、保健室及び事務室等の見やすい場所に掲示しておく。
- ③ 救命処置(心肺蘇生とAEDの使用)や応急手当等に関する講習を行うなど、実際の対応ができるようにしておく。

○関係法令

- ・国家賠償法第1条、第3条(賠償責任)
- ・学校保健安全法第27条(学校安全計画の策定等)
- ・独立行政法人日本スポーツ振興センター法第3条(センターの目的)、第15条(業務の範囲)
- ・独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第5条(学校の管理下における災害の範囲)

学校体育実技指導資料第2集 柔道指導の手引(三訂版)

【 http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/jyujitsu/1334217.htm 】

「資料1 柔道の授業の安全な実施に向けて」

P174 「(6) 万一の場合の対処」から一部抜粋



○頭部打撲前後の記憶もしっかりしており、脳しんとうの症状も皆無であれば、しばらく安静にして症状を観察します。

○また、何ら症状がなくても、頭部打撲があった場合は、当日の体育の授業は見学させ、その後も頭痛や気分不良などの自覚症状がないか継続して確認しましょう。帰宅後の家庭での観察も必要です。保護者に頭部打撲の事実を連絡して、症状悪化に注意して経過を観察することが必要であることを伝えるなど、教員、生徒、保護者がともに状態を把握しておく必要があります。

3 体育の授業中(水泳)の心肺停止

小学校5年生の体育の水泳授業中、準備運動、水慣れなどを行った後、50mの泳力測定を行った。児童Aが平泳ぎで25mを泳ぎターンした後、7m泳いだところで突然動かなくなり沈みだした。

事故発生に気づいた担当教員が、プールサイドに引き上げたところ、呼吸及び脈拍がなく危険な状態であった。

○事故発生からの対応のポイント

状況把握とその対応

- ① 事故発生に気づいたら、すばやくプールサイドに引き上げ安静にする。
- ② 意識障害の確認（開眼・会話・記憶・明らかな運動麻痺・嘔吐の有無等）、外傷部位、顔色、呼吸、脈拍などの状況を迅速に把握し、救命処置（心肺蘇生とAEDの使用）や応急手当等をする。
- ③ 救急車の要請と校長への連絡、教職員の応援を依頼する。そのため、他の教職員または児童に職員室と保健室への連絡を指示する。
- ④ 救急車には教職員が同乗する。医療機関で医師から傷病の状況、診断、治療等を聞き、校長に報告する。また、保護者が到着した後、校長の指示があるまでは児童につき添い続ける。
- ⑤ 事故を目撃した児童に対し、聴き取りを行う。また、混乱や動揺を抑えるとともに、噂や憶測により誤った情報が伝わらないよう十分な指導を行う。

保護者への連絡、教育委員会への報告

- ① 担任（不在時は学年主任など他の教職員）から保護者へ事故の発生を連絡する。事故への対応の経過や児童の状況、搬送先などを伝える。
- ② 管理職と担当教員は、速やかに医療機関に駆けつけるとともに、保護者に状況を詳しく説明する。
- ③ 管理職は、事故の概要の第一報を電話で市町等教育委員会に入れ、文書にて事故報告を行う。
- ④ 必要に応じて、学校医へ連絡する。また、事故の程度・状況により警察へも連絡する。
- ⑤ 管理職は、市町等教育委員会と協議のうえ、必要に応じて報道機関へ資料提供を行う。
- ⑥ 必要に応じて、市町等教育委員会は、県教育委員会に報告する。

事後措置

- ① 保護者に、事故発生の状況、独立行政法人日本スポーツ振興センターの手続き等についての説明を行う。
- ② 事故の経緯を簡潔かつ正確に記録するとともに、校長は情報を整理して市町等教育委員会へ事故報告を行う。
- ③ 外部への情報を提供する場合、窓口を一本化し、複数の異なる情報が交錯し、それにより混乱することがないように配慮する。
- ④ 児童の心のケアに努める。
- ⑤ 事故の原因をもとに、事故防止対策や安全点検等を見直し、事故の再発防止に取り組む。

○安全指導(教育)の充実

水泳における事故防止

- ① 安全面に十分配慮しながら、児童の実態に即した指導計画を立て、個々の能力・適性や興味・関心等に応じた学習指導に努める。

- ② 児童が常に安全に注意して活動する能力、態度及び習慣を身につけさせる。
- ③ あらかじめ、活動に支障のある既往症等の有無を把握するとともに、日常の健康観察を十分に行い、これに基づいて適切な指導を行う。
- ④ プールの使用にあたっては、実態に即した安全管理体制を組織し、排(環)水口の蓋等をネジ、ボルト等で固定させるとともに、配管の取り付け口には吸い込み防止金具等を設置する等、二重構造の安全対策を施すこと。また、施設や浄化装置の附属施設についても、定期点検はもとより始業時及び臨時の点検を行い、安全管理に万全を期すとともに、プールには最浅・最深部分に水深を明示する。
- ⑤ 緊急時に備え、保温用毛布等を装備しておくとともに、事故が発生した場合に備えて正確かつ迅速な対応の仕方を心得ておく。

※「水泳指導の手引(三訂版)」(平成26年3月 文部科学省)

「プールの安全標準指針」(平成19年3月 文部科学省、国土交通省)

「学校における水泳事故防止必携(2018改訂版)」

(平成30年3月 独立行政法人日本スポーツ振興センター)

を参考に事故防止の徹底に努める。

事故発生に備えた学校の体制の確立

- ① 年度当初に事故発生時の教職員の役割分担を定め、全員が理解しておくとともに、職員室、保健室及び事務室等の見やすい場所に掲示しておく。
- ② 緊急な場合に連絡する消防署、医療機関、関係諸機関の所在地及び電話番号などを、職員室、保健室及び事務室等の見やすい場所に掲示しておく。
- ③ 救命処置(心肺蘇生とAEDの使用)や応急手当等に関する講習を行うなど、実際の対応ができるようにしておく。

〇関係法令

- ・国家賠償法第1条、第3条(賠償責任)
- ・学校保健安全法第27条(学校安全計画の策定等)
- ・独立行政法人日本スポーツ振興センター法第3条(センターの目的)、第15条(業務の範囲)
- ・独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第5条(学校の管理下における災害の範囲)

学校における水泳中の事故

スタート時に、逆さまに入水し、水底に頭部を打ちつけて死亡等の事故が起きています。スタートの指導は個人の能力に応じた段階的な取扱いを重視し、指導者の指示に従って実施すること、水深や水底の安全を確かめ入水角度に注意することなど、安全に配慮した指導が大切です。

なお、小・中学校では、水中からのスタートのみを指導し、授業での飛び込みによるスタート指導は行いません。

学習指導要領では、スタートの指導について次のように明記しています。

小学校	け伸びから泳ぎにつなげる水中からのスタートを指導するものとする。
中学校	泳法との関連において水中からのスタート及びターンを取り上げること。
高等学校	泳法との関連において水中からのスタート及びターンを取り上げること。なお、入学年次の次の年次以降は、安全を十分に確保した上で、学校や生徒の実態に応じて、段階的な指導を行うことができること。

4 体育の授業中(器械運動)・体育祭の練習中(組み体操)に起きた骨折

中学校1年生の生徒Aが体育の器械運動の授業中、跳び箱での「開脚跳び」の練習中、着地の際にバランスをくずし、腕をついて倒れた。

担当教員が事故発生に気づきその場に駆けつけたところ、左腕の骨折が疑われた。

○事故発生からの対応のポイント

状況把握とその対応

- ① 事故の状況を把握し、負傷した生徒の状況に応じて、応急手当を講じる。
- ② 負傷した生徒が動けない(動かない方がよいと判断したとき)状況であれば、保健室と職員室に連絡を取り、校長への連絡と教職員の応援を要請し、養護教諭等が駆けつけるまでその場で可能な応急手当を迅速に行う。
- ③ 速やかに保護者と連絡を取り、希望する医療機関があるかなど保護者の意向を十分聴き取り、負傷者を病院へ搬送する。
- ④ 教職員が医療機関に同行し、医師に事故発生時の状況を報告する。また、医師から傷病の状況、診断、治療等を聞き、校長に報告する。
- ⑤ 事故を目撃した生徒に対し、聴き取りを行う。また、混乱や動揺を抑えるとともに、噂や憶測により誤った情報が伝わらないよう十分な指導を行う。

保護者への連絡、教育委員会への報告

- ① 担任(不在時は学年主任など他の教職員)から保護者へ事故の発生を連絡する。事故への対応の経過や生徒の状況を伝え、搬送先などを伝える。
- ② 管理職と担当教員は、速やかに医療機関に駆けつけるとともに、保護者に状況を詳しく説明する。
- ③ 管理職は、事故の概要の第一報を電話で市町等教育委員会に入れ、文書にて事故報告を行う。
- ④ 必要に応じて、学校医へ連絡する。
- ⑤ 管理職は、市町等教育委員会と協議のうえ、必要に応じて報道機関へ資料提供を行う。
- ⑥ 必要に応じて、市町等教育委員会は、県教育委員会に報告する。

事後措置

- ① 保護者に事故発生の状況、独立行政法人日本スポーツ振興センターの手続き等についての説明を行う。
- ② 事故の経緯を簡潔かつ正確に記録するとともに、校長は情報を整理して事故の原因を調査し、市町等教育委員会へ事故報告を行う。
- ③ 外部へ情報を提供する場合、窓口を一本化し、複数の異なる情報が交錯し、それにより混乱することがないように配慮する。
- ④ 生徒の心のケアに努める。
- ⑤ 事故の原因をもとに、事故防止対策や安全点検等を見直すとともに、事故の再発防止に取り組む。

○安全指導(教育)の充実

保健体育科の授業における事故防止

- ① 安全面に十分配慮しながら、生徒の実態に即した指導計画を立て、個々の能力・適性や興味・関心等に応じた学習指導に努める。
- ② 生徒が常に安全に注意して活動する能力、態度及び習慣を育成する。
- ③ 使用する施設、器具等については、日常の安全点検を行うとともに、それらの使用上の注意等についての指導を徹底し、事故防止に努める。
- ④ あらかじめ、活動に支障のある既往症等の有無を把握し、日常の健康観察を十分に行い、これに基づいて適切な指導を行う。

事故発生に備えた学校の体制の確立

- ① 年度当初に事故発生時の教職員の役割分担を定め、全員が理解しておくとともに、職員室、保健室及び事務室等の見やすい場所に掲示しておく。
- ② 緊急な場合に連絡する消防署、医療機関、関係諸機関の所在地及び電話番号などを、職員室、保健室及び事務室等の見やすい場所に掲示しておく。
- ③ 救命処置（心肺蘇生とAEDの使用）や応急手当等に関する講習を行うなど、実際の対応ができるようにしておく。

○関係法令

- ・国家賠償法第1条、第3条（賠償責任）
- ・学校保健安全法第27条（学校安全計画の策定等）
- ・独立行政法人日本スポーツ振興センター法第3条（センターの目的）、第15条（業務の範囲）
- ・独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第5条
（学校の管理下における災害の範囲）

【骨折の対応】

① 骨折の手当

少しでも骨折が疑われるときは骨折の手当を行う。骨折自体は、生命の危険は少ないので、手当はあわてず確実に行う。緊急避難が必要なとき以外はむやみに傷病者を動かさず患部を固定してから医療機関に搬送を行う。

- 全身及び患部を安静にし、患部を固定する。（骨折した手足の末梢を観察できるように手袋や靴、靴下はあらかじめ脱がせておく。）
- 骨折が屈曲している場合、無理に正常位に戻さず、そのままの状態を固定する。
- 固定後は傷病者の最も楽な体位にし、腫れを防ぐために、できれば患部を高くする。
- 全身を毛布などで包む。
※開放性骨折の場合は上記の手当と同じであるが、特に次のことを注意する。
 - ・出血を止め、きずの手当をしてから固定する。
 - ・骨折端を元に戻そうとははいけない。
 - ・患部を締めつけそうな衣類は脱がせるか、きずの部分まで切り広げる。

② 骨折の観察

- 症状を調べる
骨折部は1ヵ所だけとは限らないので、全身をよく注意して調べる。
※骨折の症状には腫れ、変形、皮膚の変色、その部分に触った場合の激痛がある。
- 傷病者に聞く
傷病者の意識がはっきりしているときは、受傷時の状況、痛みのある部位などについて、傷病者に聞く。受傷時の状況については、傷病者にも分からないときがあるので、周囲の目撃者にも聞いて判断の参考にする。

③ 固定の方法（固定法）

固定には普通、副子を用いるが、包帯や絆創膏、手拭い、ストッキングなどで傷病者自身の体に直接固定する方法もある。

- 副子
副子とは骨折部の動揺を防ぐため、上肢、下肢及び体に当てる支持物をいう。骨折部の上下の関節を含めることのできる十分な長さ、強さ、幅を持つものが有効である。その条件を備える物ならば、どんなものでも構わない。身近にある新聞紙、雑誌、段ボール、棒、杖、傘、野球のバット、座布団なども利用できる。
- 副子の当て方
 - ・救助者の1人が、骨折部を動揺させないようにしっかり支えておく。
 - ・皮膚との間、特に骨ばった場所、かかと、手首、膝、手首、肘などには、タオルなど柔らかい布を十分に入れる。
 - ・副子は骨折部が動かないように骨折部の上下から包帯でしっかり固定するが、末梢の血行を妨げない程度の強さにする。
 - ・骨折部の腫脹が進み、固定の包帯がしまり過ぎて痛くなったり、血行を妨げ皮膚の色が変わったりすることがあるので、固定した後もよく観察する必要がある。

（参考）「赤十字 救急法講習教本」（日本赤十字社 平成31年4月1日発行）

「組み体操」における事故防止について

下記事項及び『「組み体操」における事故防止の指導上留意点』を基に、各市町、学校や児童生徒の実態に即した事故防止対策を十分図り、児童生徒や保護者、地域等の理解のもと実施すること。

記

- 1 児童生徒の実態に即し、安全確保、事故防止の観点から、学校全体で段階的な指導計画及び実施内容の確認を行うとともに、事前に校内研修を実施するなど、事故防止に努める。
- 2 数週間の練習期間だけでなく、各学年の発達段階に合った指導の積み重ねの必要性を確認し、年間を通して体育・体育的活動の充実を図る。
- 3 実施にあたっては、補助者の手の届く高さで実施するべきであることから、過度に高さ等^{※1}を求めることなく、実施困難と思われる場合は、「中止する」「技を変更する」など、児童生徒の実態に合わせて対応する。
- 4 事故が発生しやすい状況を全教職員で共通理解し、教職員による補助者の配置やマット等の必要な用具の活用を適切に行う。
- 5 事故発生時における応急手当等の学校体制の確立を図るとともに、事故発生の原因を検証し、再発防止に取り組む。

※1 「過度に高さ等」は、ピラミッドについては小学校で3段相当、中学校以上で4段相当を超える高さ、タワー等については小学校、中学校以上ともに2段相当を超える高さを過度の目安とする。

○参考資料

- ・「組み体操」における事故防止の指導上留意点

(平成28年3月25日 令和2年3月3日改訂 三重県教育委員会)

<http://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000621169.pdf>

I 平成26・27年度において県内で発生した「組み体操」における事故について

II 事故が発生する状況と骨折した事例について

- 1 「ピラミッド」の場面で
- 2 「タワー」の場面で
- 3 「肩車・サボテン」の場面で
- 4 「倒立」の場面で
- 5 その他「組み体操」をしている場面で



III 事故発生を防ぐために

- 1 「組み体操」の実施計画の作成にあたって
- 2 「組み体操」の実技指導にあたって

- ・ネットDE研修講座

<カテゴリ>教科指導等 [保健体育]

<講座名> 組体操・組立体操の安全な指導について

<講師名> 荒木達雄 (日本体育大学教授)

5 授業中(調理、溶接、食品加工等実習中)のやけど

高等学校1年生の家庭科の調理実習中に、班別で野菜を茹でていたところ、A班の鍋が沸騰したところに、B班の生徒が誤ってA班の生徒にぶつかり、その弾みで鍋をひっくり返してしまった。近くにいたA班の生徒に大量の湯がかかりやけどを負ってしまった。

○事故発生からの対応のポイント

状況把握とその対応

- ① 事故直後は騒然とした状態になることが予想されるが、担当教員は事故の状況を把握し、以下の適切な行動をとる。
- ② ガスコンロなどを速やかに消火するとともに、他の生徒に対し動揺を抑えるよう指示する。
- ③ やけどの程度を確認し、患部の冷却等の応急手当を講じる。重大な場合は、救急車の要請をする。
- ④ 担当教員は、他の教職員の応援を頼むため、保健室と職員室に生徒を行かせる。生徒から状況を聞いた教職員は、校長に報告する。
- ⑤ 養護教諭等は現場に到着後、手当について判断する。
- ⑥ 医療機関での治療が必要な場合は、速やかに保護者と連絡をとる。
- ⑦ 担当教員は、医療機関に同行し、医師に事故発生時の状況を報告する。その後、速やかに、医療機関名と電話番号等を学校に連絡する。
- ⑧ その他の生徒については、動揺を抑えるとともに、噂や憶測により誤った情報が伝わらないよう十分な指導を行う。
- ⑨ やけどの状況次第では、管理職が医療機関へ行く。また、必要に応じて、他の教職員を応援に向かわせる。

保護者への連絡、教育委員会への報告

- ① 担任(不在時は学年主任など他の教職員)は、事故発生後速やかに保護者との連絡をとり、円滑な対応に努める。
- ② 管理職は、速やかに教育委員会、学校医等へ連絡・報告する。
- ③ 管理職は、教育委員会と協議のうえ、原則として報道機関へ資料提供を行う。

事後措置

- ① 負傷した生徒及び他の生徒の心のケア対策にも配慮する。
- ② 事故の経緯を簡潔かつ正確に記録するとともに、校長は情報を整理して事故の原因を調査し、教育委員会へ事故報告を行う。
- ③ 保護者に事故発生の状況、独立行政法人日本スポーツ振興センターの手続き、治療費等について説明を行う。
- ④ 事故についての教職員の共通理解の場を設け、噂や中傷のため個人のプライバシーが損なわれないように配慮する。
- ⑤ 事故の原因をもとに、事故防止対策や安全点検等を見直し、事故の再発防止に取り組む。
- ⑥ 外部へ情報を提供する場合、窓口を一本化し、複数の異なる情報が交錯し、それにより混乱することがないように配慮する。

○安全指導(教育)の充実

実習等における安全指導(教育)

- ① 年間指導計画の中で、可能な限り安全性が高く、効果的な実習の方法を選ぶ。
- ② 生徒に実習における基本操作や器具の正しい使い方等の安全教育を徹底するとともに、普段から担当教員の注意を聞き取れるような習慣をつける。
- ③ 実習室(準備室も含む)の整理と清掃を徹底し、器具の点検や整備を日頃から心がける。

- ④ 実習中については、他の班や生徒の状況等に細心の注意を払うよう指導するとともに、軽率な行動を取らないよう指導する。
- ⑤ 交流授業等、他校種の児童生徒や見学者等がある場合は、一層の注意を払うよう指導する。
- ⑥ 万一、事故が発生した場合に備えて迅速かつ的確な対応の仕方を心得ておく。

事故発生に備えた学校の体制の確立

- ① 年度当初に事故発生時の教職員の役割分担を定め、全員が理解しておくとともに、職員室、保健室及び事務室等の見やすい場所に掲示しておく。
- ② 緊急な場合に連絡する消防署、医療機関、関係諸機関の所在地及び電話番号などを、職員室、保健室及び事務室等の見やすい場所に掲示しておく。
- ③ 心肺蘇生（AEDの使用法を含む）や応急手当等に関する講習を行うなど、実際の対応ができるようにしておく。

その他

実習室には、消火器やぬれぞうきん等を用意しておく。また、救急箱を取り出しやすい場所に備えておく。

○関係法令

- ・ 国家賠償法第1条、第3条（賠償責任）
- ・ 学校保健安全法第27条（学校安全計画の策定等）
- ・ 民法第709条、第715条
- ・ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第5条（学校の管理下における災害の範囲）

※（参考）日本赤十字社のホームページから抜粋（応急手当）

○熱傷（やけど）の対応

熱傷の程度は、その広さ、深さ、場所によって決まります。

成人は体の表面積の20～30%以上、乳幼児は10～15%以上にわたる広い範囲の熱傷を受けると重症です。

1. 熱傷の程度

- ・ 1度 皮膚の色が赤くなり、ひりひりする。
- ・ 2度 腫れぼったく赤くなり、水ぶくれになり、痛みが強い。
- ・ 3度 皮膚が黒く焦げていたり、蒼白になり、感覚がなくなる。

2. 手当

- ・ 1度、2度の熱傷で範囲が狭いときは、冷たい水や水道水で痛みが取れるまで冷やします。
- ・ 水疱（水ぶくれ）ができているときは、水疱をつぶさないように、蛇口から勢いよく出ている水道水などを直接熱傷部にあてることを避け、熱傷部を消毒した布か洗濯した布で覆い、その上から冷やしながらい医療機関に搬送します。
- ・ 熱傷部が衣類で覆われている場合は、無理に脱がさずそのままの状態ですぐ冷やします。
- ・ 2度、3度の場合、冷たい水、水道水で冷やし、その後濡れたタオルなどで冷やします。
- ・ 熱傷の範囲が広い場合、全体を冷却し続けることは、体温をひどく下げる危険性があるので、10分以上広範囲を冷却することは避けて手当します。特に、子どもや高齢者では低体温に注意します。
- ・ 意識がはっきりとしていて、吐き気がなく、医療機関まで時間がかかるようであれば、少しずつ水分を与えます。

6 理科の授業中(実験中)のガラス器具破裂

中学校1年生の理科の授業中に、A教諭が水素を発生させ、集めた気体にマッチで点火し、軽度の爆発をとおして、水素の性質を確認する演示実験を行った。

その後の班別の生徒による実験において、生徒Bが水素発生装置の近くでマッチを点火したとき、引火して水素発生装置のガラス器具が破裂した。その結果、飛散したガラス片により、生徒の数人がけがをしてしまった。

○事故発生からの対応のポイント

状況把握とその対応

- ① 次の事故が起こらないように指示をするとともに、生徒の動揺を鎮め、事故の状況を把握する。
- ② 大けがの場合は、救急車の手配をする。
- ③ 担当教員は、他の教職員の応援を頼むため、インターホン等が使用できない場合、保健室と職員室に生徒を行かせる。生徒から状況を聞いた教職員は、管理職に報告する。
- ④ 薬品が皮膚や衣服に付着した場合、担当教員は速やかに、その薬品に対する適切な希釈措置を講ずる。
- ⑤ 担当教員や他の教職員は、養護教諭等とともに負傷した生徒に応急手当を講じる。
- ⑥ 医療機関での治療が必要な場合は、速やかに当該生徒の保護者と連絡をとる。
- ⑦ 担当教員は医療機関に同行し、医師に事故発生時の状況や使用した薬品などを報告する。なお、医療機関名がわかり次第、速やかに医療機関名と電話番号等を学校に連絡する。
- ⑧ その他の生徒については、動揺を鎮めるとともに、噂や憶測により誤った情報が伝わらないよう十分な指導を行う。
- ⑨ けがの状況次第では、管理職が医療機関へ行く。また、必要に応じて、他の教職員を応援に行かせる。

保護者への連絡、教育委員会への報告等

- ① 担任(不在時は学年主任など他の教職員)から当該生徒の保護者へ事故の発生を連絡する。生徒の状況や事故への対応の経過、搬送先などを伝える。
- ② 管理職は、事故の概要の第一報を電話で教育委員会に入れ、文書にて事故報告を行う。
- ③ 必要に応じて速やかに、学校医へも連絡する。また、事故の程度・状況により警察へも連絡する。
- ④ 管理職は、教育委員会と協議のうえ、原則として報道機関へ資料提供を行う。

事後措置

- ① 事故の経緯を簡潔かつ正確に記録するとともに、管理職は情報を整理して事故の原因を調査し、教育委員会へ報告を行う。
- ② 事故の原因の所在の如何にかかわらず、全教職員が、保護者に誠意をもって対応する。
- ③ 当該生徒の保護者に事故発生の状況、独立行政法人日本スポーツ振興センターの手続き、治療費等について説明を行う。
- ④ 他の生徒に事情を正しく説明する。
- ⑤ P T Aの緊急役員会の開催や家庭への通知の配付により、正確な情報を保護者に提供し、理解を求める。
- ⑥ 教職員の情報共有については、反省点や再発防止のための資料となるよう要点をまとめ整理する。
- ⑦ 事故現場における安全上の問題点で、整備が必要であれば、関係機関等と協議し、改善を図る。

- ⑧ 事故の教訓を生かして、すべての教育活動を通して安全指導の徹底を図る。
- ⑨ 複数の異なる情報の交錯により混乱することがないように、外部へ情報を提供する場合、窓口を一本化する。
- ⑩ 事故に関してショックを受けた生徒がいる場合は、個別に対応する。また、ショックが大きい場合には、担任が家庭訪問を行い、必要な場合はスクールカウンセラー等による心のケアを行う。

○安全指導（教育）の充実

事故原因と対応についての分析や未然防止のための取組

- ① 年間指導計画の中で、安全性が高い観察や実験の方法を選ぶ。
- ② 授業において配慮すべき生徒を把握する。
- ③ 予備実験を行うことで、観察や実験におけるより一層の安全を確保する。
- ④ 普段から教員の注意を聞き取れるような習慣をつけ、生徒に実験の基本操作や器具の正しい使い方等を確実に習得させる。
- ⑤ 理科室（準備室も含む）の整理と清掃を徹底し、実験器具の点検や整備を日頃から心がけるとともに、薬品台帳を整備し、薬品管理を徹底する（毒劇薬は特に厳重に管理する）。
- ⑥ 観察や実験に際しては、できるだけ皮膚の露出部分が少ない機能的な服装について指導する。また、飛散した水溶液や破砕した岩石片などが目に入る可能性のある観察、実験では、常に保護眼鏡を着用させる。
- ⑦ 万一、事故が発生した場合に備えて、迅速かつ的確な対応の仕方を心得ておく。

事故発生に備えた学校の安全体制の確立

- ① 年度当初に事故発生時の教職員の役割分担を定め、全員が理解しておくとともに、職員室、保健室及び事務室等の見やすい場所に掲示しておく。
- ② 緊急な場合に連絡する消防署、医療機関、関係諸機関の所在地及び電話番号などを、職員室、保健室及び事務室等の見やすい場所に掲示しておく。
- ③ 心肺蘇生（AEDの使用法を含む）や応急手当等に関する講習を行うなど、実際の対応ができるようにしておく。

その他

- ① 理科室には、消火器やぬれぞうきん等を用意しておく。また、救急箱を取り出しやすい場所に備えたり、実験の際は必要に応じて換気を行ったりするなどの準備を整える。
- ② やけどに対する処置は「5 授業中（調理、溶接、食品加工等実習中）のやけど〔やけどの対応〕」を参照。

○関係法令

- ・ 国家賠償法第1条、第3条（賠償責任）
- ・ 学校保健安全法第27条（学校安全計画の策定等）
- ・ 民法第709条、第715条
- ・ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第5条（学校の管理下における災害の範囲）

7 インターンシップ中の事故

特別支援学校高等部の生徒Aが、事業所において職場実習を行っていた。
木材を運搬する作業を行っていたところ、立ててあった木材が倒れてきて、生徒Aの頭部に
あたってしまった。

○事故発生からの対応のポイント

状況把握とその対応

- ① 事業所からの連絡を受けた教職員は、次の初期対応が行われているか確認する。また、必要と思われる対応が行われていない場合は、事業所に速やかな対応を依頼する。
 - ・ 負傷した生徒の名前、けがの内容、程度
 - ・ 応急手当が行われたかどうか
 - ・ 救急車を要請したかどうか
 - ・ (救急車を要請していない場合) 負傷した生徒と事業所職員は医療機関へ行ったかどうか
 - ・ 警察への連絡が行われたかどうか
 - ・ 保護者への連絡が行われたかどうか
 - ・ 事故の状況を写真やメモで記録したかどうか
- ② 事業所からの連絡を受けた教職員は直ちに校長に報告する。

生徒がすでに医療機関に行っている場合

- ① 管理職は、担任(不在時は学年主任など他の教職員)を医療機関に向かわせるとともに、事業所に他の教職員を行かせる(メモ、写真等で状況を記録する)。
- ② 事業所、医療機関で状況を把握したそれぞれの教職員は、校長へ報告する。
- ③ 管理職は担任に、当該生徒の保護者への連絡を指示する。担任は生徒の状況、搬送先の医療機関などを保護者に伝える。また、けがの状況によっては、管理職が医療機関に行く。
- ④ 担任は、保護者が到着するまで生徒につき添う。また、保護者が到着しても、校長の指示があるまでは生徒につき添い続ける。

生徒が医療機関に行っていない場合

- ① 管理職は、担任(不在時は学年主任など他の教職員)及び養護教諭等を事業所に急行させる。けがの程度によっては、さらに別の教職員を同行させる。(メモ、写真等で状況を記録する。)
- ② 養護教諭等は、生徒のけがの状況をみて、医師による診察・治療が必要かを判断する。
 - 医師の治療が必要と判断した場合
 - ・ 直ちに医療機関へ搬送する。その際、担任とともに事業所の職員も同行してもらう。
 - ・ 当該生徒の保護者に連絡する。
 - 医師の治療が不要と判断した場合
 - ・ 校長にけがの状況、生徒の状態等を連絡する。
 - ・ 当該生徒の保護者に連絡する。
 - ・ 校長は、その日及び翌日以降の実習を続けるかどうか、けがの状況や生徒の状態、保護者の意向等をもとに慎重に判断する。

教育委員会への報告等

- ① 管理職は経緯について簡潔かつ正確に記録する。
- ② 重傷の場合等、校長が必要と判断した場合、事故の概要を速やかに教育委員会に報告するとともに、翌日以降の実習について協議する。
- ③ けがの程度や事故の状況により警察へ連絡する。
- ④ 学校及び事業所で、情報の窓口を一本化する。
- ⑤ 管理職は、教育委員会と協議のうえ、原則として報道機関へ資料提供を行う。

被害生徒への対応

- ① 校長と担任は、生徒を見舞う。
- ② 当該生徒の保護者に事故発生の状況、独立行政法人日本スポーツ振興センターの手続き、治療費等について説明をする。
(当該インターンシップが医療費給付の対象となる「学校の管理下の災害」と認められるためには、学校が編成した教育計画に基づいて教育課程あるいは課外指導に位置づけられて行われるものであること、及び教職員による日々の巡回指導が行われていることが必要である。なお、事業主側の過失によって起きた事故で、損害賠償を受けた場合は、給付金について調整されることがある)
- ③ 学校は事業所と連携し、保護者に誠意をもって対応する。
- ④ 負傷した生徒及び他の生徒の心のケアにも配慮する。

事後措置

- ① 該当学部の他の生徒にも事情を説明する。
- ② 事業所と事故発生の原因や問題点を明らかにし、事故防止対策の見直しを進め、事故の再発防止に取り組む。
- ③ 外部へ情報提供をする場合、窓口を一本化し、複数の異なる情報が交錯し、それによって混乱することがないように配慮する。
- ④ 事故の経緯を簡潔かつ正確に記録するとともに、校長は情報を整理して事故の原因を調査し、教育委員会へ報告を行う。

○安全指導（教育）の充実

事故発生に備えた安全確保の取組

- ① 事故防止のため、職場実習の実施前に、事業所と連携して、安全対策及び安全指導の徹底を図る。
- ② 職場実習における緊急事態発生時の、事業所及び学校の対応方法や、教職員の体制を確認する。
- ③ 年度当初に事故発生時の教職員の役割分担を定め、全員が理解しておくとともに、現場実習中に事故が発生した場合を想定し、教職員の役割分担の共通理解を図る。
- ④ 緊急時に連絡する消防署、医療機関、関係諸機関の所在地及び電話番号などを、職員室、保健室及び事務室等の見やすい場所に掲示しておく。

○関係法令

- ・国家賠償法第1条、第3条（賠償責任）
- ・学校保健安全法第27条（学校安全計画の策定等）
- ・独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第5条

8 校外学習中の蜂刺され

生活科の授業中に、校区にある林で落ち葉や木の実を集めていた小学校2年生の児童がスズメバチに襲われ、10名が刺された。そのうち2名は頭などを刺され嘔吐や息苦しさを示し、他の8名も強い痛みを訴えた。

○事故発生からの対応のポイント

状況把握とその対応

- ① 救急車の要請及び、負傷した児童の応急処置を迅速に行うと同時に、他の引率者は速やかに児童を安全な場所に避難させる。また、学校へ連絡するとともに、児童の動揺を鎮める。
- ② 事故発生の連絡を受けた教職員は、事故の発生場所や119番の通報の有無、刺された児童の名前及び症状と既往歴等を確認し、管理職に報告する。
- ③ 管理職は、状況に応じ教職員を事故現場に急行させるとともに、速やかに当該児童の保護者への連絡を指示する。また、刺されていない児童を学校に移動させ、指導・管理するように指示する。
- ④ 引率者は、下記の対応を行う。
〈救急車が到着するまで〉
 - ・ 針が残っていたら、根本から毛抜きで抜くか、横に払って落とし、冷湿布をする。
 - ・ 恐怖心を与えるような言動を避け、励ましといたわりの言葉をかける。
 - ・ 救急車には、教職員が同乗する。また、保護者が到着しても、管理職の指示があるまでは児童につき添い、医師から保護者に説明された傷病の状況を聴き取るなど、状況の把握に努める。※エピペン（アドレナリン自己注射薬）を処方されている児童生徒への救急措置については、「学校におけるアレルギー疾患対応の手引《令和2年度改訂》」（令和3年2月三重県教育委員会）」を参照

保護者への連絡、教育委員会への報告等

- ① 担任（不在時は学年主任など他の教職員）から当該児童の保護者へ事故の発生を連絡する。児童の状況や事故への対応の経過、搬送先などを伝える。
- ② 管理職は、事故の概要の第一報を電話で教育委員会に入れ、文書にて事故報告を行う。
- ③ 必要に応じて速やかに、学校医へも連絡する。また、事故の程度・状況により警察へも連絡する。
- ④ 管理職は、教育委員会と協議のうえ、原則として報道機関へ資料提供を行う。

事後措置

- ① 事故の経緯を簡潔かつ正確に記録するとともに、管理職は情報を整理して事故の原因を調査し、教育委員会へ事故報告を行う。
- ② 事故の原因の所在の如何にかかわらず、全教職員が、保護者に誠意をもって対応する。
- ③ 当該児童の保護者に事故発生の状況、独立行政法人日本スポーツ振興センターの手続き、治療費等について説明を行う。
- ④ 他の児童に事情を正しく説明する。
- ⑤ P T Aの緊急役員会の開催や家庭への通知の配付により、正確な情報を保護者に提供し、理解を求める。

- ⑥ 教職員の情報共有については、反省点や再発防止のための資料となるよう要点をまとめ整理する。
- ⑦ 事故現場における安全上の問題点で、整備が必要であれば、関係機関等と協議し、改善を図る。
- ⑧ 事故の教訓を生かして、すべての教育活動を通して安全指導の徹底を図る。
- ⑨ 複数の異なる情報の交錯により混乱することがないように、外部へ情報を提供する場合、窓口を一本化する。
- ⑩ 事故に関してショックを受けた児童がいる場合は、個別に対応する。また、ショックが大きい場合には、担任が家庭訪問を行い、必要な場合はカウンセラー等による心のケアを行う。

○安全指導（教育）の充実

事故原因と対応についての分析

- ① 事故発生の原因や問題点を明らかにし、それらの反省と改善について全教職員の共通理解を図る。
- ② 事故再発防止のため、校外学習計画の内容について、十分な実地調査による危険箇所の確認に基づく、安全指導と安全管理の徹底を図る。
- ③ 緊急時における校外学習等の教職員体制を再度確認する。
- ④ 万一、事故が発生した場合に備えて、迅速かつ的確な対応の仕方を心得ておく。

事故発生に備えた学校の安全体制の確立

生活科、総合的な学習の時間等において校外学習を行う際の指導のあり方について、一つ一つ丁寧に見直し、児童の安全確保に関する課題があれば早急に解決する。

（安全確保のためのチェックポイントの参考例）

- ① 教職員の指導のあり方や役割を具体的に示した年間指導計画の整備
- ② 事前の実地調査をもとに、安全に配慮（交通の状況、活動場所の状況、活動形態等）した適切な活動計画の作成と指導
- ③ 適切な活動範囲の設定と活動グループの編成
- ④ 緊急時の連絡先と連絡方法の徹底、及び電話等の連絡手段の確保
- ⑤ 危険箇所の状況に応じた引率者の役割分担及び配置
- ⑥ 児童への事前、当日及び事後の指導
- ⑦ 児童のアレルギーや既往歴等の把握
- ⑧ 安全を最優先した活動について、保護者等のボランティアとの共通理解と連携
- ⑨ その他

○関係法令

- ・国家賠償法第1条、第2条、第3条（賠償責任）
- ・学校保健安全法第27条（学校安全計画の策定等）
- ・独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第5条（学校の管理下における災害の範囲）

○参考資料

- ・三重県版「食物アレルギー緊急時対応マニュアル・学校におけるアレルギー疾患対応の手引〈令和2年度改訂〉」（令和3年2月 三重県教育委員会）

https://www.pref.mie.lg.jp/HOTAI/HP/anzen/46469032615_00002.htm



9 修学旅行におけるバス移動中の交通事故

A中学校の3年生は、校長を団長として2泊3日で修学旅行に出かけた。2日目の夕方、バス5台で宿舎に向かって移動中、交差点で急にトラックが右折してきた。それを避けようとした結果、先頭車が、歩道に乗り上げ、壁にぶつかって止まった。

車内の生徒は衝撃で前の座席で体を打ったり、割れたガラスの破片でけがをしたりして5名が救急車で運ばれ、2名が骨折等で医療機関に入院した。残り3名は軽傷であった。

○事故発生からの対応のポイント

状況把握とその対応

- ① 担任をはじめ同じバスに乗っていた教職員は、養護教諭等とともに負傷した生徒に応急手当を講じる。
- ② 校長またはバスに同乗している教職員等は、必要に応じて救急車を要請する。
- ③ 担任は他の生徒のけがの状況も把握し、生徒を落ち着かせる。
- ④ 校長は事故の状況を確認めるとともに、引率教員の役割分担を決め、当面の対応を指示する。
- ⑤ 校長は担任、養護教諭等、他数名の教職員に、救急車で医療機関に運ばれた生徒のつき添いと負傷の程度を把握させる。
- ⑥ 校長は学年主任に、けがのない生徒や他のバスの生徒を宿舎に移動させ、教員に指導と管理をさせる。また、宿舎では対策本部を設置し、校長及び医療機関にいる教職員と緊密な連絡をとる。なお、必要に応じ校長は医療機関へ向かう。
- ⑦ 校長は学校・教育委員会等へ連絡するとともに、窓口を一本化し、警察、報道関係等の対応をする。
- ⑧ 宿舎の生徒を大広間等に集め、事実を正確に伝え、生徒の精神的な動揺を抑えるとともに、以後の日程変更に伴う行動について、統一のとれた行動がとれるように指導する。

保護者への連絡、教育委員会への報告

- ① 学校では連絡を受けた教頭が速やかに教育委員会やけがをした生徒の家庭に連絡する。
- ② 現地対策本部との連絡を密にする。
- ③ 緊急職員会議を招集し、対応策を検討する。（現地への応援職員の派遣、翌日の生徒受け入れ態勢に伴う授業変更等）
- ④ 旅行取り扱い業者との連携により、入院生徒の保護者の現地行きの説明を行う。また、必要に応じて補償等の説明を行う。
- ⑤ 必要に応じてPTA役員会、学年委員会等を招集し、事実を説明するとともに保護者の不安・動揺を極力静めるようにする。
- ⑥ 教頭は、学校で経緯について簡潔かつ正確に記録し、情報の窓口を一本化する。
- ⑦ 校長は、現地で経緯について簡潔かつ正確に記録し、情報の窓口を一本化する。
- ⑧ 管理職は、教育委員会と協議のうえ、原則として報道機関へ資料提供を行う。

事後措置

- ① 事故の原因の所在の如何にかかわらず、全教職員が、保護者等に誠意を持って対応する。

- ② 他学年の生徒に事情を正しく説明する。
- ③ P T Aの緊急役員会の開催や家庭への通知の配付により、情報を保護者に提供し、理解を求める。
- ④ 帰校後、校長は保護者に対して改めて事故の概要を説明し、理解を求める。
- ⑤ 教頭、教職員で現地に残された生徒の見舞いにつき添いの交代、現地での事後処理にあたる。
- ⑥ 事故の経緯を簡潔かつ正確に記録するとともに、校長は情報を整理して事故の原因を調査し、教育委員会へ事故報告を行う。
- ⑦ 事故の教訓を生かして、すべての教育活動を通して安全指導の徹底を図る。
- ⑧ 外部へ情報を提供する場合、窓口を一本化し、複数の異なる情報が交錯し、それにより混乱することがないように配慮する。
- ⑨ 事故車に同乗していた生徒については、後遺症も考えられるので、事後の観察指導を十分に行うとともに、必要に応じてスクールカウンセラー等の派遣を要請する。

○安全指導（教育）の充実

事故発生に備えた学校の体制の確立

- ① 修学旅行中に事故が発生した場合を想定し、教職員の役割分担を定め、全員が理解しておく。
- ② 緊急な場合に連絡する医療機関、関係諸機関の所在地及び電話番号などを把握しておく。
- ③ 心肺蘇生（A E Dの使用法を含む）や応急手当等に関する講習を行うなど、実際の対応ができるようにしておく。

事故原因と対応についての分析

- ① 事故発生の原因や問題点を明らかにし、それらの反省と改善について全教職員の共通理解を図る。
- ② 再発防止のため、旅行計画の内容について安全指導と安全管理の徹底を図る。
- ③ 修学旅行等における、緊急事態発生時の教職員の体制を再度確認する。

その他

- ① 生徒に修学旅行の意義を理解させる（集団行動を通して自律心を養い、自主的に集団の規律や秩序を守る態度を育成する等）。
- ② 校長、引率教員が生徒の名簿を携帯する（名簿の管理には十分注意する）。
また、教職員が携行する旅行の手引等には号車ごとの生徒の座席表、部屋割り表等をのせておく。

○関係法令

- ・ 国家賠償法第1条、第3条（賠償責任）
- ・ 自動車損害賠償保障法第3条

10 校内での転落事故

県立高等学校の生徒Aが校舎3階の窓から転落し、全身を強く打ち、意識不明となった。救急車を要請し、病院に搬送されたが、死亡が確認された。

○事故発生からの対応のポイント

状況把握および初動対応

- ① 正確な発生事実を把握する。
- ② 日頃から作成しておいた情報連絡リスト等を用いて、各初動連絡先に連絡をする。
- ③ 担当者を決めて対応する。
 - ア 応急処置
 - イ 119番通報、救急車の誘導、消防署員への対応
 - ウ 他の生徒への対応（現場の立入を禁止、安全の確保）

自死が疑われるような場合は、後追いの可能性も含めて、生徒の見守りを徹底し、生徒の安全が確保できる体制をとる。生徒を教室に待機させる場合は、複数の教員が入るようにする。
 - エ 救急車への同乗、医療機関と学校との連絡
 - オ 当該生徒の保護者への連絡（第一報）（搬送先の医療機関の情報等、第二報以降は適宜）
 - カ 警察への連絡（119番通報により連絡しなくても来校することがある）、警察官の現場への誘導
 - キ 管理職は、事故の概要の第一報を電話で県教育委員会（生徒指導課）に報告する。
 - ク 事故現場の立入を禁止、警察による現場検証への立ち会い
- ④ 当該生徒の情報を把握する。

出欠状況、学習状況、部活動の状況、友人関係、教員との関係、クラスでの様子、家族の状況、健康の状況、いじめの有無、希望する進路の状況、教育相談の状況等。
- ⑤ 全校集会を開いて状況説明を行う場合は、校長から伝える。担任等から伝える場合は、共通の説明資料をもとに伝える。遺族の意向をふまえて、伝える内容や手段を決定する。
- ⑥ 管理職は、遺族の意向をふまえ、教育委員会や警察と協議のうえ、必要に応じて報道機関へ資料提供を行う。
- ⑦ 管理職は、状況把握および初動対応が落ち着き次第、教育委員会に生徒事故発生報告（文書）を行う。

※ 対応にあたっては、「子供の自殺が起きたときの緊急対応の手引き」（文部科学省、平成22年3月）を参照のこと。

教職員の対応

- ① 管理職の指導のもと、情報の一元化を行う。
- ② 学校全体の方針や報道対応、保護者会、遺族への対応等は、管理職を中心とする主任等の教職員で協議・決定する。
 - ・遺族の意向をふまえ、学校として通夜式や告別式にどのように対応（交通手段、参列者、移動に関わる費用の扱い（個人負担等）、教職員の体制等）するかを決める。生徒の参列は強制しない。
 - ・今後の授業、行事、部活動等をどうするのかを決定する。（できる限り平常の教育活動を行うようにする。状況に応じ、行事等は延期する。）
- ③ 職員会議（臨時も含む）等の情報共有の場を複数回設定し、正確な情報を教職員が共有

し、組織的に動く。

- ④ 各ホームルーム等において生徒の様子を観察し、気になる生徒の情報を集約する。
- ⑤ 管理職、養護教諭、教育相談担当、スクールカウンセラー、関係する教職員等で状況に応じてケア会議を開き、情報を共有する。
- ⑥ 対応等について、時系列で記録する。

在校生への対応

- ① 事案当日に以下の点について検討して対応する。
 - ・事案の内容をどのような手段で伝えるのか。
(全校集会、ホームルーム、文書等を、遺族の意向をふまえて決定する)
 - ・どの時点で下校させるのか、当日の部活動はどうするのか、など。
- ② 心のケア
 - ア スクールカウンセラー等の緊急派遣を県教育委員会（生徒指導課）に要請する。
 - イ 生徒、教職員の様子を観察し、カウンセリングを促す。
 - ウ 朝の登校時やSHR等で生徒の様子を観察し、気になる生徒の情報を集約する。
 - エ 生徒の様子により、カウンセリング計画を立てる。

ネットの監視等について

- ① ネットへの書き込みを把握した際は、県教育委員会（生徒指導課）と情報共有し、削除依頼等の対応を行う。
- ② ネットへの書き込みは、在校生から発信される場合が考えられるので、厳重に注意をしておく必要がある。

保護者への対応

- ① PTA役員に対して
 - ・必要に応じてPTA会長に連絡して状況を説明する。
 - ・臨時のPTA役員会の開催について検討し、必要があれば開催して、状況を報告するとともに、今後の対応について協議する。
 - ・今後の保護者への情報共有について協議する。
 - ・文書を出す場合は、何を伝えるか、PTA会長と校長の連名にするのかなどを検討する。
 - ・なお、文書を出した場合には、何らかの形で報道機関に伝わることもあり、問い合わせがあり得ることを念頭に置いて対応する。
- ② 在校生の保護者に対して
 - ・遺族の意向を確認したうえで、遺族の心情をふまえ、正確な情報を提供し、憶測に基づく噂が広がることを防ぐ。
(家庭への電話連絡、文書の配付、臨時保護者会の開催等、どの方法で行うのか決定する)
 - ・情報としては、事案の事実、学校の様子、今後の予定、心のケア等について提供する。
 - ・子どもに気になる様子があれば、保護者から学校に知らせてもらうよう依頼し、学校と保護者が連携して取り組む。

遺族への対応

- ① 管理職と担任、部活動顧問等、関係のあった教職員が訪問する。
- ② 遺族の気持ちに寄り添うことを第一に対応し、事務的にならないように心がける。
- ③ 生徒や保護者、場合によっては報道機関等に事実を公表する場合は、遺族の意向を確認したうえで、遺族の心情をふまえ、ある程度の時間をおいてから確認するなど、学校側の都合のみで対応することのないように留意する。確認が取れなかった場合は、支障のない範囲での公表に止める。
- ④ 通夜式や告別式への教職員や生徒等の参列については、遺族の意向を確認して対応する。

- ⑤ 葬儀以降も、節目節目で関わりを続ける。
- ⑥ 学校における調査の結果については、できるだけ速やかに遺族に説明する。

警察との連携

- ① 捜査への協力
 - ア 管理職の許可のもとで、警察の事情聴取に協力する。
 - イ 生徒への事情聴取には、教職員が同席し、情報をまとめる。
 - ウ 教職員が事情聴取を受ける場合は、情報をまとめる。
- ② 警察情報の確認
 - ア 警察が当該事案をどう扱うかを確認する。
 - ・事件性の有無
 - ・報道発表の有無
 - ・報道発表する場合は、報道内容を確認（例：捜査中、現時点では事件性はないものと考えられる等）

報道対応

- ① 報道機関は、何らかの形で事前に情報入手していることが多い。また、事案の詳細な内容（発生時間、該当生徒の学年、学科、年齢、性別、発生場所等）、背景（これまでの生徒の様子、いじめや悩みの有無、遺書等）、学校としてのコメントを求めてくる。このことを念頭に、何をどこまで伝えるかを事前に明確にして対応する必要がある。
- ② 報道機関への対応は、原則として管理職が行う。なお、その後、公表すべき事実が明らかになった場合には、既に対応済みの報道機関にも必要に応じ追加説明をする。
- ③ 発生の概要、学校の対応経過と今後の予定、見解などを文書にまとめ、想定問答を用意する。曖昧な回答はしない。
- ④ 複数の報道機関から問い合わせがある場合は、必要であれば、記者会見を開くことも考える。また報道から記者会見の要請があった場合は、必要に応じて対応する。

背景調査について（基本調査）

※自死又は自死が疑われる死亡事案のとき

- ① 遺族との関わりや、関係機関との協力等から得られた情報、校内の記録等を整理する。
- ② 管理職を中心に、当該生徒が置かれていた状況について、全教職員から聴き取りを行う。（調査開始から3日以内を目途に終了）
- ③ 状況に応じ、当該生徒と関係の深かった生徒への聴き取り調査を行う。その際には、事前に聴き取り対象となる生徒の保護者に説明しておく。
- ④ 聴き取り調査を行う場合には、関係生徒の心情や様子等を確認しながら、できる限り複数体制で聴き取りを行い、聴き取る内容については、項目にまとめ統一する。
- ⑤ 必要に応じて、全校生徒へのアンケート調査を行う。その際には、調査結果を遺族等に伝える可能性があることを事前に伝えてから実施する。
- ⑥ 聴き取り調査およびアンケート調査の結果について検証し、必要に応じ面談や再調査を行う。
- ⑦ 調査の結果については、できるだけ速やかに遺族に説明し、調査結果に対する遺族の意見や詳細調査の要望等を聴き取る。
- ⑧ 調査の結果、得られた情報を時系列にまとめるなどして整理し、教育委員会に報告する。

○参考資料

- ・子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き（平成22年3月 文部科学省）
- ・子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（最終改訂平成26年7月 文部科学省）

11 生徒の自死への対応

県立高等学校の生徒が自死したと保護者から連絡があった。

○事故発生からの対応のポイント

状況把握と初期対応

- ① 管理職は、県教育委員会（生徒指導課）に連絡し、生徒の自死について情報共有を行う。
- ② 県教育委員会（生徒指導課）から派遣される指導主事等の支援のもと対応にあたる。
- ③ 臨時職員会議を開催し、全教職員に情報共有するとともに、役割分担を行う。
（役割分担の例）
 - 遺族との連絡窓口 … 担任又は学年主任、教頭等
 - 報道機関等、外部からの問い合わせの対応 … 教頭
 - 学業成績やクラスでの様子等の情報の確認 … 担任
 - いじめアンケート、生徒指導の記録の確認 … 生徒指導担当
 - 健康状態、カウンセリング等の記録の確認 … 保健部および教育相談担当
 - 部活動での様子等の確認 … 部活動顧問
- ④ 客観的で正確な事実を把握するとともに、時系列に情報を整理し記録する。

遺族心情に寄り添った対応

- ① 何よりも大切なことは遺族に対して心からの弔意を示すことである。担任等が遺族に連絡し遺族の了承が得られれば、校長、教頭、担任、学年主任等が2～3人程度で弔問に向う。
- ② 遺族のグリーフケア（※）のため、スクールカウンセラーによるカウンセリングを紹介し、希望に応じてカウンセリングを受けられるよう調整する。また、生徒に兄弟がいる場合は、在籍する学校と連携するなどし、兄弟のケアを適切に行う。
- ③ 通夜および告別式の日程と参列が可能な範囲を遺族に確認する。
- ④ 生徒が亡くなったことについて、他の生徒や保護者にどのように伝えればよいかを遺族に確認する。自死であったことを伏せてほしいと遺族から要望があった場合は、遺族の心情を尊重しながら、他の生徒や保護者に「ご家族からは〇〇と聞いています」という表現で伝える。
- ⑤ 亡くなる前の生徒の家庭での様子等を遺族に確認する。
- ⑥ 「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」に基づき、遺族に背景調査（基本調査および詳細調査）について説明を行い、速やかに背景調査（基本調査）を実施する。
- ⑦ 背景調査（基本調査）着手後は、1週間以内を目途にその時点で把握できている内容を遺族に伝え、その後も適時適切な方法で経過説明を行う。また、調査終了後は、結果を丁寧に説明するとともに、背景調査（詳細調査）の実施についての意向を確認する。
- ⑧ 学校諸費の引き落としや送付物の停止等について、漏れがないよう適切に処理を行う。
（※）グリーフケア…遺族等が喪失や悲しみから立ち直るための支援

在校生への対応

- ① 背景調査（基本調査）に先立ち、スクールカウンセラー等、心理の専門家の助言を得ながら配慮が必要な生徒のリストアップを行う。
- ② 生徒と関係が深かった生徒、何らかのリスクを抱える生徒等、特に配慮が必要な生徒については、県教育委員会（生徒指導課）にスクールカウンセラーの緊急派遣要請を行うなど、十分にケアが行える体制を整える。
- ③ 生徒が亡くなったことを伝える際は、一人ひとりの状態に配慮する必要があることから、全校集会等ではなくクラスや部活動毎での実施を原則とする。遺族の意向をふまえた内容で、担任等が伝える。その際、副担任や学年主任等も同席し、心配な様子が見受けられる生徒に対応できるようにしておく。また、保健室に入室する生徒がいることも想定し、養護教諭やスクールカウンセラー等が対応できる体制を整えておくとともに、そのことを生徒に伝える。
- ④ 通夜および告別式の参列について、遺族の意向をクラス等の生徒に伝える。参列が可能な場合でも、参列することを強制はせず、心の状態に応じて無理のない行動をするよう伝える。

- ⑤ 亡くなった生徒も一緒に卒業する雰囲気を作るなど、葬儀後もクラス等の生徒の心情に配慮しながら、亡くなった生徒への思いを大切にしていく。

背景調査（基本調査）の実施

- ① 背景調査（基本調査）は、自死又は自死が疑われる死亡事案の全てを対象に、学校が調査の主体となって情報を把握し、迅速に整理するものである。次の内容について調査し、1ヶ月以内を目途に県教育委員会（生徒指導課）へ報告書を提出する。
- ア 遺族との関わり・警察等との協力
- 遺族の心情に配慮し、無理のない範囲で状況確認を行うとともに、今後の接触を可能とするような関係性を構築する。
 - 警察との協力や、亡くなった生徒と関わりのある関係機関との情報共有を図る。
- イ 指導記録等の確認
- 学業成績やいじめアンケート、生徒指導および健康面の記録、その他何らかの手がかりとなるものから情報を集約し、整理を行う。
- ウ 全教職員からの聴き取り
- 原則として3日以内を目途に、管理職が全教職員からアンケートや聴き取りを実施する。
 - 聴き取りに先立ち、教職員に調査の趣旨や全員が対象であること等を説明する。
 - スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーをはじめ、学校に派遣・配置されている外部人材も対象に聴き取りを実施する。
 - 担任等、亡くなった生徒と関係の深い教職員が強いストレスを受けていることに留意し、適切なケアを行う。
- エ 亡くなった生徒と関係の深かった生徒への聴き取り
- 遺族の意向をふまえたうえで、可能な場合に生徒からの聴き取りを行う。
 - 関係の深かった生徒が強いストレスを受けていることを念頭に、心のケアをしながら、聴き取りを進める。
 - 聴き取りの前に、対象となる生徒の保護者に連絡し、調査と生徒のケアについての理解と協力を依頼する。
- ② 背景調査（基本調査）の結果について、遺族に丁寧に説明する。なお、以下に該当する場合は、詳細調査に移行する。
- ア 学校生活に関係する要素（いじめ、体罰、学業、友人等）が背景に疑われる場合
- イ 遺族の要望がある場合
- ウ その他必要な場合
- ※いじめが背景に疑われる場合は、いじめ防止対策推進法第28条に基づく重大事態の調査に移行する。

背景調査（詳細調査）の実施

- ① 背景調査（詳細調査）は、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の第三者による調査組織により、事実関係の確認のみならず、自死に至る過程を丁寧に探り、自死に追い込まれた心理を解明することで再発防止策を講じることを目指すものである。
- ② 調査の主体は、特別の事情がない限り県教育委員会とする。
- ③ 学校は、背景調査（詳細調査）に移行した後も、遺族心情に寄り添った対応を継続するとともに、第三者による調査に協力する。

○参考資料

- ・教師が知っておきたい子どもの自殺予防（平成21年3月 文部科学省）
- ・子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き（平成22年3月 文部科学省）
- ・子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（最終改訂平成26年7月 文部科学省）
- ・学校事故対応に関する指針【改訂版】（令和6年3月 文部科学省）
- ・いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月改訂 文部科学省）

12 インターネット検索による不適切な画像の閲覧

A教諭は、小学校5年生の総合的な学習の時間の授業で、1人1台端末を活用して、検索をさせていた。しばらくすると、児童の1人が事故による犠牲者の遺体の無修正画像を見つけ、まわりの児童数人と騒ぎだした。児童は精神的に強いショックを受け、数名の児童が体調不良を訴えた。

○事故発生からの対応のポイント

状況把握とその対応

- ① 担当教員は、画像が閲覧できる状態であればすぐに閲覧できないようにするとともに、職員室と保健室に連絡し、他の教職員に応援を要請する。教職員は、管理職に報告する。
- ② 担当教員や他の教職員は、スクールカウンセラー、養護教諭等とともに精神的なショックを受けた児童に寄り添い、心のケアを行う。
- ③ 担任（不在時は学年主任など他の教職員）から当該児童の保護者へ事故の発生について連絡し、児童の状況や事故への対応の経過などを伝える。学校医へも必要に応じて速やかに連絡する。
- ④ 医療機関での診察が必要な場合は、担当教員は医療機関に同行し、医師に事故発生時の状況を説明し、速やかに医療機関名と電話番号等を学校及び保護者に連絡する。
- ⑤ ショックを受けた児童の状況次第では、管理職が医療機関へ行く。また、必要に応じて、他の教職員を応援に行かせる。

保護者への連絡、教育委員会等への報告等

- ① 管理職は、事故の概要の第一報を電話で教育委員会に入れ、文書にて事故報告を行うとともに、事後の対応について協議する。
- ② 管理職は、教育委員会と協議のうえ、報道機関に資料提供すべきか判断する。

事後措置

- ① 教職員は、スクールカウンセラー、養護教諭等とともに精神的なショックを受けた児童に寄り添い、児童の心のケアに努める。
- ② 事故の経緯を簡潔かつ正確に記録するとともに、管理職は情報を整理して事故の原因を調査し、教育委員会へ事故報告を行う。
- ③ 学校は、PTAの緊急役員会や保護者会の開催、家庭への通知等により、正確な情報を保護者等に連絡し、理解を求める。
- ④ 教職員の情報共有については、反省点や再発防止のための資料となるよう要点をまとめて整理する。
- ⑤ 事故の教訓を生かして、すべての教育活動を通して情報モラルの徹底を図る。
- ⑥ 複数の異なる情報の交錯により混乱することがないように、外部へ情報を提供する場合、窓口を一本化する。
- ⑦ 教育委員会から今後の対応について助言を得る。

○安全指導（教育）の充実

学校における事故原因とその対応についての分析

- ① 教材の選択や使用については、学習指導要領等の趣旨・内容に基づき、児童生徒の発達

段階や心理的な影響等に十分に配慮する。

- ② 多様な見方や考え方でできる事柄、未確定な事柄を取り上げる場合は、特定の見方や考え方に偏った取扱いにならないようにする。
- ③ 教材の選択や使用については、管理職をはじめ教職員間で十分な共通理解を図る。

教育委員会による学校の指導体制の確立

- ① 補助教材の使用に関わる届出、又は承認の規定を的確に履行するとともに、各学校において補助教材が不適切に使用されないよう管理を行う。
- ② 教材や1人1台端末の取扱い方法や指導体制について、会議・研修等により所管の学校の管理職への指導を徹底する。
- ③ 1人1台端末のフィルタリングを確認し、必要に応じて設定を見直し、下記のような児童生徒にとって有害な情報のあるサイトにアクセスできないように配慮する。
 - ・ポルノ画像や風俗情報を載せたサイト
 - ・出会い系サイト、家出サイト
 - ・暴力・残虐画像や情報を集めたサイト
 - ・他人の悪口や誹謗中傷を載せたサイト
 - ・犯罪や自死を助長するサイト
 - ・薬物や麻薬情報を載せたサイト 等
- ④ 不適切な事案を把握した場合は、県教育委員会への迅速な報告及び報道機関への適切な情報提供に努める。
- ⑤ 再発防止のため、教材の適切な取扱いや情報モラルに関する研修を実施する。

その他

- ① 1人1台端末の児童生徒の使用にあたっては、アカウントの自己管理や他者に対して誹謗中傷をしない等、教職員の適切な指導のもとで行う。
- ② 1人1台端末が保管されているロッカーや教室等の施錠・鍵の管理を適正に行う。

○関係法令

- ・ 国家賠償法第1条、第3条（賠償責任）
- ・ 学校保健安全法第27条（学校安全計画の策定等）
- ・ 民法第709条、第715条
- ・ 学校教育法第34条第2項、第49条、第62条、第70条、第82条
- ・ 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律第4条、第13条、第14条、第15条
- ・ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第5条（学校の管理下における災害の範囲）
- ・ 三重県青少年健全育成条例第18条

○参考資料

- ・ 教育の情報化に関する手引（文部科学省）
- ・ 教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（令和6年1月 文部科学省）
- ・ 学校における補助教材の適切な取扱いについて（平成27年3月4日 文部科学省通知）
- ・ 学校における授業等でのISIL（イラク・レバントのイスラム国）に関わる画像閲覧を受けた今後の対応方針について（平成27年3月13日 三重県教育委員会）

13 運動部活動中の事故による意識不明

高等学校のサッカー一部1年生の生徒Aが、グラウンドで練習中にサッカーボールを追いかけて陸上競技部（投てき種目）が使用しているエリアに入り、飛んできた円盤が側頭部に当たって転倒した。一度は自力で立ち上がったものの再び倒れて意識不明となった。

○事故発生からの対応のポイント

状況把握とその対応

- ① 意識障害の確認（開眼・会話・記憶・明らかな運動麻痺・嘔吐の有無等）、外傷部位、顔色、呼吸、脈拍などをすばやく観察し、傷病者の状況を迅速に把握する。
- ② 救急車を要請し、到着するまでの所要時間に留意したうえで、救命処置（心肺蘇生とAEDの使用）などを的確に実施し、校長に連絡する。
- ③ 傷病者を安静にする。その際、体位、保温、環境に配慮する。
- ④ 救急車には教職員が同乗する。医療機関で医師から傷病の状況、診断、治療等を聞き、校長に報告する。また、保護者が到着した後、校長の指示があるまでは生徒につき添い続ける。
- ⑤ 事故を目撃した生徒たちに対し、聴き取りを行う。また、混乱や動揺を抑えるとともに、噂や憶測により誤った情報が伝わらないよう十分な指導を行う。

保護者への連絡、教育委員会等への報告

- ① 顧問または担任（不在時は学年主任など他の職員）から保護者へ事故の発生を連絡する。事故への対応の経過や生徒の状況、搬送先などを伝える。
- ② 管理職と顧問は、速やかに医療機関に駆けつけるとともに、保護者に状況を詳しく説明する。
- ③ 管理職は、事故の概要の第一報を電話で県教育委員会に入れ、文書にて事故報告を行う。
- ④ 必要に応じて学校医へ連絡する。また、事故の程度・状況により警察へも連絡する。
- ⑤ 管理職は、県教育委員会と協議のうえ、必要に応じて報道機関へ資料提供を行う。

事後措置

- ① 保護者に事故発生の状況、独立行政法人日本スポーツ振興センターの手続き、治療費等についての説明を行う。
- ② 事故の経緯を簡潔かつ正確に記録するとともに、校長は情報を整理して事故の原因を調査し、県教育委員会へ事故報告を行う。
- ③ 外部へ情報を提供する場合、窓口を一本化し、複数の異なる情報が交錯し、それにより混乱することがないように配慮する。
- ④ 生徒の心のケアに努める。
- ⑤ 事故の原因をもとに、事故防止対策や安全点検等を見直し、事故の再発防止に取り組む。

○安全指導（教育）の充実

部活動時における事故防止

- ① グラウンドや体育館など、活動場所の過密な状況も考慮し、安全確保が図れる使用の計画や指導計画を立案する。
- ② 部活動時におけるグラウンドや体育館などの（雨天時の活動含む）使用や用具の取扱いのルールについて、毎年度当初に教職員が確認するとともに、生徒へ徹底する。また、防

球ネットの設置、安全地帯の設定などの具体的な事故防止施策を講じる。

③ 疲労のため注意力が散漫になることもあるため、部員全員で危険な状況を注意し合える体制を整え、習慣化を図る。

④ 活動時には、周囲に対して十分な安全確認を行うよう指導する。特に、投てき種目の活動にあたっては、以下の例示のとおり事故防止対策を徹底させる。

(例示) ・投てき者は投げる前に、投てき方向に「人」がいないことを確認し、「投げます。」等、周囲に対して大きな声で周知する。

事故発生に備えた学校の体制の確立

① 年度当初に事故発生時の教職員の役割分担を定め、全員が理解しておくとともに、職員室、保健室及び事務室等の見やすい場所に掲示しておく。

② 緊急な場合に連絡する消防署、医療機関、関係諸機関の所在地及び電話番号など、職員室、保健室及び事務室等の見やすい場所に掲示しておく。

③ 救命処置(心肺蘇生とAEDの使用)や応急手当等に関する講習を行うなど、実際の対応ができるようにしておく。

○関係法令

- ・国家賠償法第1条、第3条(賠償責任)
- ・学校保健安全法第27条(学校安全計画の策定等)
- ・独立行政法人日本スポーツ振興センター法第3条(センターの目的)、第15条(業務の範囲)
- ・独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第5条
(学校の管理下における災害の範囲)

【入学予定者の運動部活動参加時における(独)日本スポーツ振興センターの災害給付】

独立行政法人日本スポーツ振興センター災害給付の対象となる活動は、指導要録上の在籍校における学校管理下の活動に限られています。

① 中学校入学予定者 → 小学校卒業式以後も3月31日までは、小学校籍です。
→ 中学校入学式前も4月1日以降は、中学校籍です。

② 高等学校入学予定者 → 中学校卒業式以後も3月31日までは、中学校籍です。

①、②の場合は、在籍校の校長が承認した教育計画に位置づけられた部活動であれば、独立行政法人日本スポーツ振興センターの適用が受けられます。

③ 高等学校入学前(4月1日から入学日前日まで)は、「独立行政法人日本スポーツ振興センター」の規定で、この期間に部活動に参加し、傷害が発生しても給付は受けられません。

関係法令：独立行政法人日本スポーツ振興センター法
災害給付の基準に関する規程(学校管理下の範囲)

○参考資料

- ・令和2年度スポーツ庁委託事業学校における体育活動での事故防止対策推進事業スポーツ事故対応ハンドブック(令和2年12月 独立行政法人日本スポーツ振興センター)

14 運動部活動中の熱中症

夏季休業中のたいへん暑い日、高等学校の陸上競技部1年生の生徒Aが、練習中に意識を失って倒れた。生徒Aの様子をみると、応答がにぶく、言動がおかしいなど熱中症の疑いがある。

○事故発生からの対応のポイント

状況把握とその対応

- ① 意識障害の確認（開眼・会話・記憶・明らかな運動麻痺・嘔吐の有無等）、外傷部位、顔色、呼吸、脈拍などをすばやく観察し、傷病者の状況を迅速に把握する。
特に、熱中症の疑い（めまい・失神・筋肉痛・筋肉の硬直・大量の発汗・頭痛・不快感・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感・意識障害・けいれん・手足の障害・高体温等）がある場合、少しでも意識障害がある場合には重症と考慮して処置をする必要がある。さらに、意識がない場合には、倒れこんだ際の頭部外傷にも注意を払う。
- ② 意識がないあるいは重症であると判断した場合は、速やかに救急車を要請し、到着するまでの所要時間に留意しながら、涼しい場所へ避難し、衣服をゆるめるなどして体を冷やす処置を続けるとともに、場合によっては、救命処置（心肺蘇生とAEDの使用）などを的確に実施し、校長に連絡する。
- ③ 応急手当をする際に傷病者を運搬する場合は、傷病者を安静にすることが必要である。その際、体位、体熱の放散、環境に配慮する。
- ④ 救急車には教職員が同乗する。医療機関で医師から傷病の状況、診断、治療等を聞き、校長に報告する。また、保護者が到着した後も、校長の指示があるまでは生徒につき添い続ける。
- ⑤ 事故を目撃した生徒たちに対し、聴き取りを行う。また、混乱や動揺を抑えるとともに、噂や憶測により誤った情報が伝わらないよう十分な指導を行う。

保護者への連絡、教育委員会等への報告

- ① 顧問又は担任（不在時は学年主任など他の教職員）から保護者へ事故の発生を連絡する。事故への対応の経過や生徒の状況、搬送先などを伝える。
- ② 管理職と顧問は、速やかに医療機関に駆けつけるとともに、保護者に状況を詳しく説明する。
- ③ 管理職は、事故の概要の第一報を電話で県教育委員会に入れ、文書にて事故報告を行う。
- ④ 必要に応じて、学校医へ連絡する。また、事故の程度・状況により警察へも連絡する。
- ⑤ 管理職は、県教育委員会と協議のうえ、原則として報道機関へ資料提供を行う。

事後措置

- ① 保護者に、事故発生の状況、独立行政法人日本スポーツ振興センターの手続き等についての説明を行う。
- ② 事故の経緯を簡潔かつ正確に記録するとともに、校長は情報を整理して事故の原因を調査し、県教育委員会へ事故報告を行う。
- ③ 外部へ情報を提供する場合、窓口を一本化し、複数の異なる情報が交錯し、それにより混乱することがないように配慮する。
- ④ 生徒の心のケアに努める。
- ⑤ 事故の原因をもとに、事故防止対策や安全点検等を見直し、事故の再発防止に取り組む。

○安全指導（教育）の充実

熱中症の事故防止にむけて

- ① 活動は、安全面に十分配慮しながら、生徒個々の運動能力や体力の実態・適性や興味関心に応じた指導計画を立て、指導を行う。
- ② 熱中症防止のため、特に下記の点に留意して活動を行う。
 - ア グラウンド・体育館など活動場所で暑さ指数（WBGT）を測定するなど、当日の気象状況（環境）に十分気を配ること。
 - イ 生徒等が自ら熱中症の危険を予測し、安全確保の行動をとることができるように指導する。
 - ウ 様々な理由からマスクの着用を希望する生徒等に対しては、適切な配慮が必要となるが、その場合にも、熱中症対策を適切に講じること。
 - エ 長時間にわたる直射日光の下での活動を避けること。
 - オ 屋内外にかかわらず、活動内容・強度に応じて、適宜休憩を入れるとともに水分（0.1%～0.2%程度の塩分を補給できる経口補水液やスポーツドリンクなど）を適切に補給させること。
 - カ 生徒の疲労の状態や心身の状況などを常に把握し、異状が見られる場合は速やかに必要な措置をとること。
 - キ 近年の最高気温の変化や熱中症発症状況等を確認し、地域の実情に応じた対策を検討する。
 - ク 気兼ねなく体調不良を言い出せる、相互に体調を気遣える環境・文化を醸成する。
- ③ 熱中症は夏季に集中して発生しているが、夏季以外でも急に暑くなると熱中症が発生することがあるため、暑さに体を慣らすよう活動内容を工夫する必要がある。春季の体育祭、冬季のマラソン等、季節にかかわらず熱中症による事故が発生していることを、十分に心得ておく。
- ④ 部活動は、体育よりも運動強度が高いこと、防具を着用する競技では薄着になれないこと等、熱中症防止に向けて、よりきめ細かな配慮を行う。
- ⑤ 熱中症発生の要因・予防法・症状・対処法をしっかりと理解し、生徒にも、その発達段階に応じて、発生要因や予防法等について適切に指導する。

事故発生に備えた学校の体制の確立

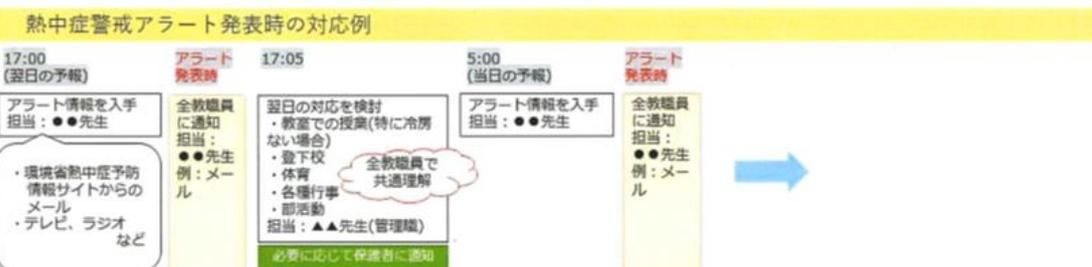
- ① 熱中症の予防は、暑さ指数（WBGT）を基準とする対策・体制を事前に整えることを基本とする。
- ② 年度当初に事故発生時の教職員の役割分担を定め、全員が理解しておくとともに、職員室、保健室及び事務室等の見やすい場所に掲示しておく。
- ③ 熱中症予防に係る日々の情報収集の手段と全教職員への伝達方法を整備しておく。
- ④ 暑さ指数（WBGT）を基準とした日本スポーツ協会の示している「熱中症予防運動指針」を参考にして、運動や各種行事の指針を予め設定しておく。
- ⑤ 熱中症が疑われるときは、事前に活動場所における暑さ指数（WBGT）を計測し、記録を行うとともに、設定した指針に基づき、実施可否を判断し、関係する教職員への伝達体制を整備する。
- ⑥ 熱中症警戒アラート発表時に行事が予定されている場合、事前に行事の実施場所の最寄りの暑さ指数（WBGT）を確認し、活動内容を中止または変更するなど具体的な対応を決めておく。
- ⑦ 熱中症対策に係る保護者の理解醸成のため、熱中症対策を保護者とも共有しておく。
- ⑧ 緊急な場合に連絡する消防署、医療機関、関係諸機関の所在地及び電話番号など、職員室、保健室及び事務室等の見やすい場所に掲示しておく。
- ⑨ 救命処置（心肺蘇生とAEDの使用）や応急手当等に関する講習を行うなど、実際の対応ができるようにしておく。
- ⑩ 熱中症の予防措置及び熱中症発生時の対応は、「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」を参考にする。

○学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き（概要版）第5章熱中症の予防措置（抜粋）
https://www.mext.go.jp/content/20240426-mxt_kyousei01-000015427_01.pdf

第5章 熱中症の予防措置 3/3

熱中症警戒アラート発表時の対応

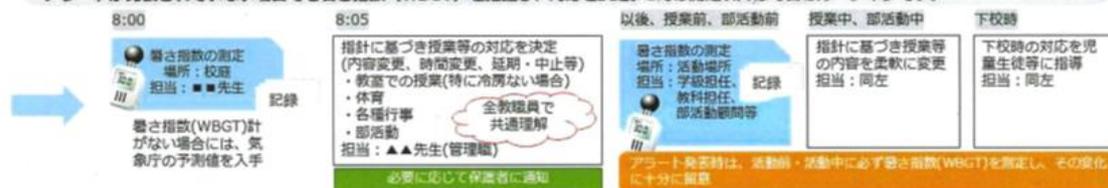
- 熱中症警戒アラートが発表されたときの対応例を以下に示します、地域や各学校の実情に応じて熱中症警戒アラートへの対応方法を調整してください。



熱中症警戒アラート発表の有・無に関わらず必要な対応例

熱中症予防の基本

アラートが発表されていない場合でも暑さ指数(WBGT)を把握し、対応を決定。8時の測定以降は毎日のルーティンです。

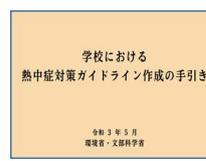


関係法令

- ・ 国家賠償法第1条、第3条（賠償責任）
- ・ 学校保健安全法第27条（学校安全計画の策定等）
- ・ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法第3条(センターの目的)、第15条（業務の範囲）
- ・ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第5条(学校の管理下における災害の範囲)

～十分な活用を～

- 独立行政法人日本スポーツ振興センター 学校安全WEB
http://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/card/tabid/519/Default.aspx
- 環境省熱中症予防情報サイト
<http://www.wbgt.env.go.jp/>
- 公益財団法人日本スポーツ協会 スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック
<https://www.japan-sports.or.jp/medicine/heatstroke/tabid523.html>
- 学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引きについて
https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1401870_00001.htm



【参考】令和6年6月13日付事務連絡

学校教育活動等における熱中症事故の防止に向けた対応について

県教育委員会では、令和5年8月4日付け「学校教育活動における熱中症事故防止について」により、暑さ指数(WBGT)に応じた対応方針や学校における体制整備を通知したところですが、令和6年4月から、気温が著しく高くなり、熱中症による重大な健康被害が生ずるおそれのある場合、国から「熱中症特別警戒アラート」が発表されることになりました。

このことをふまえ、「熱中症特別警戒アラート」発表時等の対応方針を追記して、下記のとおり通知いたしますので、内容について確認していただき、熱中症事故防止の取組を徹底していただきますよう、お願いいたします。

また、これから気温の上昇により、熱中症がさらに心配される季節になることから、マスクを外したい児童生徒が、周囲の雰囲気によって外すことができないことのないよう、適切な指導をお願いいたします。

記

1 暑さ指数(WBGT)に基づいた対応【既通知済の内容】

(1) 活動場所の暑さ指数(WBGT)が3.1以上の場合

⇒「運動は中止する」

(2) 活動場所の暑さ指数(WBGT)が2.8以上3.1未満の場合

⇒「熱中症の危険性が高いため、激しい運動や体温が上昇しやすい運動は避け、必要に応じて運動は中止する。」

(3) 部活動における各種大会への参加

⇒「大会主催者の指示に従う」

2 学校における体制整備【既通知済の内容】

(1) 活動場所や活動時間ごとに、暑さ指数(WBGT)を測定し、記録のうえ関係する教職員へ伝達すること。

(2) 暑さ指数(WBGT)に応じた、運動や各種行事の指針(判断基準や判断者)等を設定し、学校の「危機管理マニュアル」等に定めること。

(3) 設定した運動や各種行事の指針等に基づき、実施の判断や内容の変更、中止や延期等について、日々、誰が、どのタイミングで決定し、伝達するか等の体制を整備すること(熱中症警戒アラート発表時の対応含む)。

3 熱中症特別警戒アラート発表時の対応【新規の内容】

熱中症特別警戒アラート(県内全ての観測地点で暑さ指数(WBGT)の最高値が3.5以上になると予想)が発表された場合、次の方針に沿って対応を行う。

(1) 原則として、休校の対応を取る。

(可能な範囲で、オンラインを活用するなどして、学習機会の確保に努める)

- ・ 熱中症事故防止のための休校は、学校教育法施行規則第63条の「非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる。」の理由に含まれます。

- (2) 「熱中症特別警戒アラート」発表地域内で実施する校外学習等の各種行事について、原則として、中止・延期とする。
- (3) 「熱中症特別警戒アラート」が発表されていない場合でも、学校が所在する地域の観測地点で暑さ指数(WBGT)3.5以上が予想される場合や、活動場所での実測で暑さ指数(WBGT)3.5以上となった場合は、アラートが発令された場合の方針に準じて対応を検討する。

*他団体が主催するイベントや行事等について

熱中症特別警戒アラートが発表されると、広域的に過去に例のない危険な暑さ等となり、人の健康に係る重大な被害が生じるおそれがあるとして、国等からイベント等主催者に対して、「適切な熱中症対策が徹底できない場合は、中止・延期等を判断すること」が呼びかけられます。イベントの実施等の判断は、主催者が参加者の安全確保などを考慮して行うこととなりますが、学校からも主催者に対して情報収集等に努め、主催者の指示・判断をふまえて対応してください。

4 熱中症警戒アラート発表時の対応【新規の内容】

熱中症警戒アラート(県内いずれかの観測地点で暑さ指数(WBGT)の最高値が3.3以上になると予想)が発表された場合、次の方針に沿って対応を行う。

- (1) 児童生徒に、普段以上の熱中症予防行動(こまめに水分・塩分補給、いつもより多めに休憩を取る、直射日光を避ける等)を取るよう呼びかける。
- (2) 校内の空調整備を適切に活用して活動するなど、徹底した熱中症予防対策を取る。
- (3) 運動以外の活動について、活動前に活動場所の暑さ指数(WBGT)の実測を行い、3.3以上となった場合は、活動場所や活動内容の変更、又は中止・延期を検討する。また、活動中も適宜、暑さ指数(WBGT)を実測し、確認を行う。(運動については、活動場所の暑さ指数(WBGT)の実測を行い、3.1以上の場合は運動を中止する。)

15 いじめ

中学校3年生の生徒Aが、同じクラスのB、Cから、陰口等言葉によるいじめを受けており、Aが担任に相談をしたことによって、いじめが発覚した。

○事件発生からの対応のポイント

校内の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」（以下、「いじめ対策委員会」という）を活用し、以下の視点をふまえ、組織的に対応することが必要である。

被害生徒から相談を受けた担任の対応

- ① 被害生徒への聴き取り
被害生徒の気持ちに寄り添いながら、被害生徒が訴えるいじめの事実確認を行うとともに、いじめを見聞きした生徒がいないか確認する。
- ② 管理職への報告
学年主任や生徒指導主事等に情報共有するとともに、すみやかに管理職へ第一報を入れる。管理職が不在の場合は、いじめ対策委員会の教員に速やかに報告する。
- ③ 被害生徒の保護者への報告
被害生徒からいじめの相談を受けたことを報告し、学校として本事案に向き合い、対応していくことを伝える。

本事案把握後の学校の対応

- ① いじめ対策委員会の開催（第1回）
 - ・ 被害生徒が訴えるいじめの情報を共有して、今後の対応方針を決定する。
 - ・ 必要に応じて、被害生徒をスクールカウンセラー等の専門家につなげる。
 - ・ この時点で、いじめ認知の判断が可能な場合は、積極的に認知し、早期対応につなげる。
 - ② 事実関係の把握（生徒への聴き取り）
 - ※ 生徒への聴き取りは複数の教員で行う。
 - ・ 被害生徒への聴き取りが不十分な場合は、改めて被害生徒から聴き取りを行い、事実関係を正確に把握する。
 - ・ 加害生徒や被害生徒が訴えるいじめを見聞きした生徒（以下、「関係生徒」という）への聴き取りを行い、事実関係の正確な把握に努める。
 - ・ 被害生徒と保護者が、加害生徒や関係生徒への聴き取りを拒んでいる場合は、被害生徒と保護者の意向を確認したうえで、被害生徒が在籍するクラスの生徒を対象としたアンケートの実施や面談を行うなど、学校がその時点で対応することが可能な具体策を示す。なお、被害生徒や保護者が、加害生徒や関係生徒への聴き取りを拒んでいることを理由に、学校はこれ以上の対応はできないと判断しないこと。
 - ③ いじめ対策委員会の開催（第2回）
 - ・ 被害生徒、加害生徒、関係生徒から聴き取った内容を共有し、本事案がいじめであるか否かを判断する。（いじめの認知の判断）
 - ・ いじめを認知した場合、原則3日以内に「いじめ対応情報管理システム」の登録を行う。
 - ・ 今後の対応方針を決定する。
- いじめと認知した場合
<教職員への対応>
- ・ 本事案をいじめと認知したことを共有するとともに、全教職員で被害生徒を見守っていくことを確認する。
 - ・ 被害生徒の様子が普段とは異なるなど、気になることがあれば、すみやかに管理職や学年主任に報告する。必要に応じて、いじめ対策委員会を開催して、情報共有を行い、今後の対応方針を決定する。

＜保護者への対応＞

- ・ 被害生徒の保護者には、学校の対応を丁寧に説明して理解と協力を求める。また、定期的に連絡等を行い、被害生徒の学校生活の様子を伝えるとともに、家庭の様子を聴き取るなど対応する。
- ・ 被害生徒の保護者対応に終始せず、加害生徒の保護者にも、本事案をいじめと認知したことを伝え、今後の学校の対応に理解と協力を求める。

＜教育委員会との連携＞

- ・ 学校対応が困難であったり、今後、困難になることが想定されたりする場合は、県立学校は県教育委員会（生徒指導課）に、公立小中学校は市町等教育委員会に連絡して、指導主事の派遣を要請するなど、対応に係る指導助言を受ける。

＜専門家との連携＞

- ・ 必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの緊急派遣、弁護士相談を県教育委員会（生徒指導課）に要請する。

＜関係機関との連携＞

- ・ 他の学校の児童生徒や有職・無職少年と関係して発生した事案も見られることから関係機関(所轄の警察署、少年サポートセンター、少年補導センター、家庭裁判所等)や家庭および、地域の協力者会議等と連携を図り、生徒の個人情報保護に配慮したうえで、問題行動についての報告や情報交換を行い、解決に向けた具体的な取組を進める。
- ・ 暴行や恐喝など犯罪行為にあたるいじめの場合は、必ず警察等関係機関と連携して対処する。

○いじめと認知しなかった場合

- ・ その後、いじめの事実が確認され、いじめと認知された事案も見られることから、教職員による被害生徒の見守りを継続するなど、丁寧に対応する。
- ・ 被害生徒の様子が普段とは異なるなど、気になることがあれば、すみやかに管理職や学年主任に報告するなど、情報集約の窓口となる教員を定め、必要に応じて、いじめ対策委員会を開催して、情報共有を行い、今後の対応方針を決定する。

事後措置

- ① 被害生徒については、学校が徹底的に守り通すということを、言葉と態度で示す。
- ② 「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」という認識のもと、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為にも注意を払い、いじめが起こらない集団の形成を目指す。
- ③ 道徳の授業や人権学習をはじめ、学校の教育活動全体を通じて、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にすることを育成し、友情の尊さや信頼の醸成、善悪の区別や正義と勇気等について適切に指導する。
- ④ いじめの解消判断は、以下の2つの要件を満たして行う。
 - ・ いじめに係る行為が止んでいること
被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。
 - ・ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
被害児童生徒本人およびその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。
- ⑤ 本事案がきっかけとなり、被害生徒の欠席が続く場合等は、いじめ防止対策推進法第28条が示す「いじめの重大事態」に発展するおそれがあることから、県立学校は県教育委員会（生徒指導課）に、公立小中学校は市町等教育委員会に報告して、今後の対応に係る指導助言を受けること。また、被害生徒に対して、心のケアや学習の手立てを行うなど、必要な支援を適切に講ずること。

【いじめ防止対策推進法 第28条第1項】

○いじめの重大事態

第一号 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被

害が生じた疑いがあると認めるとき。

第二号 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席（※）することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※ 不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする

○指導(教育)の充実

いじめの防止およびいじめの発生に備えた学校の体制の確立

- ① 学校いじめ防止基本方針を策定し、学校としての基本理念を明らかにする。
- ② いじめの疑いに関わる情報があった場合には、「いじめ対策委員会」（いじめ防止対策推進法第22条による）を活用し、緊急会議を開くなどして、情報の共有、関係のある生徒への事実関係の聴き取り、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対応を組織的に行う。
- ③ 校長の指導のもと、教職員が生徒との信頼関係を築くとともに、定期的な教育相談等を実施する。
- ④ 全ての教職員が「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」という共通認識を持つ。
- ⑤ 指導方針に関する教職員間の共通理解と組織的な指導体制を確立する。
- ⑥ 学期に1回以上のアンケート調査を実施するとともに、学習端末等を活用していつでもいじめを訴えられる環境を整え、適宜面談等を行うなどして、日常から生徒の実態把握に努める。また、部活動の悩みや不安は顧問にはかえって相談しにくい場合もあるため、顧問以外の担任や教育相談担当者にも相談できる体制を整え、生徒にも周知する。
- ⑦ 生徒に関する情報の共有化を図る。
- ⑧ 豊かな人間関係づくりと教育相談を充実する。
- ⑨ 緊急時に備えた校内体制を整備する。
- ⑩ 生徒に関する情報の引き継ぎを十分に行う。
- ⑪ 家庭、地域、関係機関との連携方針を確立し共通理解を図る。
- ⑫ 保護者・地域住民との連携を図る。
- ⑬ 保護者へ啓発、支援等を行う。
- ⑭ 地域住民等からの意見を受け止めて反映させる。
- ⑮ 日頃から警察や児童相談所、保健所等の関係機関と連携を図る。
- ⑯ 体験活動など多様な指導方針による教育実践を図る。
- ⑰ 特別活動等において創意工夫を行う。
- ⑱ 規範意識の向上に向けて、関係機関との連携による取組を実践する。
- ⑲ 未然防止の取組が着実に成果をあげるよう、体系的・計画的に取組を継続する。

○関係法令

- ・三重県いじめ防止条例第1条～第4条、第6条～第10条、第13条～第15条、第17条、第19条、第20条
- ・いじめ防止対策推進法第1条～第4条、第8条、第11条～第13条、第15条、第16条、第19条、第22条～第28条、第30条
- ・国家賠償法第1条、第3条（賠償責任）
- ・民法第1条、第709条、第714条、第715条、第722条
- ・刑法第176条、第204条、第208条、第222条、第223条、第230条、第231条
- ・学校教育法第11条、第35条、第49条

○参考資料

- ・三重県いじめ防止基本方針（最終改訂 令和5年3月 三重県教育委員会）
- ・いじめ防止対策推進法基礎資料と対応のポイント（平成26年4月 文部科学省）
- ・生徒指導リーフ（国立教育政策研究所発行）
 - Leaf. 13 「『学校いじめ防止基本方針』年度当初の確認点」（平成26年4月）
 - Leaf. 21 「いじめに関する『認識の共有』と『行動の一元化』」（平成27年12月）
 - 増刊号1 「いじめのない学校づくり」（平成25年11月）
 - 増刊号2 「いじめのない学校づくり2」（平成26年6月）

- 増刊号3 「いじめのない学校づくり3」(令和3年7月)
- ・生徒指導支援資料(国立教育政策研究所発行)
 - 5 「いじめに備える」(平成27年7月)
 - 6 「いじめに取り組む」(平成28年6月)
- いじめ追跡調査2016-2018(令和3年7月)
- ・いじめ対策に係る事例集(平成30年9月 文部科学省)
- ・いじめの防止等のための基本的な方針(最終改定 平成29年3月 文部科学省)
- ・いじめ防止対策の推進に関する調査結果に基づく勧告を踏まえた対応について(通知)
 - (平成30年3月 文部科学省)
- ・いじめ防止対策推進法等に基づくいじめに関する対応について(令和3年9月 文部科学省)
- ・いじめ防止のためのアンケート等の適切な保存について(令和3年12月 三重県教育委員会)
- ・いじめ重大事態に係る調査記録の保存期間について(令和3年12月 三重県教育委員会)
- ・いじめ重大事態の対処について(答申)(令和4年5月 三重県いじめ対策審議会)
- ・三重県いじめ調査委員会の提言をふまえた具体的な対応策について(通知)
 - (令和4年8月 三重県教育委員会)
- ・生徒指導提要 改訂版(令和4年12月 文部科学省)
- ・いじめ問題の的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について(令和5年2月 文部科学省)
- ・いじめ重大事態に関する国への報告について(令和5年3月 文部科学省)
- ・「いじめ重大事態調査の基本的な対応チェックリスト」の配付について(令和5年7月 文部科学省)
- ・いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの改訂について(令和6年8月 文部科学省)

16—インターネットの掲示板上で誹謗中傷

高等学校1年生の生徒Aが、インターネットの掲示板に実名とともに誹謗中傷する書き込みをされ、困って担任に相談をしてきた。

○事件発生からの対応のポイント

被害生徒への対応

- ① 被害生徒から事実確認を行い、生徒の悩み苦しんでいる気持ちをしっかり受け止め、必要があればスクールカウンセラー等を活用する。
- ② 担任だけで対応するのではなく、管理職に報告し、学年主任、生徒指導担当者、教育相談担当者、養護教諭および情報担当者等と情報を共有する。（個人情報の扱いについては留意する。）他の生徒が書き込んだ場合には、いじめに該当することが考えられるため、校内いじめ対策委員会等を開催し、学校組織で事案対応にあたる。
- ③ 被害生徒およびその保護者に掲示板への対応等（削除依頼と加害者の特定への努力と指導、再発防止等）について説明する。

掲示板への対応

- ① 証拠を保全するために、対象となる掲示板サイトの誹謗中傷にあたると思われる書き込みの内容、投稿日時、投稿番号、URLなどを確認のうえ、媒体に保存するとともに、印刷をする。その際、保存した日時や経緯、対応なども記録しておく。（サイトの保存が難しい場合は、スクリーンショット機能やデジタルカメラ等で保存すること。）
- ② 削除依頼の方法は、必要に応じて、県教育委員会（生徒指導課）の助言を受け、掲示板サイトの「利用規約」等に基づいて削除依頼を行う。
ただし、削除依頼文が公開されるサイトや依頼後に本人確認書類等の提出を求めるサイトもあり、二次被害も予想されることから、専門家や公的な相談窓口等に確認しながら削除依頼を行う。
- ③ 削除依頼以降、掲示板の書き込みが削除されたかどうかを確認する。
- ④ 掲示板管理者に対して、削除依頼をしたにもかかわらず書き込みが削除されなかった場合には、送信した依頼メール等に不備がなかったかを確認する。不備があった場合には、追加・修正を加えて、再度削除依頼を行う。
- ⑤ 削除依頼をしたにもかかわらず書き込みが削除されないなど、対応が進まない場合は、再度、県教育委員会（生徒指導課）に相談し、事案に応じた助言等を得て対応する。

保護者への連絡

- ① 被害生徒の保護者には、経過や学校の対応を正確に伝え、今後の心のケア等の対応について話し合い、理解と協力を依頼する。
- ② 必要に応じ、警察等の関係機関協力を依頼する。
- ③ 新しい情報が得られ次第、県教育委員会および関係機関等へ報告する。

警察との連携

- ① 名誉毀損等の犯罪に該当するような場合は、警察に相談する。（被害届は、被害者本人および保護者が提出する。）
- ② 書き込みの内容により、当該生徒と面識のない者等が近づくことも考えられるので、必要に応じ警察に相談する。

法務局との連携

- ① 人権侵害にあたる場合は、地方法務局に相談する。

加害生徒への対応

- ① 加害者が生徒の場合には、事実確認を行い、書き込みをした背景や、時間的な経過等、できるだけ具体的な状況を把握する。その際、単に事実だけを追及するのではなく、当該生徒の課題を生活背景等（学校生活、家庭環境、友人関係、保護者等）と関連させ明確にする。
また、今後の指導に生かすため記録を残す。犯罪行為があれば、必ず警察等の関係機関と連携し、事件後も協同で指導する。

- ② 聴き取りは、不用意に周囲に知られることのないように配慮する。その際、一方的な説論にならないようにし、心理的な孤立感・疎外感を与えないようにする。
- ③ 加害生徒及びその保護者に対応等について説明するとともに、必要があればスクールカウンセラー等を活用する。
- ④ 加害者が他校の生徒の場合は、該当の学校および県教育委員会と連携をして、指導を行う。

生徒への事後措置

- ① 学級（ホームルーム）活動等で、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にすることを育成し、友情の尊さや信頼の醸成、生きることの素晴らしさや喜び等について適切に指導する。
- ② 校内の教育相談体制の充実を図り、必要があればスクールカウンセラー等の緊急支援を県教育委員会（生徒指導課）に依頼し、生徒の心のケアに努める。

未然防止のための取組

- ① 児童生徒への情報モラル教育等の中で、インターネット上の誹謗中傷は、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となりうることを伝え、悪質な書き込み等の場合は、警察の捜査が行われる場合があることを周知する。
- ② インターネット上に匿名で書き込み等をして、犯罪行為であった場合には警察の捜査で書き込み者を特定することが可能であることを周知する。
- ③ インターネット上の書き込み等については、「誰かを傷つける内容ではないか」「自分が言われたらどう感じるか」などについて、よく考えて利用することを指導する。
- ④ インターネット等を利用して出会った人物から被害を受けることも考えられることから、利便性がある一方で危険性を含んだメディアであることを周知し、インターネットの特性や危険性、活用時のマナー、モラルなど、教育活動全体を通じて指導する。
- ⑤ 保護者に対して、ペアレンタルコントロール（保護者の見守りや指導）やフィルタリングサービスの必要性を周知する。
- ⑥ 児童生徒および保護者に対して、インターネットトラブル対応事例集や困ったときの相談窓口等について周知する。
- ⑦ 児童生徒が、学級・ホームルームや児童会・生徒会等でインターネットの適正利用について主体的に考え、話し合うなどの取組を推進する。

○指導(教育)の充実

学校の体制の確立

- ① いじめ対策委員会等を開催し、指導方針に関する教職員間の共通理解と組織的な指導体制を確立する。
- ② 生徒に関する情報の共有化を図る。
- ③ 豊かな人間関係づくりと教育相談体制の充実を図る。
- ④ 緊急時に備えた校内体制を整備する。
- ⑤ 生徒に関する情報の引き継ぎを行う。
- ⑥ 家庭、地域、関係機関と連携を図る。
- ⑦ 教職員の研修を行う。
- ⑧ 保護者への啓発等を行う。
- ⑨ 日頃から警察等の関係機関と連携を図る。
- ⑩ 教育活動全体を通じて、インターネットの危険性や、活用時のマナー、情報モラルなどを指導する。
- ⑪ 規範意識の向上に向けて関係機関との連携による取組を実施する。
- ⑫ 問題行動等には毅然たる態度で対応する。

○関係法令

- ・ 国家賠償法第1条、第3条（賠償責任）
- ・ 民法第1条、第709条、第714条、第715条、第722条
- ・ 刑法第230条、第231条
- ・ 学校教育法第11条、第35条、第49条
- ・ 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第3条、第4条
- ・ 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律第3条、第4条、第5条、第6条、第12条、第13条、第14条、第15条、第16条
- ・ いじめ防止対策推進法

- ・ 三重県いじめ防止条例
- ・ 三重県青少年健全育成条例第18条、第23条

○参考資料

- ・ 生徒指導に活かす法律知識 改訂版（平成23年2月 三重県教育委員会）
- ・ 教員用指導資料（平成26年8月 三重県教育委員会）
- ・ インターネットトラブル対応事例集（平成29年3月 三重県教育委員会）
- ・ いじめの防止等のための基本的な方針（最終改定 平成29年3月 文部科学省）
- ・ いじめ対策に係る事例集（平成30年9月 文部科学省）
- ・ 生徒指導提要 改訂版（令和4年12月 文部科学省）
- ・ 三重県いじめ防止基本方針（最終改訂 令和5年3月 三重県教育委員会）
- ・ インターネットトラブル事例集（2023年版）（令和5年3月 総務省）

17 学校内における生徒間暴力

高等学校1年生の生徒Aが、同じクラスと同級生B・Cから体育館裏に呼び出され、一方的に殴る蹴るの暴行を受けた。

○事件発生からの対応のポイント

被害生徒の状況把握とその対応

- ① 負傷した生徒の状況に応じて、応急手当を講じ、緊急を要する場合は、すぐに医療機関で治療を行い、保護者に連絡する。
- ② 容態等に配慮しながら時間的な経過や関係者など、慎重にできるだけ具体的に聴き取る。その際、単に事実だけを確認するのではなく生徒の心の痛みや不安等に対して、養護教諭やスクールカウンセラー等が協力して、心のケアに努める。また、記録を残し再確認のための資料とする。
- ③ 暴力行為についても、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するとともに、背景にある事情の調査を行う。
- ④ 不安等から事実を話したがない場合には、教職員は被害生徒の立場に立ち、関係機関等とも連携を図り、最善を尽くすことを伝え、話しやすい雰囲気をつくるとともに、専門的な知識を持つスクールカウンセラー等や、本人と関係の深い教職員等に聴いてもらうなどの工夫をする。
- ⑤ 家庭訪問等により保護者の気持ちを十分聴き取るとともに連携を図る。
- ⑥ 担任のみで判断するのではなく、管理職に報告し、学年主任、生徒指導主事等と情報を共有し、組織的に対応する。
- ⑦ 事件の内容によっては、所轄の警察署と連携して情報収集を図るとともに、県教育委員会（生徒指導課）および関係機関等と連携しながら事件の全容を把握するようにする。

加害生徒の状況把握とその対応

- ① 問題行動が起こった背景や時間的な経過、関係者等について、できるだけ具体的に確認する。その際、単に事実だけを追及するのではなく、当該生徒の内面的課題を生活背景等（学校生活、家庭環境、友人関係等）と関連させ明確にしていくとともに、その解決に向け支援する。また、記録を残し再確認のための資料とする。
- ② 家庭訪問等により保護者と連携し、対応を図る。
- ③ 県教育委員会（生徒指導課）および関係機関等と連携しながら情報収集を図り、事件の全容を把握するようにする。
- ④ 加害生徒の具体的行為、動機、個別的資質等諸般の事情を考慮して県教育委員会との連携のもと、「指導としての懲戒」と「処分としての懲戒」を慎重かつ適切に運用する。
- ⑤ 暴力行為等の問題行動は「絶対に許されない」という強い認識に立ち、毅然として指導にあたる。
- ⑥ 担任のみで判断するのではなく、原則、情報を得たその日のうちに管理職、学年主任、生徒指導主事等と情報を共有し、組織的に対応する。

保護者への連絡、教育委員会等への報告

- ① 速やかに複数の教員で家庭訪問を実施する。（可能な限り事情を聴いた当日に行う。）
- ② 被害生徒の保護者には、経過や学校の対応を正確に伝え、今後の指導やケアについて説明し、理解と協力を依頼する。
- ③ 加害生徒の保護者には、事象の具体的な内容や状況、被害生徒の容態や心情を本人等の同意のもと正確に伝え、今後の学校の取組について、理解と協力を依頼する。その際、一方的に過失を伝えるだけでなく、加害生徒の課題解決のための具体的な支援について話し合う。
- ④ 必要に応じ、県教育委員会（生徒指導課）に報告するとともに、警察等の関係機関と連携協力を行う。
- ⑤ 他の中学校や高等学校の生徒、有職・無職少年など学校外の集団との関わりがある場合には、「児童生徒の『被害のおそれ』に対する学校における早期対応について【指針】」に基

づき警察や市町の青少年健全育成に関わる部局との連携に加え、スクールソーシャルワーカーや生徒指導特別指導員等も活用し、解決に向けた具体的な取組を進める。

事後措置

- ① 担任と生徒指導担当者を中心に、全教職員が連携し、被害生徒の心のケア等、適切な支援を行う。
- ② 加害生徒に対しては、問題行動の内容や家庭の状況等のアセスメントを十分行ったうえで、関係機関と連携して再発防止のための指導や支援を行う。
- ③ 新しい情報が得られ次第、県教育委員会（生徒指導課）および関係機関等へ報告し、情報共有する。
- ④ 道徳の授業や学級活動等で、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする態度を育成し、友情の尊さや信頼の醸成、生きることの素晴らしさや喜び等について適切に指導する。
- ⑤ 報道機関への対応は、原則として管理職が行う。その際、生徒の個人情報に配慮しながら、事実関係等を十分把握して対応する。
- ⑥ 「児童生徒の『被害のおそれ』に対する学校における早期対応について【指針】」に基づき、集団的不良交友関係の実態把握や解消等および問題行動の防止や立ち直り支援に努める。
- ⑦ 教育相談体制の充実を図り、必要であればスクールカウンセラー等の緊急支援を県教育委員会に依頼し、生徒の心のケアに努める。
- ⑧ 事件の経緯を簡潔かつ正確に記録するとともに、校長は情報を整理して県教育委員会（生徒指導課）へ事故報告を行う。

○指導(教育)の充実

学校の体制の確立

- ① 生徒の状況を組織的に確認し、共有する体制の構築を図る。
- ② 国や県等の設置する相談窓口等について生徒および保護者に周知するとともに、教育相談体制の充実を図る。
- ③ 緊急時に備えた校内体制を整備する。
- ④ 緊急の場合に連絡する消防署、医療機関、関係機関の所在地および電話番号などを職員室・保健室・事務室等の見やすい場所に掲示しておく。
- ⑤ 生徒に関する情報の引き継ぎを行う。
- ⑥ 開かれた学校づくりの推進を通じ、家庭、地域、関係機関との連携・協働体制を構築する。
- ⑦ 保護者へ啓発、支援等を行う。
- ⑧ 関係機関との連携を担当する教員を明確に位置付け、一層の連携促進を図る。
- ⑨ 規範意識の向上に向けて関係機関との連携による取組を実施する。
- ⑩ 問題行動等には日頃から毅然とした態度で対応する。

○関係法令

- ・ 国家賠償法第1条、第3条（賠償責任）
- ・ 民法第1条、第709条、第712条、第714条、第715条、第722条
- ・ 学校教育法第11条、第35条、第49条
- ・ いじめ防止対策推進法
- ・ 三重県いじめ防止条例

○参考資料

- ・ 生徒指導に活かす法律知識 改訂版（平成23年2月 三重県教育委員会）
- ・ 児童生徒の「被害のおそれ」に対する学校における早期対応について【指針】
（平成27年7月 三重県教育委員会）
- ・ いじめの防止等のための基本的な方針（最終改訂 平成29年3月 文部科学省）
- ・ 三重県いじめ防止基本方針（最終改訂 令和5年3月 三重県教育委員会）
- ・ 生徒指導提要 文部科学省（令和4年12月）

18 学校外における暴力事件による生徒の逮捕

高等学校2年生の生徒Aが、中学時代の同級生であった有職少年Bと同じクラスの同級生Cから呼び出され、殴る蹴るの暴行を受け、全治1カ月のケガを負い、少年Bと同級生Cは逮捕された。

○事件発生からの対応のポイント

被害生徒の状況把握とその対応

- ① 所轄の警察署から情報収集を図るとともに、県教育委員会（生徒指導課）および関係機関等と連携をしながら事件の全容を把握するようにする。
- ② 報道機関への対応は、原則として管理職が行う。被害者保護の観点から個人情報に配慮しながら、事実関係等を十分把握して対応する。
- ③ 容態等に配慮しながら、時間的な経過や関係者等について慎重に、できるだけ具体的に聴き取る。その際、事実の確認にとどまらず生徒の心の痛みや不安等に対して、スクールカウンセラーや養護教諭等と協力し、心のケアに努める。また、記録を残し再確認のための資料とする。
- ④ 暴力行為についても、いじめに該当するか否かを適切に判断するとともに、背景にある事情の調査を行う。
- ⑤ 不安等から事実を話したがない場合には、教職員は被害生徒の立場に立ち、関係機関等とも連携を図り、最善を尽くすことを伝え、話しやすい雰囲気をつくる。また、専門的な知識を持つスクールカウンセラーや本人と関係の深い教職員等に聴いてもらうなどの工夫をする。
- ⑥ 家庭訪問等により保護者との連携を行う。
- ⑦ 担任のみで判断せず、管理職に報告し、学年主任、生徒指導主事等と情報を共有する。

加害生徒の状況把握とその対応

- ① 警察の捜査に全面的に協力するとともに、連携して情報収集に努める。
- ② 県教育委員会（生徒指導課）および関係機関等と連携しながら情報収集を図り、事件の全容を把握するようにする。
- ③ 問題行動が起こった背景や時間的な経過、関係者などについて、できるだけ具体的に確認する。その際、単に事実だけを追及するのではなく、当該生徒の内的課題を生活背景等（学校生活、家庭環境、友人関係等）と関連させ明確にしていくとともに、その解決に向け支援する。また、記録を残し再確認のための資料とする。
- ④ 加害生徒が鑑別所に入所している場合には、保護者と連絡を取りながら、必要に応じて面会等を行う。
- ⑤ 家庭訪問等により保護者との連携しながら、生徒の対応にあたる。
- ⑥ 警察や家庭裁判所等と連携しながら、問題行動に至った背景とその経過を明らかにする。
- ⑦ 加害生徒の具体的な行為、動機、行為に至った背景等を考慮し、県教育委員会（生徒指導課）と連携のうえ、「指導としての懲戒」と「処分としての懲戒」を慎重かつ適切に運用する。
- ⑧ 暴力行為は「絶対に許されない」という強い認識に立ち、毅然として指導にあたる。
- ⑨ 担任のみで判断せず、原則、情報を得たその日のうちに管理職、学年主任、生徒指導主事等と情報を共有する。

保護者への連絡、教育委員会等への報告

- ① 被害生徒の保護者および加害生徒の保護者に対して、速やかに複数の教員で家庭訪問を実施する。（可能な限り事情を聴いた当日に行う。）
- ② 被害生徒の保護者には、経過や学校の対応を正確に伝え、今後の指導や心のケア等への対応について話し合い、理解と協力を得る。
- ③ 加害生徒の保護者には、事象の具体的な内容や状況、被害生徒の容態や心情を本人等の同意のもと正確に伝え、今後の学校の取組について、理解と協力を依頼する。その際、一方的に過失を伝えるだけでなく、加害生徒の課題解決のための具体的な支援について話し合う。
- ④ 速やかに県教育委員会（生徒指導課）に報告するとともに、必要に応じ、警察等の関係機関と連携協力を行う。
- ⑤ 他の中学校や高等学校、有職・無職少年など学校外の集団との関わりがある場合には、「児

児童生徒の『被害のおそれ』に対する学校における早期対応について【指針】に基づき、警察や市町の青少年健全育成に関わる部局との連携に加え、スクールソーシャルワーカーや生徒指導特別指導員等も活用し、解決に向けた具体的な取組を進める。

事後措置

- ① 担任と生徒指導担当者を中心に全教職員が連携し、被害生徒の心のケア等、適切な支援を行う。
- ② 加害生徒に対しては、問題行動の内容や家庭の状況等に応じて、関係機関等と連携して再発防止のための指導や支援を行う。
- ③ 新しい情報が得られ次第、県教育委員会および関係機関等へ報告し、情報共有する。
- ④ 学級活動等で、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする態度を育成し、友情の尊さや信頼の醸成、生きることの素晴らしさや喜び等について適切に指導する。
- ⑤ 報道機関への対応は、原則として管理職が行う。その際、管理職は、生徒の個人情報に配慮しながら、事実関係等を十分把握して対応する。
- ⑥ 「児童生徒の『被害のおそれ』に対する学校における早期対応について【指針】」に基づき、集団的不良交友関係の実態把握や解消等および問題行動の防止や立ち直り支援に努める。
- ⑦ 必要に応じて、スクールカウンセラー等の緊急支援を県教育委員会(生徒指導課)に依頼し、生徒の心のケアに努める。
- ⑧ 事件の経緯を簡潔かつ正確に記録するとともに、校長は情報を整理して県教育委員会(生徒指導課)へ事故報告を行う。

○指導(教育)の充実

学校の体制の確立

- ① 生徒の状況を組織的に確認し、共有する体制の構築を図る。
- ② 国や県等の設置する相談窓口等について生徒および保護者に周知するとともに、教育相談体制の充実を図る。
- ③ 緊急時に備えた校内体制を整備する。
- ④ 緊急な場合に連絡する警察署、消防署、医療機関、関係機関の所在地および電話番号等を職員室・保健室・事務室等の見やすい場所に掲示しておく。
- ⑤ 生徒に関する情報の引き継ぎを行う。
- ⑥ 家庭、地域、関係機関との連携・協働体制を構築する。
- ⑦ 保護者へ啓発等を行う。
- ⑧ 関係機関との連携を担当する教員を明確に位置付け、一層の連携促進を図る。
- ⑨ 学級活動等において創意工夫を行う。
- ⑩ 規範意識の向上に向けて関係機関との連携による非行防止教室等を開催する。
- ⑪ 問題行動等には日頃から毅然たる態度で対応する。

○関係法令

- ・国家賠償法第1条、第3条(賠償責任)
- ・民法第1条、第709条、第712条、第714条、第715条、第722条
- ・刑法第204条、第205条、第206条、第207条、第208条
- ・学校教育法第11条、第35条、第49条
- ・いじめ防止対策推進法
- ・三重県いじめ防止条例

○参考資料

- ・生徒指導に生かす法律知識 改訂版(平成23年2月 三重県教育委員会)
- ・児童生徒の「被害のおそれ」に対する学校における早期対応について【指針】
(平成27年7月 三重県教育委員会)
- ・いじめの防止等のための基本的な方針(最終改訂 平成29年3月 文部科学省)
- ・三重県いじめ防止基本方針(最終改訂 令和5年3月 三重県教育委員会)
- ・生徒指導提要(令和4年12月 文部科学省)

19 性暴力・性犯罪被害(盗撮事案)

高等学校2年生の女子生徒Aから、「男子生徒Bが女子トイレから出てくるところを目撃した。盗撮されたのではないかと担任に相談があった。」

○事故発生からの対応のポイント

情報収集および被害生徒への対応

① 被害生徒から打ち明けられた場合

- ア 被害生徒に「全力で守る」ことを伝え、他の人には聞かれない静かな落ち着いた場所で聴き取りを行う。
- イ 聴き取りは、可能な限り、被害生徒が信頼できる複数の教職員（同性が望ましい。スクールカウンセラー含む）で対応する。「なぜ被害に遭ったのですか？」という質問をすると、被害生徒が、自分に非があったから被害に遭ったのではないかと自責感を増幅させる可能性があることから、「Why」は聴かず、他の「4W1H」を丁寧かつ感情的にならずに聴き取る。
 - ・いつ、どこで起こったのか？〔時間と場所〕
 - ・いつ頃からか？継続しているのか？〔期間〕
 - ・誰が誰に性暴力をしているのか？〔加害者と被害者の関係〕
 - ・性暴力の内容はどのようなものか？〔内容〕
 - ・被害の状況・程度は？〔状況・程度〕
- ウ 生徒が自発的に話し始めた場合は、話を遮らず丁寧に聴き取る。生徒が話す以上のことを聴き出そうとせず、生徒の使った表現や言葉をそのまま記録に残す。
- エ 確認等のために他の人がもう一度話を聴くことは避ける。
- オ 次に相談できる機会を提供する。困ったときに相談できる教職員名やスクールカウンセラーを伝える。
- カ 被害生徒を守るために、他の先生や関係機関と連携して対応することを伝える。生徒から「他の先生や保護者には伝えないでほしい」と言われた場合は、どのようなことが不安なのか気持ちを受け止めてから、命に関わることや法に触れることについては秘密にはしておけないことを丁寧に説明し、理解を得るように努める。
- キ 面接の最後に「話してくれてありがとう」と労いの言葉をかける。不安定な状態である場合が多いことから、生徒が一人の時間を作らないようにする。保護者に家庭での見守りを依頼し引き渡す。

② 本人以外の生徒から相談された場合

- ア いつどのような形で知ったか聴き取る。被害生徒本人は教職員に伝えることを了承しているのか確認する。相談してくれたことに対し、「話してくれてありがとう」と労いの言葉をかける。
- イ 他に知っている人がいるかどうか確認し、話を広げないことを約束してもらう。
- ウ 困った時に相談できる教職員の名前を告げる。
- エ 被害生徒が開示に同意していない場合は、情報を提供した生徒の立場が悪くならないよう慎重に進める。

教職員の対応

- ① 体の性的な部位や下着などを相手の同意なく撮影したり、盗撮したりすることは、「撮影罪(※)」に該当することをふまえるとともに、疑いの段階であっても速やかに管理職に報告する。

- ② 被害生徒の状態に十分配慮しながら事実確認を行う。
特に被害が重大で、教職員による聴き取りにより、被害生徒の心の傷を深めるなどの二次被害のおそれがある場合は、教職員からの聴き取りは最小限に留め、警察の協力を求める。
- ③ 事実確認後、必要に応じて管理職から県教育委員会（生徒指導課）に情報共有を行う。
- ④ 管理職、生徒指導主任、教務主任、学年主任、学級担任、養護教諭、SC、SSW等がメンバーとなる性暴力被害対応チームを編成する。原則としてチームの教職員のみで詳しい情報を共有する。
- ⑤ 被害生徒が安心できる教職員を支援担当にし、孤立感を抱かせないようにする。
- ⑥ 学校内に加害生徒がいる場合は、加害生徒の担当教職員も決める。同じ教職員が被害・加害双方から話を聞くと、自分が話したことが相手に伝わってしまうと感じ、信頼関係を築くことが難しい場合があるため、同じ教職員が被害者・加害者双方を担当しない。
- ⑦ 保護者対応の担当者を決める。保護者との面談は、複数での対応を基本とする。
- ⑧ 専門機関（警察や少年相談窓口、みえ性暴力被害者支援センターよりこ〔以下、「よりこ」〕等）への連携担当教職員を決め、必要に応じて連携する。
※撮影罪…「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」（令和5年7月施行）

被害生徒の保護者への対応

- ① 保護者には「全力で被害生徒を守ること」を約束する。被害生徒を守るために複数の教職員で本人を支える必要があるため、支援に当たる限られた教職員間のみで情報共有し、秘密は絶対に守ることを約束して同意を得ておく。
- ② 情報収集で得た事実を正確に伝える。発生時のみだけでなく進捗に応じて随時連絡し、保護者との信頼関係を維持する。
- ③ 心と体のケアの必要性があることと、そのために「よりこ」等の相談機関があることを伝える。
- ④ 被害を警察に届け出るか否かは、最終的には被害生徒本人とその保護者の判断となる。被害の届出が遅れた場合、証拠収集や記憶の忘失など捜査に支障が出る可能性があることから、被害生徒や保護者に対して届け出ない場合の不利益についても丁寧に説明する。保護者が警察へ届け出るかどうか悩んでいる場合は「よりこ」や警察の「性犯罪被害相談電話」があることを説明する。（※教職員も相談可能）

関係機関との連携

- ① 県教育委員会（生徒指導課）の支援を得ながら、「よりこ」、警察等の関係機関と連携する。事件として取り扱わない場合でも、学校内の安全確保や事案の再発防止に向けた助言を求める。関係機関等との連携は、被害生徒と保護者の意向を尊重する。
- ② 加害生徒に対する学校の指導履歴や警察の対応内容については、個人情報保護法に基づき、就職先や進学先等には加害生徒やその保護者の承諾なく共有を行わない。

中長期の支援

- ① 被害生徒の心身の状況を考慮しながら、通学や学校生活への不安や心配がないか確認する。学校内に加害生徒がいる場合は、校内や登下校時に加害生徒に会わないように配慮する。
- ② 被害生徒と定期的に話したり、保護者に連絡して家での様子を聴くなどして、本人の状況を把握する。
- ③ 被害生徒の学校生活における配慮事項も変化していくため、定期的に支援体制の見直しを行う。不眠、食欲不振、集中できないなどの状態が続くようなら、医療機関へつなぐこ

とも検討する。

- ④ 被害直後の反応としては、心が麻痺したり、離人感（自分が自分でなくなるような感覚、自分のことが他人事のように感じてしまう感覚）があったり、現実感を喪失することもある。これらの症状が強く、長く続く場合、急性ストレス障害（ASD）やPTSDと診断される場合もある。支援が早期に適切に行われれば回復が早まる可能性もあるので、3か月、6か月、1年という節目を目安に、性暴力被害対応チームで被害生徒の情報を共有しながら見守りを続ける。進級・進学時には生徒の情報を教員間で引き継ぐ。

加害生徒および保護者への対応

- ① 加害行為をした可能性がある生徒から聴き取りを行う際は、対象生徒の同意を得てスマートフォンを預かったうえで聴き取りを開始する。
- ② 最初から「加害者」と決めつけず、対象生徒の視点に立ち、聴き取り者が丁寧に聴き取りを行う。
- ③ 聴き取りは、周囲に知られることのないように配慮するとともに、対象生徒の話を遮らず、聴くことに徹する。聴き取りと指導を明確に区分し、指導は事実確認が終了してから改めて行う。
- ④ 対象生徒のスマートフォンのデータを確認する場合は、対象生徒および保護者から同意を得たうえで行う。データを確認する教職員は、被害生徒の性別を考慮のうえ決定し、複数名で対応する。
- ⑤ スマートフォンのデータを確認した結果、盗撮が疑われる画像等が発見された場合は、警察に情報共有を行うとともに、対応について助言を求める。
- ⑥ 証拠保全を目的に、盗撮が疑われる動画等を他の媒体に保存することは、児童ポルノ禁止法に抵触する可能性があるため避ける。撮影日時、撮影場所、撮影対象、動画および静止画の内容等をメモで残しておく。
- ⑦ 時間的な経過など、できるだけ具体的な状況を把握する。加害生徒がどのように考えてその行為に及んだかということや、学校生活や家庭環境等にある課題をしっかりと把握することが、今後の加害生徒の改善に向けた働きかけに重要であることに留意して聴き取りを行う。
- ⑧ 事実が確認できたら、加害生徒に対し、加害行為が被害生徒を傷つけ、法律に抵触する行為であることをはっきり伝える。
- ⑨ 謝罪の機会を安易に設定しない。被害生徒からすれば謝罪を受け入れることを強要されていると感じることがあることから、謝罪が必要な状況かどうか慎重に見極める。
- ⑩ 加害生徒の保護者に対し、学校は専門機関等と連携し、加害生徒の立ち直りを支援していくことを伝え、理解と協力を求める。専門機関として、三重法務少年支援センターや警察の少年サポートセンターがあることを紹介する。
- ⑪ 加害生徒は、自身の加害行為が発覚したことで不安定になることも考えられることから、保護者に対して家庭での見守りを依頼する。
- ⑫ 加害生徒が他校の生徒の場合は、該当の学校等と連携して、指導を行う。

被害・加害当事者以外の生徒・保護者への対応

- ① 被害生徒から相談されたり、被害を受けている状況を見たり聴いたりした生徒は、友人を助けてあげられなかったと自分を責めてしまうことがある。自責感や不安を感じたり、不安定になっている生徒がいないか確認する。
- ② 不安を感じた時の相談先を伝える。
- ③ 生徒間でうわさ話が広まっている場合は、被害生徒や保護者の了承を得て、憶測で話を広げないように生徒へ注意喚起する。また、ネットへの書き込みを発見した場合は、県教

育委員会（生徒指導課）と情報共有し削除依頼等の対応を行う。

その他の性暴力・性犯罪被害（デートDV、不同意性交等）における留意事項

- ① 治療が必要な外傷がある場合や妊娠の可能性がある場合は、病院受診の必要性について説明する。特に妊娠の可能性がある場合は、緊急避妊ピルが有効な 72 時間以内に受診する必要があることを伝える。
- ② 性暴力被害の対応については、県教育委員会の支援を得ながら、「よりこ」、警察などの関係機関と連携する。教育機関の支援は生徒の在籍期間内で終了するため、外部の支援機関や医療機関など継続して被害生徒を支援できる期間につなぐ。
- ③ 医療費については、スポーツ振興センターへの申請が可能か確認する。
- ④ 親や身内からの性暴力（虐待）を受けた疑いがある場合は、児童相談所に通告する。

〔補足〕未然防止・再発防止

- ① 教職員を対象とした性暴力等の未然防止、発生時の対応に特化した研修を実施する。
- ② 「生命（いのち）の安全教育」や「デートDV予防啓発」を推進するため、専門的知見を有する外部講師による講話や、文部科学省作成の教材を用いた授業を実施する。
- ③ 性暴力等を生まない環境づくりを進める。
 - ・ 特別教室や空き教室の管理徹底
 - ・ 複数教職員による校内の死角となる場所の巡回チェック
- ④ 保護者も含めたネットリテラシー教育、性教育、人権教育を計画的に行う。（被害が起こってから指導すると、被害生徒や加害生徒のプライバシーがさらに脅かされることがあるため、学校が落ち着いてから実施する等、慎重に行う）

○参考資料

- ・ 学校における児童生徒間の性暴力～対応支援ハンドブック～（令和5年2月 三重県環境生活部くらし・交通安全課）
- ・ 性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針（令和5年3月 文部科学省）
- ・ こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ（令和5年7月 文部科学省）
- ・ 「生命（いのち）の安全教育」指導の手引き（文部科学省）

○関係機関連絡先

- ・ よりこ（みえ性暴力被害者支援センター） ☎ #8891
- ・ 性犯罪被害相談電話 ☎ #8103
- ・ 法務少年支援センター ☎ 059-222-7080
- ・ 児童相談所 ☎ 189

20 学校における人権侵害(差別事象)

令和5年4月1日から、「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」により、県の機関で不当な差別その他の人権問題に係る相談等に対応することが定められています。そのため、学校は県の相談窓口からの情報提供によって人権侵害(差別事象)を把握することが想定されます。

条例第2条では、不当な差別の定義として、「人種等の属性を理由とする不当な区別、排除又は制限であって、あらゆる分野において、権利利益を認識し、享有し、又は行使することを妨げ、又は害する目的又は効果を有するものをいう。」としています。

※人種等の属性…人種、皮膚の色、国籍、民族、言語、宗教、政治的意見その他の意見、年齢、性別、性的指向、性自認、障がい、感染症等の疾病、職業、社会的身分、被差別部落の出身であることその他の属性

近年の事例から

- ・ 障がいや障がい者を低位に見た発言
「キチガイ」「障がい者か」「〇〇学級(特別支援学級)」など
- ・ 国籍やルーツに対する嫌悪を示す発言や人種や肌の色を揶揄する発言
「国へ帰れ」「〇〇人」など
- ・ 特定の地域を被差別部落と指摘する発言や被差別部落に対する偏見に基づく発言
「〇〇は部落」「(辺鄙で不便なところを揶揄して)部落みたい」など
- ・ 性的指向、性自認に対する否定的な意識に基づく発言
「おかま」「ホモ」など

※人間関係のトラブルや言い争いの揚げ句に、苛立った感情にまかせてこうした言葉が発せられることが多くみられます。発言した児童生徒が差別性を十分理解できておらず、軽口の中で発せられるケースもあります。

○事象発生からの対応ポイント

被害生徒の状況把握とその対応

- ① 児童生徒の人権を守ることを最優先とし、安心して学び、生活できる環境づくりを進める。
- ② 学校の教育課題を明確にし、その解決に向けて組織的に取り組む。
- ③ 児童生徒や保護者との信頼関係の構築に努める。
- ④ 発生した事象を人権が尊重される学校づくりの契機ととらえ、主体性を持って取り組む。

○初期対応

<学校で人権侵害(差別事象)を把握した場合>

発生直後の対応

- ① 差別発言等を把握した者は、その発言等を行った児童生徒(以下、A)に「今の発言はどのような意図で言ったのか」等と発言内容や意図を確認したうえで、「今の発言は人を傷つけるものである」等の指摘を行う。あわせて、発言等を受けた児童生徒(以下、B)及び他の児童生徒に対しても、必要なケア及び適切な指導を行い、状況判断をしたうえで授業や活動等を再開する。
- ② 差別発言等を把握した者は、授業や活動等の後、速やかに関係教職員(管理職・人権教育推進担当者等)に状況報告を行う。

<県から人権侵害(差別事象)に関する情報提供を受けた場合>

情報收受後の対応

- ① 学校は、提供された相談内容(人権侵害行為)を教職員間で共有し、行為による痛みや感情を共感的に受容するとともに、その後の取組計画の立案に向けた協議を開始する。
- ② 学校は、相談者の意向をふまえ、Bやその家族に対し県からの連絡によって内容を把握したことを伝えるなど、学校に相談できなかったBやその家族の心情に寄り添った対応を行う。また、必要に応じその後の取組や支援を家庭と連携して検討していくことを伝える。

※いずれの場合も、以下のことに適切に対応する。

- ・ 発言により動揺している児童生徒がいる場合は、他の教職員へ協力を求め、当該児童生徒のケアに努める。
- ・ 差別落書き等の場合は、原則として、直ちに落書きを覆い、保存したうえで、管理職に報告を行い、関係教職員立ち合いのもと現場確認・記録（撮影等）をした後、消去する。
- ・ インターネット上に動画・画像等の掲載を行っている場合は、必要に応じ保存・削除要請等の対応を行う。（削除要請の詳細は、49ページ「15 インターネットの掲示板上で誹謗中傷」の項を参照のこと）

聴き取り

- ① 関係教職員で児童生徒の状況についての情報共有と協議を行い、A・B等関係児童生徒への聴き取りを行ううえでの共通理解を図る。
〈協議事項の例〉
 - ・ 指導の方向性
 - ・ 聴き取る内容
 - ・ 聴き取りの体制（分担・環境等）
 - ・ 当面の対応内容（児童生徒のケア・指導方法等）
- ② 学校の教育課題を見いだしていく観点を持って聴き取りを行う。発言内容やその時の状況等について正確に事実を確認する。また、行為に至った経過・要因や発言に関する認識（人権問題に関する認識やこれまでの人権学習の経験、生活背景等を含む）等についても聴き取る。
- ③ 人権教育推進担当者は事象の概要をまとめ、校長に報告する。校長は、取組体制を確立し、教職員に情報・課題の共有を行う。
※ 個人情報の取扱には十分配慮し、プライバシーの保護に努める。

保護者・教育委員会等との連携

- ① 人権教育推進担当者・学級担任等を中心に、家庭訪問等により保護者との連携を図る。
〈情報共有・相談対応の例〉
 - ・ 対応の経過
 - ・ 児童生徒の様子
 - ・ 保護者の思い
 - ・ 今後の取組方向※ 保護者等との情報共有・相談対応においては、学校及び教職員の姿勢を示す等信頼関係を構築することを大切にする。
- ② 校長は、事象の概要・発生直後の対応等について教育委員会に報告・相談し、次のいずれかにより取り組む。いずれの場合も事象の概要・取組内容等を取りまとめ、年度末に教育委員会に提出する。
 - 教育委員会へ継続的に連絡・相談等を行い、連携を図りながら、後述の「事後の取組」に沿って、課題の解決に取り組む。
 - 各学校が主体的に、後述の「事後の取組」を参考として課題の解決に取り組む。必要に応じて教育委員会に連絡・相談等を行う。

○事後の取組

課題解決会議等の開催

- ① 後述の「短期的な取組」を参考に、事象発生直後の早急かつ適切な取組を進める。
- ② 人権教育推進委員会等において、事象に係わる整理を行う。
〈整理のポイント〉
 - 事象の分析（発生の要因・背景と差別性についての考察）
 - 事象発生後の対応の検証
 - 学校の教育課題の明確化（児童生徒と教職員の信頼関係、人権教育推進計画の内容、人権学習、仲間づくり、人権尊重の視点に立った教育活動、教職員の人権意識、家庭・地域との連携による人権教育の推進体制など）
 - 関係者（家庭・地域を含む）・関係機関等の課題の整理
 - 取組の方向性や具体的な方策
- ③ 多様な主体の協力を得て、課題解決会議を開催し、整理のポイントに沿って協議を行う。
〈課題解決会議の基本的なメンバー〉

その事象に関係する学校の教職員、「人権教育推進協議会」のメンバー、市町等教育委員会・関係機関の職員 等

改善計画の策定

- ① 課題解決会議等における協議の結果をふまえ改善計画を策定し、教育委員会に提出する。
〈改善計画の項目例〉
 - 事象の概要（発生日時・場所、関係者、内容、事象を把握した経緯・発生後の対応）
 - 事象発生の要因・背景、差別性
 - 解決すべき教育課題
 - 教育課題の解決に向けた取組（短期的な取組、中・長期的な取組）
- ※ 解決すべき教育課題及び教育課題の解決に向けた取組については、「児童生徒に係わること」「学校・教職員に係わること」「家庭・地域等に係わること」の観点で記載する。

改善計画に基づく取組

- ① 改善計画に基づき、後述の「短期的な取組」や「中・長期的な取組（日常の取組）」を参考に、多様な主体の協力等を得ながら組織的な取組を行う。また、必要に応じて教育委員会に連絡・相談等を行い、連携を図る。

取組に対する評価

- ① 年度末等の適切な時期に改善計画に基づく取組についての評価を行い、その結果を教職員はじめ学校関係者で共有し、人権教育推進計画に反映させる。また、取組内容と評価結果等を取りまとめ教育委員会に提出する。

○取組を進めるうえでのポイント

短期的な取組

- ① 関係児童生徒を中心に、児童生徒全体の実態把握のための取組（個別懇談等）を行う。
- ② 事象発生の要因や背景等をふまえ、児童生徒の人権問題に関する理解や認識を深め、課題解決に向けた意欲や態度を育成する学習を実施する。取組を進めるにあたっては自他の人権を守るための実践行動力を身に付けるという観点を重視する。
- ③ 発生した事象に係わる個別的な人権問題について、教職員の認識を深める研修等を実施する。
- ④ 学校の取組を推進するため、家庭・地域との連携・協力関係を構築する。

中・長期的な取組（日常の取組）

- ① きめ細かい観察や個別懇談等を通じた児童生徒の実態把握に努めるとともに、児童生徒と教職員との信頼関係を構築する。
- ② 人権教育推進計画に基づく実践を行い、取組の成果と課題に応じて推進計画の改善を行う。
- ③ 人権学習指導資料等の積極的な活用や、児童生徒による自主的な活動を活性化させることにより、人権学習活動の充実を図る。
- ④ いじめや差別等を許さない仲間づくりに取り組む。
- ⑤ 教育活動全般を、人権尊重の視点で常にチェックする。
- ⑥ 教職員の人権意識と人権感覚を高める研修を充実させる。
- ⑦ 家庭・地域・関係学校等との連携を密にし、積極的な情報発信等により開かれた学校づくりを進める。

○関係法令等

- ・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年12月6日施行）
- ・差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例（令和5年4月1日全面施行）

- ・三重県人権施策基本方針（平成11年3月策定、平成18年3月改定、平成27年12月改定、令和6年3月改定）
- ・三重県人権教育基本方針（平成11年2月策定、平成21年2月改定、平成29年3月改定、令和6年3月改定）
- ・人権教育ガイドライン（令和7年3月発行）

「三重県人権教育基本方針」（＜教育関係者の取組＞より）

教育関係者は人権問題について認識を深め、差別を解消するための自らの責務を自覚し、子どもが学習の主体であるという認識に立ち、積極的に人権教育を推進します。

- さまざまな人権問題が現在の社会の中に厳存しているという事実認識に立ち、その現状を的確にとらえます。
- 人権問題は、差別によって基本的人権が侵害されているところに本質があるという認識に立ちます。
- 人権問題は、一人ひとりが自己に関わる課題として自覚していくことをとおして解決していくものであるという認識に立ちます。
- 社会に存在するさまざまな意識、慣習や制度の中に、差別を温存し助長しているものがあるという認識に立ちます。
- 人権に関する自らの意識を見つめ直し、職場の中で互いを磨き合うことにより確かな人権感覚を身につけ、教育実践力を高める研修に努めます。
- 被差別の人々の生き方に学び、継承してきた文化について理解します。
- 人権問題の解決のために取り組まれてきた実践や成果に学びます。

学校における人権侵害（差別事象）対応フロー図

【ポイント】

- ① 児童生徒の人権を守ることを最優先とし、安心して学び、生活できる環境づくりを進める。
- ② 学校の教育課題を明確にし、その解決に向けて組織的に取り組む。
- ③ 児童生徒や保護者との信頼関係の構築に努める。
- ④ 発生した事象を人権が尊重される学校づくりの契機ととらえ、主体性を持って取り組む。

事象発生

県の相談窓口への相談内容が差別解消条例に基づく不当な差別その他の人権侵害行為に当たる場合、県から学校または市町等教育委員会に対し、情報提供及び対応の助言等が行われる。

初期対応

発生直後の対応	<ul style="list-style-type: none"> ● 問題点等の指摘及び指導・ケア（落書きやインターネット上の動画・画像等の場合は保存・記録・消去） ● 関係教職員への状況報告
聴き取り	<ul style="list-style-type: none"> ● 関係教職員による情報共有と協議（指導の方向性・聴き取り内容及び体制等） ● 発生状況や認識等の聴き取り ● 校長へ概要の報告
保護者・教育委員会との連携	<ul style="list-style-type: none"> ● 家庭訪問等による保護者との連携 ● 教育委員会への報告・相談

教育委員会へ継続的に連絡・相談等を行い、連携を図りながら、「事後の取組」に沿って、課題の解決に取り組む。

各学校が主体的に、「事後の取組」を参考として課題の解決に取り組む。

事後の取組

課題解決会議等の開催	<ul style="list-style-type: none"> ● 事象に関する分析・検証 ● 課題の明確化 ● 取組の方向性・方策
改善計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ● 事象の概要及び発生の要因・背景 ● 教育課題の解決に向けた取組 ● 教育委員会への提出
改善計画に基づく取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 短期的な取組 ● 中・長期的な取組
取組に対する評価	<ul style="list-style-type: none"> ● 教職員・関係者による共有 ● 人権教育推進計画への反映 ● 教育委員会への提出

年度末報告（概要・取組内容等）

※ 小中学校等において、市町等教育委員会で独自にマニュアルを作成している場合、それに沿って取組を進める。ただし、県への相談で情報共有された事象に関しては、対応状況について県に報告を行う必要がある（条例第11条）。

21 不審者の侵入

授業中、教頭が校庭に目をやると、見知らぬ人物が棒状のものをもち、辺りをうかがいながら児童の昇降口方面へ歩いていくのが見えた。不審に思った教頭は、校長に概要を伝え、その人物の方へ向かった。

○事件発生からの対応のポイント

侵入者の早期発見・確認

- ① 発見者は、侵入者との間に安全な距離をとりながら、声をかけて目的をたずねる。その際は、なるべく複数で対応する。
- ② 服装や表情、所持品等に注目し、不審者かどうかを刺激しないようにチェックする。
- ③ 来校の理由がない場合は退去を求め校門まで付き添う。再侵入がないか様子を見る。
- ④ 退去を求めて従った場合も、必要に応じて警察に連絡する。

学校への不審者侵入時の人的被害の防止と対応

- ① 受付を無視して立ち入ろうとするなど、不審者が指示に従わない場合や退去命令に従わない場合、又は言動も含め暴力行為等におよんだ場合、付近の児童生徒の安全の確保を図るとともに、管理職は、警察に連絡し、校内の教職員に指示を出す。
- ② 教職員は役割分担して、不審者の移動阻止のため防犯用具等を持参して現場に急行し、不審者を刺激しないよう注意しながら、すべての児童生徒の安全を確保する。
- ③ 担任等は児童生徒の安全を守り、必要な場合は適切に避難させる。

負傷者への対応

- ① 不審者が侵入して暴力行為に及んだ場合、養護教諭や保健主事等は負傷者の有無などの情報を把握する。
- ② 症状を確認し、応急手当を施すとともに救急車の要請（場合によっては医療機関等への連絡、搬送等）を行う。
- ③ 心肺が停止している場合は、AED等を活用して心肺蘇生を実施する。

事後の対応や措置

- ① 事件・事故に関する情報の収集・整理をし、保護者や関係団体に提供する。
- ② 学校の対応を決定し、近隣の学校や関係機関・団体等と連携する。
- ③ 文書で全保護者に概要と対応を説明する。必要に応じて保護者等への説明会を開催する。
- ④ 事故の経緯を簡潔かつ正確に記録するとともに、校長は情報を整理して教育委員会へ事故報告を行う。
- ⑤ 報道機関への対応は管理職が行い、教育委員会と協議・連携しながら対応する。

教育再開の準備及び事件・事故の再発防止対策の実施

- ① 事件・事故の発生状況や対応の経過等を把握する。
- ② これまでの取組や対策等を見直し、問題点を整理する。
- ③ 教育の再開と事件・事故の再発防止に向けた対策を講じる。

事件に遭遇した児童生徒、その保護者、教職員等への「心のケア」の対応

- ① 専門機関との相談・連携等により児童生徒や教職員等の心のケアを行う。
- ② 心の被害を受けた児童生徒の保護者にも相談の場を設け、関係機関と相談しながら対応する。

○事故発生に備えた体制づくり

学校保健安全法第27条で策定・実施が規定されている学校安全計画に基づき、教職員の共通理解のもと、取組を進めていくことが重要である。

不審者侵入防止の3段階チェック体制の整備

段階	具体的な方策
A 校門	校門の活用方法、施錠管理、利用箇所・利用時間の指定 防犯カメラ設置、来訪者向け案内掲示、フェンス・外灯等の設置
B 校門から 校舎入口	通行場所の指定、来訪者の誘導、誘導表示の掲示 死角の排除、防犯カメラ設置

C 校舎入口	入口の指定・施錠、職員玄関を除く校舎の施錠等 警報装置の整備 受付での来訪者の確認・記名、名札の着用
--------	----------------------------------------------------------

連絡体制や指揮系統の整備

- ① 不審者侵入や対応等に備え、緊急時には情報がいち早く管理職に伝わるよう、教職員は連絡手段を確認するとともに、体制等を整備する。
- ② 事件発生に備え、平常時に関係機関・団体等と事件発生時の対応方法を確認しておく。また、連絡がすぐに取りれるよう電話番号などはよく見えるところに掲示する。

訓練の充実等

- ① 教職員は、ふだんから来校者に声かけして不審者侵入を見逃さないようにするとともに、不審者侵入等に備えた防犯訓練を実施する。
- ② 包丁等を所持した不審者の侵入に備え、身の安全を守れるようなもの（さすまた等）を用意し、訓練を通して正しく取り扱いができるようにしておく。
- ③ 全教職員が、AED等救急医療器具の扱いや応急処置・心肺蘇生法を行えるようにしておく、AED機器等設置場所の把握をしておく。
- ④ 児童生徒には不審者侵入に備え、あわてず迅速に身の安全が図れるよう、危険予測・回避能力が身につくような実践的訓練を実施する。

関係機関との連携協力

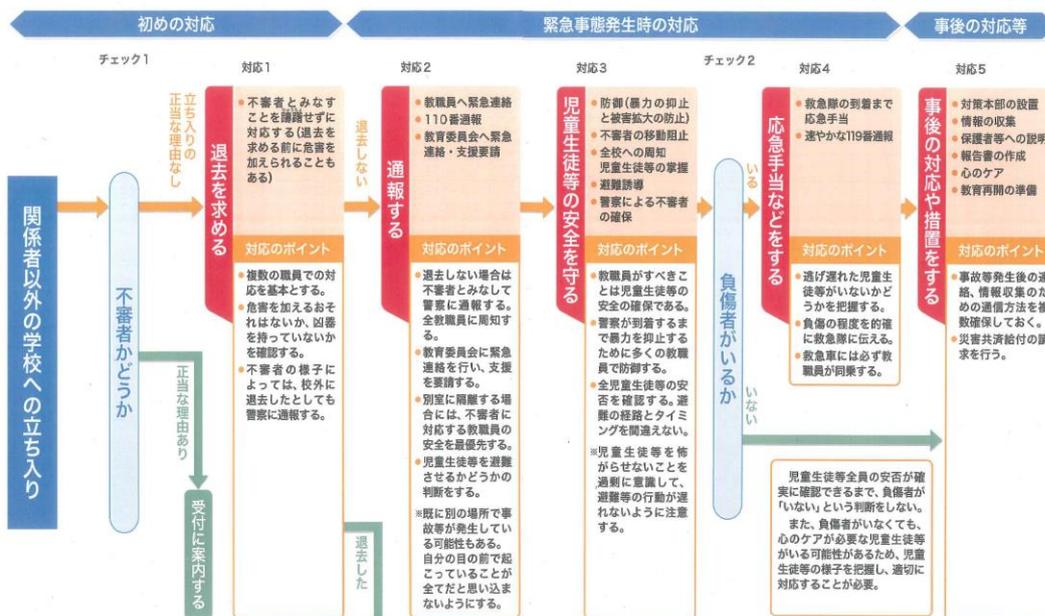
- ① 管理職及び安全担当は、保護者や関係機関・団体等と連携し、普段から危険箇所の把握や不審者情報の共有を図る。

〇参考資料

- ・「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」（平成31年3月改訂 文部科学省）
- ・「学校の危機管理マニュアルー子どもを犯罪から守るためにー」（平成19年11月 文部科学省）
- ・「学校の危機管理マニュアル作成の手引」（平成30年2月 文部科学省）
- ・「学校における防犯教室等実践事例集」（平成18年3月 文部科学省）
- ・「学校の安全管理に関する取組事例集」（平成15年6月 文部科学省）
- ・「学校への不審者侵入時の危機管理マニュアル」の「チェックリストの一例」（平成14年12月 文部科学省）
- ・「地域ぐるみの学校安全体制整備実践事例集」（平成23年3月 文部科学省）
- ・「学校施設の防犯対策事例集」（平成18年2月 文部科学省・国立教育政策研究所）
- ・「子どもの心のケアのためにー災害や事件・事故発生時を中心にー」（平成22年7月 文部科学省）

不審者の立ち入りへの緊急対応の例

各学校においては、以下のフローを参考に、各学校の実情にあった対応ができるよう体制整備や訓練を行う必要があります。



不審者情報の共有

不審者情報は、警察や教育委員会に報告し、学区内のパトロールの強化や近隣の学校等への情報提供をします。教育委員会は、当該学校の近隣学校（国私立、他市の学校含む）に情報提供する体制を構築しておくことが必要です。

22 児童等の殺傷予告

小学校で、午前10時頃、校長宛に児童の殺傷を予告する手紙が届いた。内容は「本日、小学校に侵入し、児童と教員を殺害する」というものであった。宛先は直筆で書かれており、犯行予告はパソコンで作られたものだった。

○事件発生からの対応のポイント

状況把握とその対応

- ① 管理職は、予告状の内容や特徴を把握するとともに、迅速に警察へ通報し、教育委員会へ報告する。
- ② 管理職は、児童が動揺しないよう配慮しながら、教職員を招集する。（児童だけにならないように、児童の見守りをする教職員をおく。）
- ③ 各担任等は、児童を各教室内に待機させ、以後、児童を教室から出さないようにして安全を確保する。（安全が確保できるまでは、教室の内側から施錠できる場合は施錠する。）
- ④ 必要に応じて、児童を体育館など1室に待機させ、内側から施錠するとともに内外を教職員で見守り、安全確保を図る。
- ⑤ 各担任等は、児童の人数把握を行い、管理職に報告する。
- ⑥ 管理職は、他の教職員とともに門扉の閉鎖確認や校舎の入り口等を施錠して、侵入者がいないか、爆破物等の不審物がないか監視・点検をする。
- ⑦ 各担任等は、待機中の児童の気持ちを落ち着かせるとともに、冷静に行動するよう指導する。
- ⑧ 管理職は、校内の情報を収集し、事実と対応の経過を記録するとともに、その内容を教育委員会へ報告する。
- ⑨ 各担任等は、原則児童を休憩時間も教室から出さない。給食の準備やトイレ等教室外へ出るときは必要最小限に留め、教職員が付き添う。
- ⑩ 嫌がらせやいたずらの可能性もあるが、犯行が起こることを想定して行動する。

警察との協力体制

- ① 警察が到着したら、その指示に従い、捜索等に協力する。
 - 事前に準備しておくもの
（校舎配置図、校内を案内する教職員の決定等）
- ② 不審者等捜索後の対応
 - 不審者が発見された場合
 - ・不審者が侵入したことを教職員に伝える。
 - ・教職員は児童の安全確保に万全を期す。
 - 不審者が校舎内に侵入したときの対応
 - ・児童に被害が及ばないよう、教室への不審者の侵入を防ぐ。
 - ・教職員は、連携してさすまた等で侵入者に対応する。
 - ・負傷者がある場合、養護教諭等は、けがの状況を確認して応急手当を施すとともに、救急車の要請（場合によっては医療機関等への連絡、搬送等）を行う。
 - ・養護教諭や保健主事等は負傷者の有無等の情報把握に努める。
 - 不審者が発見されなかった場合
 - ・原則保護者に児童引き渡しを行い、保護者の迎えが来るまで学校で保護する。
 - ・不審者に対する警察の見解をもとに、翌日以降の登下校対策や校内安全管理の体制を決定する。
 - ・児童に事実等を説明する。

事後の対応や措置

- ① 事件・事故に関する情報の収集・整理をし、保護者やPTAなど関係機関に提供する。
- ② 不審者が発見されなかった場合、一定期間登下校の見守りや警戒態勢等学校の対応を決定し、近隣の学校や関係機関・団体等と協力連携する。
- ③ 文書で保護者に概要と今後の対応を説明するとともに、必要に応じて保護者等への説明会を開催する。
- ④ 事故の経緯を簡潔かつ正確に記録するとともに、管理職は情報を整理して教育委員会へ事故報告を行う。
- ⑤ 報道機関への対応は管理職が行い、教育委員会や警察と協議・連携しながら対応する。

教育再開の準備及び事件・事故の再発防止対策の実施

- ① 事件・事故の発生状況や対応の経過等を把握する。
- ② これまでの取組や対策等を見直し、問題点を整理し、対策を講じる。
- ③ できるだけ早く授業が再開できるよう準備をする。
- ④ 事故の再発防止に向けた対策を講じる。

事件に遭遇した児童、その保護者、教職員等への「心のケア」の対応

- ① 専門機関との相談・連携等により児童や職員の心のケアを行う。
- ② 心の被害を受けた児童の保護者にも相談の場を設け、関係機関と相談しながら対応する。

○事故発生に備えた体制づくり

不審物の早期発見

- ① 教頭・事務長は校長が不在のとき、犯行予告郵便等と判断した際には、校長代行として開封する。
- ② 校長は全教職員に対し、不審郵便などを発見した際には、受取人名の本人了解のもと、至急開封することの共通理解を図っておく。

連絡体制や指揮系統の整備

- ① 事件発生に備え、平常時に警察や病院、安全ボランティアなどの関係機関や団体と事件発生時の対応方法を確認しておく。
- ② 緊急時に連絡がすぐに取りれるよう、関係機関などの電話番号を整理し、よく見えるところに掲示する。

訓練の充実等

- ① 教職員は、普段から来校者に声掛けして不審者侵入を見逃さないようにするとともに、不審者侵入等に備えた防犯訓練を実施する。
- ② 教職員は、さまざまな状況に対応できるように役割分担をおこなう。

関係機関との連携協力

- ① 学校は、保護者や関係機関・団体等と連携し、普段から危険箇所の把握や不審者情報の共有を図り、緊急時の対応について協議する場を定期的に設定する。

○参考資料

- ・「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」（平成31年3月改訂 文部科学省）
- ・「学校の危機管理マニュアルー子どもを犯罪から守るためにー」
(平成19年11月 文部科学省)
- ・「学校における防犯教室等実践事例集」（平成18年3月 文部科学省）
- ・「学校の安全管理に関する取組事例集」（平成15年6月 文部科学省）
- ・「学校への不審者侵入時の危機管理マニュアル」の「チェックリストの一例」
(平成14年12月 文部科学省)
- ・「子どもの心のケアのためにー災害や事件・事故発生時を中心にー」
(平成22年7月 文部科学省)

23 下校途中の児童連れ去り

児童Aと児童Bが下校途中に、公園前の道路で見知らぬ男から、「ここから一番近い郵便局を教えてほしい」と声をかけられた。児童Aと児童Bが道順を教え始めたとき、突然、男が児童Bの手を引っ張り、そばに止めてあった車に無理矢理押し込み連れ去った。児童Aはすぐに自宅に逃げ帰り、保護者に事情を話した。事情を聞いた保護者は警察と学校に連絡した。

○事件発生からの対応のポイント

状況把握、児童の安全確保、関係機関との連携

- ① 事件発生の通報を受けた教職員は、児童AおよびBの名前、発生時刻、発生場所、児童AおよびBの状況、警察への通報の有無、通報者の名前、連絡先などを直ちに管理職に報告する。（警察への通報がまだの場合は、速やかに保護者に通報をするよう依頼する。また、管理職からも警察へ通報する。）
- ② 管理職は、できるかぎり複数の教職員を被害にあったそれぞれの児童の自宅へ急行させる。児童Bの担任は保護者に連絡を取る。
- ③ 児童A宅に向かった教職員は、児童Aに怪我がないか確認し安心感を与えるように努めるとともに、状況を把握し管理職へ連絡する。児童B宅に向かった教職員も児童Bの状況を把握し管理職へ連絡する。
- ④ 管理職は、所管の教育委員会に速やかに報告するとともに、警察と連絡を取り、他の学校や保護者、地域役員等に情報提供をしてよいか確認する。
- ⑤ 管理職は、警察の指示に従って、教育委員会に確認のうえ、近隣の学校等へ情報提供する。
- ⑥ 教職員は、下校中および下校前の他の児童の安全確保を行う。

保護者への連絡と情報提供、協力依頼

- ① 校長は、全教職員を招集し状況説明を行うとともに、今後の対応を指示する。
- ② 在校児童の担任等は各保護者に連絡して引き渡しをしたり、集団下校等をさせたりして、児童の安全をより確保するため、状況に応じた下校体制を講じるとともに、下校後は戸外へ出ないよう指導する。
- ③ 警察の指示に従って、学校安全ボランティア（スクールガード）およびPTA等に情報提供し、児童の安全確保のため同伴下校等の協力を依頼する。

事後措置

- ① 担任等は、家庭と連携し児童AおよびBの心のケアを図るとともに、教職員は他の児童に対しても心的外傷を受けていないか様子を見守り、必要に応じてスクールカウンセラー等と連携して対応する。
- ② 安全担当や生徒指導担当教職員等は、情報を収集して管理職に報告する。事件発生から事態の終結に至るまでの経過を記録しておく。
- ③ 対応の手順や方法、連携のあり方などで課題がなかったか検証する。また、マニュアルの見直しを行う。
- ④ 警察や所管の教育委員会等との連携方法等について課題があった場合には、改善を図る。
- ⑤ 保護者には、事件による児童への心身面での配慮を呼びかけ、変化が認められた場合は、学校や専門機関と連携して対応するよう呼びかける。
- ⑥ 報道機関への対応は管理職が行い、教育委員会や警察と協議・連携しながら対応する。

○日常の安全対策

- ① 学校保健安全法第27条で策定・実施が規定されている学校安全計画に基づき、教職員の共通理解のもと、取組を進めていくことが重要である。
- ② 学校保健安全法第27条で策定・実施が規定されている学校安全計画については、毎年度、学校の状況や前年度の学校安全の取組状況等をふまえて検証を行ったうえで作成する。（平成

- 27年3月31日付け「学校安全に関する更なる取組の推進について（依頼）」文部科学省より）
- ③ 登下校防犯プランに基づき、日頃から地域における連携の強化や通学路の安全点検、不審者情報等の共有など、取組を進める。

通学路の安全点検

- ① 保護者や学校安全ボランティア（スクールガード）、地域防犯団体と協力して、通学路を中心に校区内の危険箇所（不審者が犯罪を起こしやすい場所）の点検を行う。
- ② 把握した危険箇所については、保護者や学校安全ボランティア（スクールガード）、地域防犯団体に地域巡回の協力を依頼し、関係機関を通じて危険箇所の改善を図るよう要請する。

登下校時の形態や行動

- ① 緊急時においては、集団登下校や保護者等同伴による登下校等を実施する。
- ② 普段から登下校時はできるだけ一人にならず、複数になるよう指導する。

危険予測・回避能力の育成

- ① 地域安全マップづくり等に取り組むことで、児童生徒が状況に応じて危険を予測する力を養う。
- ② 児童生徒が不審者に直面したとき、大声を出したり、逃げたりするなど、自らの力で危機を予測し、回避できる能力を養うための訓練を警察やNPO等と協力して行う。
- ③ 児童生徒が日常から「子ども110番の家」等の位置を確認するなど、近くの家等に逃げ込むよう指導する。

不審者等情報の共有

- ① 保護者や学校安全ボランティア（スクールガード）、地域防犯団体が地域を巡回したときの情報を学校や警察に連絡する体制等を作る。
- ② 学校は、必要に応じて得た情報を児童生徒に伝えて注意を呼びかける。
- ③ 学校は、①で連絡を受けた方（団体）以外の、保護者や学校安全ボランティア（スクールガード）、地域防犯団体に情報を提供し、児童生徒の登下校の安全確保について協力を得る。

連れ去り事件への対応の要点

- ① 児童生徒の安全確保
- ② 警察への連絡
- ③ 保護者への連絡
- ④ 教育委員会等関係機関への連絡
- ⑤ 保護者や学校安全ボランティア（スクールガード）等と連携し、登下校時の見守りやパトロールを実施
- ⑥ 警察や教育委員会等関係機関や保護者や地域との情報共有
（誘拐・監禁等の場合、情報の扱いについては警察に確認する。）
- ⑦ 児童生徒の心のケア

○参考資料

- ・「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」（平成31年3月改訂 文部科学省）
- ・「安全に通学しよう～自分で身を守る、みんなを守る～」（平成25年3月 文部科学省）
- ・「学校事故対応に関する指針」の公表について（平成28年3月 文部科学省）
- ・「学校の危機管理マニュアル作成の手引」（平成30年2月 文部科学省）
- ・登下校防犯プラン（平成30年6月 文部科学省）
- ・第3次学校安全の推進に関する計画（令和4年3月 文部科学省）

24 下校途中の交通事故

児童Aが下校途中、学校近くの交差点の横断歩道を渡っていたところ、乗用車にはねられて、頭部を強く打ち、意識不明となった。

事故を目撃した人が救急車を要請し、学校へ連絡したことにより、学校は交通事故の発生を知った。しかし、児童の学年・名前などは不明であった。

○事故発生からの対応のポイント

状況把握、救急処置、情報収集

- ① 事故発生の連絡があったときは、受理した教職員が、通報者に事故の場所や119番の通報の有無、通報者の名前、連絡先等を確認し、直ちに管理職に報告する。
- ② 教職員はAEDを持参し、複数で現場に急行するとともに、対応の詳細を記録する。
- ③ 現場について教職員は児童を特定し、管理職に報告するとともに、保護者への連絡を行う。また、状況に応じ下記の対応を行う。

○救急車が到着していない場合

心停止の可能性がある場合は、AEDによる適切な処置を行う。（交通事故に遭わない安全な場所で行うこと。）

○救急車が到着していた場合

教職員1名は救急車に同乗し、搬送先等を学校に連絡するとともに、必要に応じ他の教職員の応援を要請する。医療機関で保護者や医師から診断・治療等を聴き、管理職に報告する。

教職員1名は、現場に残り、事故の経緯について情報を収集する。また、下校途中の児童が事故現場に集まってくることもあるので、指導して下校させる。

○救急車が出発していた場合

学校から消防署に搬送先を確認し、教職員を複数、医療機関に派遣する。教職員は児童を特定し、管理職へ報告するとともに、保護者へ連絡する。保護者や医師等から診断・治療等を聞き、管理職に報告する。

教育委員会への報告

- ① 管理職は、事故の概要の第一報を電話で教育委員会へ入れ、文書にて事故報告を行う。

被害児童、事故目撃児童等への対応

- ① 児童の状況により、管理職と担任が見舞う。
- ② 保護者からの相談等があれば、誠意をもって対応する。
- ③ 事故に関しては、関係児童生徒等のさまざまな反応が予想される。校内での体制を整備し、情報収集や今後の対応を検討するとともに、必要に応じて専門家の支援を求めたり、保護者等の相談を受けたりする。
- ④ 被害児童、事故目撃児童等の心のケアに努める。

事後措置

- ① 校長は、情報を整理して教育委員会へ事故報告を行う。

なお、通学途中の自動車による交通事故等の場合は、加害者に医療費等の損害賠償責任が発生することがある。その救済は自動車損害賠償補償法に基づき、自動車損害賠償責任保険等や政府の自動車損害賠償保障事業（ひき逃げなどの場合等）により行われる。これらの救済を受けるためには、たとえ、軽微な事故であっても、必ず警察へ人身事故扱いの届けを出しておく必要がある。

相手方に損害賠償請求をしたものの、加害者から何らかの理由で損害賠償が得られない場合、または加害者不明の場合は、相手のある災害の届出書類を添付して独立行政法人日本

スポーツ振興センターに請求することができる。

- ② 反省点や再発防止のための指導ができるよう、要点をまとめ整理しておく。
- ③ 事故現場における安全施設上の問題点で整備が必要であるならば、市町で策定している「通学路交通安全プログラム」で情報を共有するとともに、その対策を検討し、関係機関等と協議して改善を要請する。
- ④ 各保護者に、事故防止のための家庭における指導や登下校指導の協力を要請する。
- ⑤ 事故の発生原因に基づき、横断歩道を渡る際には、必ず一度止まって左右の安全を確認してから横断することや、車はすぐに止まれないこと等、児童に具体的な指導を行う。

○安全指導（教育）の充実

学校保健安全法第27条で策定・実施が規定されている学校安全計画に基づき、一年に一度は見直ししながら、教職員の共通理解のもと、取組を進めていくことが重要である。

通学路等の点検、確認危険箇所の確認と指導

- ① 効果的な指導につなげるため、定期的に通学路等の点検を実施する。
- ② 通学環境をより安全なものにするため、危険箇所（通学路等の工事箇所、横断歩道、地下道、河川等）を把握し、児童生徒への安全指導の徹底、保護者への協力依頼、関係小中学校や自治会との連携のもと、各関係機関（警察・県又は市町等の道路管理主管課等）への働きかけなど、改善の要望等、組織的、計画的、継続的な安全対策に努める。
- ③ 各市町等において策定された通学路の交通安全に係る基本方針「通学路交通安全プログラム」に基づき、通学路の危険箇所への対策について各関係機関とともに検討する。

交通安全教育

- ① 児童生徒の心身の発達段階や、地域の実情に応じた交通安全教育を実施する。
- ② 保健の学習、学級活動等や学校行事を中心に、学校の教育活動全体を通じて、計画的・組織的な安全教育の充実を図る。
- ③ 通学路上の危険箇所について、交通安全マップの作成などに取り組むことで、児童生徒が、潜んでいる危険を予測し、事故を回避する能力が高まるよう留意する。

事故発生に備えた学校の体制の確立

- ① 年度当初に、事故発生時の教職員の役割分担を定め、全員が理解しておくとともに、職員室や保健室、事務室等の見やすい場所に掲示しておく。
- ② 緊急な場合に連絡する消防署、医療機関、関係機関の所在地及び電話番号などを職員室・保健室・事務室等の見やすい場所に掲示しておく。
- ③ 救急法の講習会を行うなど、心肺蘇生（AEDの使用法を含む。）や応急手当等について実際に対応できるようにしておく。

○関係法令

- ・国家賠償法第2条（賠償責任）
- ・学校保健安全法第27条（学校安全計画の策定等）

○参考資料

- ・「安全な通学を考える ～加害者にもならない～（DVD）」（平成24年3月 文部科学省）
- ・「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」（平成31年3月改訂 文部科学省）
- ・「文部科学省交通安全業務計画」（令和5年度 文部科学省）
- ・「応急手当を学びましょう」「心肺蘇生 一連の流れ」（総務省消防庁ホームページ「一般市民向け 応急手当WEB講習」内
<https://www.fdma.go.jp/relocation/kyukyukikaku/oukyu/>

【参考】スクールバスの運行に当たっての安全管理について

1 「こどものバス送迎・安全徹底プラン」

令和4年9月に静岡県内の幼保連携型認定こども園において、送迎用バスに園児が置き去りにされ、亡くなる事案が起きたことを受け、関係府省により、幼児等の所在確認と安全装置の装備の義務付けを含む「こどものバス送迎・安全徹底プラン」が10月に取りまとめられた。

○参考文献

- ・「バス送迎に当たっての安全管理の徹底に関する緊急対策『こどものバス送迎・安全徹底プラン』について」（令和4年10月12日 厚生労働省・文部科学省・内閣府）
→ 幼稚園・特別支援学校等を対象。「こどものバス送迎・安全徹底マニュアル みんなの点呼で幼い生命を守る。」策定。
「バス送迎に当たっての安全管理の徹底に関する緊急対策に準じたスクールバス利用に関する取組について」（令和4年10月13日 文部科学省）
https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1416686_00009.htm
→ 「こどものバス送迎・安全徹底プラン」、「こどものバス送迎・安全徹底マニュアル」掲載。各学校で利用されているスクールバスに関しても、当プラン・マニュアルを参考に、安全管理に遺漏のないよう適切な取組を。
- ・「こどもの出欠状況に関する情報の確認、バス送迎に当たっての安全管理等の徹底について」（令和4年11月14日 厚生労働省・文部科学省・内閣府）→ 幼稚園・特別支援学校等を対象
「スクールバスの運行に当たっての安全管理の徹底について」（令和4年11月14日 文部科学省）
→ バスの運行を委託している場合、外部業者においてもバス送迎時における安全管理体制について、置き去り事案が発生しないような体制が構築されているか、確認を。

2 「学校保健安全法施行規則」の一部改正

「こどものバス送迎・安全徹底プラン」の取りまとめを受け、学校保健安全法施行規則の「第6章 安全点検等」に、「第29条の2（自動車を運行する場合の所在確認）」が設けられた。（令和4年12月28日公布）

【改正概要】

- ① 通学、校外学習等のために自動車を運行するときは、乗降車の際に点呼等の方法により児童生徒等の所在を確認。
※ 児童生徒等には、幼稚園の幼児のほか、小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校等の児童生徒・学生を含む。
- ② 幼稚園及び特別支援学校については、送迎用バスへの安全装置の装備、及び、当該装置を用いて、降車時の①の所在確認。
※ 安全装置 = ブザーその他の車内の児童生徒等の見落としを防止する装置。「3」に記載の「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」に適合していることが求められる。（「降車時確認式」「自動検知式」）

【施行期日】

令和5年4月1日

※ 上記②については、経過措置あり。（安全装置の装備が困難な場合は、令和6年3月31日までの間、代替措置で可能。ただし、本義務付け新設の趣旨に鑑み、可能な限り令和5年6月末までに導入するよう努める。）

○参考文献

- ・文部科学省通知「学校保健安全法施行規則の一部改正について（通知）」（令和4年12月28日 4文科教第1309号）
https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1416686_00008.htm

3 「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」

「こどものバス送迎・安全徹底プラン」の一環として、国土交通省が令和4年12月に「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」を策定した。ガイドラインでは、送迎用バスの運用実態や装置の開発状況等を踏まえ、ヒューマンエラーを補完するものとして、「降車時確認式」、「自動検知式」の2種類の装置について、最低限満たすべき要件が示されている。また、令和5年1月には、ガイドラインに適合する安全装置のリストが公表された。（認定が得られた装置が1月27日以降随時追加。）

〇参考文献

- ・「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」の策定について（令和4年12月20日 厚生労働省・文部科学省・内閣府）→ 幼稚園・特別支援学校等を対象
「今般策定された『送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン』に適合した安全装置の装備について（令和4年12月20日 文部科学省）
https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1416686_00010.htm
https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha07_hh_000433.html（ガイドライン）
- ・「緊急点検・実地調査のとりまとめ、安全装置の補助基準額等及び安全装置のリストの公表について」（令和5年1月27日 厚生労働省・文部科学省・内閣府）
→ 幼稚園・特別支援学校等を対象
「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」に適合する安全装置のリストの公表について」（令和5年1月27日 文部科学省）
https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1416686_00013.htm

「学校保健安全法施行規則の一部改正について(通知)」(令和4年12月28日 4文科教第1309号)より

第一 改正の趣旨

令和4年9月に静岡県牧之原市の幼保連携型認定こども園において、送迎用バスに園児が置き去りにされ、亡くなる事案が起きたことを受け、こども政策担当大臣を議長とする関係府省会議が開催され、幼児等の所在確認と安全装置の装備の義務付けを含む「こどものバス送迎・安全徹底プラン」が10月に取りまとめられた。

これを受け、学校保健安全法施行規則について、所要の改正を行うものである。

第二 改正の内容

1 本則

学校保健安全法施行規則において以下2点を義務付ける。

① 学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校及び専修学校）において、児童生徒等の通学、校外学習等のために自動車を使用するときは、児童生徒等の乗降車の際に、点呼等の方法により児童生徒等の所在を確認すること。

② 幼稚園及び特別支援学校においては、通学用の自動車（※1）を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童生徒等の見落としを防止する装置を装備し、当該装置を用いて、降車時の①の所在確認を行うこと。

※1 安全装置を装備しなくても、確実に児童生徒等の所在確認が行われると考えられる2列以下の自動車等を除く。

2 附則

(1) 施行期日

令和5年4月1日とする。

(2) 経過措置

1 ②の規定については経過措置を設け、ブザーその他の車内の児童生徒等の見落としを防止する装置を備えることが困難である場合は、令和6年3月31日までの間、車内の児童生徒等の所在の見落としを防止するための代替的な措置を講ずることとして差し支えないこととする。

第三 留意事項

1 所在確認

第二1①の所在確認は、送迎用バスの運行に限らず、学校において校外学習等の際の移動のために自動車を運行するすべての場合が対象となる。

2 安全装置に係る義務付けの対象となる自動車

通学を目的とした自動車のうち、座席（※2）が2列以下の自動車を除く全ての自動車が原則として安全装置に係る義務付けの対象となる。

なお、座席が2列以下の自動車と同様に義務付けから除外される「その他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童生徒等の見落としのおそれが少ないと認められるもの」については、例えば、座席が3列以上あるものの、児童生徒等が、確実に3列目以降が使用できないように児童生徒等が確実に通過できない鍵付きの柵を車体に固着させて2列目までと3列目以降を隔絶することなどが考えられるが、安全装置が義務付けられる経緯・趣旨に鑑み、その判断は十分慎重に行うこと。

※2 「座席」には、車椅子を使用する児童生徒等が当該車椅子に乗ったまま乗車するためのスペースを含む。

3 装備すべき安全装置

「ブザーその他の車内の児童生徒等の見落としを防止する装置」は、国土交通省が令和4年12月20日に策定・公表した「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」に適合するものであることが求められること。なお、本ガイドラインに適合する装置については、今後、内閣府において、国土交通省と連携し、一覧化したリストを作成・公表する予定であり、当該リストを参考に選定することが可能であること。

4 実効性の確保等

今回の省令改正で安全装置の装備が義務付けられる幼稚園と特別支援学校においては、上記のガイドラインに適合する安全装置の送迎用バスへの装備について漏れないよう取り組まなければならないこと。

また、児童生徒等の所在確認については、各学校においてこれまで教育活動の前提として必然的に実施されてきたものであるが、今回の省令改正によって法令上位置付けられたことに鑑み、学校安全の基本となるという認識を共有するとともに、自動車等への乗降の場合に限らず、学校生活の中で場面が変わる際の所在確認の在り方について見直す機会とされたいこと。

なお、具体的な所在確認に当たっては、児童生徒等の年齢や発達段階に応じて適切な方法によって行われることが望ましいこと。

5 施行期日

本改正省令の、施行期日を令和5年4月1日としているが、所在確認は、法令上の直接的な規定の有無にかかわらず、徹底すべきであり、置き去りが生じないよう徹底されたいこと。

6 経過措置

装備すべき安全装置の導入が困難な場合も考えられるため、令和6年3月31日までの間、代替的な措置を講ずることとしているが、本義務付けの新設の趣旨に鑑み、可能な限り令和5年6月末までに導入するよう努めていただきたい。

なお、経過措置期間内において安全装置の装備がなされるまでの間についても、バス送迎における安全管理を徹底するとともに、例えば、運転席に確認を促すチェックシートを備え付けるとともに、車体後方に児童生徒等の所在確認を行ったことを記録する書面を備えるなど、児童生徒等が降車した後に運転手等が車内の確認を怠ることがないようにするための所要の代替措置を講ずること。

25 学校給食による食中毒

小学校で朝、出欠を確認したところ発熱や下痢の理由で51名の欠席者がいた。
また、朝の健康観察の結果、登校した児童のなかにも発熱、下痢ぎみ、腹痛などを訴える者が多いとの報告があり、学校給食による食中毒の疑いが考えられる。（嘔吐、下痢等が顕著な場合は、感染症の疑いも視野に入れる。）

○事故発生からの対応のポイント

状況把握とその対応

- ① 校長は、異常を訴える者や欠席者が全学年にわたる場合や共通の症状がみられる状況であれば食中毒の可能性を想定し、欠席児童も含めた有症者の数を症状別に把握し、速やかに教育委員会に報告する。（学年別、クラス別、男女別に一覧表にする。職員も症状がある場合は含める。）
- ② 学校医や保健所から、地域の感染症の情報を得る。
- ③ 感染症の疑いも視野に入れた場合、発生前2週間内に食物を扱った実習、行事等についても把握する。ノロウイルスや腸管出血性大腸菌感染症等の感染拡大が考えられる場合には、別紙「学校給食における衛生管理の徹底について」等を参考にし、感染拡大防止に努める。
- ④ 食中毒の疑いがあるときは、学校医、学校薬剤師、教育委員会、保健所に連絡し、その指示を受ける。

処置、報告等

- ① 学校医・学校薬剤師に連絡し、患者の措置について相談し対応する。
- ② 管理職は、事故の概要の第一報を電話で教育委員会に入れ、文書にて事故報告を行う。
- ③ 教職員間の情報共有を行ったうえで、健康の状況に応じ、授業や行事の実施等の可否を判断する。また、翌日以降の健康診断、出席停止、臨時休業、消毒、その他事後の計画をたてる。
- ④ 学校給食の中止等については保健所の指導、学校医・教育委員会の助言を総合的に判断し決定する。（中止・一部中止・代替給食）
- ⑤ 調理従事者が、ノロウイルスや腸管出血性大腸菌感染症に感染していることが考えられる場合は、就業制限等について検討する。感染者が調理作業に従事する場合には、検便検査で該当菌が陰性であることを確認する。（別紙「学校給食における衛生管理の徹底について」等を参考）
- ⑥ 保健所、教育委員会が行う検査や調査に協力する。教育委員会から要請があれば、校長は「食中毒発生時における関係資料」（次頁）を提出する。
- ⑦ 教職員の役割分担を明確にし、的確な対応を図る。（児童の健康状況の把握、対応の記録、教育委員会等への報告、関係機関への連絡、外部からの問い合わせへの対応など）
- ⑧ 報道関係には、管理職が責任を持って対応できる体制をとる。また、教育委員会と協議のうえ、原則として資料提供を行う。
- ⑨ 児童の出席停止については、症候群サーベイランスシステムを用いて報告する。

児童・保護者への連絡等

- ① 児童・保護者に状況を説明し、衛生管理や予防措置について注意を呼びかける。
- ② 検査（検便等）や調査についての協力を要請する。
- ③ 入院している児童や登校していない児童については、担任等が速やかに見舞う。また、保護者に改めて状況を説明するとともに状況の確認に努める。

事後措置

- ① 校長は、情報を整理して食中毒の原因を調査して状況報告書（「学校における感染症・食中毒等発生状況報告」（様式1）、「学校（共同調理場）における食中毒等発生状況報告」（様式2）を作成し、教育委員会へ提出する。
- ② 要点をまとめ整理したうえで、教職員へ周知し、再発防止に努める。
- ③ 施設設備上の問題点で整備が必要であればその対策を検討し、教育委員会・関係機関等と協議し、改善を図る。
- ④ 調理従事者には衛生管理・食中毒防止について周知徹底を図り、研修会等の機会をとらえて資質の向上を図る。
- ⑤ 児童の心のケアに努める。
- ⑥ 保護者に食中毒発生の状況、独立行政法人日本スポーツ振興センターの手続き、治療費

等について説明を行う。

○日常の対応

- ① 「学校給食衛生管理基準」（文部科学省）に基づいた日常検査、定期検査及び臨時検査を行い、衛生管理の徹底に努める。また、児童への保健指導を充実させ、計画的に食中毒防止の推進を図る。
- ② 衛生管理責任者と衛生管理体制
学校給食調理場においては衛生管理責任者を定めるとともに、関係職員・保護者・学校医・学校薬剤師・保健所等と連携し衛生管理を徹底し、食中毒の未然防止を図る。
- ③ 保存食の確保
原材料、加工食品及び調理済食品を食品ごとに50g程度ずつビニール袋等清潔な容器に密封して入れ、-20℃以下で2週間以上保存する。
- ④ 検食
検食責任者（校長等）は、児童の摂食開始時間の30分前までに必ず検食し、結果を記録する。
- ⑤ 給食に関する書類の整理
関係書類を整理する。

食中毒発生時における関係資料（食中毒と確定する以前の疑いが強くなった場合を含む）

- ① 学校（共同調理場）における食中毒等発生状況報告（様式2）
- ② 献立表（使用食品を記載したもの）2週間分
- ③ 学年別の児童生徒数と教職員の患者数の状況（毎日）
- ④ 調理作業工程表
- ⑤ 作業動線図
- ⑥ 温度記録簿
- ⑦ 給食用物資検収表
- ⑧ 検食簿
- ⑨ 学校給食従事者の検便検査結果
- ⑩ 学校給食従事者の個人別の健康記録簿
- ⑪ 学校給食日常点検票
- ⑫ 発生の経過を時系列にまとめたもの
- ⑬ 保健所の指示事項
- ⑭ 学校医の指示事項
- ⑮ 調理室の平面図
- ⑯ 保存食記録簿
- ⑰ 配送記録簿
- ⑱ 施設・設備等の定期点検検査記録簿
- ⑲ 児童生徒の健康観察記録簿
- ⑳ その他
 - ・給食日誌
 - ・食材発注簿
 - ・納入業者一覧
 - ・使用水点検記録簿 等

○関係法令等

- ・学校保健安全法第13条第2項（児童生徒等の健康診断）、第19条（出席停止）、第20条（臨時休業）
- ・学校給食衛生管理基準（平成21年4月1日施行 文部科学省）
- ・学校給食法第9条「学校給食衛生管理基準」（平成21年4月1日施行 文部科学省）
- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第18条（感染症感染時の就労制限等）

感染性胃腸炎の感染予防及び学校給食における衛生管理の徹底について

三重県教育委員会

「ノロウイルス」胃腸炎について

冬季を中心に、年間を通じて胃腸炎を起こす、大変感染力の強いウイルスです。症状は、下痢、嘔吐、吐き気、発熱等です。（下痢、発熱等風邪に似た症状）通常の細菌型食中毒に比べて、ごく少数の菌数で発症します（数十個でも）。このウイルスは、人の腸内で増殖し、食品上では増殖しません。また、この菌は下痢、嘔吐によって体外に出ることが多く、嘔吐物を処理した場合は特に注意が必要です。嘔吐物の飛沫が周囲に飛び散ったり、それが手指を介して体内に取り込まれて感染したりする場合があります。また、下痢をしている場合は、その後の不完全な手洗いやトイレのノブなどへの付着により、二次感染の恐れもあります。ウイルスに感染すると、1週間程度（長ければ2～3週間）は便中にウイルスが排出されるため、症状が治っても油断はできません。

1 ノロウイルスの二次感染の予防

- (1) トイレの後や調理・食事の前には十分な手洗いを行う。
- (2) 床等に飛び散った患者の嘔吐物や便等を処理するときは、使い捨てのガウン（エプロン）、マスクと手袋を着用し、汚物中のウイルスが飛び散らないように、ペーパータオル等（市販されている凝固剤等を使用することも可能）で静かに拭き取る。拭き取った後は、次亜塩素酸ナトリウム液（塩素濃度200ppm）で浸すように床を拭き取り、その後、水拭きする。拭き取りに使用したペーパータオル等は、ビニール袋に密閉して廃棄する。（この際、ビニール袋に廃棄物が十分浸る量の次亜塩素酸ナトリウム液（塩素濃度1000ppm）を入れることが望ましい。）

また、ノロウイルスは、乾燥すると容易に空中に漂い、これが口に入って感染することがあるので、嘔吐物や便等は乾燥しないうちに床等に残らないよう速やかに処理し、処理した後は空気の流れに注意しながら十分に換気をする。
- (3) 処理後は、十分な手洗いを行うとともに、蛇口も洗浄・消毒する。
- (4) 感染者が発生した場合は、消毒が必要な場所（ドアノブ、カーテン、リネン類、日用品など）を次亜塩素酸ナトリウム液で消毒する。
- (5) 嘔吐物で汚染された食器は、すぐに次亜塩素酸ナトリウム液に十分浸して消毒し、調理室に返却する場合はその旨を明示し、その食器を返却する。嘔吐物は調理室に返却しない。また、食器等の下洗いや嘔吐後うがいをした場所等も次亜塩素酸ナトリウム液で消毒後、洗剤を使って掃除する。

2 「学校給食衛生管理基準」（文部科学省）に基づいた衛生管理の確認

(1) 調理従事員の健康管理について

- ① 学校給食従事者等は、日常点検票に基づいて、適切に健康管理を行い、個人別に記録し保存する。
- ② ノロウイルスに感染した学校給食従事者、同一の感染機会があった可能性のある調理従事者は、高感度の検便検査においてノロウイルスを保有していないことが確認されるまでの間、食品に直接触れる作業を控えさせるなど適切な処置をとる。

(2) 調理作業の衛生管理について

- ① ノロウイルスは人の腸内でしか増殖しないため、マスクの使用と手洗い、加熱処理を徹底する。

※マスクについては、口からの飛沫や鼻腔の微生物が手指や食品等を汚染するのを防ぐためであり、使い捨てマスクの代替に布マスク等当該目的を達成できる機能を有するものを、適切に管理したうえで使用することは差し支えない。

※学校給食の調理にあたっては、作業開始前・用便後・汚染作業区域から非汚染作業区域に移動する前・食品に直接接触する作業の開始直前・生の食肉類、魚介類、卵、調理前の野菜類等に触れ他の食品及び器具等に触れる前、といった場合に手指洗浄の徹底をおこなうとともに、消毒用アルコールが入手困難な場合は、使い捨て手袋を着用する等により、衛生管理を確保する。

- ② 野菜、果物等の食材を十分に洗浄する。(3槽洗浄の徹底)
- ③ ノロウイルスの汚染のおそれのある二枚貝などの食品の場合は、85℃～90℃で90秒以上の加熱が望まれます。

また、中心温度の測定は、1個の中心温度のみでなく、焼き物、蒸しもの、揚げ物、炒め物等では、数カ所で確認し、温度と時間を記録する。(調理回数ごとに確認)

※ 温度計は正常に機能していることを定期的に確認する。

- ④ 調理終了後の食品を扱う場合は、確実な手洗い・消毒をした後に使い捨て手袋を装着する。エプロン・履き物は、作業区分毎に色分けするなど明確にして使い分ける。

食品を調理室から搬出する場合は、必ず容器にふたをする。

- ⑤ 配膳室等の衛生につとめる。

作業工程表、作業動線図については、汚染区域、非汚染区域及び作業時刻、作業担当者、作業内容が明確にわかるものとし、汚染、非汚染が交差しないように、献立作成及び作業動線を考慮する。

- ⑥ ノロウイルスに汚染された可能性のある調理器具等は、洗剤等で十分洗浄した後、次亜塩素酸ナトリウム液(塩素濃度200ppm)で浸すように拭く。

(3) 児童生徒の衛生管理について(給食当番等)

- ① 下痢をしている場合は、配膳等を避ける。
- ② 手指は完全に洗浄する。当番以外の児童生徒についても手指は完全に洗浄する。
- ③ 配膳台及びテーブルについても、清潔な状態を保つ。
- ④ 白衣、帽子、マスクは清潔なものを着用する。
- ⑤ 消毒した食器具類を児童生徒が取り扱う場合は、乱雑にならないよう、また床に落とした食器や食品等は、そのまま使用したり、食べたりすることのないよう注意する。
- ⑥ 配食を行う児童生徒及び教職員については、「学校給食衛生管理基準」の学校給食日常点検票8票に基づき、健康状態を確認する。
- ⑦ 給食当番以外の児童生徒についても、健康状況を把握する。
- ⑧ パンの残食(食べ残し)の持ち帰りは、衛生上禁止することが望ましい。
- ⑨ パン、牛乳、おかず等の残品(欠席者分等)は、全てその日のうちに処分する。

参考資料

文部科学省ホームページ

- ・学校給食衛生管理基準の施行について
- http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1283821.htm
- ・「学校給食調理場における手洗いマニュアル」など
http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/syokuiku/index.htm
- 国立感染症研究所ホームページ
- ・ノロウイルス等検出状況 2023/24 シーズン
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/iasr-noro.html>
- 厚生労働省ホームページ
- ・ノロウイルスに関するQ&A（最終改訂：令和3年11月19日）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/shokuhin/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html
- ・ノロウイルス等の食中毒予防のための適切な手洗い（動画）
<https://www.youtube.com/watch?v=z7ifN95YVdM>
- 三重県感染症情報センターホームページ
<https://www.kenkou.pref.mie.jp/>

(様式1)

学校における感染症・食中毒発生状況報告

1 学 校 名 ※																		
2 学校 の 所 在 地 ※																		
感 染 症 ・ 食 中 毒 等 の 発 生 状 況	(1) 病 名 ※																	
	(2) 発 生 年 月 日 ※																	
	(3) 終 焉 年 月 日																	
	(4) 発 生 の 場 所 ※																	
	(5) 患者数・欠席者数及び死亡者数	区分学年	児童生徒等数			患者数			欠席者数			入院者数			死亡者数			備考
			男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
第1学年																		
第2学年																		
第3学年																		
第4学年																		
第5学年																		
第6学年																		
計																		
(6) 発 生 の 経 緯																		
4	患者及び死亡者発見の動機																	
5	感染症・食中毒の発生原因																	
6	感染症・食中毒の感染経路																	
7	臨床症状の概要																	
8	(1) 学校 の 処 置																	
	(2) 学校 の 管 理 機 関 の 処 置																	
	(3) 保 健 所 そ の 他 の 関 係 機 関 の 処 置																	
9	都道府県教育委員会 都道府県知事の処置																	
10	その他の参考となる事 項																	

(注) 1 感染症・食中毒等が発生した場合、直ちに「様式2」によりFAXで報告すること。

2 職員について該当者があつたときは、(5)の備考欄に当該人員を記入すること。

3 共同調理場の場合は、(5)に感染症・食中毒等の発生した受配校の総計を記入し、各受配校については別様にして添付すること。

(平成21年4月1日施行 文部科学省 学校給食衛生管理基準 別紙4-2)

(様式2)

学校（共同調理場）における食中毒等発生状況報告

		都道府県名				
学 校 名 (共同調理場名)		校 長 名 (所属長名)				
学校・共同調理場の所在地		電 話 番 号				
受配校数（共同調理場方式のみ記入）						
食中毒等の発生状況	発生日時	令和 年 月 日 (曜日) (時 分)				
	発生場所					
	児童生徒数	区 分	男	女	計	備考
	患者等数 年 月 日 現在	区 分	男	女	計	備考
		患 者 数				
		うち欠席者数				
		うち入院者数				
		うち死亡者数				
主な症状						
発生原因（判明している場合記入）						
献立表	（食中毒等発生前2週間分の食品の判る献立表を添付）					

- (注) 1 食中毒等発生後直ちにFAXにて報告するとともに、患者等数に変動があったときは速やかに本様式にて随時報告すること。
2 職員について該当者があったときは、備考欄に当該人員を記入すること。
3 共同調理場における患者等数は、食中毒等の発生した受配校の総計を記入し、受配校毎は別様にして添付すること。
(平成21年4月1日施行 文部科学省 学校給食衛生管理基準 別紙4-1)

26 学校における感染症

高等学校3年生の生徒Aの家族が結核を発病していることがわかった。その後、保健所の指示により生徒の家族が接触者健康診断を受けた結果、当該生徒は肺結核と診断された。

○事故発生からの対応のポイント

状況把握とその対応

- ① 校長は校内の状況を把握し、学校医、教育委員会、所管する保健所等に連絡し、当該生徒の人権に十分配慮して今後の措置に万全を期する。
- ② 他の二次感染者発見のため、健康観察や教職員間の情報交換により生徒の健康状況を把握する。
- ③ 当該生徒の交友関係、学校活動等の調査を行う。
- ④ 接触者の結核検診結果など過去の結核に関する健康診断結果の情報を把握しておく。

処置、報告等

- ① 学校医・保健所の指導を得て、翌日以降の学校運営上の措置、健康診断、出席停止、その他の事後措置の計画をたてる。
- ② 保健所、教育委員会が行う検査や調査に協力する。
- ③ 接触者の特定とリストの作成に協力する。
- ④ 情報の共有化を図り、教職員の役割分担を明確にし、的確な対応を図る。（外部からの問い合わせへの対応、対応の記録、生徒の健康状況の把握及び教育委員会等へ報告等を行う。）
- ⑤ 教育委員会や保健所、報道機関には、窓口を一本化し管理職が責任を持って対応できる体制をとる。
- ⑥ 集団感染が確認されるなどの状況によっては、県医療保健部から報道機関への情報提供をする場合があるため、教育委員会と連携をとりながら対応する。（集団感染とは、「同一の感染源が2家族以上にまたがり、20人以上に感染させた場合をいう。但し、発病者1人は6人が感染したものとして感染者数を計算する」と定義されているが、判断は状況により異なるので、保健所との連携のもと対応を進める。）
- ⑦ 教育委員会へ第一報を電話で報告するとともに、速やかに第10-1号様式（感染症発生の処置）で発生報告をする。第二報以降については様式を定めないが、必要に応じて報告する。
- ⑧ 生徒の出席停止については、症候群サーベイランスシステムを用いて報告する。
※公立小中学校は、各市町等教育委員会の定める様式を用いて、当該市町等教育委員会へ報告する。

生徒・保護者への連絡等

- ① 学校医・保健所と相談しながら、必要に応じて生徒Aと接触した生徒の保護者等を対象にした説明会を開催する。なお、保健所等の関係者の出席も検討する。
- ② 保健所が実施する調査や接触者健康診断に協力を要請する。
- ③ 保護者からの相談（保健所の紹介など）への対応をする。
- ④ 必要に応じて、生徒への説明を実施する。
- ⑤ 個人情報に配慮し、個人のプライバシーが損なわれないようにする。

事後措置

- ① 校長は結核発生の経緯を整理し、対応等についてまとめ、保健教育の充実推進を図り、結核を含めた感染症の予防に努める。
 - ② 生徒の心のケアに努める。
- ※その他の感染症が発生した場合も含め、「学校における感染症発生時の措置(P81)」を参

考に対応する。

○日常の対応

- ① 学校は集団生活する場であり、結核が発生したら集団発生する恐れが十分あるため、児童生徒及び教職員の定期健康診断は全員が受診するようにする。また、精密検査受診対象者の受診の確認と結果の把握をする。
- ② 児童生徒に対しては、保健教育を行い、日常生活において感染症予防のための実践、特に規則正しい生活習慣の形成ができるように指導する。特に、結核は、免疫力を高めるために体力をつけることが大切であるため、日頃から運動を行うとともに、栄養・休養・睡眠などを適切にとるよう指導する。
- ③ 児童生徒に対して健康観察等により体調の異常等の発見につとめ、結核を疑う症状(咳、たん、発熱などの呼吸器症状が2週間以上継続するような場合)が長引いている児童生徒には、速やかに学校医、又は医師の診断を受けさせるなど、患者の早期発見に努める。
- ④ 地域における結核の発生及び流行状況に注意し、早期にその症状を把握する。

※ 資料「学校における結核マニュアル」教師用参考資料

(平成16年3月発行 文部科学省)

○関係法令

- ・学校保健安全法第13条(児童生徒等の健康診断)、第18条(保健所との連絡)、第19条(出席停止)、第20条(臨時休業)
- ・学校保健安全法施行令第5条(保健所と連絡すべき場合)、第6条(出席停止の指示)、第7条(出席停止の報告)
- ・学校保健安全法施行規則第18条(感染症の種類)、第19条(出席停止の期間の基準)、第20条(出席停止の報告事項)、第21条(感染症の予防に関する細目)
- ・「三重県教育委員会の感染症の管理に関する訓令(昭和54年2月10日教委訓第1号)」(県立学校の教職員が感染症に罹患した場合の対応等で、「県立学校における職員健康管理の手引き」に掲載。)

*学校保健安全法施行規則第18条、第19条は令和5年4月28日に一部改正

○参考

感染症の種類(学校保健安全法施行規則第18条)

1 学校において予防すべき感染症の種類は、次のとおりとする。

第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。)、中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。))及び特定鳥インフルエンザ(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第104号)第6条第3項第6号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。次号及び第19条第2号イにおいて同じ。))
第二種	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く。)、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。次条第2号チにおいて同じ。))、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症

2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項から第9項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、前項の規定にかかわらず、第一種の感染症とみなす。

○学校における感染症発生時の措置 ←—— 市町立学校 ←----- 県立学校

状況	感染症	保健所	学校医	学 校	市 町 等 教 育 委 員 会	県 教 育 委 員 会 (保健体 育課)	備 考	
初 発 ↓	①第一種及び結核、麻しん、腸管出血性大腸菌感染症の発生			報 告			<p><市町立学校> 第一報を電話で報告。必要に応じて継続期間中も状況を報告。</p> <p><県立> 第一報を電話で報告するとともに、速やかに学校感染症発生報告書(第10-1号様式)を提出。</p>	
				(市町立学校) 電話 (県立学校) 電話				
措 置 出席停止 臨時休業 ↓	②第二種(結核、麻しん、を除く)、第三種(腸管出血性大腸菌感染症を除く)の発生			出席停止報告 (症候群サーベイランスシステム入力)			<p>※②の内、インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症以外の感染症が集団発生した場合は、速やかに、市町等教育委員会から県教育委員会へ連絡。</p> <p><県立> 第一報を電話で報告するとともに、速やかに学校感染症発生報告書(第10-1号様式)を提出。</p> <p>・臨時休業の決定は設置者が行う。 (学校保健安全法第20条)</p> <p>・報道関係へ資料提供する場合は、県教育委員会へ事前に報告。</p> <p>・学校保健安全法施行令第7条による報告。</p>	
				出席停止報告 (症候群サーベイランスシステム入力)				
				集団発生				
				助言	臨時休業の相談	決定	決定	
				臨時休業報告 (症候群サーベイランスシステム入力)				
				資料提供				
				出席停止報告 (症候群サーベイランスシステム入力)				
終 息	上記①			終息報告			終息報告を行う。	

27 食物アレルギーによるアナフィラキシー

小学校で給食指導中、児童Aが、全身に強いかゆみがあり、気分が悪くむかむかした感じであると訴えてきた。担任が児童Aに話しかけている間に、児童Aはぐったりし、意識がもうろうとしてきた。アナフィラキシーが疑われる。

【アナフィラキシーとは】

食物、薬物、蜂刺されなどが原因で発生する全身性の急性アレルギー反応で、急激な症状悪化から死に至る可能性もある重篤なアレルギー反応である。

アナフィラキシーでよくみられる症状として、じんましん、呼吸困難、腹痛、嘔吐、下痢、及び血圧低下を伴うショック等がある。

○事故発生からの対応のポイント

※「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」（三重県教育委員会）を参照【資料1】

状況把握とその対応

- ① 担任は直ちに、インターホンや近くの教室の教職員に依頼して、校長及び教職員に連絡し、救急車を要請するとともに、養護教諭等複数の教職員を教室に呼ぶ。（担任は、児童Aから目を離さない、1人にしないようにする）
- ② 担任や養護教諭等は、アナフィラキシー症状やショック症状を起こした児童Aに対し、次の点に留意し対応を行う。
 - ・アドレナリン自己注射薬や内服薬を処方されている児童生徒への対応については、
【資料1】B「緊急性の判断と対応」C「エピペン[®]の使い方」を参照する。
 - ・食べ物が口の中にある場合は、誤嚥による窒息を防ぐために、自分で吐き出させるか、背部叩打法等（背中を強く叩く）により除去する。
 - ・ショック体位（足側を15cm～30cmほど高くする姿勢）をとらせる。
 - ・気道の確保を行う（頭部後屈あご先挙上法等）。
 - ・移動させる場合は、担架等で体を横たえることができるものを使用する。（背負ったり、座らせたりして移動することは避ける）
- ③ 担任や養護教諭等は必要に応じ、心肺蘇生（AEDの使用を含む）を行う。
- ④ 救急車が到着したら、教職員は救急車に同乗する。
- ⑤ 担任や養護教諭等は救急隊員に当該児童のアレルギーに関して、学校生活管理指導表やアドレナリン自己注射薬（エピペン[®]）等対応票に記載されている情報や、保護者から得ている情報及び給食の献立等必要な事項を伝える。
- ⑥ 他の児童には、経過について説明する。また、混乱や動揺を静めるとともに、噂や憶測により誤った情報が伝わらないよう十分な指導を行う。

※注意：しばらくして、学校で症状が回復しても、数時間後に再度、症状が現れる場合がある。したがって、1人では下校させず、保護者に連絡して迎えに来てもらい、発生した症状を説明したうえで、医療機関に行くよう勧める。

保護者への連絡等

- ① 担任（不在時は教頭など他の教職員）は、保護者に連絡し、経過や症状、搬送先など事実を伝える。また、主治医及び学校医に連絡する。
- ② 管理職と担任は、速やかに医療機関に駆けつけ、児童Aを見舞うとともに、保護者に状況を詳しく説明する。
- ③ 事故の概要の第一報を電話で教育委員会に入れ、文書にて事故報告を行う。
- ④ 管理職は、教育委員会と協議のうえ、必要に応じて、報道機関へ資料提供を行う。

事後措置

- ① 事故の経緯を簡潔かつ正確に記録するとともに、校長は情報を整理して教育委員会へ事故報告を行う。
※「学校におけるアレルギー疾患対応の手引《令和2年度改訂》」（三重県教育委員会）
P17～19、P69参照
- ② 校長は、外部への情報提供や、報道機関の取材に応じる場合、個人情報に配慮するとともに、窓口を一本化し、複数の情報が交錯し、混乱することがないように配慮する。
- ③ 教頭は、担任、養護教諭等関係者から情報を集め、経緯や行った対応等必要な事項を詳細に記録する。
- ④ 校長は、必要に応じて、保護者に独立行政法人日本スポーツ振興センターの手続きについての説明を行う。
- ⑤ 校長は原因、対応等を分析し、校内の体制見直しや研修等の再発防止策を講じる。
- ⑥ 児童の心のケアに努める。

○安全指導（教育）の充実

事故発生に備えた学校の体制の確立

- ① 教職員が、食物アレルギーやアナフィラキシーに関する知識を持つ。
- ② 担任は、年度当初に、児童生徒の食物アレルギーの有無、食物アレルギーの詳細（原因となる食物、運動との関連の有無、給食の対応、課外活動の留意点等）、学校への薬の携帯等について保護者から情報を得ておく。
（中学校、高等学校では担任は部活動顧問等と情報共有しておく）
- ③ 校長は、主治医による学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）の提出を保護者に依頼する。
- ④ 校長は、担任、養護教諭、栄養教諭・学校栄養職員等と②及び③で得た情報をもとに、給食をはじめ、教育活動における対応を検討し、保護者と合意する。
- ⑤ 給食の対応等について学校と保護者で合意した後、保護者よりアレルギー除去食等を依頼する文書の提出を求める。
- ⑥ 校長は、アレルギー対応委員会を設置し、組織的な対応を行う。
- ⑦ 児童がアナフィラキシーを起こした場合の対応の体制や手順を定めた緊急時対応マニュアル等を作成し、教職員間で共有する。
症状の確認、校内の対応体制、応急手当、緊急連絡先
（救急車の要請、保護者、主治医、学校医、教育委員会等）等
- ⑧ 救急法の講習会を行うなど、心肺蘇生（AEDの使用を含む）やエピペン[®]使用方法、応急手当等について実際に対応できるようにしておく。
- ⑨ 食教育の中で、児童生徒が食物アレルギーについて正しい知識を持ち、自らの食生活の改善や自己管理が可能となるよう留意する。

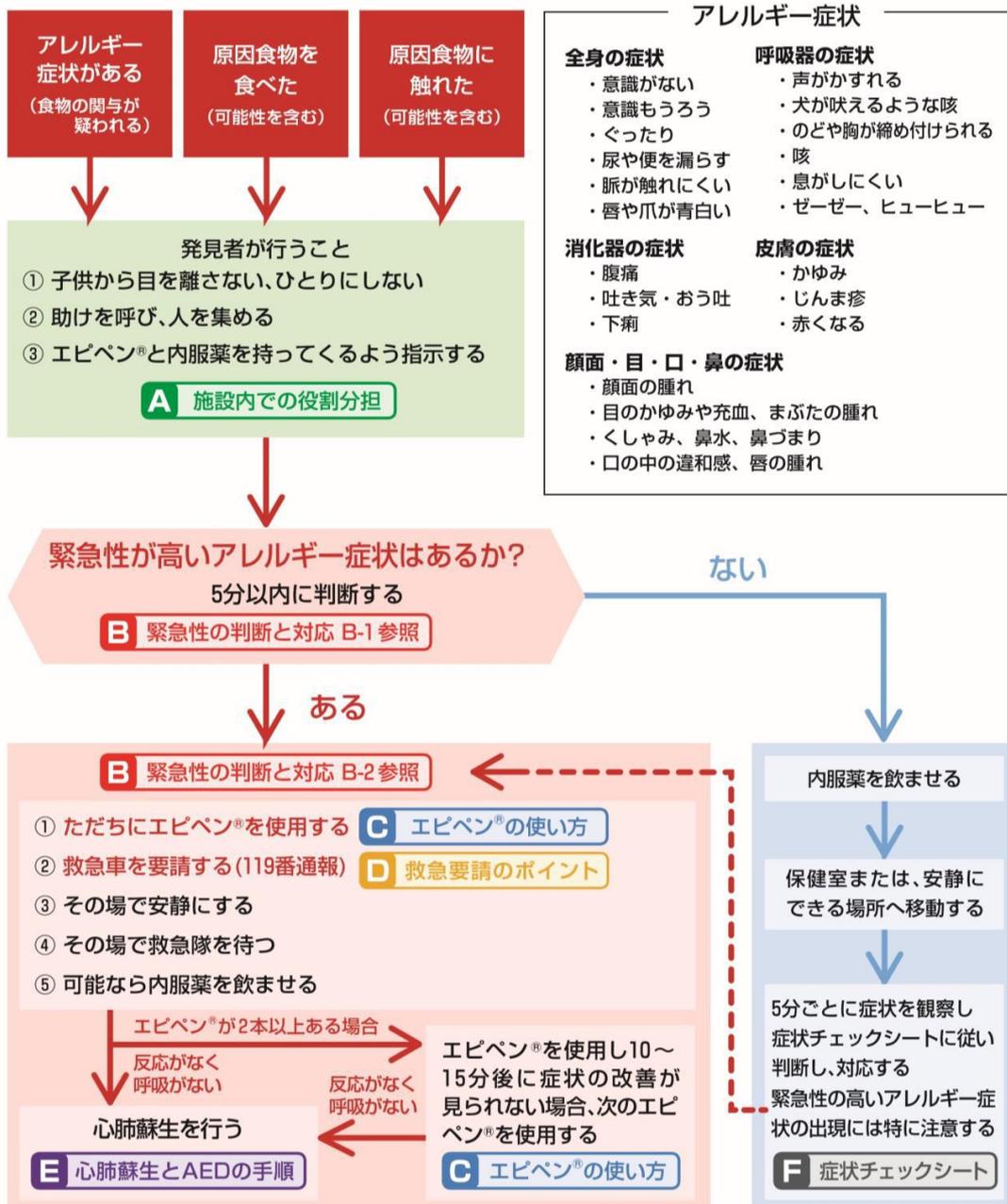
○参考資料

- ・「学校におけるアレルギー疾患対応の手引《令和2年度改訂》」（令和3年2月 三重県教育委員会）
<https://www.pref.mie.lg.jp/HOTAI/HP/anzen/46469032615.htm>
- ・「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン《令和元年度改訂》」（令和2年3月 公益財団法人日本学校保健会）
<https://www.gakkohoken.jp/books/archives/226>
- ・「学校給食における食物アレルギー対応指針」（平成27年3月 文部科学省）
https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/syokuiku/1355536.htm

【参考】食物アレルギー緊急時対応マニュアル

食物アレルギー緊急時対応マニュアル

アレルギー症状への対応の手順



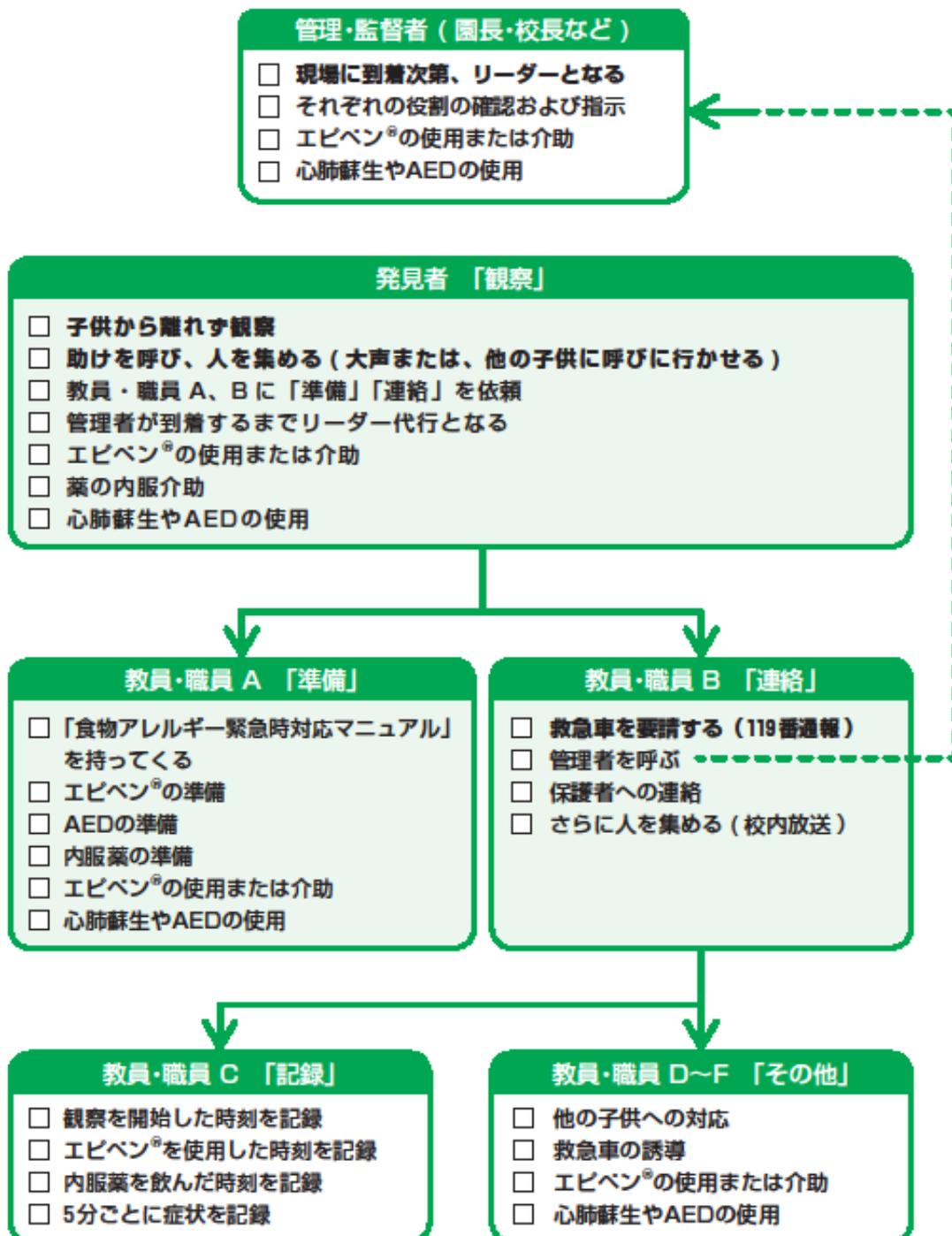
アレルギー症状

- | | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 全身の症状 <ul style="list-style-type: none"> ・意識がない ・意識もうろう ・ぐったり ・尿や便を漏らす ・脈が触れにくい ・唇や爪が青白い | 呼吸器の症状 <ul style="list-style-type: none"> ・声がかすれる ・犬が吠えるような咳 ・のどや胸が締め付けられる ・咳 ・息がしにくい ・ゼーゼー、ヒューヒュー |
| 消化器の症状 <ul style="list-style-type: none"> ・腹痛 ・吐き気・おう吐 ・下痢 | 皮膚の症状 <ul style="list-style-type: none"> ・かゆみ ・じんま疹 ・赤くなる |
| 顔面・目・口・鼻の症状 <ul style="list-style-type: none"> ・顔面の腫れ ・目のかゆみや充血、まぶたの腫れ ・くしゃみ、鼻水、鼻づまり ・口の中の違和感、唇の腫れ | |

A

施設内での役割分担

◆各々の役割分担を確認し事前にシミュレーションを行う



B

緊急性の判断と対応

◆アレルギー症状があったら5分以内に判断する！

◆迷ったらエピペン®を打つ！ ただちに119番通報をする！

B-1 緊急性が高いアレルギー症状

【全身の症状】

- ぐったり
- 意識もうろう
- 尿や便を漏らす
- 脈が触れにくいまたは不規則
- 唇や爪が青白い

【呼吸器の症状】

- のどや胸が締め付けられる
- 声がかすれる
- 犬が吠えるような咳
- 息がしにくい
- 持続する強い咳き込み
- ゼーゼーする呼吸
(ぜん息発作と区別できない場合を含む)

【消化器の症状】

- 持続する強い(がまんできない)お腹の痛み
- 繰り返し吐き続ける

1つでもあてはまる場合

ない場合

B-2 緊急性が高いアレルギー症状への対応

① ただちにエピペン®を使用する！

➔ **C** エピペン®の使い方

② 救急車を要請する(119番通報)

➔ **D** 救急要請のポイント

③ その場で安静にする(下記の体位を参照)

立たせたり、歩かせたりしない！

④ その場で救急隊を待つ

⑤ 可能なら内服薬を飲ませる

◆ エピペン®を使用し10~15分後に症状の改善が見られない場合は、次のエピペン®を使用する(2本以上ある場合)

◆ 反応がなく、呼吸がなければ心肺蘇生を行う ➔ **E** 心肺蘇生とAEDの手順

内服薬を飲ませる

保健室または、安静にできる場所へ移動する

5分ごとに症状を観察し症状チェックシートに従い判断し、対応する
緊急性の高いアレルギー症状の出現には特に注意する

F 症状チェックシート

安静を保つ体位

ぐったり、意識もうろうの場合



血圧が低下している可能性があるため仰向けで足を15~30cm高くする

吐き気、おう吐がある場合



おう吐物による窒息を防ぐため、体と顔を横に向ける

呼吸が苦しく仰向けになれない場合



呼吸を楽にするため、上半身を起こし後ろに寄りかからせる

C

エピペン[®]の使い方

◆それぞれの動作を声に出し、確認しながら行う

① ケースから取り出す



ケースのカバーキャップを開け
エピペン[®]を取り出す

② しっかり握る



オレンジ色のニードルカバーを
下に向け、利き手で持つ

“グー”で握る!

③ 安全キャップを外す



青い安全キャップを外す

④ 太ももに注射する



太ももの外側に、エピペン[®]の先端
(オレンジ色の部分)を軽くあて、
“カチッ”と音がするまで強く押し
あてそのまま5つ数える

**注射した後すぐに抜かない!
押しつけたまま5つ数える!**

⑤ 確認する



使用前 使用後

エピペン[®]を太ももから離しオレ
ンジ色のニードルカバーが伸び
ているか確認する

伸びていない場合は「④に戻る」

⑥ マッサージする



打った部位を10秒間、
マッサージする

介助者がいる場合



介助者は、子供の太ももの付け根と膝を
しっかり抑え、動かないように固定する

注射する部位

- ・衣類の上から、打つことができる
- ・太ももの付け根と膝の中央部で、かつ真ん中 (A) よりやや外側に注射する

仰向けの場合



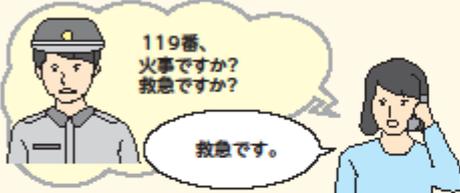
座位の場合



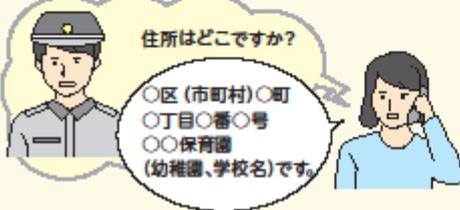
D

救急要請（119番通報）のポイント

◆あわてず、ゆっくり、正確に情報を伝える

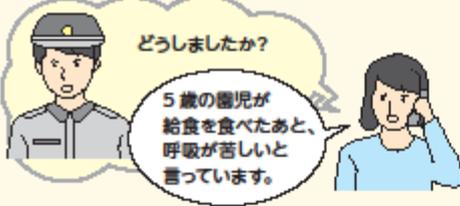


①救急であることを伝える



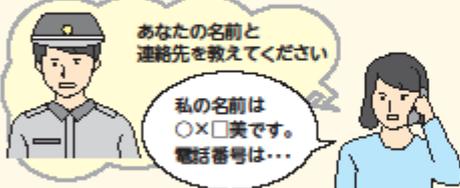
②救急車に来てほしい住所を伝える

住所、施設名をあらかじめ記載しておく



③「いつ、だれが、どうして、現在どのような状態なのか」をわかる範囲で伝える

エビベン®の処方やエビベン®の使用の有無を伝える



④通報している人の氏名と連絡先を伝える

119番通報後も連絡可能な電話番号を伝える

※向かっている救急隊から、その後の状態確認等のため電話がかかってくることもある

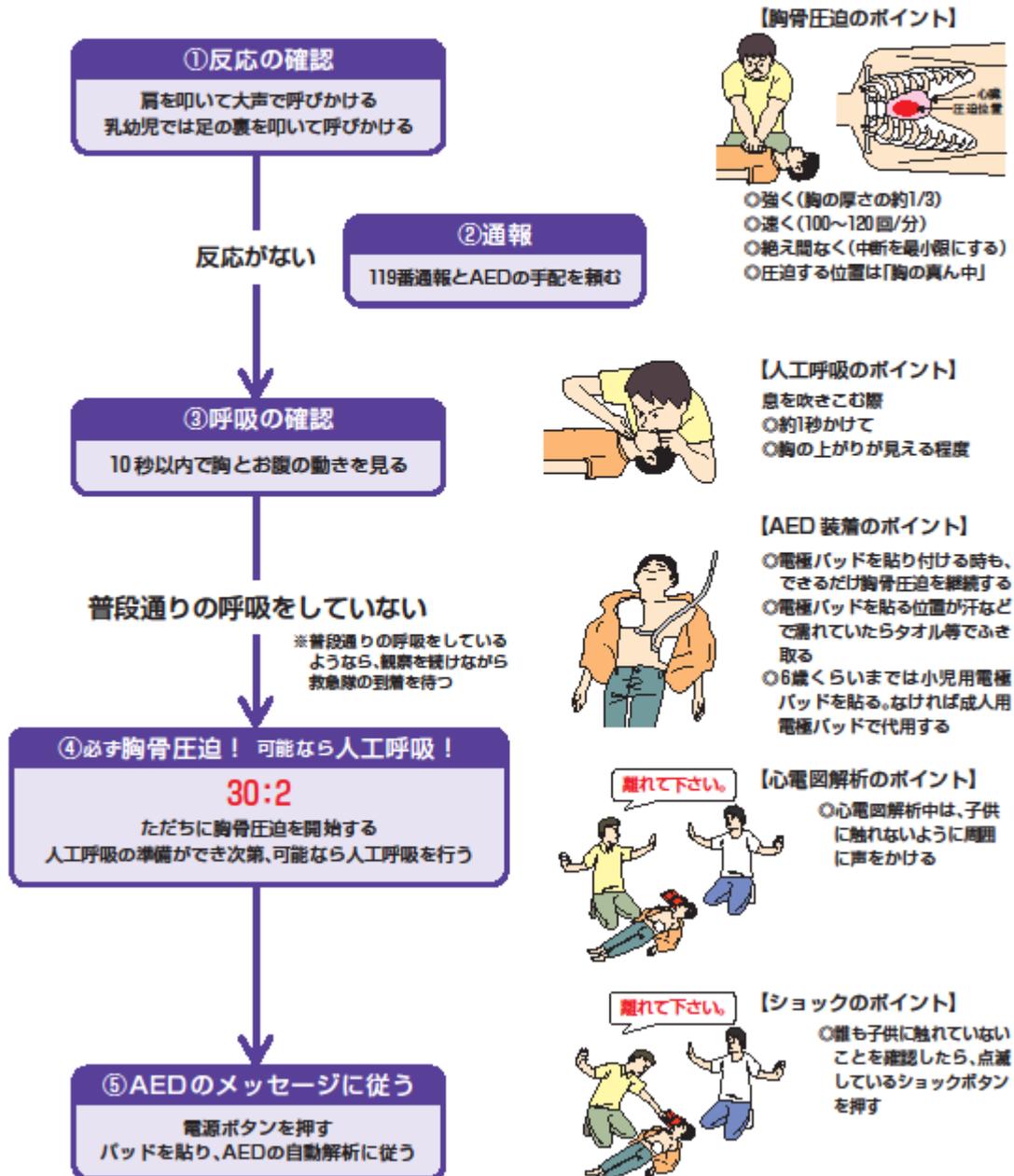
- ・通報時に伝えた連絡先の電話は、常につながるようにしておく
- ・その際、救急隊が到着するまでの応急手当の方法などを必要に応じて聞く

E

心肺蘇生とAEDの手順

◆強く、速く、絶え間ない胸骨圧迫を！

◆救急隊に引き継ぐまで、または子供に普段通りの呼吸や目的のある仕草が認められるまで心肺蘇生を続ける



F

症状チェックシート

- ◆症状は急激に変化することがあるため、5分ごとに、注意深く症状を観察する
- ◆の症状が1つでもあてはまる場合、エピペン®を使用する
(内服薬を飲んだ後にエピペン®を使用しても問題ない)

観察を開始した時刻(時 分) 内服した時刻(時 分) エピペン®を使用した時刻(時 分)

全身の症状	<input type="checkbox"/> ぐったり <input type="checkbox"/> 意識もろろ <input type="checkbox"/> 尿や便を漏らす <input type="checkbox"/> 脈が触れにくいまたは不規則 <input type="checkbox"/> 唇や爪が青白い		
呼吸器の症状	<input type="checkbox"/> のどや胸が締め付けられる <input type="checkbox"/> 声がかすれる <input type="checkbox"/> 犬が吠えるような咳 <input type="checkbox"/> 息がしにくい <input type="checkbox"/> 持続する強い咳き込み <input type="checkbox"/> ゼーゼーする呼吸	<input type="checkbox"/> 数回の軽い咳	
消化器の症状	<input type="checkbox"/> 持続する強い(がまんできない)お腹の痛み <input type="checkbox"/> 繰り返し吐き続ける	<input type="checkbox"/> 中等度のお腹の痛み <input type="checkbox"/> 1～2回のおう吐 <input type="checkbox"/> 1～2回の下痢	<input type="checkbox"/> 軽いお腹の痛み(がまんできる) <input type="checkbox"/> 吐き気
目・口・鼻・顔面の症状	上記の症状が 1つでもあてはまる場合	<input type="checkbox"/> 顔全体の腫れ <input type="checkbox"/> まぶたの腫れ	<input type="checkbox"/> 目のかゆみ、充血 <input type="checkbox"/> 口の中の違和感、唇の腫れ <input type="checkbox"/> くしゃみ、鼻水、鼻づまり
皮膚の症状		<input type="checkbox"/> 強いかゆみ <input type="checkbox"/> 全身に広がるじんま疹 <input type="checkbox"/> 全身が真っ赤	<input type="checkbox"/> 軽度のかゆみ <input type="checkbox"/> 数箇のじんま疹 <input type="checkbox"/> 部分的な赤み
		1つでもあてはまる場合	1つでもあてはまる場合

- ①ただちにエピペン®を使用する
- ②救急車を要請する(119番通報)
- ③その場で安静を保つ
(立たせたり、歩かせたりしない)
- ④その場で救急隊を待つ
- ⑤可能なら内服薬を飲ませる

B 緊急性の判断と対応 B-2参照

**ただちに救急車で
医療機関へ搬送**

- ①内服薬を飲ませ、エピペン®を準備する
- ②速やかに医療機関を受診する
(救急車の要請も考慮)
- ③医療機関に到着するまで、5分ごとに症状の変化を観察し、の症状が1つでもあてはまる場合、エピペン®を使用する

**速やかに
医療機関を受診**

- ①内服薬を飲ませる
- ②少なくとも1時間は5分ごとに症状の変化を観察し、症状の改善がみられない場合は医療機関を受診する

**安静にし、
注意深く経過観察**

28 学校給食への異物混入発生

小学校の給食時間に、給食を食べ始めたところ、ある児童が、おかずに異物が入っていることに気づき、担任に報告した。（教室での混入も視野に入れる。）

○事故発生からの対応のポイント

状況把握とその対応

- ① 担任は、当該児童の健康状態を確認し、学級の児童に対して該当献立を食べないように指示するとともに、管理職に状況を報告する。
- ② 管理職等が直ちに校内放送等を使用し、児童・教職員に対して該当献立を食べないように指示するとともに、他の学級の状況を把握する。
- ③ 異物発見時の状況（食器・食缶の場所、配膳の方法、児童の状況等）を確認するとともに、現物を保存する。現物は、混入時の状況（食器等に入った状態等）を把握するために、発見当時の状態を維持した状態で保存する。
- ④ 管理職は、衛生管理責任者（栄養教諭等）に、食品の検収状況を確認するように指示する。
- ⑤ 共同調理場方式の場合には、早急に共同調理場に事故の概要を報告するとともに、今後の対応策について協議し、共通理解を図る。
※共同調理場及び教育委員会は、他の配送校等へ異物の有無を確認し、対応等について連絡する。
- ⑥ 故意に混入したことも考えられることから、来校者名簿等で、来校者を確認する。
- ⑦ 児童の健康状態や対応などについて、学校全体の状況を時系列にして取りまとめ、担当者が正確に記録しておく。

処置、報告等

- ① 電話で教育委員会へ第一報を入れ、対応策等について指導・助言を受ける。状況の変化に応じて適宜報告を行うとともに、教職員の役割分担を明確にし、的確な対応を図る。（児童の健康状態の把握、対応の記録、教育委員会等への報告、関係機関への連絡、外部からの問い合わせへの対応など）
- ② 混入物によっては、学校医、学校薬剤師、保健所に連絡し、対処方法についての指示を受け、指導・助言に基づいて、給食中止や献立変更についての対応を協議する。
- ③ 報道関係の対応は窓口を一つにし、管理職が責任を持って対応できる体制をとる。また、教育委員会と協議のうえ、原則として資料提供を行う。

児童・保護者への対応等

- ① 必要に応じて、児童の不安解消に努める。異物混入の内容により、学級指導や全校集会等を通じて児童に事故の概要を説明する。また、必要に応じて食べ物に異物が混入されることは、人命にかかわる場合があること等を指導する。
- ② 保護者に対して、状況の報告と今後の対応、再発防止について説明するとともに、文書配付やホームページでの連絡等を行い、不安解消に努める。

事後措置

- ① 原因究明を行い、再発防止に努める。
- ② 児童の不安を解消し、心のケアに努める。
- ③ 施設設備上の問題点で整備が必要であればその対策を検討し、教育委員会・関係機関等と協議し、改善を図る。
- ④ 調理従事者には、異物混入にかかる未然防止や再発防止について周知徹底を図り、研修会等の機会をとらえて資質の向上を図る。
- ⑤ 事故の経緯を簡潔かつ正確に記録するとともに、校長は情報を整理して教育委員会へ事故報告を行う。

○未然防止のポイント

学校等における危機管理体制の確立

- ① 校長は、学校での異物混入を想定し、校内体制を確立しておく。
- ② 調理場の施設長は、調理場での異物混入を想定し、その原因等を分析して防止する方法を考える体制を作っておく。
- ③ 教育委員会は、栄養教諭・学校栄養職員、給食調理員等対象の研修会を開催し、異物混入防止対策に関する内容を取り入れ、具体的知識を習得させる。

連絡体制の整備

- ① 異物混入の判明時期に応じて連絡体制を整備する。
例) ・ 配送前：異物混入により献立に変更がある場合等には、状況に応じて配送校（共同調理場方式）や学級（単独調理場方式）等に連絡をする。
・ 検食時：異物の混入状態から、給食の提供についての判断をし、献立に変更がある場合等には、直ちに栄養教諭や調理場、学級等に連絡する。
・ 学級での配食時：異物発見時の状況（食器・食缶の場所、配膳の方法、児童の状況等）を確認するとともに、現物を保管し、管理職に状況を報告し、他の学校に知らせる。
・ 喫食時：該当児童の健康状態を確認し、学級の児童に対して給食を食べないように指示するとともに、管理職に状況を報告し、他の学級に知らせる。

検食の事前実施の徹底

- ① 検食責任者（校長等）が、原則児童の摂食30分前までに検食を行い、結果を記録する。

調理場での日常点検の徹底

- ① 食材の納入時の立ち会い及び検収を徹底し、確実に記録をするとともに、専用容器に移し替える。
- ② 調理過程での異物混入を防止するため、使用する機械・器具類、ビニール袋の切片等の使用前の点検をする、調理の各過程で異常がないかを確認する、調理場に不要物を置かない等、異物混入が起きないように最善を尽くす。
また、食中毒予防の観点からも日常の衛生管理を徹底し、害虫・頭髮等の混入についても予防する。
- ③ 調理後配送までの管理を徹底する。

学校における検収及び管理

- ① 共同調理場配送校等の場合、学校への直送品は、検収を行った後、検収者が納品書に検印する。
- ② 配膳室等保管場所の衛生について、十分に配慮するとともに、施錠できる構造とする。
- ③ 教室前に配膳車を長時間放置しない等、配膳室から給食時間の配食までの管理を徹底する。
- ④ 児童への指導を徹底する。（パンは、一口大にちぎって食べる、牛乳などが容器から漏れていないかを確認する、異物が入っていないか注意し、よくかんで食べる等）

○関係法令等

- ・ 学校保健安全法第27条（学校安全計画の策定等）、第28条（学校環境の安全確保）、第29条第2項、第3項（危険等発生時対処要領の作成等）
- ・ 学校保健安全法施行規則第1条（環境衛生検査）、第2条（日常における環境衛生）、第28条（安全点検）、第29条（日常における環境の安全）
- ・ 学校給食法第9条「学校給食衛生管理基準」（文部科学省 平成21年4月1日施行）

29 学校給食における窒息事故

小学校の給食時間中、ある児童の顔が青ざめ、喉に手をあてて苦しそうな声を発している。給食時間終了までに食べ終われるよう慌てたため、パンを喉に詰まらせてしまった。

○事故発生からの対応のポイント

状況把握とその対応

- ① 担任や養護教諭等は、当該児童の口腔内を確認し、残っている食品をできるだけ取り除くとともに、まわりの職員等に応援を求める。
- ② 当該児童が、自分で咳ができるかどうかを確認する。自分で咳ができる場合は、異物が除去されるまで注意深く見守り、落ち着いたら医師の診療を受けさせる。
- ③ 当該児童が、自分で咳ができない場合は、気道の異物を除去するため、背部叩打法か腹部突き上げ法（嘔吐を誘発する可能性があるため、既に食事の摂取量が多い場合等は注意）を行う。同時に、協力者に119番通報を依頼。児童の状態や実施した処置等の情報を正確に記録。
- ④ 当該児童の反応（意識）がなくなった場合は一次救命措置（心肺蘇生）を実施し、途中で異物が見えた場合は取り除く。
※一次救命処置（心肺蘇生）の手順
 - ・当該児童の周囲及び全身を観察。
 - ・反応（意識）の有無を確認。反応（意識）があればさらに詳しく観察し、医師の診療を受けさせる。
 - ・反応（意識）がなければ、協力者にAEDの準備を依頼（協力者がいない場合は救助者自身が行う）。
 - ・当該児童の呼吸の有無を確認。呼吸があれば気道確保・回復体位にして観察の継続。
 - ・当該児童の呼吸が確認できなければ、直ちに胸骨圧迫30回と気道確保・人工呼吸2回を1セットとして繰り返し実施（人工呼吸ができない状況であれば、胸骨圧迫のみを行う）。
 - ・AEDが到着したら、装着して電気ショックをあたえる。
 - ・救急隊に引き継ぐまで、胸骨圧迫30回と気道確保・人工呼吸2回を繰り返し実施。
- ⑤ 管理職は、迅速な状況把握とともに、当該児童救命措置の指揮を執り、救命者の応援要請、保護者への連絡等、指示を行う。
- ⑥ 救急車が到着したら、教職員は救急車に同乗し、救急隊員に必要な情報を伝える。
- ⑦ 他の児童には、経過について説明し、混乱や動揺をせず、噂や憶測により誤った情報が伝わらないよう十分な指導を行う。

保護者への連絡、報告等

- ① 救命者以外の教職員は、保護者に連絡し、経過や症状、搬送先など事実を伝える。また、主治医及び学校医に連絡する。
- ② 管理職と担任は、速やかに医療機関に駆けつけ、当該児童を見舞うとともに、保護者に状況を詳しく説明する。
- ③ 事故の概要の第一報を電話で教育委員会に入れ、文書にて事故報告を行う。
- ④ 管理職は、教育委員会と協議のうえ、必要に応じて、報道機関へ資料提供を行う。

事後措置

- ① 事故の経緯を簡潔かつ正確に記録するとともに、校長は情報を整理して教育委員会へ事故報告を行う。
- ② 校長は、外部への情報提供や、報道機関の取材に応じる場合、個人情報に配慮するとともに、窓口を一本化し、複数の情報が交錯し、混乱することがないように配慮する。
- ③ 教頭は、担任、養護教諭等関係者から情報を集め、経緯や行った対応等必要な事項を詳

細に記録する。

- ④ 校長は、必要に応じて、保護者に独立行政法人日本スポーツ振興センターの手続きについての説明を行う。
- ⑤ 校長は原因、対応等を分析し、校内の体制見直しや研修等の再発防止策を講じる。
- ⑥ 児童の心のケアに努める。

○未然防止のポイント

事故発生に備えた学校の体制の確立等

- ① 校長は、学校での窒息事故を想定し、校内体制を確立しておく。
- ② 救急法の講習会を行うなど、心肺蘇生（AEDの使用を含む）等、応急手当について実際に対応できるようにしておく。
- ③ 給食の時間における食に関する指導において、食事の正しい姿勢や、食べる速度、かむ力等、校内のマニュアルをもとに、実際の活動を通して毎日反復して身につけさせる。
- ④ 小学校は、歯の生え変わり等により、食べ物をかみ砕いたり、上手に飲み込んだりすることがまだ難しい1年生が在籍しているため、使用食材を検討する等、学校給食の提供について適切な方法を考慮する。
- ⑤ 給食時間については、安全に配膳、喫食、片付けを行うために必要となる適切な時間を確保すること。

※粘着性が高く唾液を吸収して飲み込みにくいもの、まるいもの、つるつとした食感のもの、かたくて噛み切りにくいものは、咽頭部に詰まる危険性が高いので、学校給食に使用する食材の選択や調理方法、提供方法について、特に注意が必要。

給食の時間における未然防止に向けて

- ① パンを一口大にちぎる等、食べ物を食べやすい大きさにして食べる。
- ② 立ち歩かず、姿勢をよくし、食べることに集中して、よく噛んで食べる。
- ③ 食べ物を口に入れたまま声を出したり、体を必要以上に動かしたりしない。
- ④ 食事中に不意に周りの人を驚かせたりしない。
- ⑤ 給食時間中は学級担任等が注意深く、児童生徒の様子を観察する。
- ⑥ 特別な支援を要する児童生徒については、食事中に必ず教職員が付き添い、異状を見過ごさないようにする。

○関係法令等

- ・学校保健安全法第27条（学校安全計画の策定等）、第28条（学校環境の安全確保）、第29条（危険等発生時対処要領の作成等）

30 大地震・津波

授業中、三重県沖の南海トラフを震源とするマグニチュード8.7の地震が発生し、震度6強の激しい揺れに襲われた。校舎内の窓ガラスの多くは割れ、テレビや蛍光灯等も落下した。揺れている間、児童生徒は机の下に隠れ身を守っていたので、けがはほとんどなかったが、恐怖のあまり一時、パニック状態になった。

地震発生後、「伊勢・三河湾」及び「三重県南部」に大津波警報が発表された。

○災害発生からの対応のポイント

初期対応

- ① 緊急地震速報が放送されたときは、揺れが到達するまでの間に、児童生徒等に対して危険な場所から離れ身の安全を守るよう呼びかけるとともに、自身も身の安全を確保する。また、突然揺れに襲われたときも、可能な避難行動をとる。
- ② 教室で授業中の場合は、児童生徒を机の下に潜らせ、机の脚をしっかりと持たせる。
- ③ 身を隠すところがない場合は、座布団や手近にあるカバン・本などで頭を覆い、できるだけ低い姿勢をとらせるなど、場所や状況に応じた適切な行動をとらせる。
- ④ 火気使用中の場合は、身の安全を確保したうえで、火災発生の防止に努める。揺れがおさまったら、ガスの元栓を閉め、電気器具等のコンセントを抜く。
- ⑤ 恐怖と不安で児童生徒がパニック状態になっているので、教職員は、児童生徒が落ち着いて行動できるよう具体的な指示をする。
- ⑥ ドアや窓を開け、脱出口を1カ所以上確保する。
- ⑦ 落ち着いて行動する。

避難するとき

<津波浸水想定区域内の学校>

- ① 地震の揺れが収まった後、直ちに避難行動を開始する。校内放送、ハンドマイク等で行動を指示する。
- ② 管理職及び教職員はテレビ、ラジオ、インターネット等から情報収集を行う。
- ③ 教職員は、児童生徒に対して、適切な避難経路を指示したうえで先導する。（可能なら出席簿、地区別名簿など必要なものを携行する。）（隣のクラスと連携して、先頭や最後尾に教職員がつくように工夫する。）
- ④ 火災が発生した場合、出火場所を周知し、迂回するよう指示する。（可能なら消火にあたる。）
- ⑤ 煙が発生している場合は、ハンカチなどで鼻・口を覆い、避難する。
- ⑥ 負傷者の有無を確認し、応急処置を行う。
- ⑦ 避難場所に集合後、人数確認をする。

<津波浸水想定区域外の学校>

- ① 地震の揺れが収まった後、各教職員は児童生徒の安全確認および校舎、学校周辺の安全確認をする。
- ② 管理職及び教職員はテレビ、ラジオ、インターネット等から情報収集を行う。
- ③ 避難が必要な場合は、校内放送、ハンドマイク等で行動を指示する。
以後の避難行動等は<津波浸水想定区域内の学校③～⑦>と同じ。

被害状況の報告・救助要請等

- ① 人的・物的被害状況を把握し、教育委員会に報告する。
- ② 必要に応じて、消防等の関係機関、市町災害対策本部へ救助要請等を行う。

下校

- ① 通学路の安全が確認できるまで、学校・避難場所に児童生徒を留まらせる。
- ② 児童生徒を下校させる場合は、余震や津波を考慮するとともに、事前に通学路を点検したり、地域の情報を収集したりするなどしたうえで、適切な時期に行う。また、下校時の注意事項について十分な指導を行い、安全確保の徹底を図る。
- ③ 安全が確認された場合、必要に応じて、保護者への引き渡しを行う。

心のケア

- ① ショックを受けている児童生徒には、安心感を与えるよう留意する。
- ② 心のケアを必要とする児童に対しては、保護者ならびに養護教諭等と十分に連携を図り対応する。また、継続的な心のケアを行う。

避難所の開設

- ① 市町災害対策本部から避難所開設の連絡があったときは、避難所が円滑に運営されるよう、施設管理者として必要な対応を行う。

教育再開に向けた対応

- ① 教育委員会と連携して、教育再開に向けた対応を行う。

〇災害発生に備えた体制づくり

学校保健安全法第27条で策定・実施が規定されている学校安全計画を作成し、教職員の共通理解の下で計画に基づく取組を進めていくことが重要である。

安全指導（教育）

- ① 学校における防災教育は安全教育の一環として継続的に実施する。そのために、指導計画を作成し、各教科、学級活動、特別活動等、学校教育活動全般を通じて体系的・計画的に行う。また、県教育委員会が配付した「学校における防災の手引」や「防災ノート」、ポータルサイト「学校防災みえ」（<http://www.mie-c.ed.jp/gakkobosaimie/>）で紹介しているデジタルコンテンツ「360度地震体験動画」等の防災教育用教材を積極的に活用する。
- ② 教職員の防災教育に関する指導力や危機管理能力を高め、応急手当の技能を向上するための校内研修等を実施する。
- ③ 防災訓練については、さまざまな状況を想定しての訓練を計画的に実施するとともに、消防等関係機関の協力を得ながら、PTA・自主防災組織と連携した合同訓練の実施に努める。
- ④ 緊急地震速報のしくみ、放送される基準、放送される内容、放送された場合にとるべき行動等について、児童生徒及び教職員に周知徹底するとともに、訓練などの機会を通じて落ち着いて身を守る行動がとれるようにしておく。

安全管理

- ① ハザードマップ等で学校や校区の被災の危険度を確認し、適切な避難場所、避難経路、避難方法などを検討したうえで、危機管理マニュアルに明記する等により教職員への周知を図る。新たに着任した教職員については、校区内の危険エリアや通学路の危険箇所、避難場所等をできるだけ早期に現場で確認する機会を設ける。
- ② 日頃から、安全点検の実施計画（チェックリストを含む）を作成し、施設・設備の全般及び防火施設等について定期点検を行う。
- ③ 職員室・保健室・事務室等においては、緊急時に対応できるよう浸水被害への対応も考慮して、必要な物品の保管場所を定め、分散して常備するとともに定期的に点検を行う。
- ④ 学校や地域の実態に即し、地震、火災、風水害等の発生に備えた具体的な防災計画を作成する。また、学校が避難所となった場合の対応も、所在市町の防災担当部署と協議のうえ定めておく。

教職員の緊急動員計画（基準）

—県内で震度5強以上の地震が発生した場合（県立学校）—

	勤務時間内（校内）	勤務時間内（出張中）	勤務時間外
管理職	直ちに配備につく	直ちに所属校に帰校し配備につく	直ちに所属校に出勤し配備につく
教職員	直ちに配備につく	直ちに所属校に帰校し配備につく	でき得る限り早期に出勤し配備につく

※公立小中学校は、市町で定める基準による。

南海トラフ地震臨時情報への対応

※気象庁が、「南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合」と、「観測された異常な現象の調査結果を発表する場合」に、南海トラフ地震臨時情報を発表します。

- ① 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき
 - ・日ごろからの地震に対する備えを再確認する。
 - ・情報収集に努める。
 - ・巨大地震警戒等、次の情報発表に備えた準備を進める。
- ② 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき
 - ・情報収集に努める。
 - ・全県立学校は、1週間の臨時休業を基本とする。
 - ・学校災害対策本部を設置する。
 - ・避難者の受け入れを行う。
- ③ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき
 - ・情報収集に努める。
 - ・注意対応をとりながら学校活動を継続するが、発生した地震による被害や地震関連情報等の状況に応じて、下校や休校の措置を講じる。
 - ・避難者の受け入れに備えた準備等を行う。
- ④ 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表されたとき
 - ・平常の学校活動を継続。

教職員の緊急動員計画（基準）

—南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合（県立学校）—

	勤務時間内（校内）	勤務時間内（出張中）	勤務時間外
管理職	直ちに配備につく	直ちに所属校に帰校し配備につく	直ちに所属校に出勤し配備につく
教職員	直ちに配備につく	直ちに所属校に帰校し配備につく	校長の指示に従う

※公立小中学校は、市町で定める基準による。

○関係法令等

- ・国家賠償法第2条（賠償責任）
- ・学校保健安全法第26条～第30条
- ・三重県防災対策推進条例
- ・消防法第8条（防火管理者）
- ・災害対策基本法第46条～第49条の3
- ・三重県地域防災計画（地震・津波対策編）

○参考資料

- ・「学校における防災の手引」（三重県教育委員会）
- ・「『生きる力』をはぐくむ防災教育の展開」（平成25年3月改訂 文部科学省）
- ・防災ノート（三重県教育委員会）

31 集中豪雨

雨天の日、授業を実施中、突然雨が激しくなり、学校の周囲を確認したところ、学校周辺の道路上に水があふれ始めていた。見る見るうちに学校の周囲は冠水し、水の深さは膝下程度になった。雨は一層激しさを増し、水位はさらに高くなり、校舎1階半ばまで達した。

○災害発生からの対応のポイント

初期対応

- ① テレビ、ラジオ、インターネット等で、気象情報や河川情報、避難勧告の発令状況等を確認する。
- ② 公共交通機関の状況をインターネット、駅に出向くなどして確認する。
- ③ 学校周辺の冠水状況を常に監視する。
- ④ 校舎内への浸水の可能性がある場合は、速やかに児童生徒を高所に避難させる。
- ⑤ 可能であれば、重要な書類、機器、図書、教材、薬品等の危険物等を安全な場所に移動させる。
- ⑥ 始業前で児童生徒が家庭にいるときは、休校、自宅待機の措置を講ずる。
○参考 台風時等における児童生徒の登下校の指導及び授業実施について
(昭和41年9月7日教育委員会公告 平成28年3月17日最終改正)

避難するとき

- ① 教職員は、児童生徒に対して、適切な避難経路を指示したうえで先導する。
 - ・出席簿、地区別名簿など必要なものを携行する。
 - ・隣のクラスと連携して、先頭や最後尾に教職員がつくなど工夫する。
- ② できるだけ早く高所へ避難する。
- ③ 風が強い場合は飛来物にも注意する。
- ④ 避難場所に集合後、人数確認をする。

被害状況の報告・救助要請等

- ① 人的・物的被害状況を把握し、教育委員会に報告する。
- ② 必要に応じて、消防等の関係機関、市町災害対策本部等へ救助要請等を行う。

下校

- ① 通学路の安全が確認できるまで、学校・避難場所に児童生徒を留まらせる。
- ② 児童生徒を下校させる場合は、風雨の状況を把握するとともに、事前に通学路を点検したり、地域の情報を収集したりするなどしたうえで、適切な時期に行う。また、下校時の注意事項について十分な指導を行い、安全確保の徹底を図る。
- ③ 下校時刻を変更する場合は、あらかじめ定めた方法で速やかに保護者と連絡をとる。また、通学路の状況等により、必要と判断した場合には、保護者への引き渡しを行う。

心のケア

- ① ショックを受けている児童生徒には、安心感を与えるよう留意する。
- ② 心のケアを必要とする児童に対しては、保護者ならびに養護教諭等と十分に連携を図り対応する。また、継続的な心のケアを行う。

避難所の開設

- ① 市町災害対策本部から避難所開設の連絡があったときは、避難所が円滑に運営されるよう、施設管理者として必要な対応を行う。

教育再開に向けた対応

- ① 教育委員会と連携して、教育再開に向けた対応を行う。

〇災害発生に備えた体制づくり

学校保健安全法第27条で策定・実施が規定されている学校安全計画を作成し、教職員の共通理解の下で計画に基づく取組を進めていくことが重要である。

安全指導（教育）

- ① 学校における防災教育は安全教育の一環として継続的に実施する。そのために、指導計画を作成し、各教科、学級活動、特別活動等、学校教育活動全般を通じて体系的・計画的に行う。また、県教育委員会が配付した「学校における防災の手引」や「防災ノート」等の防災教育用教材を積極的に活用する。
- ② 教職員の防災教育に関する指導力や危機管理能力を高め、応急手当の技能を向上するための校内研修等を実施する。
- ③ 防災訓練については、さまざまな状況を想定しての訓練を計画的に実施するとともに、消防等関係機関の協力を得ながら、P T A・自主防災組織と連携した合同訓練の実施に努める。

安全管理

- ① 校区の過去の災害やハザードマップなどで学校や校区の被災の危険度について確認し、適切な避難場所、避難経路、避難方法などを検討したうえで、危機管理マニュアルに明記する等により教職員への周知を図る。
- ② 気象情報や交通情報の収集方法を確認しておくとともに、日頃から、最寄りの駅や関係機関等と十分連携をとり、災害発生時に迅速に情報を得られるようにしておく。
- ③ 日頃から、安全点検の実施計画（チェックリストを含む）を作成し、施設・設備の全般について定期点検を行う。
- ④ 排水溝、雨どい、側溝、雨水ます等の目づまり、屋根材のはがれや窓など開口部の破損等がないか点検・清掃を行う。
- ⑤ 重要な書類、機器、図書、教材、薬品等の危険物等を安全な場所に移動させる方法を定めておく。また、重要な書類、機器等をあらかじめ高所に置いておく。
- ⑥ 学校や地域の実態に即し、風水害の発生に伴う具体的な防災計画を作成する。また、学校が避難所となった場合の対応も、所在市町の防災担当部署と協議しておく。
- ⑦ 水防法または土砂災害防止法に基づき市町地域防災計画において要配慮者利用施設に位置付けられた学校は、避難確保計画を作成し、毎年出水期（梅雨や台風の時期）を迎える前までを目途に水害・土砂災害を想定した訓練を実施する。

教職員の緊急動員計画（基準）

— 県内全域に風水害、その他異常な自然現象若しくは人為的原因による災害が発生又は予想されるときで、教育長が必要と認めた場合（県立学校） —

	勤務時間内（校内）	勤務時間内（出張中）	勤務時間外
管理職	直ちに配備につく	直ちに所属校に帰校し配備につく	直ちに所属校に出勤し配備につく
教職員	直ちに配備につく	校長の指示に従う	校長の指示に従う

※公立小中学校は、市町で定める基準による。

○関係法令等

- ・ 国家賠償法第 2 条（賠償責任）
- ・ 学校保健安全法第 26 条～第 30 条
- ・ 災害対策基本法第 46 条～第 49 条の 3
- ・ 三重県防災対策推進条例
- ・ 三重県地域防災計画（風水害等対策編）
- ・ 台風時等における児童生徒の登下校の指導及び授業実施について
（昭和 41 年 9 月 7 日 教育委員会公告、平成 28 年 3 月 17 日最終改正）
- ・ 水防法第 15 条の 3
- ・ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）第 8 条の 2
- ・ 水防法又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく避難確保計画の作成及び訓練の実施の徹底について（平成 31 年 3 月 7 日付文部科学省通知）

○参考資料

- ・ 「学校における防災の手引」（三重県教育委員会）
- ・ 「『生きる力』をはぐくむ防災教育の展開」（平成 25 年 3 月改訂 文部科学省）
- ・ 「台風等の風水害に対する学校施設の安全のために」（令和 2 年 3 月 文部科学省）
- ・ 防災ノート（三重県教育委員会）

台風時等における児童生徒の登下校の指導及び授業実施について

(昭和 41 年 9 月 7 日
教育委員会公告)

昭和63年3月29日 改正

平成25年12月9日 改正

平成28年3月17日 最終改正

1 始業時前に暴風警報又は暴風雪警報が発表されている場合

- (1) 児童生徒は登校させなくてよい。
- (2) ただし、警報が午前11時までに解除された場合は、解除後2時間の余裕をもって児童生徒を登校させ、当日の授業を始める。
- (3) 午前11時においてもなお警報が解除されない場合は当日の授業は中止する。

注 (ア) 上記(2)の場合、道路、橋梁の決壊、浸水、積雪等により登校に危険が予想される地域の児童生徒及び輸送機関のまひ等により登校が困難な児童生徒については、当日の登校をやめさせるなど事故のないよう適切な措置を講ずるものとし、必要に応じて学校においてあらかじめ具体的な指導をしておくこと。

(イ) 登校途上において警報が発表された場合についても、あらかじめ各学校において具体的な指示を与えるなどして、十分に事前指導をしておくとともに、平素から家庭や関係諸機関に連絡し、その協力を依頼するなど適切な措置を講じておくこと。

2 始業後に暴風警報又は暴風雪警報が発表された場合

- (1) 原則として、直ちに授業を中止し、速やかに児童生徒を帰宅させる。
- (2) ただし、台風の中心位置、進行方向、速度、発表等における気象状況、地域の道路、橋梁、浸水の状況、輸送機関の状況等から判断して、安全に帰宅することが困難と認められる児童生徒については、最も安全な場所に待避させ保護するとともに、保護者と緊密な連絡をとる等適切な処置をとること。

3 暴風警報又は暴風雪警報の地域的差違、学校のおかれている諸条件からみて前記によることが学校運営上著しく適当でない場合は1及び2の定めにかかわらず学校長の判断によりその都度適切な処置を講ずるものとする。

4 特別警報が発表された場合

- (1) 重大な災害の起こるおそれが著しく大きい以下の特別警報については、前記1及び2のとおり対応するものとする。

大雨特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報及び大雪特別警報

- (2) 高潮特別警報及び波浪特別警報については、前記3により対応するものとする。

5 その他の注意報又は警報が発表された場合も、地域によっては前記1、2及び3に準じて適切な処置を講ずるものとする。

災害、気象情報等の情報をインターネットで公開している機関

災害情報

三重県（防災みえ.jp） <https://www.bosaimie.jp/>

※防災みえ.jp メール配信サービスに登録することにより、警報発令情報、地震・津波情報等の防災情報がリアルタイムで提供されます。a@bosaimie.jp へ空メール配信！

三重県公式防災アプリ「みえ防災ナビ」

<https://www.pref.mie.lg.jp/BOSAI/HP/m0100400080.htm>

気象情報

津地方気象台 <http://www.jma-net.go.jp/tsu/>

天気予報 市外局番＋177（三重県北中部059-177 三重県南部0597-177）

週間天気予報 059-223-0177 自動応答電話 059-225-7515

【天気予報、観測などの相談】 観測予報窓口 059-228-2022

【過去の資料の閲覧、照会や気象証明】 防災管理窓口 059-228-6818

気象庁（レーダー・ナウキャスト） <https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/>

日本気象協会 <https://tenki.jp> 等

河川情報

三重県（川の防災情報） <https://www.pref.mie.lg.jp/KASEN/HP/84380046827.htm>

国土交通省（川の防災情報） <https://www.river.go.jp>

土砂災害

三重県土砂災害情報提供システム <https://www.sabo.pref.mie.jp>

山地災害危険地マップ <https://www.pref.mie.lg.jp/SHINRIN/HP/mori/81425015190.htm>

道路情報

日本道路交通情報センター <https://www.jartic.or.jp>

国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所 <https://www.cbr.mlit.go.jp/mie/>

北勢国道事務所 <https://www.cbr.mlit.go.jp/hokusei/>

紀勢国道事務所 <https://www.cbr.mlit.go.jp/kisei/>

中日本高速道路株式会社 <https://www.c-nexco.co.jp>

公共交通機関の運行情報

JR東海 JR西日本 近畿日本鉄道 伊勢鉄道 三岐鉄道 伊賀鉄道 養老鉄道

三重交通 八風バス 三岐バス

地震情報

内閣府（防災担当、中央防災会議）、総務省消防庁

国土交通省（防災情報提供センター）、文部科学省地震調査研究推進本部

32 学校が避難所となったときの対応

土曜日の午前10時に、大きな地震が発生し、震度6強の激しい揺れに襲われた。このとき、A町沿岸部の高台にあるB高校では部活動等で生徒約50名が登校していた。校舎の被害は窓ガラスの一部が壊れた程度であったが、A町に隣接するC町内では多くの家が倒壊し、午後3時には多くの被災者がB高校に避難してきた。

○災害発生からの対応のポイント

初期対応

- ① 登校している生徒と教職員の安否の確認を行う。
- ② 負傷者の有無を確認し、必要に応じて応急処置を行う。
- ③ 火災の防止に努める。
- ④ 学校災害対策本部を立ち上げる。
- ⑤ 出勤している教職員は管理職に連絡を取る。
- ⑥ 学校外にいる教職員は、学校の緊急動員計画に基づき、学校に参集し、必要な対応を開始する。
- ⑦ テレビ、ラジオ、インターネット等から情報収集を行う。

避難所の開設

- ① 避難場所（体育館等）の解錠を行う。
- ② 施設・設備等の被害状況を点検する。場合によっては、被災建築物応急危険度判定の実施を市町災害対策本部に要請する。
- ③ 避難場所に使用する場所の破損物の片づけを行う。
- ④ 避難場所に使用する場所のレイアウト（通路・受付・掲示板等）を決める。
- ⑤ 立入禁止区域、危険箇所及び使用除外施設等は、ロープを張ったり、貼り紙で明示したりする。
- ⑥ 感染症対策用品を準備する。
- ⑦ あらかじめ定めてある順位に従い、避難場所の使用を開始する。
- ⑧ 生徒及び避難者を避難場所へ誘導する。
- ⑨ 受付で、自治会単位等で避難者名簿の記入を依頼する。

下校

- ① 通学路の安全が確認できるまで、学校・避難場所に生徒を留ませる。
- ② 生徒を下校させる場合には、余震や津波を考慮するとともに、事前に通学路を点検したり、地域の情報を収集したりするなどしたうえで、適切な時期に行う。また、下校時の注意事項について十分な指導を行い、安全確保の徹底を図る。
- ③ 安全が確認された場合、必要に応じて、保護者への引き渡しを行う。

行政機関への報告

- ① 市町災害対策本部に状況を報告する。
- ② 教育委員会へ状況を報告する。

避難所運営委員会への引き継ぎ

- ① 避難所運営委員会の立ち上げや運営に関する協議のために、市町の防災担当、自主防災組織及び学校が会議を行う場を提供する。
- ② 市町の防災担当、自主防災組織等と連携し、避難所運営に必要な業務が開始されるよう努める。

避難所の運営への協力

- ① 施設管理者として、避難所の運営に協力する。
- ② 避難所運営委員会には、管理職及び学校災害対策本部の避難所支援班班長等が参加する。

教育再開に向けた対応

- ① 教育活動が平常の状態に復旧するまでの間、教育委員会の方針等に基づき、できるだけ早期に学校を再開し、短縮授業等による応急教育を実施するための計画を策定する。
- ② 校長は、学校施設、教職員、生徒、通学路等の状況を総合的に判断し、教育委員会と相談のうえ、学校教育の再開の時期を決定する。
- ③ 生徒及び保護者への周知は、掲示、家庭訪問、メール、ホームページ、電話、自治会

- 等の放送等を活用し利用可能な方法で実施する。
- ④ 避難所運営委員会と協議しながら、避難者には避難所運営と学校教育の再開が並行して行われることを事前に周知しておく。

○避難所を開設するにあたって

避難所（体育館）のレイアウトでの注意事項

- ① 通路、受付、掲示板を作る。
- ② プライバシーに配慮し、男女別の更衣室を確保する。
- ③ 情報が行き届くように、掲示板等は複数、見やすいところに設置する。
- ④ 夏には給水所、冬には暖房器具を設置する。
- ⑤ 避難者同士の間隔の確保や換気等、感染症対策に留意する。

使用除外施設の例

- ① 管理スペースとしての校長室、職員室、事務室、校務員室
- ② 教育活動に必要な普通教室
- ③ 機械・薬品等が置かれている特別教室
- ④ 放送室
- ⑤ 保健室
- ⑥ 給食施設

要配慮者等への配慮

- ① 出入り口のスロープ、トイレの目隠し等に配慮する。
- ② 観光客等帰宅困難者スペースを作る。
- ③ 仮設トイレの設置については、特に女性、子どもの安全安心に配慮する。
- ④ 要配慮者には通路側の場所を与える。

個室として用意した方がよいスペース

- ① 避難所運営委員会本部
- ② 物資倉庫
- ③ 放送室
- ④ 感染症対策室
- ⑤ 体調不良者の一時休息スペース
- ⑥ 高齢者（要支援者）の部屋
- ⑦ 子ども、親子が安心して遊べる部屋
- ⑧ 授乳室
- ⑨ 災害時に置かれる固定電話のブース

○関係法令等

- ・三重県防災対策推進条例
- ・三重県地域防災計画（地震・津波対策編）
- ・「大規模災害時の学校における避難所運営の協力に関する留意事項について（平成 29 年 1 月 20 日 文部科学省通知）」

○参考資料

- ・「学校における防災の手引」（三重県教育委員会）
- ・「『生きる力』をはぐくむ防災教育の展開」（平成 25 年 3 月 文部科学省）
- ・三重県避難所運営マニュアル策定指針（令和 2 年 5 月修正 三重県）
- ・避難所運営マニュアル基本モデル（令和 3 年 2 月改訂 三重県）

33 個人情報記載文書等の盗難

月曜日の午前7時30分に教職員Aが出勤したところ、職員室に何者かが侵入した形跡があり、ロッカー等が荒らされていた。

教職員Aが見たところ、ロッカーから、全校生徒と過去2年分の卒業生の名前、住所、電話番号、保護者名等が記録された名簿が、また1・2年生の成績を保存してあるパソコンがなくなっていた。

○事故発生からの対応のポイント

状況把握とその対応

- ① 事態を把握した教職員は直ちに管理職に報告する。
 - ② 管理職は現場を保存し、直ちに警察へ通報するとともに、教育委員会へ電話で第一報を入れる。
 - ③ 管理職は、なくなっている文書に記載されている個人情報の内容と件数を確認する。また、他になくなっている文書、電子情報がないかどうかを確認する。さらに、該当する文書等を持ち出している教職員がいないかを確認する。
 - ④ 教頭は、対応等を簡潔かつ正確に記録する。
 - ⑤ 管理職は、教育委員会と連携し今後の対応を決める。
(例) ・二次被害の防止策
・生徒と卒業生及びその保護者への説明内容及び方法
・報道機関への公表
- 【内容】
発生日時、侵入・発見の状況、被害状況（個人情報の内容と件数）、対応と今後の方針等
- ⑥ 教育委員会と協議のうえ、原則として報道機関へ資料提供を行う。

生徒、保護者への連絡等

- ① P T A役員等に連絡し、事実や対応の説明を行う。（必要に応じ緊急役員会等で説明する。）
- ② 生徒へは、集会等で事実を説明するとともに、不審な電話や不審者等に気をつけるよう指導する。また、何かあれば学校へ連絡するとともに、状況によっては警察に届けるように指導する。
- ③ 保護者へは、家庭訪問や説明会、文書を通して事実を説明し、謝罪するとともに、不審な電話や不審者などに気をつけるよう依頼する。
- ④ 相談・苦情の窓口及び担当を決めて、相談に応じるとともに苦情への対応を行う。

事後措置

- ① 事故の経緯を簡潔かつ正確に記録するとともに、校長は情報を整理して教育委員会へ報告を行う。
- ② 生徒の心のケアに努める。
- ③ 警察と教育委員会から今後の対応について助言を得る。
- ④ 個人情報保護に関する校内のルールを再確認し徹底する。
- ⑤ 個人情報保護に関する研修を実施する。

○危機発生に備えた体制づくり

個人情報保護法に基づく取組

国の定める「個人情報の保護に関する法律」に基づき、個人情報保護に取り組む必要がある。三重県では「三重県個人情報適正管理指針」、「情報適正管理マニュアル」、「職員のためのセキュリティ5ヶ条」を作成しているので、参考にするとよい。

学校における具体的な取組

① 個人情報保護に対する理解の促進

個人情報保護が強く求められていることから、個人情報の重要性及び個人情報の保護・保管に関わる責任の重さについて教職員の理解を深め、意識を高めるよう、校内研修等を実施する。

② 校内体制の整備

文書の管理責任者を定め、個人情報記載文書や USB メモリ、ハードディスク等の記憶媒体（以下「個人情報記載文書等」という）の適正な取扱い（保管・利用・廃棄・研修等）が日常的に行われる校内体制を整備する。

③ 個人情報記載文書等の適正管理

外部に流出してはならない公文書等（電子情報を含む）については、施錠できる場所に保管（保管庫等と部屋の2重の施錠を行う）し校舎外へ持ち出さない。また、やむを得ず校舎外へ持ち出す必要がある場合には校長の許可を得る。

④ 個人情報を含むデジタル情報の管理

USB メモリ、ハードディスク等の記憶媒体に保存されたデジタル情報は、流出すると、インターネットを通じて世界中に広がる可能性がある。こうした事故を防ぐために、③の適正管理をはじめ、離席時にはパソコンを閉じることや、使用開始時にはパスワードの入力が必要となるように設定したり、パスワードは適宜更新したりすること等の対策を行う。また、インターネットメール等で、個人情報を送信する必要がある場合には、複数の教職員で内容を確認するなど、誤配信の防止を徹底する。

⑤ 文書の廃棄

個人情報記載文書等が保存期間を過ぎても長期にわたり放置されていることは、個人情報流出事故が発生する要因になることから、定期的な廃棄処分の方法について定め、確実に実行する。

⑥ 収集している個人情報の見直し

- ・現在収集している個人情報について、「あれば便利」の観点でなく、「真に必要」な情報であるか、文書ごとに再検討する。
- ・写真、住所、保護者名などが、当該文書に必要なか否かについて再度点検する。

⑦ 校舎の管理体制の確立

- ・外来者への名札着用や、教職員による声かけ・挨拶の徹底などを徹底する。
- ・休業日等の部活動時に校舎内や職員室等が無人になる際には施錠を徹底する。

○関係法令

- ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律
- ・個人情報の保護に関する法律
- ・三重県個人情報の保護に関する法律施行条例
- ・三重県電子情報安全対策基準（情報セキュリティポリシー）
- ・各市町の情報セキュリティポリシー

○参考資料

- ・「学校における生徒等に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針」（文部科学省）

34 ネットワークからの情報流出(情報セキュリティ対策)

県民AさんからB高等学校へ「〇〇年度1年2組1学期成績一覧表ファイルがインターネット上に流出している」との電話連絡が入った。

調査の結果、C教諭が成績一覧表ファイルを校内のファイルサーバからUSBメモリにコピーし、かつ無断で持ち帰り自宅のパソコンで作業をしたことが判明した。なお、C教諭の自宅パソコンにはウイルス対策ソフトが導入されておらず、ウイルスに感染していたことも判明した。

○事故発生からの対応のポイント

状況把握とその対応

- ① 電話を受けた教職員は、Aさんから、当該ファイルがインターネット上の「どこで閲覧できるか」「どのような状態にあるのか（ホームページ、掲示板、メール、ファイル交換ソフトのネットワーク等）」「発見した日」、などを詳細に聴き取る（可能であれば、校長または校内の情報担当者に電話を取り次ぐとともに、Aさんへの対応を依頼する）。
- ② 電話を受けた教職員は、提供された情報の再確認等が必要になる場合もあるため、「Aさんの連絡先」などを聴き取り、今後の対応についても、可能な限り協力を依頼する。
- ③ 電話を受けた教職員は、聴き取りを終えたら、直ちに管理職と校内の情報担当者に報告し、管理職は速やかに教育委員会に第一報を入れる。
※被害拡大防止の対応を速やかに行う必要があるため、管理職との連絡が取れない場合などは、電話を受けた教職員が第一報を入れ、管理職には事後報告を行う。
- ④ 管理職は、当該ファイルの校内からの流出経緯について調査を行う。
- ⑤ 管理職は、校内の情報担当者に、Aさんから得た情報が事実かどうか確認するよう指示する。また、流出したとされるファイルの所有者(C教諭)に連絡を取り、当該ファイルの管理状況を報告させるとともに、自宅パソコンをネットワークから切断するよう指示する。
- ⑥ 校内の情報担当者は、状況に応じて、校内情報システムの停止やネットワークの切断等の措置を講じる。
- ⑦ 校内の情報担当者は、流出が確認されたら、他に流出している電子情報がないか調査する。
- ⑧ 管理職は、必要に応じて教育委員会の情報セキュリティ担当部署に専門的知識・技術を有する職員等の支援を要請する。
- ⑨ 校内の情報担当者は、教育委員会等と連携して原因を特定するとともに、ただちに対策を講じ、講じた対策について管理職に報告する。
※流出した情報は、ホームページや掲示板の管理者に削除を要請するなど、可能な対応を遺漏なく行う。
※原因がウイルスによる場合は、校内ネットワークへのウイルスの侵入が疑われるため、校内の全てのパソコン及びサーバをネットワークから切断し、最新のパターンファイルでウイルスチェック・駆除を行う。
- ⑩ 管理職は、事故の経緯を簡潔かつ正確に記録する。

生徒、保護者への連絡等

- ① 管理職は、保護者に対して説明会や家庭訪問、文書等を通して事実を説明し、必要に応じ謝罪するとともに、二次被害に注意を払ってもらうよう依頼する。
- ② 管理職は、生徒に対して集会等で事実を説明し、何かあれば学校へすぐに連絡するとともに、状況によっては警察に届けるように指導する。
- ③ 管理職は、相談・苦情の窓口及び担当を決め、相談に応じるとともに苦情への対応を行う。
- ④ 管理職は、教育委員会と協議のうえ、原則として報道機関へ資料を提供する。

事後措置

- ① 情報流出の対象となった生徒の心のケアに努める。
- ② 管理職は、電子情報が流出した原因を究明するとともに原因に応じた再発防止策を講じる。
- ③ 管理職は、事後管理対策として、全教職員に事件の概要を報告し、今後の電子情報流出の再発防止策を周知徹底するとともに、進行管理を行う。

- ④ 事故の経緯を簡潔かつ正確に記録するとともに、管理職は情報を整理して教育委員会へ事故報告を行う。

○ネットワークからの情報流出の防止ポイント

予防措置

① 物理的セキュリティ対策

ア 情報システム管理者（校長）等は、サーバ等の情報システムを設置する施設への入退室を管理する。

例 ・入退室管理 ・施錠管理

イ 教職員が利用するパソコン等には、盗難防止措置を講じる。

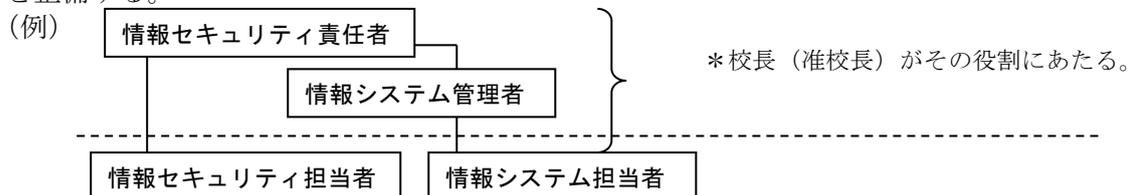
例 ・ワイヤーロック、鍵付き保管庫や引き出しへの保管

ウ 教職員は、校長の許可を得ずに、個人のパソコンを外部から持ち込んだり、業務のパソコンや媒体に保存されたデータを外部に持ち出したりしない。

例 ・持ち出し簿による管理

② 人的セキュリティ対策

ア 校長は、情報セキュリティに関する権限や責任を定め、情報流出に対する危機管理体制を整備する。



イ 校長は、全教職員に研修等を実施し、情報セキュリティポリシー等を周知徹底する。

例 ・業務に必要なソフトウェアの導入禁止
 ・業務に無関係な Web 閲覧の禁止
 ・業務に無関係な電子商取引の禁止 等

ウ 教職員は、「電子情報流出防止チェックリスト」で情報が適正に管理されているかを定期的に点検する。

エ 県立学校長は、「三重県電子情報安全対策基準」の遵守の徹底を図る。

③ 技術及び運用におけるセキュリティ対策

ア 校長は、学校が保有する重要な電子情報（個人情報、機密情報）の管理簿を作成するなど、情報資産を把握する。

イ 情報システム担当者等は、情報システム等の適切な監視を行う。

例 ・資産管理ソフトの導入 ・定期点検

ウ 情報システム担当者等は、アクセス制限の適切な設定、管理、運用等を行う。

例 ・ファイルサーバのアクセス制限 ・各コンピュータのパスワード設定

エ 情報システム担当者等は、コンピュータウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルを常に最新の状態に保つとともに、教職員に対して注意を喚起する。

オ 教職員は、情報システム担当者等の指示に従い OS 等の脆弱性対策措置（アップデート）を定期的に行う。特に、情報システム担当者等は、重要度が高い脆弱性が発見された場合、速やかに対処方法を教職員に指示する。

カ 情報システム管理者等は、緊急事態が発生した際に迅速な対応を可能とするための対応マニュアルを整備し、教職員に周知する。

キ 教職員は、できる限り個人情報等の入力されたファイルには暗号化を施す。

ク 記憶媒体を再利用するまたはリース品として返却する場合は、情報資産を復元することができないよう専用ソフトウェア等で完全に消去する。

ケ 記憶媒体を廃棄する場合、情報資産を復元することができないよう物理的な破壊を行う。

○関係法令

- ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律
- ・個人情報の保護に関する法律
- ・三重県個人情報の保護に関する法律施行条例
- ・三重県電子情報安全対策基準（情報セキュリティポリシー）
- ・各市町の情報セキュリティポリシー

35 個人情報記載文書の誤配付・誤送付

高等学校等就学支援金（授業料相当の交付金）の受給資格認定通知及び支給決定通知が他の生徒に誤配付された。

通知書を受け取った生徒の保護者から、他の生徒の通知書が封入されているとの連絡があり、支給対象者名などの個人情報が漏えいしていることが判明した。

○事故発生からの対応のポイント

状況把握とその対応

- ① 事態を把握した教職員は直ちに管理職に報告する。
- ② その他の生徒の個人情報の漏えいがないかを把握するとともに、教育委員会へ電話で第一報を入れる。
- ③ 誤配付・誤送付された通知書を回収する。
- ④ 誤配付・誤送付により個人情報が漏えいした生徒及び保護者に事実を伝え、謝罪する。
- ⑤ P T A役員等に連絡し事実や対応の説明を行う。
- ⑥ 生徒及び保護者への説明を行う。
- ⑦ 管理職は、教育委員会と協議のうえ、原則として報道機関への資料提供を行う。

生徒、保護者への連絡等

- ① P T A役員等に連絡し、事実や対応の説明を行う。（必要に応じ緊急役員会等で説明する）
- ② 生徒へは、集会等で事実を説明する。
- ③ 保護者へは、説明会や文書等を通して事実を説明する。

事後措置

- ① 生徒の心のケアに努める。
- ② 教育委員会から今後の対応について助言を得る。
- ③ 平成28年8月に教育委員会事務局教育財務課（高等学校等就学支援金の文書発送手続きに関するワーキンググループ）が提示した「文書発送事務フロー」及び「チェックシート」を再確認し、徹底する。
- ④ 個人情報保護に関する校内のルールを再確認し、徹底する。

○個人情報流出防止のポイント

再発防止に向けた取組

高等学校等就学支援金事務にかかる受給資格認定通知の誤配付・誤送付による個人情報の漏えいが発生したので、再発防止に向け、高等学校等就学支援金の文書発送手続きに関する改善方策についてを整理した。

その内容を参考にして、各校の実情に応じてチェック機能の向上に取り組み、適正な事務の執行に努める。

また、インターネットメール等で、個人情報を送信する必要がある場合には、複数の教職員で内容を確認するなど、誤配信の防止を徹底する。

作業時の留意点

1 文書作成時の留意事項

住所、名前、内容等記載事項が誤っていないか複数人で読み合わせ等により確認を行う。
また、同姓同名の生徒がいないか確認する。

2 文書配付・送付時の留意事項

① 複数人によるチェック

文書を封入した教職員とは別の教職員が封筒の内容に間違いがないかを確認（ダブルチェック）する。システム等から抽出したデータを加工して送付用資料を作成する場合は、抽出誤りやデータのずれがないかを確認するため、加工後のデータではなく、元データや教務の住所データ（統一校務支援システム）等と送付文書を突合する。

② 作業環境の整備

封入、封かん作業を実施する際には、できる限り作業スペースを確保し、他の文書が混入しないよう配慮する。作業スペースがなく、自分の机で作業をする場合は、関係のない書類は、机上に置かず、引出等に片付けてから行う。

③ 連続作業の回避

一連の作業中に、他の作業を連続実施することでミスが発生させないように、「連続作業をしない」ことを徹底し、作業毎に区切りをつけることを意識する。

④ 作業時間・確認時間の確保

作業には十分な時間を取ることを意識し、時間に追われる作業は極力避ける。

⑤ 作業中断による誤りの防止

作業を中断して離席する場合は、作業中の書類をそのままにせず、極力、作業の区切りをつける。また、文書の確認漏れを防ぐため、作業を中断するときは、必ずチェック済の印を残す。

作業を中断したまま離席した教職員が、戻った時に迷わないよう、他の教職員は離席中の教職員の机に置かれた資料の上に、別の資料を重ねて置かないよう配慮する。

⑥ 作業前の数量確認

封入、封かん作業を実施する前には、送付部数、封筒数を確認し、封入後に内容物と残数が一致するか確認する。

⑦ 発送記録の整備

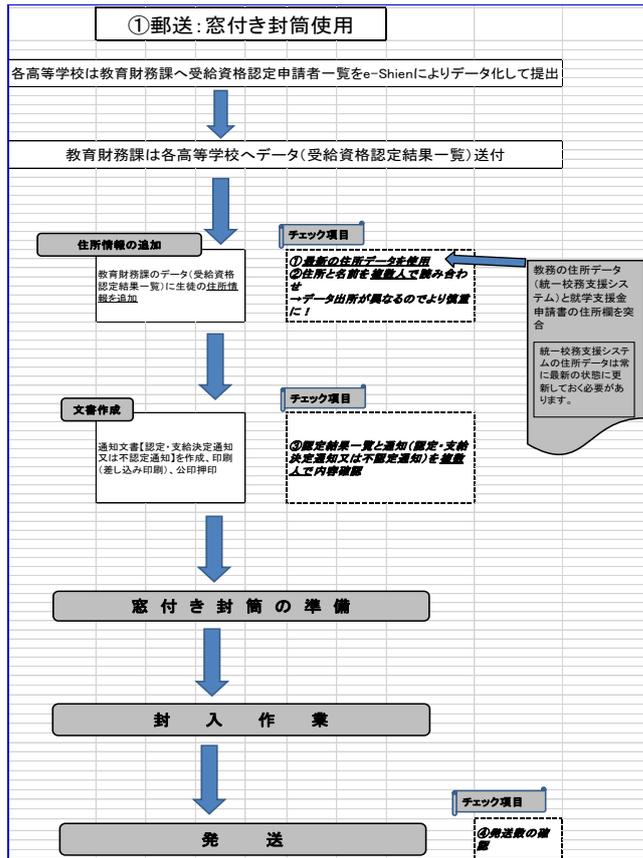
送付内容が後から確認できるよう発送簿等に記録を残す。

○関係法令

- ・個人情報の保護に関する法律
- ・三重県個人情報の保護に関する法律施行条例

○参考資料

- ・三重県個人情報適正管理指針 ・情報適正管理マニュアル
- ★高等学校等就学支援金事務にかかる「文書発送事務フロー」と「チェックシート」

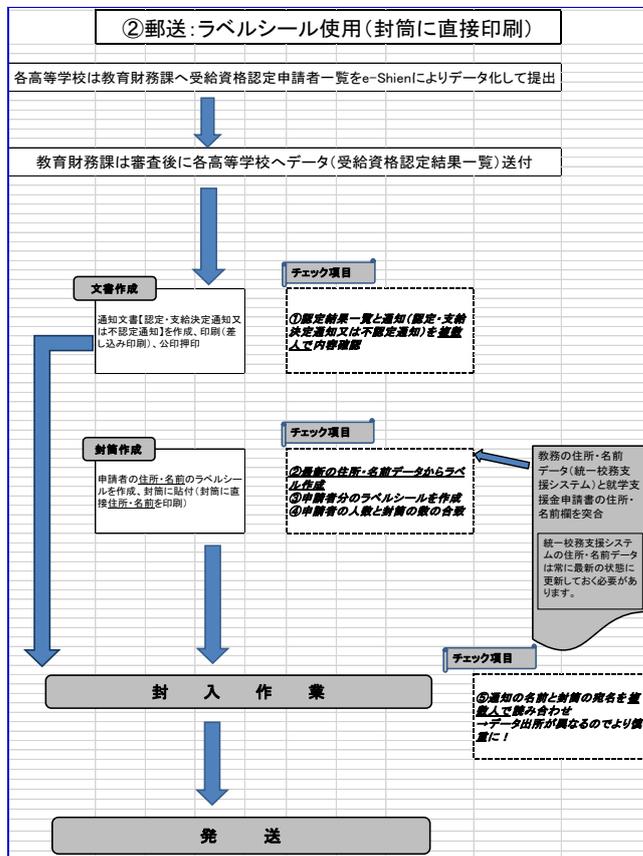


【①郵送:窓付き封筒使用】

高等学校等就学支援金受給資格認定通知の配付に係る事務作業のチェックシート

配付に係る事務作業内容	チェック項目	チェック欄
住所情報の通知 教育財務課のデータ(受給資格認定結果一覧)に生徒の住所情報追加する	①教務の住所データ(H29年度以降は統一校務支援システム)と就学支援金申請書の住所欄を突合したか	
	②差し込み印刷用の住所・名前データ(住所は教務データ、名前は教育財務課データ)と教務の住所・名前データを複数人で読み合わせしたか【データの出所が異なるため、行ズレなどがなければ慎重に! 特に同姓は注意!】	
文書作成 通知文書【認定・支給決定通知又は不認定通知】を作成、印刷(差し込み印刷)、公印押印	③認定結果一覧と通知(認定・支給決定通知又は不認定通知)の内容に相違がないことを複数人で確認したか	
窓付き封筒の準備		
封入作業		
発送	④申請者の人数と封筒の数が合っているか	

※チェック項目のうち、「複数人」と記述のあるものは、主務者が1名入ってください。
※チェック項目は、各高等学校の状況に応じてカスタマイズしてください。

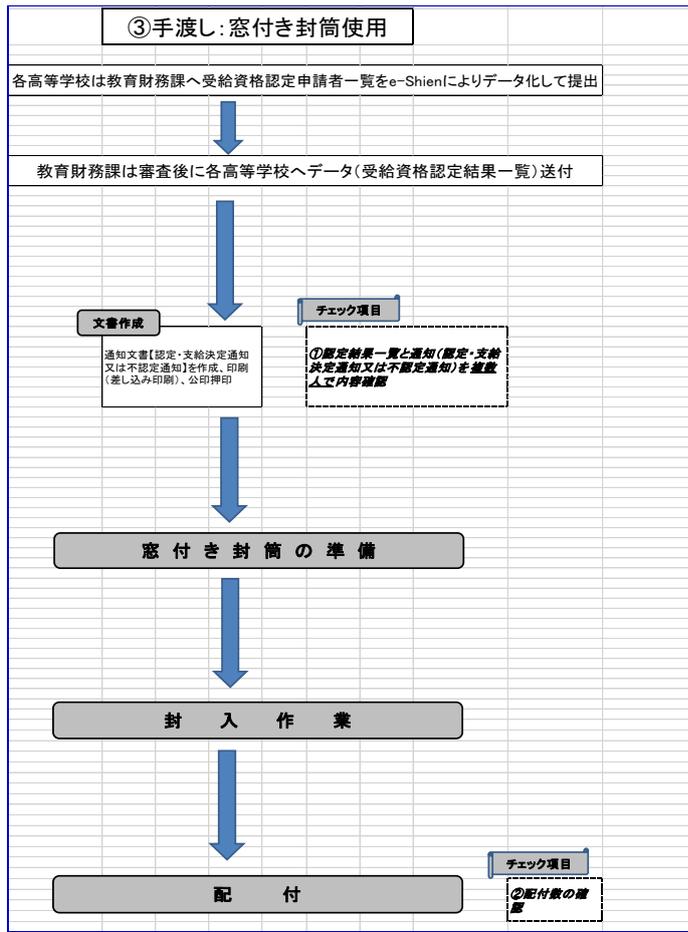


【②郵送:ラベルシール使用(封筒に直接印刷)】

高等学校等就学支援金受給資格認定通知の配付に係る事務作業のチェックシート

配付に係る事務作業内容	チェック項目	チェック欄
文書作成 通知文書【認定・支給決定通知又は不認定通知】を作成、印刷(差し込み印刷)、公印押印	①認定結果一覧と通知(認定・支給決定通知又は不認定通知)の内容に相違がないことを複数人で確認したか	
封筒作成 申請者の住所・名前のラベルシールを作成、封筒に貼付(封筒に直接住所・名前を印刷)	②教務の住所・名前データ(H29年度以降は統一校務支援システム)と就学支援金申請書の住所・名前欄を突合してラベルを作成したか	
	③申請者分のラベルシールを作成したか(未申請者分を作成していないか)	
封入作業	④申請者の人数と封筒の数が合っているか	
	⑤通知の名前と封筒の宛名を複数人で読み合わせしたか【通知は教育財務課のデータ、封筒の宛名は教務のデータと出所が異なるため、より慎重に!】	
発送		
管理職チェック	チェック項目を十分確認して事務作業を行ったか	

※チェック項目のうち、「複数人」と記述のあるものは、主務者が1名入ってください。
※チェック項目は、各高等学校の状況に応じてカスタマイズしてください。

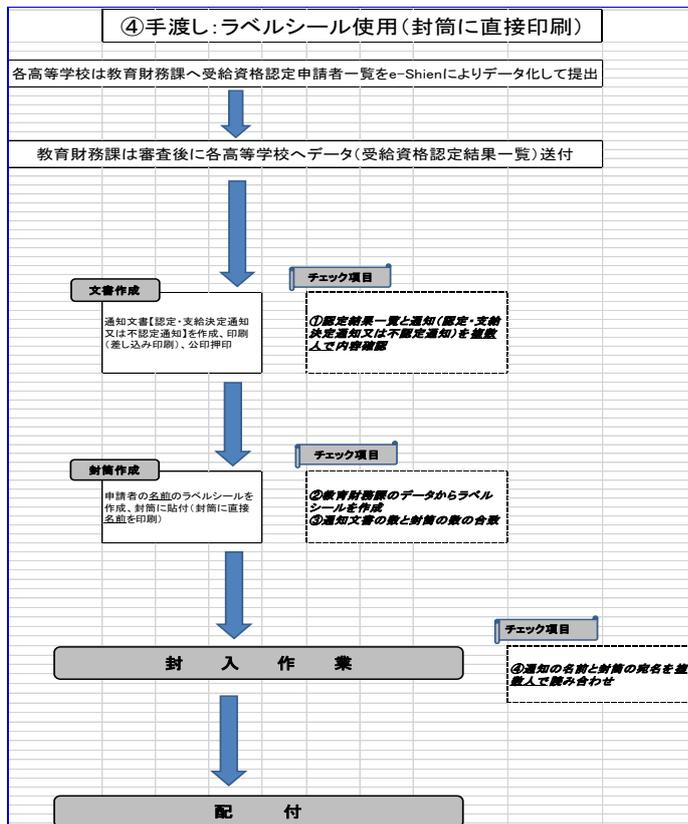


【③手渡し: 窓付き封筒使用】

高等学校等就学支援金受給資格認定通知の配付に係る事務作業のチェックシート

配付に係る事務作業内容	チェック項目	チェック欄
<p style="text-align: center;">文書作成</p> <p style="font-size: 8px;">通知文書【認定・支給決定通知又は不認定通知】を作成、印刷(差し込み印刷)、公印押印</p>	<p>①認定結果一覧と通知(認定・支給決定通知又は不認定通知)の内容に相違がないことを複数人で確認したか</p>	
<p style="text-align: center;">窓付き封筒の準備</p>		
<p style="text-align: center;">封入作業</p>		
<p style="text-align: center;">配付</p>	<p>②配付数の確認</p>	
<p style="text-align: center;">管理職チェック</p>	<p>チェック項目を十分確認して事務作業を行ったか</p>	

※チェック項目のうち、「複数人」と記述のあるものは、主務者が1名入ってください。
 ※チェック項目は、各高等学校の状況に応じてカスタマイズしてください。



【④手渡し: ラベルシール使用(封筒に直接印刷)】

高等学校等就学支援金受給資格認定通知の配付に係る事務作業のチェックシート

配付に係る事務作業内容	チェック項目	チェック欄
<p style="text-align: center;">文書作成</p> <p style="font-size: 8px;">通知文書【認定・支給決定通知又は不認定通知】を作成、印刷(差し込み印刷)、公印押印</p>	<p>①認定結果一覧と通知(認定・支給決定通知又は不認定通知)の内容に相違がないことを複数人で確認したか</p>	
<p style="text-align: center;">封筒作成</p> <p style="font-size: 8px;">申請者の名前のラベルシールを作成、封筒に貼付(封筒に直接名前を印刷)</p>	<p>②教育財務課のデータからラベルシールを作成したか</p> <p>③通知文書の数と封筒の数が合っているか</p>	
<p style="text-align: center;">封入作業</p>	<p>④通知の名前と封筒の宛名を複数人で読み合わせしたか</p>	
<p style="text-align: center;">管理職チェック</p>	<p>チェック項目を十分確認して事務作業を行ったか</p>	

※チェック項目のうち、「複数人」と記述のあるものは、主務者が1名入ってください。
 ※チェック項目は、各高等学校の状況に応じてカスタマイズしてください。

36 相談・苦情への対応

県民の方から次のような内容（苦情）の電話があり、教職員が対応した。

「通学途上のマナーが悪く、ひどい目にあっている。朝、貴校の生徒と思われる数人がいつも、道一杯に広がって自転車で並進し、交通の妨げになっているので、注意したら、逆に私をからかってきた。いったいどういう教育をしているのか。その生徒の名前を今すぐ調べろ。おかげで、今日は、事故を起こしそうになったうえ、仕事に遅れた。今日だけの話ではない、過去にもあった。こんな状態が続くならマスコミにも訴える。校長に電話を代われ！学校は今すぐ謝罪文を書け！」

【毎朝のことらしく、相談者はかなり興奮した様子であった。自転車が車に接触したこともあると話しており、その修理代金についても言及していた。】

○相談案件の対応のポイント

相談・苦情（電話等）を受ける際の留意点

- ① どのような案件であっても、常に誠意をもって対応する。匿名での電話等であってもこちらは所属や名前を名乗る。慌てず、丁寧に落ち着いて対応する。
- ② まずは、相手の話を十分に聴き、「どのようなことを訴えているのか」を把握するとともに相手の気持ちを受け止める。初期対応を誤り、相手の憤りを増幅させない。
- ③ カウンセリングマインドを持って話を聴く。（積極的な傾聴・あいづち・繰り返し・要約・効果的な質問・パラフレーズ（相手の話を自分の言葉で言い換える）等の活用）
- ④ 「たらいまわし」にしない。相手が求める内容に対して、対応できかねる場合は、こちらから電話をかけ直す。
- ⑤ 「校長を出せ」と言われる場合などに備えて、第一次的には教頭、生徒指導担当が対応するなど、対応者をあらかじめ決めておく。受けた担当者が話を聴いた場合でも、1人で判断したり、個人的に対応したりせず組織で対応する。
- ⑥ 相手の名前や連絡先、回答の要・不要や回答方法の確認をする。
- ⑦ 対応の記録を残す。（面談や対応の記録が開示請求や裁判の対象になることもあるので慎重に行う）
- ⑧ 自信がなかったら、回答を保留する。事実確認のために、一旦預かることも必要である。
- ⑨ 曖昧な回答や謝罪をしない。特に、安易な約束、安易な文書による謝罪はしない。
- ⑩ 理不尽な訴えである場合、毅然とした姿勢で対応する。
- ⑪ 直接関係のないことでも、相談機関や問い合わせ先と一緒に考える姿勢で対応する。
- ⑫ 直ちに、管理職への報告を行う。
- ⑬ 必要に応じて、相談者と直接面談して対応する。

【面談して対応する場合の留意点】

- ・必ず複数人（威圧的にならない範囲）で対応する（1人は記録係）。
- ・場合により警察への通報も視野に入れておく。
- ・面談する場所に、投げられる恐れのあるものは置いておかない。
- ・プライバシーにかかわる場合など、別室へ移動することも考慮する。
- ・現場が近ければいっしょに現地へ行くことも有効である。

相談者・生徒への初期対応

- ① 相談者への対応
 - ・まずは、相談や苦情を申し出た相談者の気持ちを受けとめたうえ、取り急ぎ、事実確認を行う旨を伝える。
- ② 生徒への対応
 - ・苦情や相談の中にある生徒の状態を把握し、生徒にとってどうあるべきかを常に考え、対応を始める。
 - ・相談者が訴えている事実があるか否かの確認を行う。その際、事実確認の過程で、決めつけたり、十分な確認を怠ったり、プライバシーの配慮を欠いたりするなどして、新たな問題を生まないように留意する。

関係職員での情報共有と対応の協議

- ① 直ちに事実確認を行い、対応方法を検討するとともに、相談内容を全教職員で情報共有する。
- ② 事実であった場合、謝罪すべき場合は事案を誠実に受けとめ、心を込めて謝罪するとともに、再発防止対策についての説明も行う。
- ③ 修理代金については個々のケースで対応が異なるが、この案件のように、学校に非がない場合は当事者間の問題となり、学校が安易に代金を支払うようなことのないようにする。
- ④ 必要があれば教育委員会に報告し、対応を協議する。また、場合によっては、警察等の関係機関に相談する。

事後措置

- ① 関係生徒への指導を行う。また、保護者への十分な説明を行うとともに、事案によっては、全校集会やHRでの指導等、生徒への再発防止のための指導を徹底して行う。
- ② 相談者による業務妨害・脅迫等犯罪行為や、また、その可能性がある場合には、速やかに警察への連絡を行う。

○危機発生に備えた体制づくり

予防措置

- ① 相談・苦情が事実であった場合、その原因の究明と改善の方策について、学年・分掌等関係職員間で検討しておくとともに、生徒・教職員からの連絡・相談体制を確立しておく。
- ② 調査・確認の結果、相談者の指摘に直接該当する事実がなかった場合でも、同じような事実がないかを調査・確認し、必要に応じて生徒への注意喚起等の対応を行っておく。
- ③ 本案件の背景に、生徒のとった行動だけではなく、苦情や事件を生みやすい原因がないか（道路状況や通学時間帯等）、改善の余地はないかを検討する。また、同様の苦情が繰り返される可能性がないか、1つの苦情を活かして点検に努める。
- ④ 日頃から相談案件の事柄について、未然防止のために必要な措置を講じておくとともに、校内の相談体制の確立を図る。
- ⑤ 相談案件によっては、内容が深刻なものもあるが、相談者が解決への展望が持てるようにできる限りポジティブにとらえ、迅速かつ冷静に対応することが必要であり、日頃から、教職員を対象に研修を行うなどして相談体制の充実を図る。

○関係法令

・道路交通法

○並進の禁止

- ・軽車両は、軽車両が並進することとなる場合においては、他の軽車両と並進してはならない。（第19条）
- ・普通自転車は、道路標識等により並進することができることとされている道路においては、第19条の規定にかかわらず、他の普通自転車と並進することができる。ただし、普通自転車が3台以上並進することとなる場合においては、この限りでない。（第63条の5）
- ・罰金：2万円以下の罰金又は科料（第121条）

37 学校施設の爆破予告

A高等学校で2限目の授業中（10時）、事務室に、男から「昨夜、学校の中に爆弾を仕掛けた。12時に爆発するようにしてある」と電話があった。電話を受けた職員は、爆弾を仕掛けた場所などを聴き取ろうとしたが、相手はそれ以上詳しいことを言わずに電話を切った。

○事件発生からの対応のポイント

状況把握とその対応

- ① 電話を受けた職員は、どこに仕掛けたのか、いつ爆発するのかなどの重要事項や性別、年齢などの相手の特徴を正確に把握するよう努める。
【把握する内容】
 - 爆発物について
 - ・いつ爆発するのか ・どこに爆発物を仕掛けたのか ・爆発物の種類
 - ・仕掛けた理由
 - 相手の特徴
 - ・性別 ・年齢（子ども、青年、中年、高齢者）
 - ・声（高い、普通、低い、だみ声等） ・訛り ・声の背後に聞こえる音
- ② 電話を受けた職員は、直ちに電話の内容を管理職に報告する。
- ③ 管理職は、110番通報し、必要な指示を受ける。また、教育委員会へ速やかに報告する。
- ④ 必要に応じて消防署等にも通報する。
- ⑤ 管理職は、生徒の安全を確保するために、学校内外の安全な場所に生徒を避難させる。
※嫌がらせやいたずらの可能性もあるが、爆発が起こることを想定して行動する。
- ⑥ 管理職は、教職員を招集し、事実を共有するとともに、生徒を安全な場所に避難誘導するよう指示する。
- ⑦ 教職員が分担し、避難経路及びその付近に不審物がないかを確認のうえ、迅速に避難を行う。（避難の際に、担任等は点呼のために名簿を携行する。）
- ⑧ 教職員は、避難後、点呼を行うとともに、校舎内に生徒が残っていないかどうか確認する。
- ⑨ 教職員は、避難している生徒の気持ちを落ち着かせるとともに、冷静に行動するよう指導する。
- ⑩ 管理職は校内の情報を収集し、事実と対応の経過を記録する。
- ⑪ 管理職は、適宜、経過を教育委員会へ報告する。
- ⑫ 管理職は、校地内に、来客や業者等が立ち入らないように、教職員を校門等に配置するなどの措置を行う。

警察による捜索と対応

- ① 警察が到着したら、その指示に従い、捜索等に協力する。
 - 校内の捜索への協力
 - ・生徒の安全確保を図るとともに、保護者への引き渡し等、下校方法について決定する。
 - ・校舎配置図などを用意しておく。
 - ・校内を案内する者を決定しておく。
 - 事情聴取
 - ・管理職及び電話を受けた教職員に対する事情聴取
 - ・校内の不審物の存在情報の提供
- ② 捜索後の対応
 - 爆発物が発見された場合
 - ・管理職は、警察の指示に従い、教職員の安全確保に万全の体制をとる。
 - ・警察の指示に従い、消防署等の関係機関に連絡する。
 - ・管理職は、教育委員会に報告する。

授業再開に向けた検討

- ・爆発物に対する警察の見解をもとに、授業の再開日を決定する。
- ・授業の再開にあたり、生徒に事実等を説明する。
- ・必要に応じて保護者宛の説明文書を準備し、配付する。

爆発が発生した際の対応

- ① 避難完了前に爆発した場合
 - ・管理職は、119番通報をするとともに、教育委員会へ第一報を入れる。
 - ・教職員は、生徒をグラウンドや校外等の安全な場所に避難させ、点呼を行う。
 - ・養護教諭等は、負傷者の応急手当を行う。
 - ・死傷者のリストを作成し、安否を確認する。（不明者はいないかも確認する）
 - ・教職員は負傷者の搬送先の病院を確認し、管理職へ報告するとともに、保護者へ連絡する。
 - ・校舎等の被害状況を確認する。
 - ・必要に応じて保護者宛の説明文書を準備し、配付する。
 - ・教職員は、生徒を安全に下校させる。
- ② 避難完了後に爆発した場合
 - ・管理職は、119番通報をするとともに、教育委員会へ第一報を入れる。
 - ・教職員は、改めて点呼を行うとともに、負傷者がいないことを確認する。
 - ・校舎等の被害状況を確認する。
 - ・必要に応じて保護者宛の説明文書を準備し、配付する。
 - ・教職員は、生徒を安全に下校させる。

事態が終息した後の対応

- ① 警察や消防の現場検証に協力する。
- ② 負傷した生徒やショックを受けている生徒に対する心のケアを行う。
- ③ 学校再開に向けて、教育委員会と連携し、保護者への説明、施設の復旧、備品の確保、教職員の確保等必要な事柄を速やかに行う。
- ④ 事故の経緯を簡潔かつ正確に記録するとともに、管理職は情報を整理して教育委員会へ事故報告を行う。

報道への対応

- ① 報道機関への情報提供は、教育委員会、警察と連携して実施する。また、個別の取材について、何をどこまで説明してよいのか決定しておく。なお、対応の窓口は管理職に一本化する。

○危機発生に備えた体制づくり

事故発生に備えた学校の体制の確立

- ① 年度当初に事件発生時の教職員の役割分担を定め、全教職員が理解しておくとともに、職員室や保健室、事務室等の見やすい場所に掲示しておく。
- ② 緊急な場合に連絡する警察署、消防署、医療機関、関係機関の所在地及び電話番号など、職員室・保健室・事務室等の見やすい場所に掲示しておく。
- ③ さまざまな想定に基づいた避難訓練などを通して、生徒の緊急避難が速やかかつ確実に行われるようにしておく。
- ④ 教職員退出時における校舎の施錠を確実にを行うとともに、日中においては、不審者の侵入を防止するために、監視を強化する。

38 学校周辺におけるテロの発生

午前10時に、A市において国籍不明のテログループが爆破テロを行ったことにより、多数の死傷者が発生した。

三重県では、関係市ほか、関係機関と連携しながら対応していたが、国からの緊急処理事態の認定を受け、警報の通知、避難の指示などをはじめとしたテロ対処の初動体制を実施した。

A市立B小学校及びC中学校へは、午前10時30分に警報の伝達があり、その後避難の指示があった。

○事態発生からの対応のポイント

初期対応

- ① 管理職は、警報の内容を早急に教職員に伝えるとともに、事態の推移によっては、保護者への緊急連絡、児童生徒の緊急避難等の措置を行う可能性があることを説明する。
- ② 教職員は、保護者への緊急連絡、緊急避難等の措置に備える。
- ③ 管理職は、教育委員会等からの緊急連絡をいつでも受けることができるようにするとともに、テレビ、ラジオ、インターネット等で情報収集を行う。
- ④ 避難の指示が出たら、保護者への緊急連絡を始めるとともに、児童生徒に校内放送、集会等で速やかに事実を説明し、避難の準備を開始する。
- ⑤ 動揺している児童生徒に留意し、安心させる。

避難するとき

- ① 比較的時間に余裕がある場合
 - ・ 担任は保護者に連絡し、引き渡しを行う。
 - ・ 保護者の事情で引き渡し不可能的な児童生徒や保護者に連絡が取れない生徒は、学校単位等の集団で避難を行う。
 - ・ 避難は、市町の対策本部から指定された場所へ、指定された方法で行う。
例 「X市〇〇地区の住民は、Y市△△地区を避難先として、〇日〇時を目途に徒歩で避難を開始してください。」
例 「Z市〇〇地区の住民は、Z市〇〇学校へ集合し、待ち受けているバスに乗り、S県T市へ避難して下さい。」
- ② 時間に余裕がない場合（突発的な攻撃の場合）
 - ア 武力攻撃、テロが発生した地域で直ちに取るべき行動
 - 屋内にいる場合
 - ・ ドア、窓を閉めるとともに、ドア、窓から離れる。
 - ・ ガス、水道、換気扇を止める
 - 屋外にいる場合
 - ・ 近くの頑丈な建物に避難する
 - ・ バス等で移動中の場合は、付近の商業施設など、児童生徒が安全に降車できる場所に駐車し、近くの頑丈な建物に避難する など
 - イ 避難の指示に基づく移動
 - ・ 避難は、市町の対策本部から指定された方法で行う。
例 「全住民は、速やかに付近の屋内へ避難するものとする。」
例 「外出先の者は、付近の屋内に避難するが、余裕がない場合は、何らかの遮蔽物の物陰に留まるものとする。」

行政機関等への報告

- ① 管理職は、継続して教育委員会と連絡を取る。
- ② 必要に応じて、市町の対策本部へ救助要請等を行う。

避難後の措置

- ① 動揺している児童生徒に留意し、安心させる。
- ② 避難所の責任者に、避難した児童生徒及び教職員の人数を報告するとともに、児童生徒の食事や睡眠場所の確保が円滑に行われるよう努める。

- ③ 児童生徒の安全確認後、速やかに保護者と連絡を取る。可能な場合は、引き渡しを行う。
- ④ 市町等の担当職員による安否情報の収集に協力する。
- ⑤ 教育委員会へ児童生徒の避難状況について連絡する。

○危機発生に備えた体制づくり

安全指導（教育）

- ① 教職員の危機管理能力を向上するための校内研修等を実施する。
- ② 災害を想定した避難訓練等とあわせて、さまざまな状況を想定した訓練を計画的に実施する。

○関係法令等

- ・武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）
- ・三重県国民保護計画
- ・各市町の国民保護計画

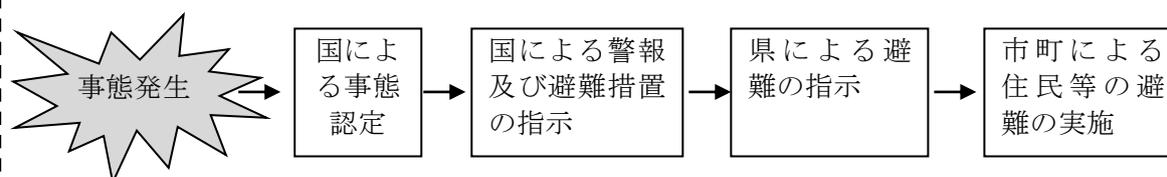
【国民保護法について】

国民保護法（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律）は、武力攻撃事態等における国、地方公共団体等の責務、国民の協力その他の必要な事項を定めることにより、国全体として万全な体制を整備し、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施することを目的としています。

【武力攻撃事態と緊急対処事態】

- 1 武力攻撃事態
 - ・着上陸侵攻
 - ・ゲリラ及び特殊部隊による攻撃
 - ・弾道ミサイルによる攻撃
 - ・航空攻撃
- 2 緊急対処事態
 - ・危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
 - ・多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
 - ・多数の人が集合する施設及び大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
 - ・破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

【武力攻撃事態等が発生した際の避難実施までの流れ】



※事態が発生した場合、国、県、市町の指示により避難を行います。

39 弾道ミサイル発射に係る対応

○月×日金曜日午前6時、Jアラート（全国瞬時警報システム）が発動し、防災行政無線やメールで緊急情報が伝達された。内容は、「ミサイル発射。ミサイル発射。●●からミサイルが発射されたものとみられます。建物の中、又は地下に避難してください。」であった。

Jアラート（全国瞬時警報システム）とは
弾道ミサイル情報、津波警報、緊急地震速報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を国（内閣官房・気象庁から消防庁を経由）から送信し、市町村防災行政無線（同報系）等を自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステム

○緊急情報が発信された際の対応のポイント

☆どのような場合でもまず避難行動をとる。行動の基本「姿勢を低くし、頭部を守る」

避難行動

【屋外にいる場合】

- ・近くの建物（可能であれば頑丈な建物）の中や地下に避難し、床に伏せて頭部を守る。
- ・近くに避難できる建物がない場合は物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。

【屋内にいる場合】

- ・できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動し、床に伏せて頭部を守る。

㊦ 日本の上空を通過、日本の領域外の海域に落下した場合

- ・屋内避難は解除となるため、日常生活に戻ってもよい。
- ・不審な物を発見した場合には、決して近寄らず、直ちに警察、消防や海上保安庁に連絡する。また、教育委員会へ速やかに報告する。

㊧ 日本に落下する可能性がある場合

《直ちに避難の呼び掛け》

（例）「直ちに避難。直ちに避難。直ちに建物の中、又は地下に避難してください。ミサイルが、●時●分頃、●●県周辺に落下するものとみられます。直ちに避難してください。」

- ・上記の避難行動をとる。

《落下場所等についての情報》

（例）ミサイル落下。ミサイル落下。ミサイルが、●時●分頃、●●県●●市周辺に落下したものとみられます。続報を伝達しますので、引き続き屋内に避難してください。

- ・追加情報があるまで引き続き屋内避難を継続し、テレビ、ラジオ、インターネット等を通じて情報収集をする。
- ・行政からの指示があれば、それに従って行動する。

近くにミサイルが着弾した場合

- ・屋外にいる場合は、口と鼻をハンカチで覆いながら、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内の部屋又は風上に避難する。
- ・屋内にいる場合は、換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。

〇さまざまな場面における避難行動等のポイント

※緊急情報が発信され、避難行動をとった後、㉗の場合は日常生活に戻る。主に㉖の場合の対応例を以下に示す。なお、公立小中学校は、市町で定められた対応をとる。

登校前に緊急情報が発信された場合

- ① 管理職（校長、教頭等）は、避難行動をとった後、テレビ、ラジオ、インターネット等を通じ、ミサイルの着弾状況や公共交通機関の運行状況などを確認し、通常授業、自宅待機、始業繰下げ、休校等の対応を協議する。
- ② 管理職は、対応を決定したら、あらかじめ決められている方法（一斉メールや電話等）により、速やかに教職員や保護者等に連絡する。
 - ・登校時間の変更や臨時休業などの学校からの情報伝達の方法や安否確認の方法について決めておき、周知しておく。
 - ・交通機関の運行状況等、地域によっての状況を加味しながら、保護者等への連絡方法や連絡のタイミングなどについて事前に検討しておく。
- ③ 管理職は、自宅待機や始業繰下げ、休校等の対応をとった場合は教育委員会に報告する。
- ④ 教職員は、避難行動をとった後、テレビ、ラジオ、インターネット等からの情報収集を行う。その後の対応は管理職の指示に従う。
- ⑤ 児童生徒は、避難行動をとった後、自宅待機し、学校からの連絡を待つ。
 - ・通常授業、始業繰下げの場合は、安全に留意し登校する。
 - ・臨時休業の場合は、外出せずに自宅待機を継続する。
- ⑥ 教職員は、緊急情報が発信された際の避難行動やその後の対応等について、児童生徒に事前指導しておくとともに、保護者にも周知しておく。

登校中に緊急情報が発信された場合

- ① 教職員は、児童生徒が自らの判断で冷静に行動できるよう事前に下記の事項を指導しておく。
 - ・緊急情報が発信されたら、直ちに避難行動をとり、安全を確保する。
 - ・屋外スピーカー、携帯電話、周囲の人等から情報を入手する。
 - ・公共交通機関利用の場合は、車内に流れる情報や乗務員の指示を聞き、指示に従う。
 - ・㉗の場合は、通常の登校を再開する。㉖の場合は避難行動を続ける、周囲の人の指示を聞くなどの対応をとる。
- ② 出勤した教職員は、児童生徒の安否確認にあたる。
 - ・登校した児童生徒の安全を確認するとともに、通学路の状況を聴き取る。
 - ・手分けして、登校していない児童生徒の安否確認を行う。
（安否確認の方法については、事前に検討しておく。）
- ③ 管理職は、安否確認の情報を教育委員会に報告する。（㉖の場合のみ）

【スクールバス等における留意点】

- ・ガソリンなどに引火する危険があるため、車を止めて近くの建物や地下等に避難する、周囲に避難できる場所がない場合は車から離れて地面に伏せ、頭部を守る行動をとる。
- ・児童生徒等の状況によって、車外に出ることが危険と判断される場合は、車内で姿勢を低くして頭部を守る。
- ・スクールバス乗車中の対応について事前に協議し、運行业者や添乗員等と共通理解を図っておく。

児童生徒が在校中に緊急情報が発信された場合

- ① 管理職は、校内放送、ハンドマイク等で全校に避難行動をとるよう指示する。

【校舎内にいる場合】

- ・窓からなるべく離れて床に伏せて頭部を守る。
- ・机の下に入って頭部を守る。

【校庭などにいる場合】

- ・校舎等の建物の中に避難し、窓からなるべく離れ、床に伏せて頭部を守る。
- ・近くに建物がない場合は、物陰に身を隠すか、その場で地面に伏せて頭部を守る。

※㉗の場合は通常の学校生活を再開する。㉘の場合は、以下の対応をとる。

- ② 学校近隣の方や付近を通行している方が避難してきた場合は、可能な範囲で校舎等に誘導する。（緊急一時避難施設に指定されている場合）
- ③ 管理職は、緊急情報の内容を早急に教職員に伝えるとともに、事態の推移によっては、保護者への緊急連絡、児童生徒の緊急避難等の措置を行う可能性があることを説明する。
- ④ 教職員は、保護者への緊急連絡、緊急避難等の措置に備える。
- ⑤ 管理職は、教育委員会等からの緊急連絡をいつでも受けることができるようにするとともに、テレビ、ラジオ、インターネット等で情報収集を行う。
- ⑥ 教職員は、児童生徒の安全を確認し（欠席者含む）、管理職に報告する。
- ⑦ 管理職は、安否確認の情報を集計し、教育委員会に連絡する。
- ⑧ 管理職は、通常授業の継続、下校措置、保護者への引き渡しなどの対応を判断する。
- ⑨ 下校時刻を変更する場合は、あらかじめ決められた方法で速やかに保護者に連絡する。
- ⑩ 下校措置等の対応をとった場合は、教育委員会に報告する。
- ⑪ 教職員は、動揺している児童生徒に留意し、安心させる。

下校中に緊急情報が発信された場合

- ① 教職員は、児童生徒が自らの判断で冷静に行動できるよう事前に下記の事項を指導しておく。
 - ・緊急情報が発信されたら、直ちに避難行動をとり、安全を確保する。
 - ・屋外スピーカー、携帯電話、周囲の人等から情報を入手する。
 - ・公共交通機関利用の場合は、車内に流れる情報や乗務員の指示を聞き、指示に従う。
 - ・㉗の場合は、通常の下校を再開する。㉘の場合は避難行動を続ける、周囲の人の指示を聞くなどの対応をとる。
- ② 教職員は手分けして、児童生徒の安否確認にあたる。
（安否確認の方法については、事前に検討しておく。）
- ③ 管理職は、安否確認の情報を教育委員会に報告する。（㉘の場合のみ）

校外活動中に緊急情報が発信された場合

- ① すぐに避難できるところに頑丈な建物や地下があれば、直ちにそちらに避難する。
- ② 活動場所での情報伝達方法や危機事案が発生した場合の避難について事前に確認しておく。
- ③ 引率者は携帯電話等の情報ツールを携行するなど情報収集の手段を確保しておく。
- ④ 事案が発生した場合の避難を念頭においた下見を行う。
- ⑤ 自由行動を取り入れる場合は、事案発生時の避難行動や連絡手段について事前に指導しておく。

※㉗の場合は校外活動を再開する。㉘の場合は、以下の対応をとる。

- ⑥ 教職員は、児童生徒の安全確認を行い、学校に連絡する。
- ⑦ 管理職は、安全確認の情報を教育委員会に報告する。
- ⑧ 管理職は、校外活動の継続、短縮、保護者への引き渡しなどの対応を判断する。
- ⑨ 予定変更を保護者に連絡する必要がある場合は、あらかじめ決められた方法で速やかに連絡する。
- ⑩ 下校措置等の対応をとった場合は、教育委員会に報告する。
- ⑪ 教職員は、動揺している児童生徒に留意し、安心させる。

○危機発生に備えた体制づくり

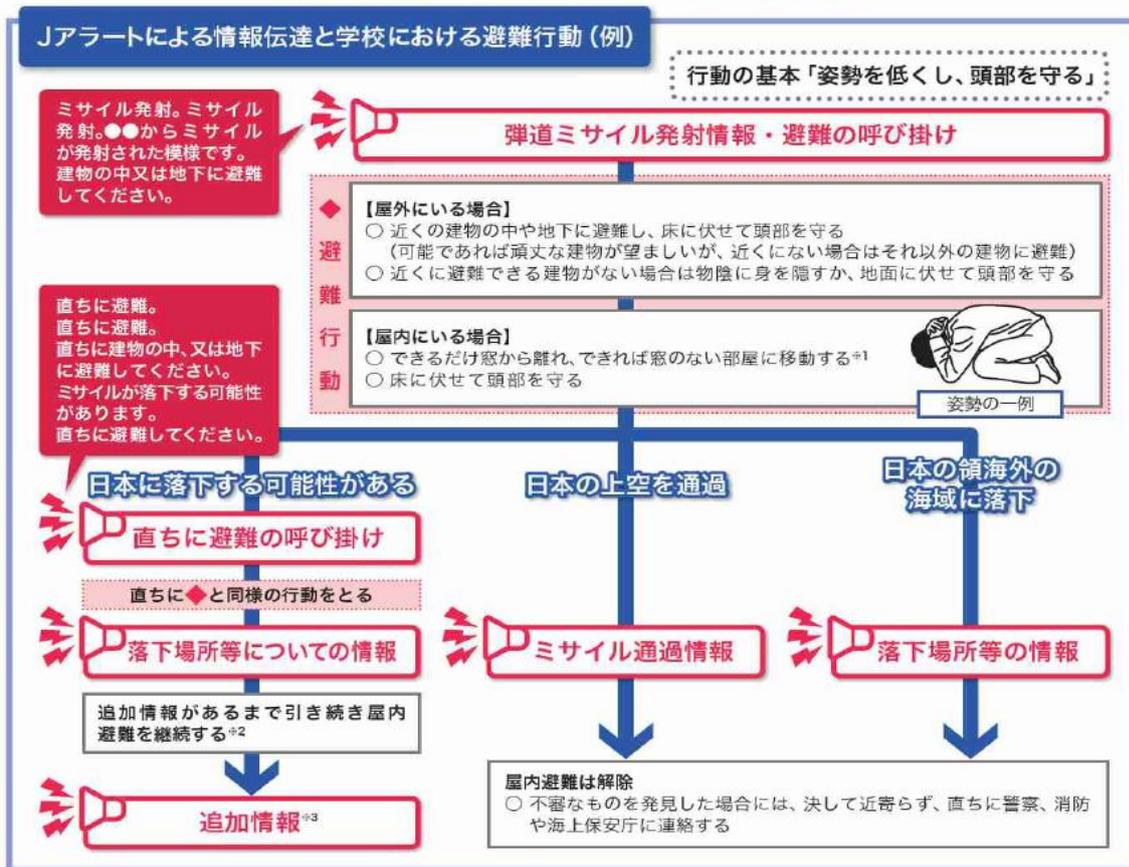
- ① Jアラート等を通じて緊急情報が発信された際の児童生徒等の避難誘導等の安全確保の

- 方策について、全教職員の役割分担を明確にし、共通理解を図っておく。
- ② 児童生徒等の発達段階に応じて、Jアラートによる情報伝達や避難訓練の趣旨を正しく理解させるなど、実態に応じた安全指導を行う。
 - ③ 保護者、児童生徒等を必要以上に不安にさせることがないよう十分配慮する。
 - ④ 当該自治体の国民保護計画を参考にしながら、校内だけでなく校外での授業も含め、さまざまな状況を具体的に想定しつつ、地域の実情に応じた具体的な対応方策について検討する。
 - ⑤ 各学校の実情（学校の立地する環境、学校規模、児童生徒等の年齢や通学の状況等）に応じて想定される危険を明確にし、危険等発生時の対処方法を検討し、各校の危機管理マニュアルに反映する。
 - ⑥ 当該自治体の危機管理部局等が実施する避難訓練に参加するなど、家庭、地域と連携した取組を進め、児童生徒等の安全を確保する体制を整備する。
 - ⑦ 作成した危機管理マニュアルは、訓練等を基に検証し、実際に機能するかどうか、定期的に見直し、改善を行う。

<参考>

Jアラートによる情報伝達と学校における基本的な避難行動の流れ

～「学校の危機管理マニュアル作成の手引」（文部科学省）P42より～



○関係法令等

- ・武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）
- ・三重県国民保護計画
- ・各市町の国民保護計画

○参考資料

- ・「学校の危機管理マニュアル作成の手引」（平成30年2月 文部科学省）
- ・内閣官房 国民保護ポータルサイト <http://www.kokuminhogo.go.jp/>
- ・総務省消防庁 <https://www.fdma.go.jp/about/organization/post-15.html>

40 学校が主催するイベント等における危機管理

単独または複数の学校や、学校の教育活動に関わる団体等が主催して、行事やイベント等を開催する場合、さまざまな危機が想定される。

以下に、想定される危機への主な対応の要点を示す。

行事やイベント等における危機管理の要点

- ① 危機発生を前提とした組織及び連絡体制を構築する。
 - ・組織 イベント責任者、イベント本部、危機対策会議、危機管理担当者、救護所等
 - ・連絡体制 イベントの実施組織内の連絡体制、引率者及び学校との連絡体制
警察署・消防署・保健所等の関係機関、施設管理者、公共交通機関との連絡体制
- ② リスク（実施するイベント等で発生する可能性のある危機）をあらかじめ把握し、未然防止策を検討及び実施する。また、危機発生時の対応マニュアルを作成し、関係者に周知徹底しておく。

分類	番号	小分類	想定される危機
災害	1	自然災害	天候の悪化、大雨・洪水、強風、地震・津波、雷、大雪の発生など
	2	火災	会場施設・設備からの出火、近隣からの延焼など
事故	3	施設利用時の事故	落下、転落、施設・設備の倒壊、停電など
	4	交通事故	駐車場での人身事故、物損事故の発生など
犯罪	5	殺傷、誘拐、盗撮	殺傷、誘拐、盗撮など
	6	窃盗、盗難、器物損壊	窃盗、盗難、器物損壊など
	7	妨害行為	大声を出す、舞台に無断で上がるなど
	8	犯行予告	爆破予告、殺傷予告など
健康	9	参加者等の傷病	参加者等のけが・急病など
	10	感染症の疑い	新型インフルエンザ、SARSなど
	11	集団食中毒の疑い	嘔吐、腹痛など
問題行動	12	問題行動	けんか、喫煙、飲酒など
苦情	13	住民からの苦情	音、渋滞など
その他	14	忘れ物、落し物	忘れ物、落し物など

事案別危機発生時の主な対応

1 自然災害（天候の悪化、大雨・洪水、強風、地震・津波、雷、大雪の発生など）

〈例〉 地震が発生し、落下物により多数のけが人が出た。

- ① イベント責任者は、イベントの一時中断を指示する。
- ② 危機管理担当者は、施設管理者と連携し、余震に十分に注意しながら安全な場所へ避難誘導を指示する。会場内に参加者等が残っていないか確認する。その際、けが人の有無も確認する。
- ③ 救護所等でけが人の応急手当を講じる。重傷の場合、危機管理担当者は救急車を要請する。
- ④ イベント本部は、危機対策会議を開催し、イベントの再開または中止を決定する。
- ⑤ 再開または中止が決定された場合、危機管理担当者は参加者に速やかに連絡する。
- ⑥ イベント本部は、必要に応じて、事実及び対応について関係者、参加者、報道機関等に情報提供する。
- ⑦ 台風接近により天候悪化の可能性が予想される場合は、イベントの中止を検討する。

2 火災（会場施設・設備からの出火、近隣からの延焼など）

＜例＞ 非常ベルが鳴り、舞台裏から出火した。

- ① イベント責任者は、イベントの一時中断を指示する。
- ② 危機管理担当者は、施設管理者と連携し、安全な場所への避難誘導を指示し、会場内に参加者等が残っていないか確認する。その際、けが人の有無も確認する。
- ③ 救護所等でけが人の応急手当を講じる。重傷の場合、危機管理担当者は救急車を要請する。
- ④ 危機管理担当者及びスタッフは、出火場所を確認し、初期消火にあたるとともに、施設管理者と消防署へ通報する。
- ⑤ イベント本部は、危機対策会議を開催し、イベントの再開または中止を決定する。
- ⑥ 再開または中止が決定された場合、危機管理担当者は参加者に速やかに連絡する。
- ⑦ イベント本部は必要に応じて、事実及び対応について関係者、参加者、報道機関等に情報提供する。

3 施設利用時の事故（落下、転落、施設・設備の倒壊、停電など）

＜例＞ 参加者が、演技中に舞台から転落し、骨折するなど重傷を負った。

- ① 対応者は、けが人に応急手当（添え木での固定など）を講じる。
- ② 対応者は、救護所及び危機管理担当者に連絡を入れ、可能であれば、けが人を救護所へ移送する。
- ③ 危機管理担当者は、けが人の状態が重症と判断される場合、救急車を要請する。
- ④ 危機管理担当者は、イベント本部へ状況を連絡する。また、状況によっては、施設管理者、警察に連絡する。
- ⑤ イベント責任者は、イベントの一時中断を指示する。
- ⑥ 危機管理担当者は、けが人の在籍する学校や団体の引率教員（者）との連絡調整を行う。
- ⑦ イベント本部は、危機対策会議を開催し、イベントの再開または中止を決定する。
- ⑧ 再開または中止が決定された場合、危機管理担当者は参加者に速やかに連絡する。
- ⑨ イベント本部は必要に応じて、事実及び対応について関係者、参加者、報道機関等に情報提供する。

4 交通事故（駐車場での人身事故、物損事故の発生など）

＜例＞ 駐車場で誘導をしていたら、人身事故が発生した。

- ① 対応者は、けが人の状態を迅速に把握するとともに、救急車を要請する。
- ② 対応者は、警察署への通報の有無を確認し、必要に応じて当事者に事故車両の移動を求めるとともに、危機管理担当者に事故の状況を連絡する。
- ③ 被害者が児童生徒の場合、引率者または学校へ連絡する。
- ④ 危機管理担当者は、二次被害や渋滞防止のための誘導を行い、安全確保に努める。
- ⑤ 警察官の到着後は、現場検証に協力する。
- ⑥ 危機管理担当者は、イベント本部へ事故の状況を報告する。

5 殺傷、誘拐、盗撮

〈例〉 会場内で、ナイフのようなものを持った不審者を見つけた。

- ① 不審者を発見した者（対応者）は、危機管理担当者に連絡する。
- ② 危機管理担当者は、不審者の監視を強化し、イベント本部及び施設管理者へ状況を報告するとともに、必要に応じて警察署へ通報する。
- ③ 警察官の到着後は、その指示に従い、参加者等の安全の確保を図る。
- ④ 不審者の行動状況によっては、イベントを一時中断する。
- ⑤ イベント本部は、危機対策会議を開催しイベントの再開または中止を決定する。
- ⑥ 再開または中止が決定された場合、危機管理担当者は参加者に速やかに連絡する。
- ⑦ イベント本部は必要に応じて、事実及び対応について関係者、参加者、報道機関等に情報提供する。

6 窃盗・盗難、器物損壊

〈例〉 会場内で窃盗・盗難事件が発生した。主催者が準備した展示物が壊されていた。

【窃盗・盗難】

- ① 危機管理担当者は、被害者から被害状況等を具体的に聴き取る。
- ② 危機管理担当者は、聴き取った物品等について、落とし物、忘れ物として届けられていないかを確認する。
- ③ 会場内を巡回し、該当物がないかどうかを確認する。
- ④ 会場内で該当物がなかった場合は、被害者に対し所轄の警察署へ届け出るよう勧める。
- ⑤ 危機管理担当者は、イベント本部へ状況を報告する。

【器物損壊】

- ① 危機管理担当者は、破壊が行われた現場の保存に努め、施設管理者に連絡する。
- ② 危機管理担当者は、警察署に通報し、現場検証に協力する。
- ③ 危機管理担当者は、イベント本部へ状況を報告する。
- ④ イベント責任者は、所轄の警察署へ被害届を出す。

7 妨害行為（大声を出す、舞台に無断で上がるなど迷惑行為）

〈例〉 何者かが会場で大声を出して騒いでいる。

- ① 発見者（対応者）は、危機管理担当者に連絡するとともに、直ちに妨害行為を止めるよう説得する。
- ② 妨害行為を止めない場合、イベント責任者は、イベントの中断を指示し、周囲の参加者や観覧者等の安全を確保する。
- ③ 危機管理担当者は、イベント本部及び施設管理者に状況を報告するとともに、必要に応じて警察署へ連絡する。
- ④ 警察官の到着後は、その指示に従う。
- ⑤ イベント本部は情報を収集したうえで、危機対策会議を開催し、イベントの再開または中止を決定する。
- ⑥ 再開または中止が決定された場合、危機管理担当者は参加者に速やかに連絡する。
- ⑦ イベント本部は必要に応じて、事実及び対応について関係者、参加者、報道機関等に情報提供する。

8 犯行予告（爆破予告、殺傷予告など）

＜例＞ 開催会場に爆発物を仕掛けたとの電話があった。

- ① 施設管理者から連絡を受けた危機管理担当者は、警察署への通報の有無及び警察署の指示を確認する。
- ② イベント責任者は大会を中断し、危機管理担当者は施設管理者と連携し、会場内の参加者、観覧者、スタッフ等を会場外へ避難させる。
- ③ 危機管理担当者は、会場内に参加者等が残っていないか確認する。
- ④ 危機管理担当者は、イベント本部に避難状況等を報告する。
- ⑤ イベント本部は、現場の状況を把握するとともに、関係機関等との連絡調整を行う。

【安全が確認された場合】

- ① イベント本部は危機対策会議を開催し、大会の再開または中止を決定する。
- ② 危機管理担当者は、イベントの再開または中止の決定に参加者に速やかに連絡する。
- ③ イベント本部は、必要に応じて、事実及び対応について、関係者、参加者、マスコミ報道機関等に情報提供する。

【安全が確認されなかった場合】

- ① 危機対策会議を開催し、大会の中止を決定する。
- ② 危機管理担当者は、イベントの中止の決定に参加者に速やかに連絡する。
- ③ イベント本部は必要に応じて、事実及び対応について関係者、参加者、報道機関等に情報提供する。

9 参加者等の傷病（参加者等のけが・急病など）

＜例＞ 参加者が演奏中に気分が悪くなり、その場にうずくまってしまった。

- ① 発見者（対応者）は、意識の有無、顔色、呼吸、脈拍等をすばやく観察し、当該参加者の状態を迅速に把握する。
- ② 発見者（対応者）は救護所に連絡し、可能であれば、当該参加者を救護所へ移送する。
- ③ 救護所等で適切な応急手当を講じる。
- ④ 危機管理担当者は、当該参加者の状態が重症と判断される場合、救急車を要請する。ただし、急を要する場合は、救護所の養護教諭等、発見者（対応者）の判断で救急車を要請する。この場合、要請したことを危機管理担当者に速やかに連絡する。
- ⑤ 危機管理担当者は、当該参加者の在籍学校や団体の引率教員（者）と連絡調整を行う。
- ⑥ 危機管理担当者は、イベント本部へ状況を報告する。

10 感染症の疑い（新型インフルエンザ、SARS など）

＜例＞ 参加生徒が、発熱等かぜの症状を訴えている。（新型インフルエンザ等国内発生期）

- ① 必ず体温を測り、呼吸器症状（咳、鼻水等）、全身倦怠感等を有するかなどを確認する。
- ② 医療相談窓口（保健所）に症状等を伝え、医療機関の受診及び対応を相談する。
- ③ 必要な場合は、当該生徒の隔離、二次感染防止のための措置（マスク着用、手洗い、消毒など）を行う。
- ④ 危機管理担当者は、イベント本部へ状況を報告する。
- ⑤ 危機管理担当者は、当該生徒の在籍学校や団体の引率教員（者）と連絡調整を行う。
- ⑥ イベント本部は、危機対策会議を開催し、当該生徒が新型インフルエンザ等と診断された場合、新型インフルエンザ等対策本部からの指示があった場合等、必要に応じて大会の中止の決定を行うとともに、以後の対応について協力する。
- ⑦ 中止の決定が出た場合、危機管理担当者は参加者に速やかに連絡する。
- ⑧ イベント本部は必要に応じて、事実及び対応について関係者、参加者、報道機関等に情報提供する。

11 集団食中毒の疑い（嘔吐、腹痛など）

＜例＞ 昼食後、複数の生徒が嘔吐、腹痛を訴えた。

- ① 生徒を医療機関へ搬送する際、状態が重症と判断される場合は救急車を要請する。
- ② 他に、同様の症状を訴える者がいるか確認する。
- ③ 必要に応じて、該当地区の保健所等に連絡し指示をうける。
- ④ 危機管理担当者は、イベント本部へ状況を報告する。
- ⑤ 危機管理担当者は、患者の在籍する学校や団体の引率教員（者）との連絡調整を行う。
- ⑥ 症状を訴える者に共通する飲食物が、イベントの頒布計画にあるもの場合は、保健所に相談するとともに業者と連携し、頒布の中止、回収を検討し、必要に応じて実施する。
- ⑦ イベント本部は、危機対策会議を開催し、イベントの続行または中止の決定を行う。
- ⑧ 中止の決定が出た場合、危機管理担当者は参加者に速やかに連絡する。
- ⑨ イベント本部は必要に応じて、事実及び対応について関係者、参加者、報道機関等に情報提供する。

12 問題行動（けんか、喫煙、飲酒など）

＜例＞ 参加生徒どうしがストレスと疲労から、些細なことでけんかになった。

- ① 発見者（対応者）は、状況を危機管理担当者に連絡するとともに、けんかの仲裁を行う。
- ② 危機管理担当者は、現場に急行し、けが人がいる場合は、救護所等で応急手当を講じるとともに、重傷の場合は救急車を要請する。
- ③ 危機管理担当者は、イベント本部に状況を報告する。
- ④ 危機管理担当者は、学校、引率者等に連絡する。

【重傷者がいる場合】

- ① 状況によって、イベントを一時中断する。
- ② 状況によって、イベント本部は、危機対策会議を開催し、大会の再開または中止を決定する。また、必要に応じて警察署へ連絡する。
- ③ 危機管理担当者は、イベントの再開または中止の決定を参加者に速やかに連絡する。
- ④ イベント本部は必要に応じて、事実及び対応について関係者、参加者、報道機関等に情報提供する。

13 住民からの苦情（音、渋滞など）

＜例＞ 練習会場の楽器演奏の音がうるさいと近くの住民が怒鳴り込んできた。

- ① 対応者は、苦情内容について詳しく聴き取るとともに、イベント本部に連絡する。
- ② イベント本部は、係員を現場へ派遣する。
- ③ 係員は、相手の方の話をじっくり聴くとともに、迷惑をかけていることについて、丁重にお詫びする。また、イベントの開催趣旨等をていねいに説明し、理解が得られるよう努める。

14 忘れ物、落し物

＜例＞ 忘れ物や落し物を発見した。忘れ物や落し物が届けられた。

- ① 忘れ物、落し物を発見した場合、または届けられた場合は、イベント本部へ移送する。
- ② イベント本部において、忘れ物、落し物整理簿に必要事項を記述する。
- ③ 持ち主が現れた場合、忘れ物、落し物整理簿へのサイン等を徹底する。

41 災害及び事件・事故発生後の心身への影響(心のケア)

ケース1 (災害発生直後)

夕方、大地震が発生。学校は避難所になり、地域の人々が避難してきた。そのとき、「脚が痛い」と泣いていたと、小学校2年生のAが養護教諭のもとへ連れられてきた。Aは家が倒壊し、父と2人で学校に避難してきた。母と弟は外出中だったため安否は不明。Aは「お父さんは、お母さんたちを探しに行った」と言っている。

○初期対応のポイント

関係づくりの前提となる応急手当と心のケア

- ① Aを安全な場所に移動させる。
- ② 「どこが痛むの？」などのやりとりをしながら、脚のけがや他のけが、また、健康状態を確認し、必要な応急手当を行いつつコミュニケーションを図る。必要があれば、医師等に対応を引き継ぐ。
- ③ もし、実際のけががなくても、不安な気持ちを「脚が痛い」ということで表現している可能性もあると考え、対応する。
- ④ Aの話を、共感的に聴く。ただし、無理に聴き出さないこと。
- ⑤ Aの状況を校長に報告する。校長は、安否確認、避難所運営支援及び教育再開の取組とあわせて心のケアの取組を組織的に実施する。
- ⑥ 母や弟のことが心配だという話があったら、父や自主防災組織等が対応していることを伝え、安心させる。
- ⑦ 話がしたくなったら、また来てもいいことを伝え、今後もAと関係をつないでいく。
- ⑧ 父が戻ってくるまで、教職員、親戚、近所の方など大人が目が届くところにいるようにする。(食事等生活面に配慮する。)
- ⑨ 父または母が戻ってきたら、Aの状態を説明する。

ケース2 (災害発生1週間後)

大地震発生から1週間が経過。Aの弟は無事だったが、母親は大腿部を骨折し入院している。避難所となった学校で、担任と養護教諭が子どもたちの様子を見てみると、他の子どもたちが遊んでいる中、Aが一人でボーッとしている姿を時々見かける。

○対応のポイント

心のケア

- ① Aに声をかけるなどして関係をつなぎ安心感を持たせる。
- ② 「脚が痛いのはもう大丈夫?」、「他に痛いところや変な感じはない?」など、体の感じから尋ね、健康状態を確認する。その際、急性ストレス反応に留意する。必要があれば、医師、カウンセラー、専門機関等と連携して対応する。
 - 急性ストレス反応の例
 - 【感情面】感情が動かない、強い不安、眠れない、孤独感、怒り
 - 【思考面】集中力の低下、思考力の減退、判断力の低下、無気力
 - 【行動面】怒りっぽい、興奮する、閉じこもる
 - 【身体面】頭痛、腹痛、便秘や下痢、食欲不振
- ③ Aの話を、共感的に聴く。ただし、無理に聴き出さないこと。
- ④ Aの様子を見ながら、Aがいつもよくしている遊びでいっしょに遊んだり、気分転換になるようなことを提案したりしてみる。また、他の子たちとの遊びに誘ってみる。
- ⑤ 校長に報告し、校内で情報共有するなど、組織的に継続して心のケアを進める。
- ⑥ 父に、Aの様子について説明し、急性ストレス反応があらわれるなど気になることがあれば、医師、カウンセラー、専門機関、学校等に相談するよう依頼する。

その際、急性ストレス反応などは、衝撃的な出来事に対する自然な反応や症状であり、その多くは一時的なものであるが、見逃したり適切な対応をしないと、長引いたりこじらせたりする可能性があることを説明する。

※事件・事故発生後の心のケアについても基本的な考え方は同じである。詳細は参考資料にあげた「子どものこころのケアのために(平成22年7月 文部科学省)」を参考にする。

災害及び事件・事故発生後の心のケアのポイント

災害及び事件・事故発生後における児童生徒の心のケアについて、日々児童生徒と接する教職員は重要な役割を担っている。このため、教職員は児童生徒の心のケアの方法について、よく知っていることが大切である。また、このような災害時の児童生徒の心のケアについては、学校の危機管理・防災体制の一環として位置づけ、組織的に実施することが大切である。

- ① 児童生徒の話に耳を傾けること。無理に聴き出すのではなく、児童生徒のペースに合わせた傾聴が大切。児童生徒の体験や不安な感情を分かち合っ、児童生徒の心に安心感を与える。
- ② 児童生徒の話聴くときには、うなずいたり、返事をしたりして、共感的に聴くことが大切である。児童生徒が反抗的、感情的になっていても、災害及び事件・事故に対する正常な反応であるため、あわてず、児童生徒が落ち着きを取り戻し、立ち直っていくのを長い目で見守る。
- ③ できるだけ言葉がけをし、教職員自身が児童生徒とふれ合う機会を多く持つようにする。また、遊びや運動を通して、児童生徒の心と体をリラックスさせたり、児童生徒同士が関わり合ったりするよう配慮する。
- ④ 勉強ができなくなったり、決められた仕事ができなくなったりしても、しばらくの間は静観し、温かく見守る。
- ⑤ うつ状態になって自死をほのめかすなど、症状が重い場合には、教職員自身がスクールカウンセラーや専門機関に相談したり、児童生徒や保護者にスクールカウンセラーや専門機関を紹介したりするなどして連携を図る。
- ⑥ 対応に困ったら、一人で抱え込まない。仲間と声をかけあい、自分の限界を知り、仲間と協力し合っ活動することが大切。教職員自身もストレスにさらされるので、かけがえのない自分を大切にすることも忘れないようにする。

○災害及び事件・事故発生後にあらわれる主な精神疾患

1 心的外傷後ストレス障害（PTSD）

災害後1ヵ月以上にわたり次の症状が認められる場合をいう。

○災害を持続的に再体験する症状

災害の夢や怖い夢をみる。災害のことが思い出され、不安や恐怖を感じる。災害が再び起こっているかのように行動したり、感じたりする。災害に関する遊びを繰り返す。

○災害と関連した刺激を回避しようとする

災害のことを思い出したくない。災害を受けた場所や状況を回避する。

○全般的反応性の麻痺

興味関心、活動意欲の減退。感情の縮小。

○持続的な覚醒亢進症状

寝つきにくい。かんしゃくを起こしやすい。集中しにくい。警戒心が強くなる。

※災害後、特に問題なく過ごしていた児童生徒でも、数ヵ月以上経過した後にPTSDの症状を表す場合がある。

2 うつ病

災害後には、うつ病が出現したり、もともとあったうつ病が悪化したりすることがある。

以下のような症状が認められる。

○抑うつ気分 憂うつ、気が滅入る、落ち込む、悲観的

○意欲の障害 やる気が出ない、気力が出ない、何に対しても興味がわかない

○思考の障害 頭の回転が鈍い、考えが進まない、決断力や判断力の低下

○無価値感 「自分など生きていてもしょうがない」と考える

○自責感 「周囲に迷惑をかけて申し訳ない」「足手まといだ」と考える

○希死念慮 「死にたい」と考える

○食欲の減退 体重の減少

○睡眠障害 よく眠れない、途中で目が覚める、朝早く目が覚める

○身体症状 疲労感、倦怠感、頭痛、頭重感、めまい、吐き気、口渇、便秘、下痢など

○参考資料

- ・「子どものこころのケアのために ―災害や事件・事故発生時を中心に―」
(平成22年7月 文部科学省)
- ・「学校における防災の手引」(三重県教育委員会)

【参考】令和6年7月22日付事務連絡

「学校事故対応に関する指針」に基づく事故発生時の報告について

学校事故の対応に関して、事件・事故災害の未然防止とともに、事故発生時の適切な対応や事故発生後の速やかな調査・検証等の実施などを定めた「学校事故対応に関する指針」について、文部科学省が令和6年3月に改訂した内容を、令和6年3月27日付け事務連絡で通知をしたところです。

同指針では、学校管理下で発生した事故のうち、国等に報告が必要となる事故の要件が定められており、該当する事故が発生した場合には、学校は速やかに学校の設置者に報告を行うこととしています。

つきましては、下記のとおり事故発生時に報告が必要となる事故の要件を連絡させていただきますので、内容を改めて確認いただくとともに、報告が必要な事故が発生した場合には、速やかに対応いただきますよう、お願いいたします。

記

1 報告が必要となる事故

- ・ 全ての学校管理下（本指針においては登下校中を含む）において発生した死亡事故
- ・ 治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う場合等重篤な事故（重篤な事故には、治療に要する期間が30日以上でなくても意識不明（人工呼吸器を装着、ICUに入る等）の場合や、身体の欠損（歯を含む）・身体機能の喪失を伴う事故等を含む）

2 報告の流れ

- ・ 該当する事故が発生した場合、学校は学校の設置者（県教育委員会）に速やかに報告を行う。（県教育委員会の報告先は、年度当初に配付した「危機発生時における県教育委員会事務局の対応課一覧」を参照してください。）
- ・ 県教育委員会は、国に報告を行う。

3 その他

- ・ 報告が必要な事故が発生した場合、原則として学校が速やかに基本調査を実施し、調査結果を学校の設置者に報告する必要があります。
- ・ 本指針（改訂版）及び各様式等は、文部科学省の下記ウェブサイトに掲載しています。
<https://anzenyouiku.mext.go.jp/guideline-jikotaiou/index.html>

県立学校用 危機発生時における県教育委員会事務局の対応課一覧

R7/4/1

危機が発生した場合、次の分類を参考に教育委員会へ報告してください。所管がはっきりしない場合は、一番下の教育総務課 学校防災・危機管理班へ報告してください。

番号	大分類	中分類	事案	対応課
1	児童生徒に関する こと	問題行動 犯罪被害 交通事故等	・学校内外での児童生徒の犯罪及び犯罪被害 (暴力行為やいじめ等を含む) ・交通事故、水難事故、転落事故に係る重大事案 ・児童生徒への不審者事案(不審者侵入、不審電話を含む) (児童生徒に被害・影響、またはその恐れのある場合)	生徒指導課 059-224-2332
		食中毒・感染症等	・学校給食にかかる事故(食中毒、異物混入等) ・感染症(第一種及び結核、麻しん、腸管出血性大腸菌感染症等) ・その他感染症が集団発生したとき(インフルエンザ、ノロウイルス等) ・アレルギー事例	保健体育課 (健康教育班) 059-224-2969
		授業、特別活動における事故 (※体育、運動部活動を除く)	・実験実習中の事故、校外学習中の事故 ・修学旅行、研修旅行中の事故 ・みえ高文祭、産業教育フェア等における事故	高校教育課(高校教育班) 059-224-3002 特別支援教育課 (特別支援教育班) 059-224-2961
		体育の授業、運動部活動にお ける事故	・体育授業時の事故 ・運動部活動時の事故	保健体育課 (学校体育班) 059-224-2973
2	教職員の服務管理 に関する こと	教職員に関する事故等	・教職員による交通事故、他者への損害 ・教職員の不祥事(公金横領、収賄、セクハラ、体罰、飲酒運転等) ・教職員に対する暴力や不当要求、教職員の災害、事件、事故等の権災	教職員課 (県立学校人事班) 059-224-2956
		公務災害・通勤災害に関する こと	・教職員の職場内や通勤途中の事故等 ・出張中の事故等	業務災害発生報告に関する こと 福利・給与課 (福利健康班) 059-224-2939 公務・通勤災害補償に関する こと 教職員課 (事務局人事班) 059-224-2953
		教職員の感染症	・教職員の結核による休業及び結核以外の感染症による入院	福利・給与課(福利健康班) 059-224-2939
3	人権侵害に関する こと	学校における人権侵害(差別 事象)	・学校における人権侵害(差別事象)	人権教育課 (県立学校班) 059-224-2745
4	パソコン、ネットワ ークに関する こと	不正侵入	・学校情報ネットワークにおける事故及び外部からの攻撃 (例)ウィルス検出やホームページの書き換え等	教育総務課 (教育ICT化推進班) 059-224-3008
			・レインボーメッセージ及び生徒用パソコンに関する事故	高校教育課(高校教育班) 059-224-3002
5	学校施設の管理に 関すること	施設の損壊	・学校施設(校舎、グラウンド等)の損壊 ・不審者の侵入(学校施設に被害がある場合)	学校経理・施設課 (県立学校経理・施設班) 059-224-2955
6	金品・諸表簿の管 理に関する こと	盗難、亡失、損壊、個人情報 流出 (※盗まれたもの、破壊された もの、流出したものにより連絡 してください)	・児童生徒の住所・電話番号等の個人情報記載された文書の盗難・亡 失・流出 ・評定やテストの得点が記載された文書の盗難・流出 ・授業や実習で使う化学薬品(毒劇物)の盗難	高校教育課(高校教育班) 059-224-3002 特別支援教育課 (特別支援教育班) 059-224-2961
			・健康の記録(既往症や健康診断結果が記入されたもの)の盗難・流出	保健体育課 (健康教育班) 059-224-2969
			・パソコンの盗難・損壊(ED・DK・財務・SK/パソコン) (盗難の場合、必ず個人情報の有無を確認し報告すること。) ・金品(現金、有価証券、物品等)の盗難、亡失、損壊	教育財務課 (事務局経理班) 059-224-3320
			・授業料、就学支援金、奨学給付金、修学奨学金に関する書類の盗難・流 出	教育財務課 (修学支援班) 059-224-2940
			・公用車交通事故にかかる示談	学校経理・施設課 (県立学校経理・施設班) 059-224-2955
7	災害に関する こと	地震・風水害等	・災害等による被害(地震、津波、台風、火事等) ・学校近くでの化学工場施設の爆発 ・テロによる水道への毒物混入	教育総務課 (学校防災・危機管理班) 059-224-3301
8	所管が不明な こと	所管不明		窓口・教育総務課 (学校防災・危機管理班) 059-224-3301

※複数課での対応が必要と考えられる場合は、学校で、最も適切と考えられる課に報告してください。教育委員会事務局内で、速やかに複数課からなる対応チームを編成するなどして対応します。

例 「多数の生徒が修学旅行中に腹痛を起こし、食中毒か感染症の疑いが生じた」
→ 高校教育課又は保健体育課のいずれかに報告する。

市町等教育委員会の所管する学校・園で危機が発生した場合、必要に応じ、次の分類を参考に、県教育委員会の該当課に報告してください。

番号	大分類	中分類	事案	対応課
1	児童生徒に関すること	問題行動 犯罪被害 交通事故等	・学校内外での児童生徒の犯罪及び犯罪被害 (暴力行為やいじめ等含む) ・交通事故、水難事故、転落事故に係る重大事案 ・児童生徒への不審者事案(不審者侵入、不審電話を含む) (児童生徒に被害・影響、またはその恐れのある場合)	生徒指導課 059-224-2332
		食中毒・感染症等	・学校給食にかかる事故(食中毒、異物混入等) ・感染症(第一種及び結核、麻しん、腸管出血性大腸菌感染症等) ・その他感染症が集団発生したとき(インフルエンザ除く) ・アレルギー発症事例(入院、アドレナリン自己注射薬使用時等)	保健体育課 (健康教育班) 059-224-2969
		授業、特別活動における事故 (※体育・保健体育、運動部活動を除く)	・実験実習中の事故、校外学習中の事故 ・修学旅行、研修旅行中の事故	小中学校教育課 (小中学校教育班) 059-224-2963
		体育・保健体育の授業、運動部活動における事故	・体育・保健体育授業時の事故 ・運動部活動時の事故	保健体育課 (学校体育班) 059-224-2973
2	教職員の服務管理に関すること	教職員に関する事故等	・教職員による交通事故、他者への損害 ・教職員の不祥事(公金横領、収賄、セクハラ、体罰、飲酒運転等) ・教職員に対する暴力や不当要求、教職員の災害、事件、事故等の罹災 ・出張や旅行中のケガ、病気	市町教育支援・人事担当 059-224-2966(北勢、津・松阪) 2967(南志、伊賀) 2965(東紀州) ※教職員の公務・通勤災害補償に関すること 教職員課(事務局人事班) 059-224-2953
3	人権侵害に関すること	学校における人権侵害(差別事象)	・学校における人権侵害(差別事象)	人権教育課 (市町支援班) 059-224-2744
4	パソコン、ネットワークに関すること	不正侵入	・小中学校ネットワークにおける事故及び外部からの攻撃 (例)ウイルス検出や業務システムの改ざん等	教育総務課 (教育ICT化推進班) 059-224-3008 福利・給与課 (小中学校給与班) 059-224-2952
5	学校施設の管理に関すること	施設の損壊等	・学校施設(校舎、グラウンド等)の損壊 ・不審者の侵入(学校施設に被害がある場合)	学校経理・施設課 (公立学校助成班) 059-224-2954
6	諸帳簿等の管理に関すること	盗難、亡失、個人情報の流出	・児童生徒の住所、電話番号等の個人情報に記載された文書の盗難・亡失・流出 ・評定やテストの得点が記載された文書の盗難・流出 ・授業や実習で使う化学薬品(毒劇物)の盗難	小中学校教育課 (小中学校教育班) 059-224-2963
			・健康の記録(既往症や健康診断結果が記入されたもの)の盗難・流出	保健体育課 (健康教育班) 059-224-2969
7	災害に関すること	地震・風水害等	・災害等による被害(地震、津波、台風、火事等) ・学校近くでの化学工場施設の爆発 ・テロによる水道への毒物混入	教育総務課 (学校防災・危機管理班) 059-224-3301
8	所管が不明なこと	所管不明		窓口・教育総務課 (学校防災・危機管理班) 059-224-3301

※複数課での対応が必要と考えられる場合は、最も適切と考えられる課に報告してください。

例「多数の児童が修学旅行中に腹痛を起こし、食中毒か感染症の疑いが生じた」
→ 小中学校教育課又は保健体育課のいずれかに報告する。

学校管理下における危機管理マニュアル

令和 7年3月改訂

令和 6年3月改訂

令和 5年3月改訂

令和 4年3月改訂

令和 3年4月改訂

令和 2年4月改訂

平成31年4月改訂

平成30年5月改訂

平成29年6月改訂

平成28年6月改訂

平成27年6月改訂

平成26年4月改訂

平成25年4月改訂

平成24年4月改訂

平成23年4月改訂

平成22年4月改訂

平成21年4月改訂

平成20年4月改訂

平成19年4月改訂

平成18年4月改訂

平成14年7月改訂

平成12年9月発行

三重県教育委員会事務局

教育総務課

学校防災・危機管理班

住 所 三重県津市広明町13

電 話 059-224-3301

F A X 059-224-2319